

# 障害保健福祉関係主管課長会議資料

令和7年3月

社会・援護局障害保健福祉部  
精神・障害保健課／  
依存症対策推進室／  
医療観察法医療体制整備推進室／  
心の健康支援室／  
公認心理師制度推進室

# 目 次

## 【精神・障害保健課】

### 【医療観察法医療体制整備推進室】

- 1 改正精神保健福祉法の施行について…………… 1
- 2 精神科病院における障害者虐待に対する都道府県等の対応等について… 3
- 3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について…………… 9
- 4 心神喪失者等医療観察法の地域連携等について ……………29
- 5 公費負担医療等のオンライン資格確認等について ……………35
- 6 自立支援医療、精神障害者保健福祉手帳等の申請手続きのオンライン化について……………47
- 7 自立支援医療等における利用者負担区分の見直しについて……………51
- 8 新たな地域医療構想について……………53

### 【依存症対策推進室】

- 9 依存症対策について……………57

### 【心の健康支援室】

- 10 心のケア対策について……………84
- 11 てんかん対策等について……………110
- 12 精神障害者保健福祉手帳について……………120

### 【参考資料】

- 13 令和7年度精神・障害保健課予算案の概要……………131

## 1. 改正精神保健福祉法の施行について

### (1) 改正精神保健福祉法の施行について

改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）については、その一部が令和5年4月に施行されたところであるが、令和6年4月には、

- ・医療保護入院制度の期間制限等の見直し
- ・入院者訪問支援事業の創設（法定事業化）
- ・虐待防止のための取組の推進と通報制度の整備
- ・市町村の相談支援体制の整備

に関する改正が施行された。

これに関しては、以下の省令・通知を始めとした関係資料を参照いただき、円滑な実施について、ご対応をお願いしたい。

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（令和5年11月27日公布・令和6年4月1日施行）
- 令和5年11月27日障発1127 第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令」の公布等について（通知）」

なお、改正精神保健福祉法に関する資料は、当省ホームページに掲載している。同ページには関連通知や関連様式も掲載しているため、適宜ご参照いただきたい。

（掲載先）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaiishahukushi/kaisei\\_seisin/index\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaiishahukushi/kaisei_seisin/index_00003.html)

改正法の趣旨も踏まえつつ、引き続き医療機関等への周知及び体制の確保等について対応をお願いする。

# 令和4年障害者総合支援法等の一部改正による精神保健福祉法の改正概要

(令和4年12月16日公布)

## 【公布日(令和4年12月16日)施行】

- ・ 目的規定における権利擁護の明確化

## 【令和5年4月1日施行】

- ・ 患者に対し身体に対する暴力等を行った者等を「家族等」の範囲から除外。
- ・ 医療保護入院等の患者及びその家族等に対し、書面での入院理由等の告知を義務化。

## 【令和6年4月1日施行】

(医療保護入院の入院手続等に関する事項)

- ・ 入院期間を法定化し、一定の要件を満たす場合は、入院期間を更新できる。
- ・ 家族等が同意又は不同意の意思表示を行わない場合は、市町村長同意の依頼ができる。
- ・ 地域援助事業者の紹介を義務化。

(措置入院者の退院促進措置等に関する事項)

- ・ 退院後生活環境相談員の選任及び地域援助事業者の紹介を義務化。
- ・ 措置入院時の精神医療審査会での審査の実施。

(入院者訪問支援事業に関する事項)

- ・ 都道府県等は、市町村同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望に応じ、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員による支援を行う事業を実施できる。

(虐待の防止に関する事項)

- ・ 精神科病院における虐待防止措置の義務化。
- ・ 精神科病院の業務従事者による虐待を発見した者から都道府県等への通報の義務化。

(精神保健に関する相談支援体制の整備に関する事項)

- ・ 都道府県等が実施する相談支援について、日常生活に係る精神保健に課題を抱える者も支援対象に加える。
- ・ 都道府県は、市町村の精神保健に関する相談支援に関し、必要な援助を行うよう努める。

## 2. 精神科病院における障害者虐待に対する都道府県等の対応等について

### (1) 令和4年の法改正による見直し

令和4年の精神保健福祉法改正により、以下のとおり、精神科病院の虐待の防止に関する規定が新設された。

- ① 精神科病院の患者に対する虐待への対応について、従事者への研修や患者への相談体制の整備等の虐待防止等のための措置の実施を、精神科病院の管理者に義務付ける。
- ② 精神科病院の業務従事者による虐待を受けたと思われる患者を発見した者に、速やかに都道府県等に通報することを義務付ける。あわせて、精神科病院の業務従事者は、都道府県等に伝えたことを理由として解雇等の不利益な取扱いを受けないことを明確化する。
- ③ 都道府県等は、毎年度、精神科病院の業務従事者による虐待状況等を公表するものとする。
- ④ 国は、精神科病院の業務従事者による虐待に係る調査及び研究を行うものとする。

### (2) 都道府県における対応

精神科病院における障害者虐待の通報等を受けた場合、適切に事務が実施されるよう、都道府県等における通報者等からの聞き取りや事実確認等に関する以下のような対応手順を事務取扱要領としてお示ししているので、適切に対応いただきたい。具体的な手順はP〇(登録パワポP1)の下のとおり。

- ① 通報等を受けた都道府県等において、通報内容等に基づき「虐待通報受付票」や「事実確認チェックシート」を作成。
- ② 上記資料を活用し適切に状況把握を行い、担当部局の管理職及び職員で構成される「担当部局会議」にて初期対応の検討を行う。
- ③ 事案に応じ、精神科病院への立入検査等により、虐待の事実確認を行う。
- ④ 立入検査による事実確認等に基づき「対応方針決定シート」を作成。
- ⑤ 当該資料を活用し、担当部局の職員と外部有識者等で構成される「虐待対応ケース会議」を開催し、虐待事実の判断及び対応方針を決定。
- ⑥ 虐待の事実を認定した場合には改善命令等を実施する。

### (3) 精神科病院の業務従事者による虐待状況等の公表について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第40条の7において、都道府県・指定都市は毎年度、業務従事者による障害者虐待の状況、業務従事者による障害者虐待があった場合に採った措置等を公表することとされているため、適切にご対応をお願いしたい。

また、当省においては、令和6年3月7日付障精発0307第1号厚生労働省

社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知「精神科病院における業務従事者による障害者虐待に関する公表事項について」においてお知らせしているとおり、上記内容の情報提供のご協力を予定しているところであり、追って報告様式に関する事務連絡を発出させていただく。

#### **(4) 都道府県・指定都市における虐待対応体制整備支援事業について**

精神科病院に対する指導監督権限を有する都道府県・指定都市において、虐待の防止や障害者の保護等の対応ができる体制を整備するための財政的支援として、令和6年度より、「都道府県・指定都市における虐待対応体制整備支援事業」を「地域生活支援促進事業」の一事業として新設したところ。

各都道府県・指定都市においては、精神科病院における虐待を防止するための研修や普及啓発等を支援するとともに、虐待通報窓口の設置や、虐待事案に対する適切な対応のため、当該事業を積極的にご活用いただくようお願いする。

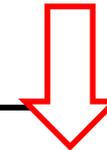
# 精神科病院における虐待防止に向けた取組の一層の推進

## 現状・課題

- 精神科病院における虐待防止の取組を進めるため、**管理者のリーダーシップのもと、組織全体で推進**すること等が必要。
- 現在、職員等への研修、マニュアルの作成等、精神科病院の虐待防止に向けた取組事例を都道府県等を通じて周知し、虐待防止、早期発見、再発防止に向けた**組織風土**の醸成を推進しているが、虐待防止に向けた取組みを更に進めるため、精神保健福祉法上、精神科病院に対する虐待防止等のための措置を義務づける等の規定を設けることが適切。

## 令和4年の法改正による見直し内容

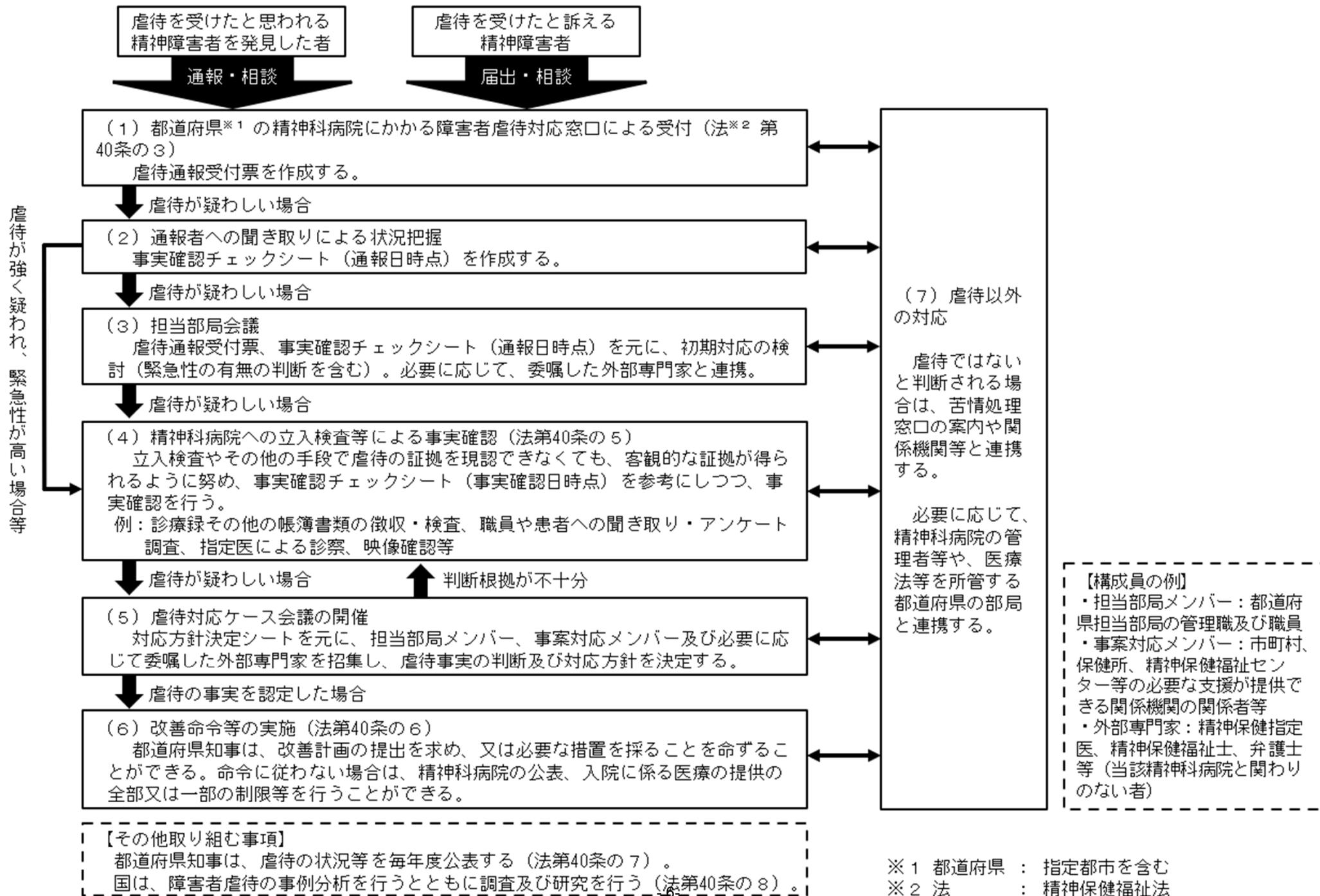
- 令和4年の精神保健福祉法改正により、以下のとおり、精神科病院の虐待の防止に関する規定を新設（施行は令和6年4月）。
  - 精神科病院の患者に対する虐待への対応について、**従事者への研修や患者への相談体制の整備等の虐待防止等のための措置の実施を、精神科病院の管理者に義務付ける。**
  - **精神科病院の業務従事者による虐待を受けたと思われる患者を発見した者に、速やかに都道府県等に通報することを義務付ける。**  
あわせて、**精神科病院の業務従事者は、都道府県等に伝えたことを理由として解雇等の不利益な取扱いを受けないことを明確化する。**
  - **都道府県等は、毎年度、精神科病院の業務従事者による虐待状況等を公表**するものとする。
  - **国は、精神科病院の業務従事者による虐待に係る調査及び研究を行うものとする。**



## 都道府県における対応

- 精神科病院における障害者虐待の通報等を受けた場合、適切に事務が実施されるよう、**都道府県等における通報者等からの聞き取りや事実確認等に関する以下のような対応手順を事務取扱要領としてお示しする。**具体的な手順は別添のとおり。
  - ①通報等を受けた都道府県等において、通報内容等に基づき「虐待通報受付票」や「事実確認チェックシート」を作成。
  - ②上記資料を活用し適切に状況把握を行い、担当部局の管理職及び職員で構成される「担当部局会議」にて初期対応の検討を行う。
  - ③事案に応じ、精神科病院への立入検査等により、**虐待の事実確認**を行う。
  - ④立入検査による事実確認等に基づき「対応方針決定シート」を作成。
  - ⑤当該資料を活用し、担当部局の職員と外部有識者等で構成される「虐待対応ケース会議」を開催し、**虐待事実の判断及び対応方針を決定**。
  - ⑥虐待の事実を認定した場合には改善命令等を実施する。

## 精神科病院の業務従事者による障害者虐待に対する都道府県における対応の流れ



○「精神科病院における虐待防止対策に係る事務取扱要領について」（令和5年11月27日障発1127第11号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（抄）

第2 都道府県の虐待対応窓口の設置、運用について

(4) 精神障害者虐待事実確認チェックシート(通報時評価)の作成  
(略)

特に、様式2「精神障害者虐待事実確認チェックシート」の太字・下線で示している項目に該当する場合等、通報時点において虐待が強く疑われ、緊急性が高い場合等は緊急保護等の検討が必要となるため、「精神科病院に対する指導監督の徹底について」(平成10年3月3日障第113号・健政発第232号・医薬発第176号・社援第491号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・厚生省健康政策局長・厚生省医薬安全局長・厚生省社会・援護局長通知)に基づき、第3の担当部局会議の招集を行わず、予告期間なしに実地指導を行うこと(第4を参照)を検討すること。

(参考)様式2の「各虐待事項の例示」の太字・下線で示している項目

身体的虐待： 身体のいずれかの部位に外傷、骨折、火傷、あざ等がある  
殴る、ける、つねるなどの暴力行為が行われている

放置・放棄： 食事や水分を十分に提供しない等により、著しい体重の増減、やせすぎが見られるにもかかわらず、適切な介入が行われていない

皮膚の潰瘍や褥瘡が悪化しているにもかかわらず、適切なケアが行われていない

性的虐待： 性行為・わいせつな行為を強要されている

性的な嫌がらせ(裸にされる、キスをされる等)や、はずかしめを受けている

○「「精神科病院に対する指導監督等の徹底について」の一部改正について」（令和5年11月27日障発1127第12号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（抄）

3 実地指導等の実施方法について

(2) 実地指導の方法について

イ 法律上適正を欠く等の疑いのある精神科病院に対して実地指導を行う場合には、最長でも1週間から10日間の予告期間をもって行うこととするが、虐待防止対策事務取扱要領第2の(4)後段に該当する場合など、入院中の者に対する虐待が強く疑われ、緊急性が高い場合等については予告期間なしに実施できること。

# 都道府県・指定都市における虐待対応体制整備支援事業

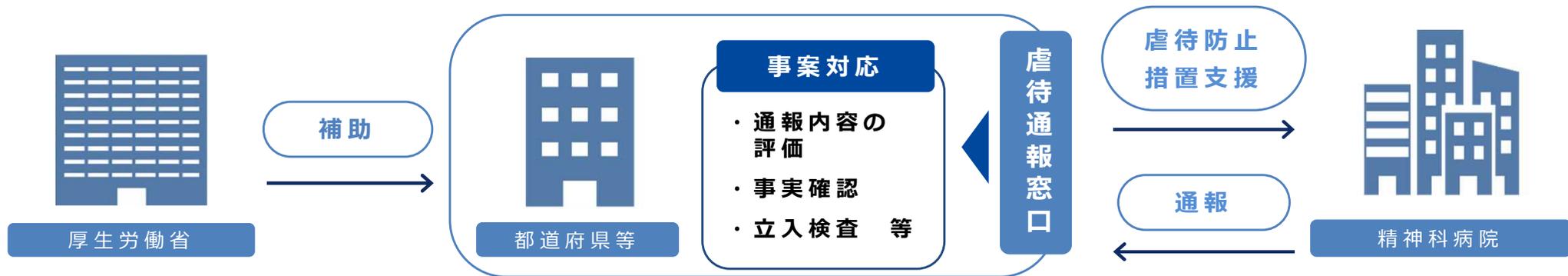
令和7年度予算案 41百万円 (41百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

令和4年の精神保健福祉法改正により、令和6年4月以降においては、精神科病院の業務従事者による虐待を受けたと思われる患者を発見した者は速やかに都道府県・指定都市に通報することが義務付けられたため、精神科病院に対する指導監督権限を有する都道府県・指定都市において、精神科病院における虐待防止措置を支援するとともに、虐待通報窓口を設置し、虐待事案に対し適切な対応をするために必要な経費について財政的支援を行うことにより、虐待の防止や障害者の保護等の対応ができる体制を整備する。

## 2 事業の概要・スキーム

都道府県・指定都市において、精神科病院における虐待を防止するための研修や普及啓発等を支援するとともに、虐待通報窓口を設置し、虐待事案に対し適切な対応するために必要な経費について、財政的支援を行う。



## 3 実施主体等

実施主体：都道府県・指定都市

補助率：1 / 2

### 3. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について

#### (1) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進

平成 29 年「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」報告書において、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を目指すことを新たな政策理念として明確にした。

#### (2) 市町村における相談支援体制の充実について

令和 4 年の法改正により、都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援の対象に「精神保健に関する課題を抱える者」が追加された。

住民にとって身近である市町村において、福祉や母子保健等の様々な支援と一体または、連携し精神保健に関する積極的な相談支援体制の充実を図ることが求められている。

都道府県においても、これまでの相談支援に加え、市町村における相談支援体制の整備に関する技術的助言等の支援を実施することが求められている。

また、令和 5 年 9 月に報告書がとりまとめられた「市町村における精神保健に係る相談支援体制整備の推進に関する検討チーム」では、市町村における相談支援体制整備や人材育成等に関して、具体的かつ実効的な方策について議論された。

これらの動向を踏まえ、「保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領」及び「精神保健福祉センター業務運営要領」を改正し、令和 6 年 4 月に施行した。

また、同検討チームにおける検討内容を踏まえ、自治体における精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談支援の質の向上を図るために、精神保健福祉相談員講習会のカリキュラム等の改正を行うとともに、厚生労働科学研究班において本講習会で活用できる講義資料及び動画等を作成し、ホームページ上で公開しているため、積極的な講習会の開催を検討いただきたい。

#### (3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組について

##### ア) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

平成 29 年度に創設した本構築推進事業は、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、精神障害者等のニーズや地域の課題を共有した上で、ピアサポートの活用やアウトリーチ支援など、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を実施するものである。本構築推進事業を活用し、取組を推進する都道府県等は年々増加しており、令和 6 年度においては 128 自治体にお

いて実施されている。

現時点における、本構築推進事業の事業メニューは、

- ①精神保健医療福祉体制の整備に係る事業
- ②普及啓発に係る事業
- ③住まいの確保と居住支援に係る事業
- ④当事者、家族等の活動支援及びピアサポートの活用に係る事業
- ⑤精神医療相談・医療連携体制の構築に係る事業
- ⑥精神障害を有する方等の地域生活支援に係る事業
- ⑦地域生活支援関係者等に対する研修に係る事業
- ⑧市町村等における相談支援体制の構築に係る事業
- ⑨その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業

であり、都道府県等におかれては、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を進めるために、本構築推進事業を積極的に活用いただきたい。

#### (予算(案)概要)

- ・令和7年度予算(案) 581,769千円
- ・補助先 都道府県・指定都市・保健所設置市・特別区
- ・補助率 1/2

#### イ) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるに当たり、障害保健福祉圏域等の単位において、精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築することが重要であるが、各都道府県等で地域特性を踏まえた地域包括ケアシステムを構築していくことを支援できるよう、平成29年度から本構築支援事業を実施している。

本構築支援事業は、実践経験のある保健・医療・福祉の有識者からなる広域アドバイザー及び都道府県等密着アドバイザーによる技術的支援や他の都道府県等との情報共有を得られる機会でもある。なお、事業の参加に当たっては、都道府県等において、モデル圏域を設定いただき、都道府県等密着アドバイザーの推薦依頼(保健・医療・福祉分野から1名ずつ。)について御協力をお願いすることとしているが、一方で、これらの設定等が困難であるため、本構築支援事業の参加が難しいという意見も伺っている。そのため、令和4年度から、モデル圏域の設定や密着アドバイザーの推薦が難しい場合であっても、本構築支援事業に参加できることとし、今まで参加困難と考えていた都道府県等や今後の活用について検討段階である都道府県等においても、技術的支援や他の都道府県等との情報共有の場として、積極的に参加いただきたい。

また、本構築支援事業において、地域包括ケアシステムの構築に向け、各都道府県等の取組から得られる知見を共有するための場として、アドバイザ

一・都道府県等担当者合同都道府県等担当者・アドバイザー等合同会議を年2回開催しており、令和7年度の第1回目は6月頃を予定している。さらに、令和7年度からは新たに、本構築支援事業及び入院者訪問支援事業に係るブロック会議を7月から10月に開催する予定であり、担当者が参加できるよう、業務の調整等をお願いしたい。

(予算(案)概要)

- ・令和7年度予算(案) 43,609千円
- ・補助先 委託

#### (4) 入院者訪問支援事業について

令和4年の精神保健福祉法の改正で、新たに「入院者訪問支援事業」が創設された。本事業は、都道府県等が行う研修を修了した者が、患者本人からの希望により、精神科病院を訪問して、患者の体験や気持ちを丁寧に聞くとともに、生活に関する一般的な相談等を行うものである。

都道府県等は、入院者訪問支援員を養成するための研修の実施、入院者訪問支援員の選任や派遣等、精神科病院の協力を得て、支援体制を構築する。

精神科病院の入院患者の権利擁護を一層推進するために、都道府県等におかれては、積極的に事業をご活用いただきたい。

(予算(案)概要)

- ・令和7年度予算(案) 187,569千円
- ・補助先 都道府県・指定都市・保健所設置市・特別区
- ・補助率 1/2

#### (5) 心のサポーター養成事業

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築する上では、地域住民の理解や支えも重要であり、普及啓発の方法を見直し、態度や行動の変容までつながることを意識した普及啓発の設計が求められている。

心のサポーターは、メンタルヘルスの問題を抱える家族の方やその同僚などに対する、傾聴を中心とした支援者のことを指しており、各地域で心のサポーターが養成されていくことで、地域における普及啓発にも寄与することが期待されている。

厚生労働省では、令和10年度までに全国で38万人、令和15年度までに全国で100万人の「心のサポーター」養成を目標とし、健康日本21(第三次)においても目標の指標として掲げている。令和7年度は都道府県等のほか、企業、保険者、官公庁、教育機関、職能団体、法人等などの団体等におけるサポーター養成の支援も実施する予定である。

引き続き、都道府県等には既存の補助事業等を活用しながら、サポーター養成を進めていただきたい。

(予算(案)概要)

- ・令和7年度予算(案) 27,546千円
- ・補助先 委託

## (6) 令和7年度精神科救急医療体制整備事業の実施について

精神科救急医療体制整備事業については、平成20年5月26日付け障発第0526001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「精神科救急医療体制整備事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)により実施しているところである。

精神科救急医療体制は、精神障害者等の地域生活を支えるための重要な基盤の一つであり、受診前相談や入院外医療により必ずしも入院による治療を要さない場合も念頭におきつつ、体制整備に取り組むことが重要である。

都道府県等においては、受診前相談や入院医療・入院外医療の提供といった精神科救急医療の提供に係る機能分化や、身体合併症対応の充実を図る観点から、一般の救急医療体制との連携強化などが必要とされているところであり、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進を図ることを基本的な考えとした精神科救急医療体制整備を推進されたい。

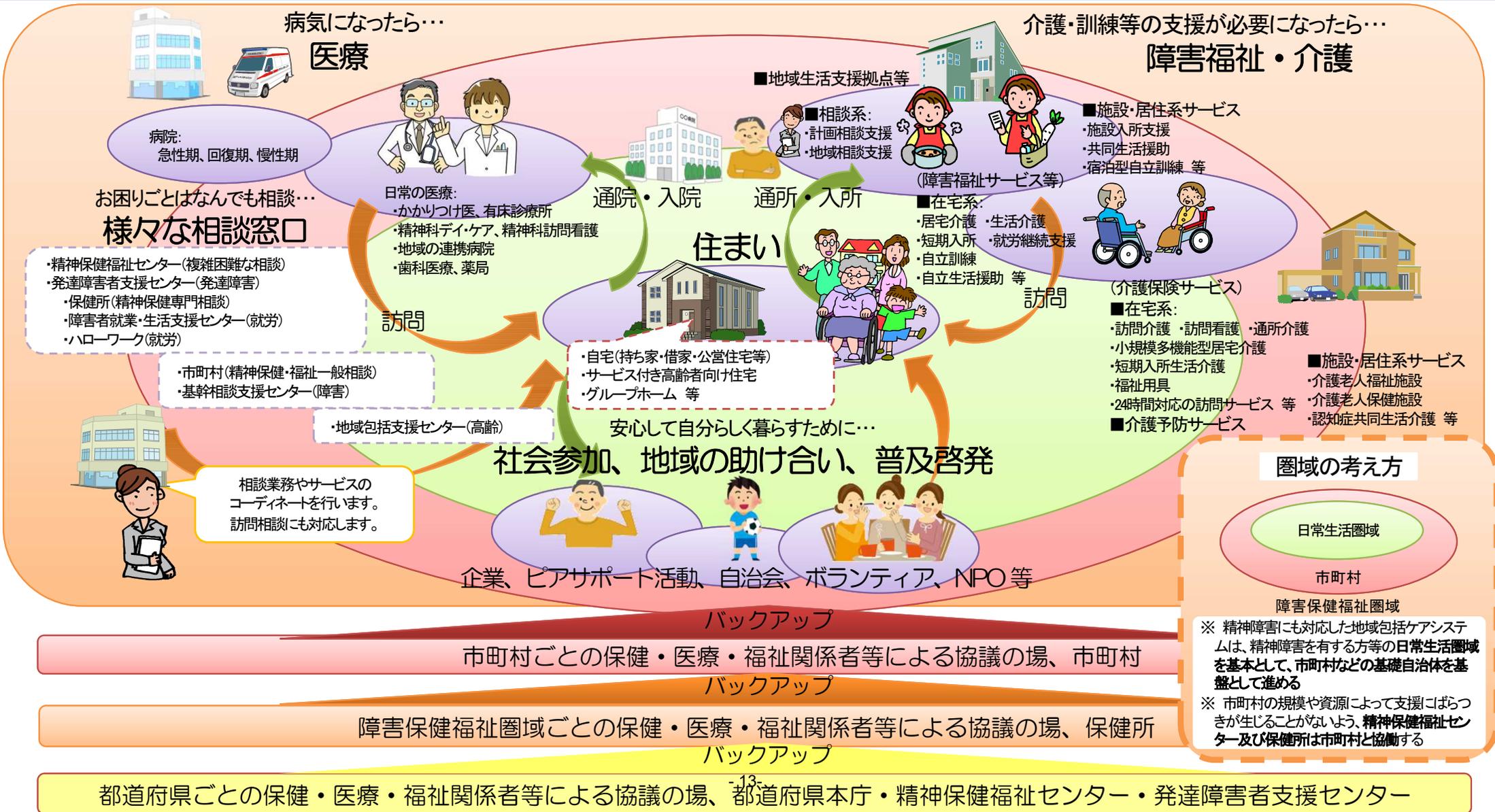
各都道府県、指定都市におかれては、令和7年度においても、本事業を通して、緊急な医療を必要とする全ての精神障害者等が、迅速かつ適正な医療を受けられるよう、精神科救急医療体制の確保に引き続き努めていただきたい。

(予算(案)概要)

- ・令和7年度予算(案) 18億円
- ・補助先 都道府県・指定都市
- ・補助率 1 / 2

# 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があり、同システムは地域共生社会の実現に向かっていく上では欠かせないものである。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の有無や程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、当事者・ピアサポーター、家族、居住支援関係者などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



# 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」と令和4年改正について

- 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」は、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されることを目指すこと理念としたもの。
- この理念の実現に向けては、精神保健福祉法のみならず、医療法、社会福祉法、障害者総合支援法、介護保険法、母子保健法、児童福祉法等の多くの法律が関連し、これらの法律に基づくサービスや支援等が精神障害者等に適切に提供される必要がある。
- これらのサービス・支援等を、精神障害者等の置かれた状態を踏まえ適切につなげるためには、自治体や保健所等による相談支援が包括的に実施されることが重要である。
- 令和4年の精神保健福祉法の一部改正では、こうした理念の実現に向け、精神保健福祉法に基づき自治体を実施する相談及び援助は、精神障害の有無やその程度にかかわらず、地域の実情に応じ、精神障害者及び精神保健に関する課題を抱えるものの心身の状態に応じた保健、医療、福祉、住まい、就労その他の適切な支援が包括的に確保されることを旨として行われなければならないことが規定された。

## 第六章 保健及び福祉

### 第二節 相談及び援助

#### （精神障害者等に対する包括的支援の確保）

**第46条** この節に定める相談及び援助は、精神障害の有無及びその程度にかかわらず、地域の実情に応じて、精神障害者等（精神障害者及び日常生活を営む上での精神保健に関する課題を抱えるもの（精神障害者を除く。）として厚生労働省令で定める者をいう。以下同じ。）の心身の状態に応じた保健、医療、福祉、住まい、就労その他の適切な支援が包括的に確保されることを旨として、行われなければならない。

# 「保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領」及び「精神保健福祉センター運営要領」の改正について

- 保健所及び市町村並びに精神保健福祉センターにおける業務の基本的な考え方を部長通知として示した「保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領」及び「精神保健福祉センター運営要領」については、それぞれ平成26年1月、平成25年4月に改正されて以降、約10年にわたって改正されていなかった。
- 令和4年6月に公表された「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会報告書」及び「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて～社会保障審議会 障害者部会報告書～」では、市町村による相談支援の体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、バックアップ体制の充実に向け、両運営要領の改正を行うべきことが示された。
- 令和5年9月に公表された「市町村における精神保健に係る相談支援体制整備の推進に関する検討チーム報告書」では、人材育成の観点において、現行の「保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領」には、組織的、戦略的、計画的な人事異動による育成を市町村が推進していくことを後押しする記載が不十分との指摘があった。
- さらに、各市町村内での精神保健に係る相談支援体制の整備や、専門職育成の重要性、都道府県からのバックアップの重要性を両運営要領に明記することで、自治体における相談支援体制の整備を後押しするべきと提言された。
- 「保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領」の「第3 業務」については、今般改正された精神保健福祉法の内容を中心に、今後特に期待される業務の順に変更した。
- このような経緯や、最近の法令改正の状況や精神保健福祉行政を取り巻く課題等を踏まえ、現行版の両運営要領を廃止し、令和6年4月1日より、新たな要領を適用することとした。

# 「市町村における精神保健に係る相談支援体制整備の推進に関する検討チーム」報告書

(令和5年9月22日) (概要)

## 背景

- 令和4年12月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」が成立し、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第46条において、市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化するための規定が新設された。
- こうした動向を踏まえ、今後の市町村における精神保健に係る相談支援体制整備を推進するため、令和5年2月に本検討チームを立ち上げ議論を重ね、本年9月に報告書としてとりまとめた。

## 市町村における精神保健に係る相談支援体制の整備

### 【現状及び課題】

- 8割以上の市町村が、自殺対策、虐待、生活保護、介護等の各分野において、精神保健に関する相談に対応。
- 重層的支援体制整備事業を活用する市町村は増えたが、福祉部局と保健部局との連携が不十分な中で、相談窓口の設置が行われることで、支援の引き受け手を探すのに苦労。
- 特に専門職の配置がない小規模の自治体では、事務職が相談を受け、適切な支援につながらないこともある。
- 専門の相談窓口や専門職の配置は、複合的課題を専門職が抱えこまざるを得ない等により、職員の孤立や支援の停滞の課題が生じることもある。

### 【方策】

- 相談支援で行われる「受けとめ」、「気づき」、「アセスメント」、「プランの立案及び実行」、「連携及び調整」の5つの機能を体制に位置づけるため、厚生労働科学研究班が類型化した横断的連携体制のイメージ図を、特に、保健所設置市以外の市町村の参考となるよう提示。
- 市町村の窓口に加え、アウトリーチ等によっても住民ニーズに気づき、相談を確実に適切な支援につなげ、医療も含めた課題を解決できるようにするため、保健師等の確保や相談支援部門への配置を進める等、保健の軸を作る必要。
- 体制整備のため、首長や管理職の理解を得るとともに、市町村単独ではなく、当事者及び家族の声を聞くこと、精神科医療機関の協力を得ること、保健所や精神保健福祉センターからのバックアップを受けることや、都道府県と連携して国の既存事業を活用することも有効。

## 市町村において精神保健に係る相談支援を担う人材の育成

### 【現状及び課題】

- 財政や人員の制約等により継続して専門性を研鑽する体制や、組織として専門職を育てる文化の醸成、理解等が十分ではない。
- 精神保健の担当以外の部門で相談を受けた場合、適切な支援につながらないことがある。
- 精神保健福祉相談員として育成しても、専門以外の業務への従事により、専門職としての知識や技術を有効に活用できない場合もある。
- 保健所の精神保健福祉相談員による市町村支援も近年少なく、保健所等もコロナ対応で疲弊し、新任期の保健師が地域保健の経験を積み上げられない。

### 【方策】

- 基本的に専門職か否かに関わらず、精神保健に関する知識等の水準引き上げ、潜在ニーズに気付く力を備えるため、研修等が必要。
- 相談支援に携わる人材の育成策を機能別に三層に整理。
  - ・「ニーズに気づく職員」には、心のサポーター養成研修等や、精神保健福祉相談員の講習に含まれる基礎的事項等の一部を受講推奨。
  - ・「精神保健部門で相談支援を主に担う専門職」には、保健師以外の専門職も含め、精神保健福祉相談員の講習受講の推進や、組織として技術の継承も含めた計画的な育成や複数配置等の工夫。
  - ・「庁内で推進力を発揮する専門職」には、戦略的かつ計画的な人事異動等による育成。

# 精神保健福祉相談員

## 概要

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第48条に基づき、都道府県及び市町村は、精神保健福祉センター及び保健所その他これらに準ずる施設に、精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談に応じ、並びに精神障害者及びその家族等その他の関係者を訪問して必要な指導を行うための職員（精神保健福祉相談員）を置くことができる。

## 資格要件

精神保健福祉相談員は、以下の者のうちから、都道府県知事又は市町村長が任命する。

- ① 精神保健福祉士
- ② 学校教育法に基づく大学において社会福祉に関する科目又は心理学の課程を修めて卒業した者であって、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識及び経験を有するもの
- ③ 医師
- ④ **厚生労働大臣が指定した講習会の課程**を修了した保健師であって、精神保健及び精神障害者の福祉に関する経験を有するもの
- ⑤ 前三号に準ずる者であって、精神保健福祉相談員として必要な知識及び経験を有するもの

## 主な改正点

- 保健師のほか、自治体の判断で相談支援を行う保健師以外の職員も受講対象とすることが可能。
- 講習科目は、受講生が参加しやすいよう、演習を含む11科目、その時間数は合計22時間以上と大幅に短縮。
- 自治体等の負担軽減、質の標準化を図るため、講義は動画視聴も可能とし、オンラインを活用しての実施も差し支えない旨を明記。
- 質の標準化を図るため、各講習科目の到達目標を新たに明記することにより、本講習会の受講者のゴールを明確化。

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第十二条第三号に規定する講習会の指定基準等について」（令和5年11月27日障発1127第10号）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001172846.pdf>

講習会の参考資料等

[https://www.ncnp.go.jp/nimh/chiiki/seminar/12\\_3.html](https://www.ncnp.go.jp/nimh/chiiki/seminar/12_3.html)

# 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進

令和7年度予算案 ①構築推進事業：5.8億円（5.8億円） ②構築支援事業：44百万円（44百万円） ※（）内は前年度当初予算額

## ①精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

※構築推進事業と構築支援事業はそれぞれ単独で実施することが可能

【実施主体】都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

- 保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、行政職員、医療機関の職員、地域援助事業者、当事者、ピアサポーター、家族、居住支援関係者等の様々な立場の者が協働し、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築する。また、精神障害者等の日常生活圏域を基本として、市町村などの基礎自治体を基盤として進めていく必要があることから、都道府県等は市町村との協働により、精神障害者等のニーズや、地域の課題を共有化した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

## ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

【実施主体】都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

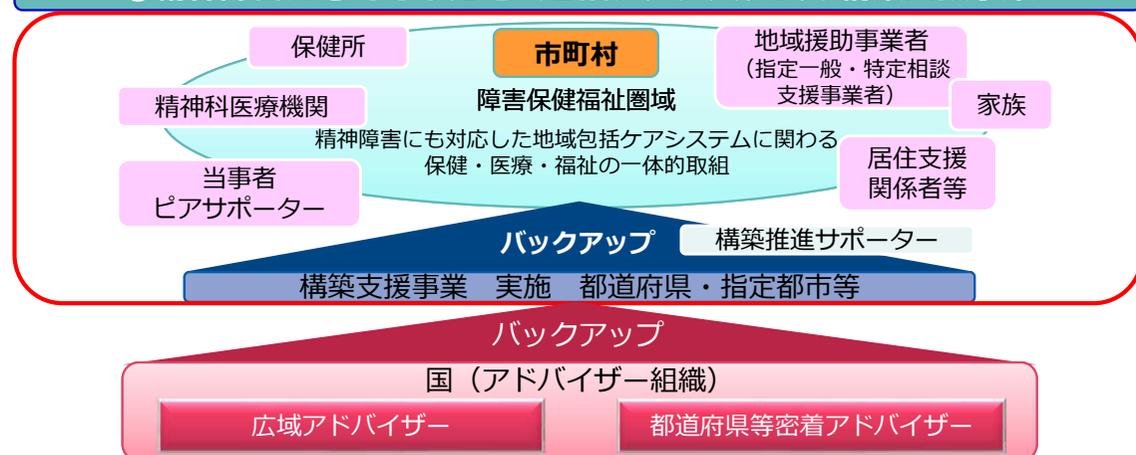
- 国において、地域包括ケアシステムの構築の推進に実践経験のあるアドバイザー（広域・都道府県等密着）から構成される組織を設置する。
- 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市は、広域アドバイザーのアドバイスを受けながら、都道府県等密着アドバイザーや構築推進サポーター等と連携し、障害保健福祉圏域（障害保健福祉圏域・保健所設置市）及び市町村における、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。
- 関係者間で情報やノウハウを共有するため、ポータルサイトの設置等を行う。

## ①精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

### 【事業内容】（1のうち協議の場の設置は必須）

1. 精神保健医療福祉体制の整備に係る事業
2. 普及啓発に係る事業（心のサポーター養成等）
3. 住まいの確保と居住支援に係る事業
4. 当事者、家族等の活動支援及びピアサポートの活用に係る事業
5. 精神医療相談・医療連携体制の構築に係る事業
6. 精神障害を有する方等の地域生活支援に係る事業
7. 地域生活支援関係者等に対する研修に係る事業
8. 市町村等における相談支援体制の構築に係る事業
9. その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業

## ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業



◆ 個別相談・支援（オンライン、電話、メール）、現地での技術的助言、都道府県等研修への協力 等

### 国（構築支援事業事務局）

全国会議の企画・実施、普及啓発イベントの開催、アドバイザー（広域・密着AD）等の合同研修会の開催、地域包括ケアシステム構築に向けた取組に資する事例集の作成、地域包括ケアシステム構築状況の評価、市町村における相談支援業務に係る指導員育成のための研修開催 等

# ①精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業（地域生活支援促進事業）

※ 地域生活支援事業に含まれる事業やその他の補助事業のうち、国として促進すべき事業について、「地域生活支援促進事業」として特別枠に位置付け、5割等の補助率を確保し、質の高い事業実施を図るもの。

- 保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、行政職員、医療機関の職員、地域援助事業者、当事者、ピアサポーター、家族、居住支援関係者等の様々な立場の者が協働し、市町村、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築する。

また、精神障害者等の日常生活圏域を基本として、市町村などの基礎自治体を基盤として進めていく必要があることから都道府県等は市町村との協働により、精神障害者等のニーズや、地域の課題を共有化した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

＜実施主体＞ 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

## 【事業内容】（1のうち協議の場の設置は必須とする）

1. 精神保健医療福祉体制の整備に係る事業
2. 普及啓発に係る事業
3. 住まいの確保と居住支援に係る事業
4. 当事者、家族等の活動支援及びピアサポートの活用に係る事業
5. 精神医療相談・医療連携体制の構築に係る事業
6. 精神障害を有する方等の地域生活支援に係る事業
7. 地域生活支援関係者等に対する研修に係る事業
8. 市町村等における相談支援体制の構築に係る事業
9. その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業

## 【これまでの実績】

平成29年度	9	50	14自治体		
平成30年度	26	12	6	5	49自治体
令和元年度	33	16	10	16	75自治体
令和2年度	41	20	16	19	96自治体
令和3年度	43	20	20	26	109自治体
令和4年度	43	20	20	30	113自治体
令和5年度	45	20	19	33	117自治体
令和6年度	46	20	21	42	128自治体

□ 都道府県

■ 指定都市

■ 特別区

■ 保健所設置市

（※1）特別区及び保健所設置市は平成30年度より実施主体に追加

（※2）当該事業を活用していない都道府県等においては、別の補助金や都道府県等の独自の財源により、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進している自治体もある。

（実施計画時点の自治体数）

## ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

- 国において、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に実践経験のあるアドバイザー（広域・都道府県等密着）から構成される組織を設置する。
- 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市は、広域アドバイザーのアドバイスを受けながら、都道府県等密着アドバイザーや構築推進サポーター等と連携し、障害保健福祉圏域（障害保健福祉圏域・保健所設置市）及び市町村における、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。
- 関係者間で情報やノウハウの共有化を図るため、ポータルサイトの設置等を行う。

### 1.アドバイザーの主な役割

#### <広域アドバイザー>

- 保健・医療・福祉それぞれの分野における「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に係る取組の実践経験を活かし、同システムの構築に係る取組が推進されるよう、都道府県等の担当者及び都道府県等密着アドバイザーや構築推進サポーター等に対し相談・助言・支援を行う。

#### <都道府県等密着アドバイザー・構築推進サポーター等>

- 都道府県等の担当者及び広域アドバイザーと協力しながら障害保健福祉圏域及び市町村における課題解決に向けた具体的な相談・助言・支援を行う。

### 2.都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市の主な役割

- 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に資する取組の実践
- 障害保健福祉圏域（障害保健福祉圏域・保健所設置市）や市町村の取組状況の把握、事業メニュー活用の検討
- 都道府県等密着ADの選定・国への推薦または構築推進サポーターの活用促進
- 全国会議への参加
- 事例集の作成等、当事業への協力

### 【これまでの実績】



平成29年度からの累計参加自治体数

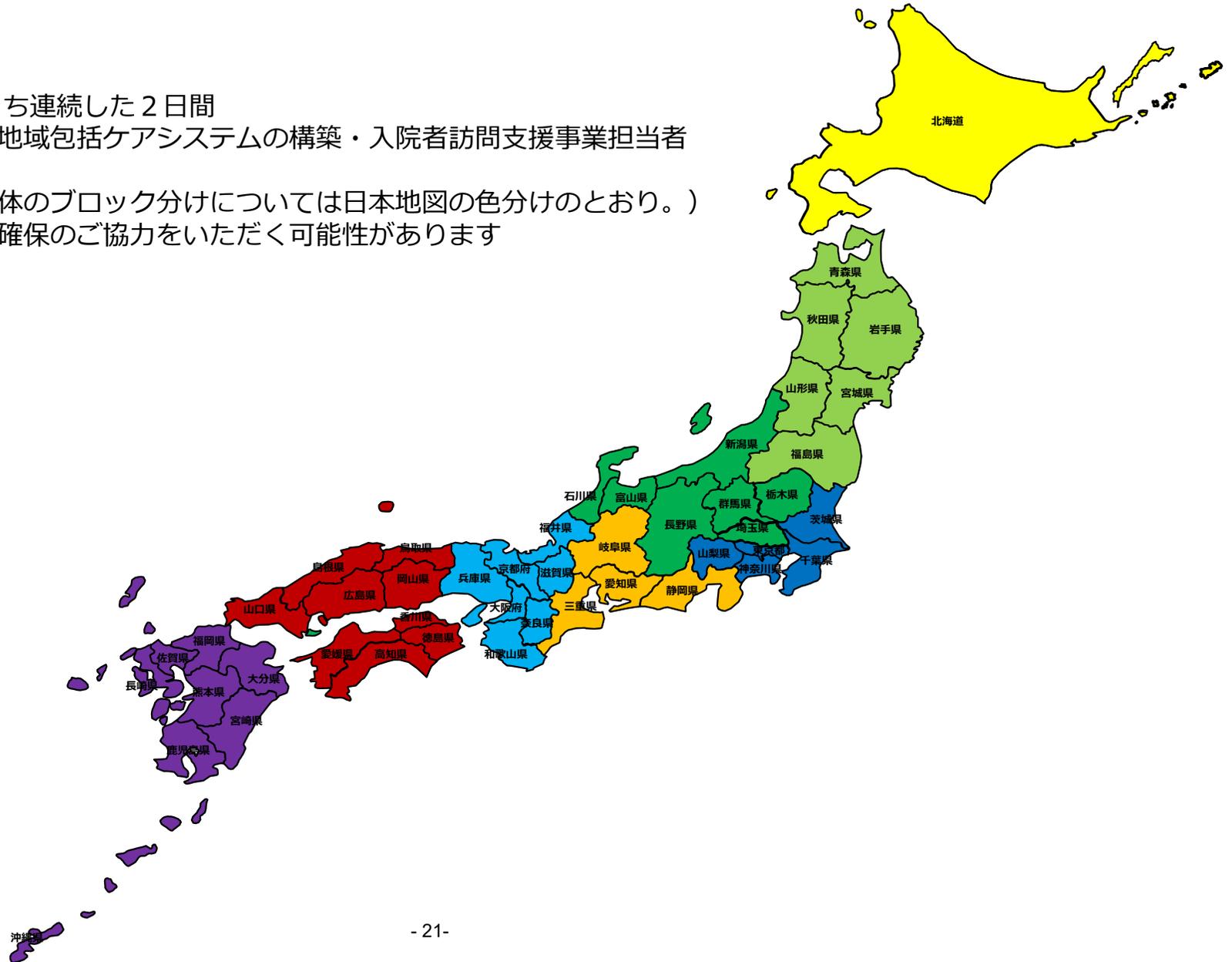
都道府県	25
指定都市	11
保健所設置市	12
特別区	10
<b>計</b>	<b>58</b>

# 令和7年度精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業・ 入院者訪問支援事業に係るブロック会議について

- 令和7年度に自治体間の情報交換や連携体制の推進を目的として、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築及び入院者訪問支援事業に係る全国ブロック会議を実施予定。
  - ※ 日時、場所等含め現在調整中であり、本情報も今後変更となる可能性があります。

## ブロック会議（案）

- 時期：令和7年7～10月のうち連続した2日間
- 対象者：精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築・入院者訪問支援事業担当者
- 開催方法：対面
- 場所：各ブロックごと（自治体のブロック分けについては日本地図の色分けのとおり。）
  - ※自治体の皆様に会場確保のご協力をいただく可能性があります



# 入院者訪問支援事業

令和6年度予算額 187,569千円 → 令和7年度予算案 187,569千円

- 精神科病院で入院治療を受けている者については、医療機関外の者との面会交流が特に途絶えやすくなることを踏まえ、入院者のうち、家族等がない市町村長同意による医療保護入院者等を中心として、面会交流の機会が少ない等の理由により、第三者による支援が必要と考えられる者に対して、希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣するもの。
- 実施主体は**都道府県、政令指定都市**（以下「都道府県等」という。）

## 精神科病院



### 【支援対象者】

- (1) 市町村長同意による医療保護入院者であって、本事業による支援を希望する者
- (2) 地域の実態等を踏まえ、(1)と同等に支援が必要として都道府県知事が認め、本事業による支援を希望する者

### 【精神科病院に入院する方々の状況】

医療機関外の者との面会交流が特に途絶えやすく、

- ・ 孤独感や自尊心の低下
- ・ 日常的な困りごとを誰かに相談することが難しい、支援を受けたいが誰に相談してよいかわからないといった悩みを抱えることがある。

### 第三者による支援が必要

### 第三者である訪問支援員が、医療機関外から入院中の患者を訪問し支援

※入院者の求めに応じて、都道府県等が派遣を調整



**面会交流、支援**  
傾聴、生活に関する相談、情報提供 等



※2人一組で精神科病院を訪問

## 都道府県等による選任・派遣

### 【訪問支援員】

- 都道府県知事が認めた研修を修了した者のうち、都道府県知事が選任した者
- 支援対象者からの求めに応じて、入院中の精神科病院を訪問し、支援対象者の話を誠実かつ熱心に聞く（傾聴）ほか、入院中の生活に関する相談や、支援対象者が困りごとを解消したり、希望する支援を受けるためにはどうすれば良いのかを対象者に情報提供する。

### 【入院者訪問支援事業のねらい】

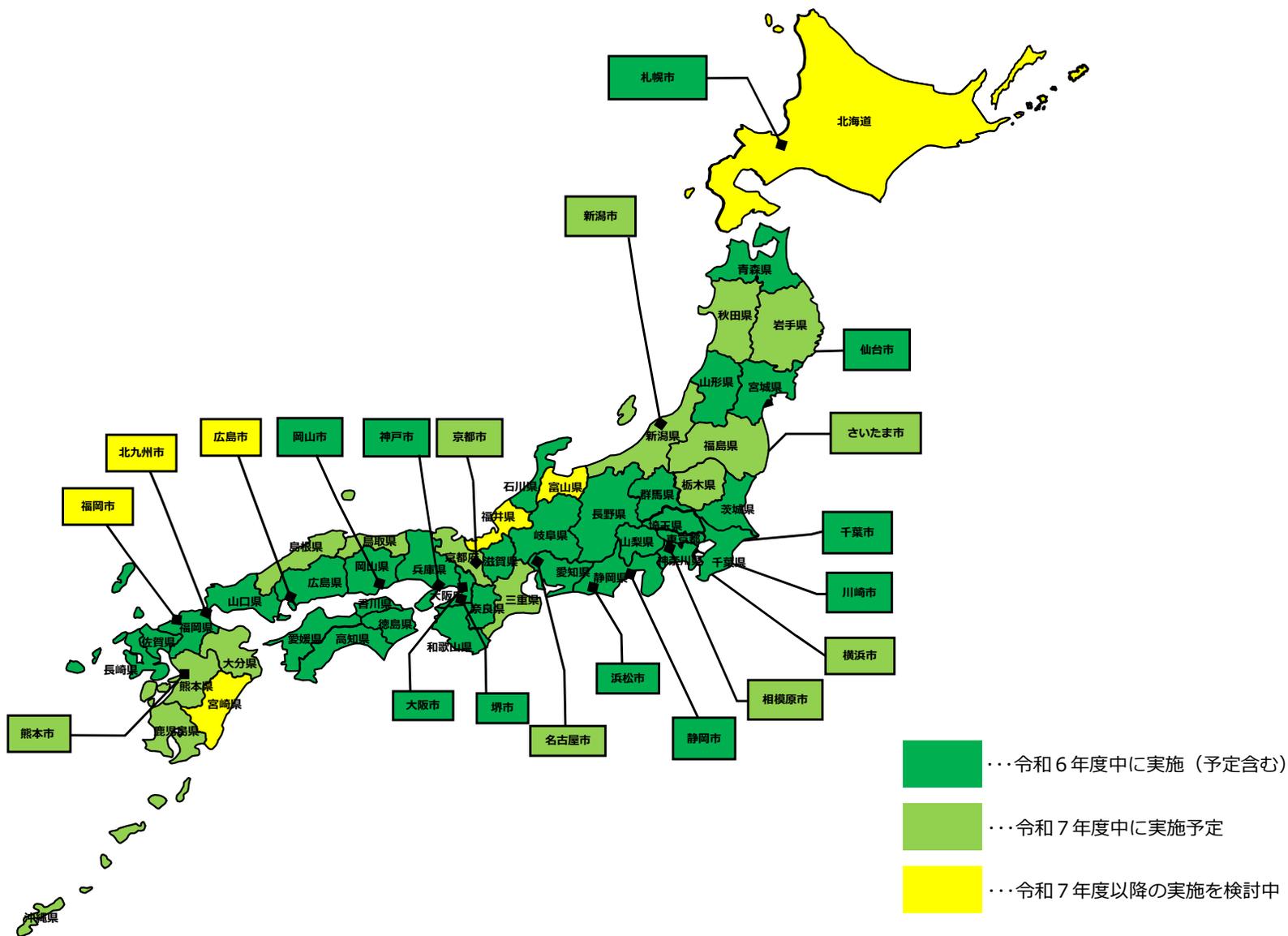
医療機関外の第三者が、支援対象者と会話を交わし、支援対象者の話を傾聴することにより、様々な思いを受け止め、対象者が自らの力を発揮できるよう、対象者の立場に立って寄り添うもの。

#### （留意点）

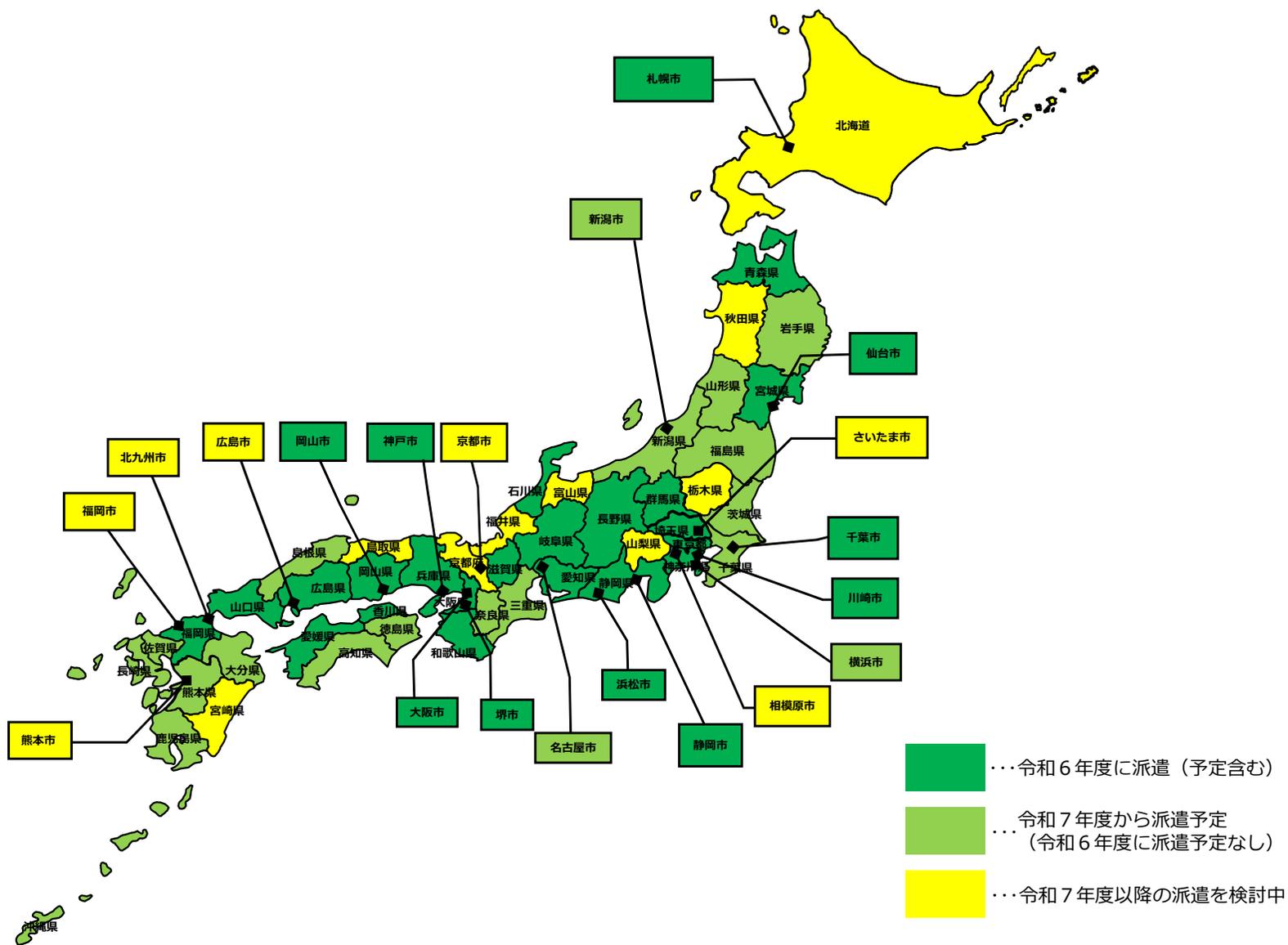
- ・ 令和6年度より法定事業として位置づけ。（守秘義務等）
- ・ 訪問支援員について、特段の資格等は不要。※研修修了は義務
- ・ 訪問支援員が対象者に代わって対象者の困りごとを解決することや、訪問支援員が医療・介護・障害福祉サービスの利用を調整したりサービスを自ら提供することは、本事業の支援として意図するものではない。

精神科病院に入院している支援対象者の自尊心低下、孤独感、日常の困りごと等の解消が期待される。

# 入院者訪問支援員養成研修実施状況（都道府県、指定都市）



# 入院者訪問支援員派遣状況（都道府県、指定都市）



# 心のサポーター養成事業

令和6年度予算額 27,546千円 → 令和7年度予算案 27,546千円

- 世界精神保健調査では、我が国の精神障害へ罹患する生涯有病率が22.9%であり、精神疾患は誰でも罹患しうることが報告されている。
  - 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」においても、地域住民への普及啓発を進めるにあたり、メンタルヘルス・ファーストエイドへの賛同が既に得られている。
- ※ メンタルヘルス・ファーストエイド（MHFA）とは、地域の中で、メンタルヘルスの問題をかかえる人に対し、住民による支援や専門家への相談につなげる取り組み。

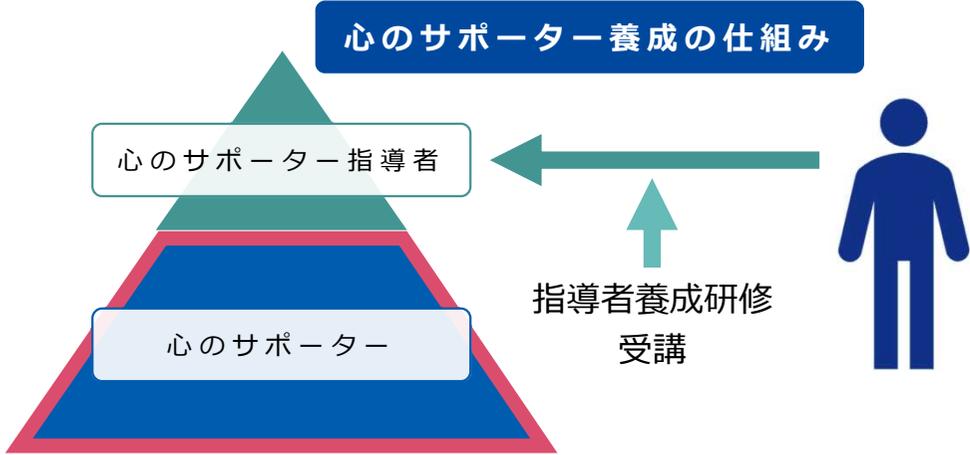
※心のサポーターの養成体制

◎心のサポーター指導者

- ・精神保健に携わる者
- または心の応急処置に関する研修をすでに受講している者
- ・2時間の指導者養成研修を受講

◎心のサポーター

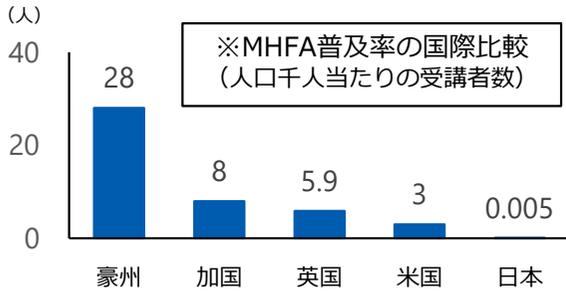
- ・2時間の実施者養成研修を受講



- ・ 医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師等の国家資格を有しており、精神保健に携わる者
- ・ メンタルヘルス・ファーストエイド等の心の応急処置に関する研修を既に受講している者 等

## 心のサポーターとは

「メンタルヘルスやうつ病や不安など精神疾患への正しい知識と理解を持ち、メンタルヘルスの問題を抱える家族や同僚等に対する、傾聴を中心とした支援者」（小学生からお年寄りまでが対象）  
⇒メンタルヘルス・ファーストエイドの考え方に基づいた、  
**2時間程度で実施可能な双方向的研修プログラムを使用**（座学+実習）



今後の方向性	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R10年度	R15年度
養成研修プログラム作成	8自治体*	18自治体**	30自治体***			
養成研修（モデル地域） （※養成者数は累積値）	939人	3,450人	7,280人	※ 養成研修の数値は自治体の報告に基づく	R6年度から5年で38万人	R6年度から10年で100万人
養成研修（全国）						
指導者養成マニュアル作成						
指導者養成研修（※修了者数は累積値）	47人	145人	1,217人			

\*R3年度：福島県、埼玉県、神奈川県、京都府、和歌山県、福岡県、名古屋市、川口市  
 \*\*R4年度：岩手県、福島県、神奈川県、和歌山県、福岡県、名古屋市、広島市、横須賀市、新潟市、川口市、豊中市、枚方市、吹田市、尼崎市、文京区、世田谷区、板橋区、松戸市  
 \*\*\*R5年度：宮城県、福島県、神奈川県、山梨県、三重県、滋賀県、和歌山県、広島県、福岡県、長崎県、新潟市、名古屋市、広島市、福岡市、郡山市、前橋市、川口市、船橋市、横須賀市、豊中市、高槻市、尼崎市、吹田市、枚方市、明石市、高知市、町田市、文京区、渋谷区、板橋区

# 心のサポーター養成の推進（健康日本21（第三次））

## 健康日本21（第3次）（抄）

### 第二 国民の健康の増進の目標に関する事項

#### 二 目標設定の考え方

#### 3 社会環境の質の向上

以下に示す各目標の達成を通じて、個人の行動と健康状態の改善を促し、健康寿命の延伸を図る。  
具体的な目標は、別表第三のとおり設定する。

##### （一）社会とのつながり・こころの健康の維持及び向上

社会とのつながりについては、ソーシャルキャピタルの醸成が健康に影響するとされている。  
このため、地域の人々とのつながりや様々な社会参加を促すことを目標として設定する。

また、関連する栄養・食生活分野の目標として、地域等で共食している者の増加を設定する。

加えて、こころの健康について、地域や職域等様々な場面で課題の解決につながる環境整備を行うことが重要である。このため、メンタルヘルス対策に取り組む事業場や心のサポーターに関する目標を設定する。

#### 別表第三 社会環境の質の向上に関する目標

##### 1 社会とのつながり・こころの健康の維持及び向上（⑤）

**目標：心のサポーター数の増加 指標：心のサポーター数 目標値：100万人（令和15年度）**

（参考）令和6年11月30日時点の養成者数：**15,551人**

出典：<https://cocoroaction.jp/>

# 令和7年度心のサポーター養成事業における事務局（国）の主な機能と、都道府県等及び市町村及び団体等における実施について（予定）

- 全国で心のサポーター（以下「ここサポ」という。）の養成を推進するため、国が事務局機能を担い、ここサポ養成の支援を行う。令和7年度は、都道府県、指定都市、保健所設置市、特別区（以下「都道府県等」という。）、市町村（都道府県等を除く。以下同じ。）及び企業、保険者、官公庁、教育機関、職能団体、法人等（以下「団体等」という。）を対象とする。
- ここサポの養成にはここサポ指導者が必要となることから、国が「心のサポーター指導者」を養成するとともに、都道府県等、市町村、団体等が実施する「心のサポーター指導者養成研修」の実施を支援する。

## 心のサポーター養成

### 1 心のサポーター養成研修の実施支援

- 都道府県等、市町村及び団体等が実施するここサポ養成研修を支援する。

#### 【都道府県等、市町村及び団体等の役割】

- ・ 事務局への事業実施申請（専用Webサイト） ・ 指導者への依頼と調整
- ・ 対象者への開催案内、申込及び当日受付、出席状況の把握及び管理
- ・ 研修会場の手配及び準備 ・ 研修資料の配付及び研修当日の運営
- ・ 事務局への実施結果報告 ・ 修了者への認定証の配付
- ・ 指導者への謝金・旅費の支払い 等

#### 【事務局による支援内容】

- ・ 指導者の派遣調整 ・ 各種フォーマット、運営マニュアル、研修資料の提供
- ・ 認定証データの作成、提供 ・ 疑義照会への対応 等

### 2 心のサポーター養成研修の実施支援と効果検証

- 市町村や団体等のここサポ養成研修の実施の推進及び効果検証を行う観点等から、当該研修の実施を希望する市町村、団体等を募集し当該研修の実施支援を行う。
- 募集は**市町村及び団体等で計20程度（予定）**とし、**事後アンケート等事務局（国）が実施する効果検証に協力することを実施の要件**とする。なお、市町村の募集の詳細は令和7年4月以降に厚生労働省から都道府県を通じて連絡予定。

#### 【市町村及び団体等の役割】

- ・ 対象者への開催案内、申込及び当日受付、出席状況の把握及び管理
- ・ 研修会場の手配及び準備 ・ 研修資料の配付及び研修当日の運営
- ・ 事務局への実施結果報告、効果検証への協力 ・ 修了者への認定証の配付 等

#### 【事務局による支援内容】

- ・ 開催に係る調整、提案、協議及び指導者の派遣調整
- ・ 各種フォーマット、運営マニュアル、研修資料の提供 ・ 認定証の作成、提供
- ・ 指導者への謝金・旅費の支払い ・ 会場費（実費相当 最大5,500円）の支払い
- ・ 疑義照会への対応 等

## 心のサポーター指導者養成



### 1 心のサポーター指導者養成研修の実施

- 円滑にここサポ養成研修の実施が可能となるよう、国がここサポ指導者の養成研修を実施する。
- 年8回程度開催（予定）  
※ 令和7年4月以降、Webサイトに開催案内を掲載

### 2 心のサポーター指導者養成研修の支援

- 今後、ここサポ指導者養成研修を実施する上でのノウハウの獲得を目的として、**ここサポ指導者養成研修の実施を希望する都道府県等、市町村及び団体等からの相談に応じ、当該研修の実施支援**を行う。
- **都道府県等、市町村及び団体等で計2程度（予定）**とし、**事後アンケート等事務局（国）が実施する効果検証に協力することを実施の要件**とする。
- 自治体への募集の詳細は令和7年4月以降に厚生労働省から都道府県を通じて連絡予定であるが、自治体は基本的に①の国が実施する研修を活用することを想定。

#### 【事務局による支援内容】

- ・ 講師の紹介 ・ 選択研修の管理

# 精神科救急医療体制整備事業

令和6年度予算額  
18億円

令和7年度予算案  
18億円

緊急な医療を必要とする精神障害者等のための精神科救急医療体制を確保することを目的とする（平成20年度開始）

【実施主体】 都道府県・指定都市

【補助率】 1 / 2

【主な事業内容】

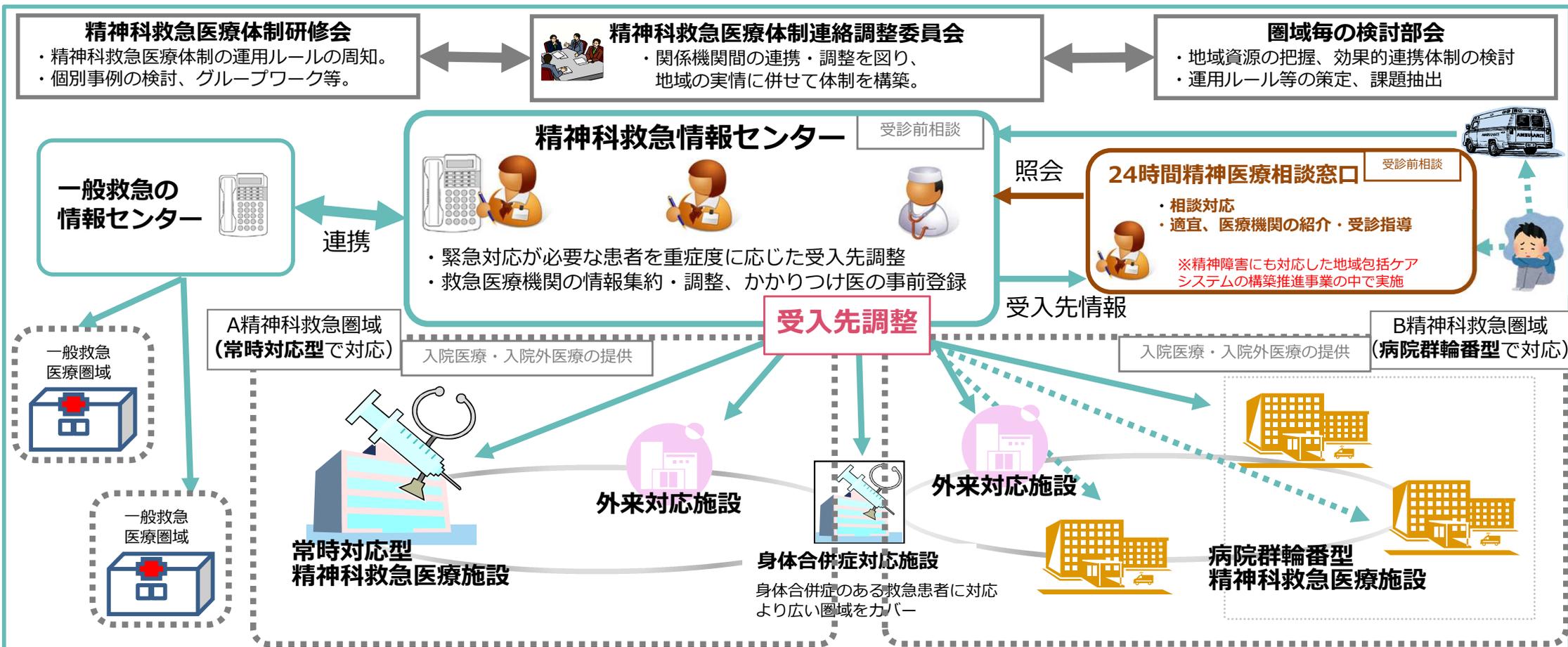
- 精神科救急医療体制連絡調整委員会等の設置
- 精神科救急情報センターの設置
- 精神科救急医療確保事業

【都道府県による精神科救急医療体制の確保について法律上位置付け】

（H24年 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正）

第4節 精神科救急医療の確保

- 都道府県は、精神障害の救急医療が適切かつ効率的に提供されるように、夜間又は 休日において精神障害の医療を必要とする精神障害者又は家族等からの相談に応じること、精神障害の救急医療を提供する医療施設相互間の連携を確保することその他の地域の実情に応じた体制の整備を図るよう努めるものとする。
- 都道府県知事は、前項の体制の整備に当たっては、精神科病院その他の精神障害の医療を提供する施設の管理者、当該施設の指定医その他の関係者に対し、必要な協力を求めることができる。



各精神科救急医療施設・身体合併症対応施設の連携により24時間365日対応できる体制を確保

## 4. 心神喪失者等医療観察法の地域連携等について

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」（以下「法」という。）は、平成 15 年 7 月に公布、平成 17 年 7 月に施行され、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った法対象者に対して、適切な医療を提供し、社会復帰の促進を図っているところである。

### （1）指定入院医療機関の現状

法に基づく指定入院医療機関の整備については、全国で予備病床を含め 800 床程度を目標として整備を進めてきたところ、令和 4 年度には、北海道及び福島県において、新たに指定入院医療機関が開棟したことから、35 箇所 856 床の整備（令和 6 年 4 月 1 日時点）が行われたところである。

### （2）地域処遇の円滑な実施のための指定通院医療機関の確保等について

法に基づく地域社会における処遇については、「地域社会における処遇のガイドライン」（平成 17 年 7 月 14 日障精発第 0714003 号。以下「ガイドライン」という。）に基づき行われているところであるが、より円滑に実施するためには、精神保健福祉に携わる関係者による地域処遇体制の更なる充実を図る継続的な取組が重要であると考えている。

医療計画（第 7 次）（平成 29 年 3 月 31 日閣議決定）に基づく「精神疾患の医療体制の構築に係る指針」（平成 29 年 3 月 31 日医政地発 0331 第 3 号各都道府県衛生主管部（局）長あて厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）で通知したとおり、入院医療において治療抵抗性統合失調症治療薬を使用している法対象者が円滑に退院できるよう、治療抵抗性統合失調症治療薬の使用可能な指定通院医療機関の一層の確保をお願いしたい。

また、障害者基本計画（第 5 次）（令和 5 年 3 月 14 日閣議決定）に基づく法対象者に対する差別の解消が進むよう、地方厚生局や保護観察所と連携して、指定通院医療機関の推薦や障害福祉サービス事業所に対する普及啓発活動を行う等、引き続き法対象者の社会復帰の促進に向けて取り組んでいただくようお願いしたい。

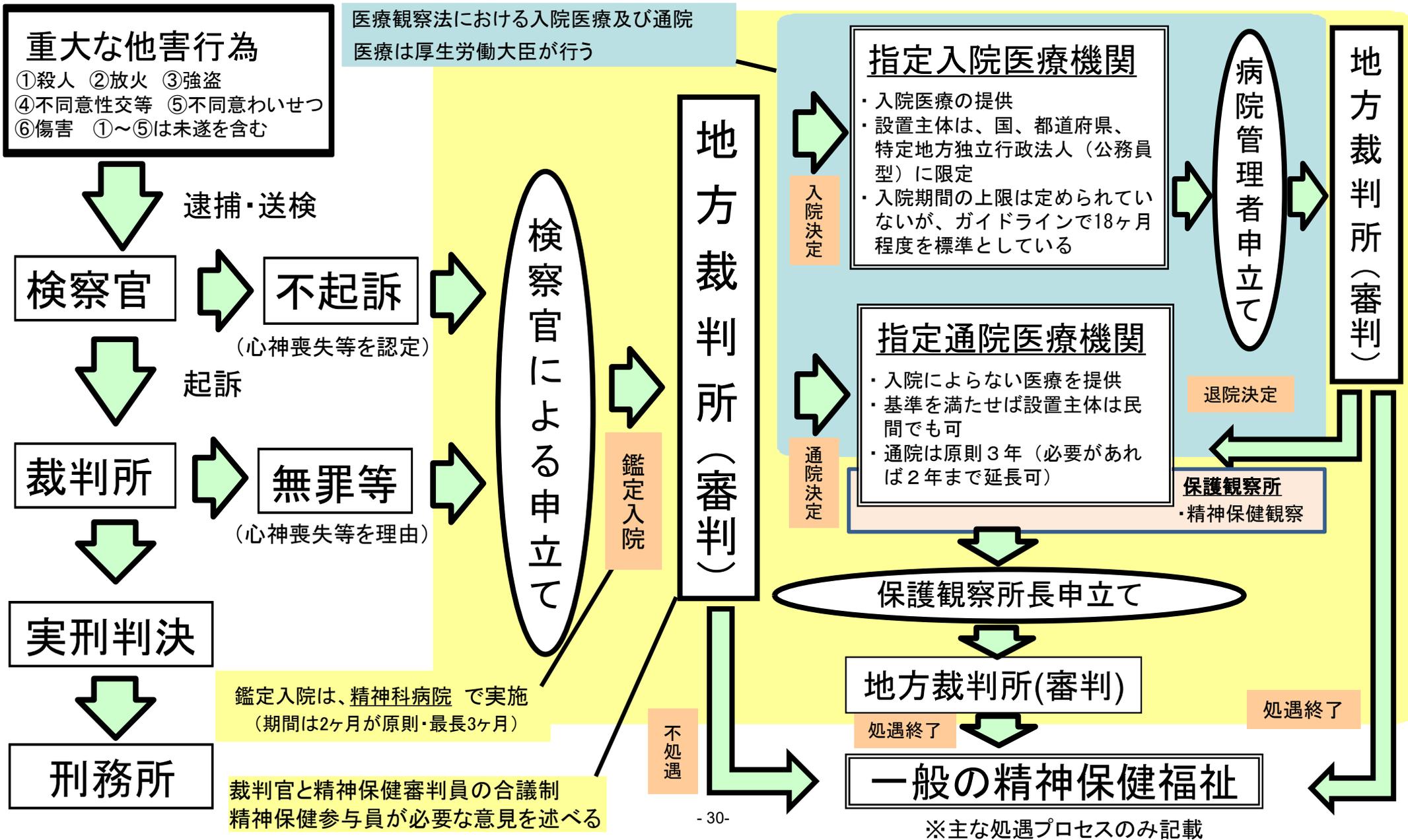
そして、法対象者の処遇終了にあたっては、継続的に一般の精神医療及び精神保健福祉サービス等が必要に応じて確保されるよう、関係機関と相互に協議するなど、十分に配慮されたい。

# 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（医療観察法）の仕組み

（制度は、法務省・厚生労働省共管）

平成15年7月成立・公布、平成17年7月15日施行

心神喪失等で重大な他害行為を行った者に対して、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、病状の改善及び同様の行為の再発防止を図り、その社会復帰を促進するよう、対象者の処遇を決定する手続等を定めるもの。





# 医療観察法に基づく入院から社会復帰の流れ

入院決定

【入院処遇中】

指定**入院**医療機関の専用病棟における入院による医療の提供

退院決定

【通院処遇中】

(地域社会における処遇)

帰住地の精神保健医療福祉のネットワーク

都道府県

保健所・精神保健福祉センター

障害福祉サービス事業者

対象者は**保護観察所**の精神保健観察下において通院医療を受ける

市町村

障害保健福祉担当部局

指定**通院**医療機関

原則**3**年間(最大5年間)

※ 通院期間終了後は、地域の精神保健医療福祉の枠組みに移行

# 指定通院医療機関の指定状況

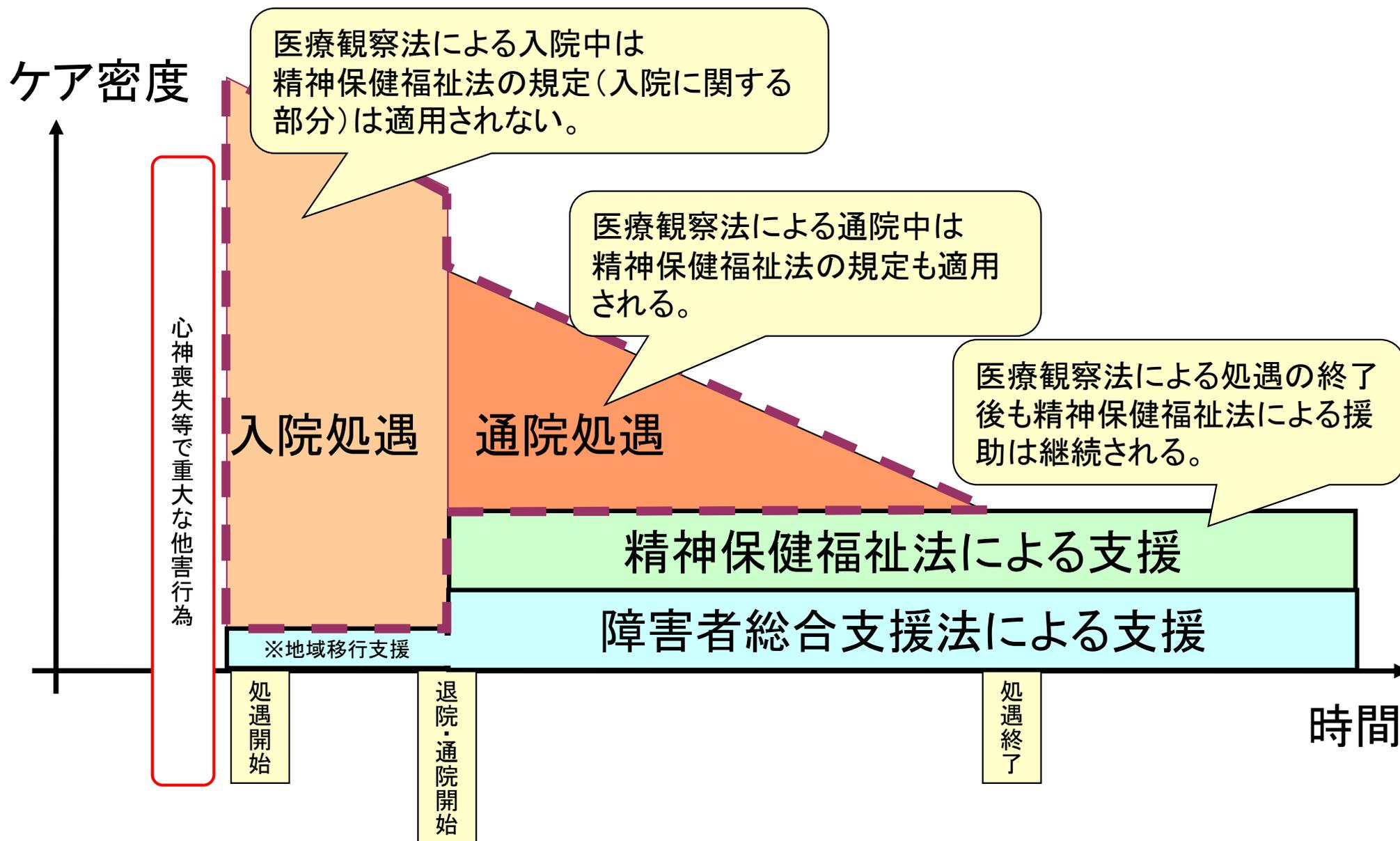
令和6年4月1日

都道府県	必要数	病院	診療所	薬局	訪問看護	合計
北海道	17	56	5	40	16	117
青森県	4	10	1	148	6	165
岩手県	4	9	1	15	6	31
宮城県	7	14	3	21	13	51
秋田県	4	7	0	325	3	335
山形県	4	8	2	11	6	27
福島県	6	11	2	173	8	194
茨城県	9	19	2	362	23	406
栃木県	6	12	0	14	11	37
群馬県	6	6	1	152	6	165
埼玉県	21	24	10	117	54	205
千葉県	18	22	0	100	33	155
東京都	37	26	17	59	118	220
神奈川県	26	23	12	37	42	114
新潟県	7	13	2	451	13	479
山梨県	3	3	0	3	5	11
長野県	7	15	2	49	12	78
富山県	3	7	0	10	5	22
石川県	4	5	2	9	5	21
岐阜県	6	11	1	39	7	58
静岡県	11	19	0	19	11	49
愛知県	21	20	0	24	32	76
三重県	6	11	0	3	10	24
福井県	2	8	0	42	3	53

都道府県	必要数	病院	診療所	薬局	訪問看護	合計
滋賀県	4	9	2	12	13	36
京都府	8	6	3	43	19	71
大阪府	26	33	7	58	98	196
兵庫県	17	22	2	13	36	73
奈良県	4	5	0	13	12	30
和歌山県	3	10	2	8	10	30
鳥取県	2	7	0	102	1	110
島根県	2	7	2	12	3	24
岡山県	6	9	1	7	12	29
広島県	9	9	1	9	11	30
山口県	5	9	1	13	6	29
徳島県	2	7	3	5	5	20
香川県	3	4	0	8	3	15
愛媛県	4	11	0	5	5	21
高知県	2	10	1	82	7	100
福岡県	15	29	3	23	27	82
佐賀県	3	9	1	9	7	26
長崎県	5	10	0	8	10	28
熊本県	6	10	0	7	10	27
大分県	4	6	1	8	7	22
宮崎県	4	10	0	3	4	17
鹿児島県	5	18	1	5	5	29
沖縄県	4	13	2	10	11	36
合計	382	622	96	2,686	770	4,174

※「必要数」は、地域の基幹医療機関として、人口100万人あたり3か所(各都道府県最低2か所)の確保を目標に機械的に集計した数字  
 ※「必要数」には病院、診療所を含み、薬局、訪問看護ステーションは含まない。

# 医療観察法と精神保健福祉法との関係



※ 指定入院医療機関入院中から障害者総合支援法に基づく地域移行支援制度の活用は可能。

## 5. 自立支援医療のオンライン資格確認に関する現状等

### (1) 自立支援医療のオンライン資格確認に関する現状

現在、政府においては、厚生労働省、デジタル庁及びこども家庭庁その他関係省庁で連携の上、「医療 DX の推進に関する工程表」（令和 5 年 6 月 2 日第 2 回医療 DX 推進本部決定）及び規制改革実施計画（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）に基づき、法律に基づく公費負担医療制度と地方公共団体の医療費助成事業について、マイナンバーカードによる資格情報の確認を可能とするための取組を進めている。

自立支援医療等の公費負担医療等の医療助成制度については、厚生労働省及びデジタル庁その他関係省庁で連携の上、令和 5 年度から、マイナンバーカードを受給者証として利用するための、医療機関・薬局及び自治体との情報連携基盤（PMH）の試行版の開発と実証事業を実施しているところである。精神・障害保健課では、令和 5 年度補正予算において、自立支援医療の実証に参加する医療機関・薬局が PMH と情報連携するために必要なレセコン改修を実施するために「公費負担医療制度関係手続電子化システム改修事業」の予算を確保した。

令和 6 年 12 月には、健康保険証についてマイナ保険証を基本とする仕組みへ移行したところであり、国民にマイナンバーカードの利便性をさらに実感いただき、マイナ保険証の利用率の向上につなげていくために、令和 6 年度は、医療費助成に係るオンライン資格確認の先行実施事業への参加自治体・医療機関・薬局を大幅に拡大するために先行実施を行った。

今後、令和 8 年度以降の全国展開に向け、順次、参加する自治体や医療機関におけるオンライン資格確認のシステム対応を推進していく必要がある。

各自治体におかれては、令和 7 年度も、オンライン資格確認に係る体制整備について、引き続き対応をお願いしたい。

### (2) 自立支援医療における自己負担上限月額管理について

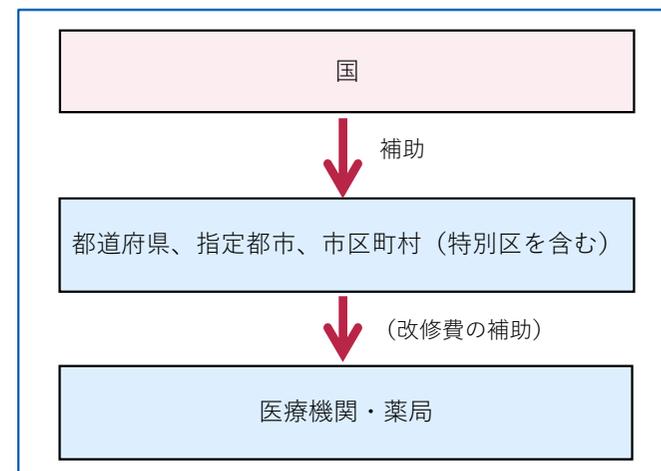
マイナンバーカードを医療費助成受給者証として利用するオンライン資格確認の導入に向けた取組を進めている。自立支援医療等の医療費助成の受給者が、マイナンバーカード 1 枚で指定医療機関を受診できるよう、オンライン資格確認の導入に加えて、自己負担上限額管理票についても電子化することが求められることから、PMH を活用した自己負担上限額管理の電子化について検討を進めている。本件の検討状況については、適宜共有させていただくので、引き続きご留意いただきたい。

① 施策の概要

- 令和5年度から、自立支援医療等の公費負担医療や子ども医療費等の地方単独の医療助成制度では、マイナンバーカードを受給者証として利用するための、医療機関・薬局及び自治体との情報連携基盤（PMH）の試行版の開発と実証事業を実施（令和5年度当初分はPMHの開発等が主であることから、デジタル庁で実施）
- 来年秋の保険証廃止に向け、取組を加速するため、先行実施自治体を拡大すべく、実証事業に参加する医療機関・薬局及び自治体を拡充することとし、自立支援医療の実証に参加する医療機関・薬局がPMHと情報連携するために必要なレセコン改修を実施する。

② 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

補助対象 経費	※デジタル庁のPMHの事業への参加自治体を対象とする予定 ※基準額（案） 病院 1,000千円 診療所 300千円 薬局 300千円
実施主体	都道府県・指定都市・市町村（特別区を含む） ※間接補助事業者として医療機関・薬局
補助割合	10/10



③ 補助要件

- 自立支援医療の先行実施事業に参加する都道府県等の区域内にあること
- 自立支援医療の先行実施事業に参加する都道府県等より指定医療機関の指定を受けること
- 先行実施事業に関連し、厚生労働省が行う調査等への協力の求めがあった場合に応じること
- 先行実施事業に関連し、厚生労働省が行う先行版上限額管理システム（※）の稼働・実証への協力の求めがあった場合に応じること

※先行版上限額管理システム：これまで紙で配布されている自己負担上限額管理票について、将来的にスマートフォン等で電子的に管理するための上限額管理システムの簡易なプロトタイプ版

\*基準額（案）について

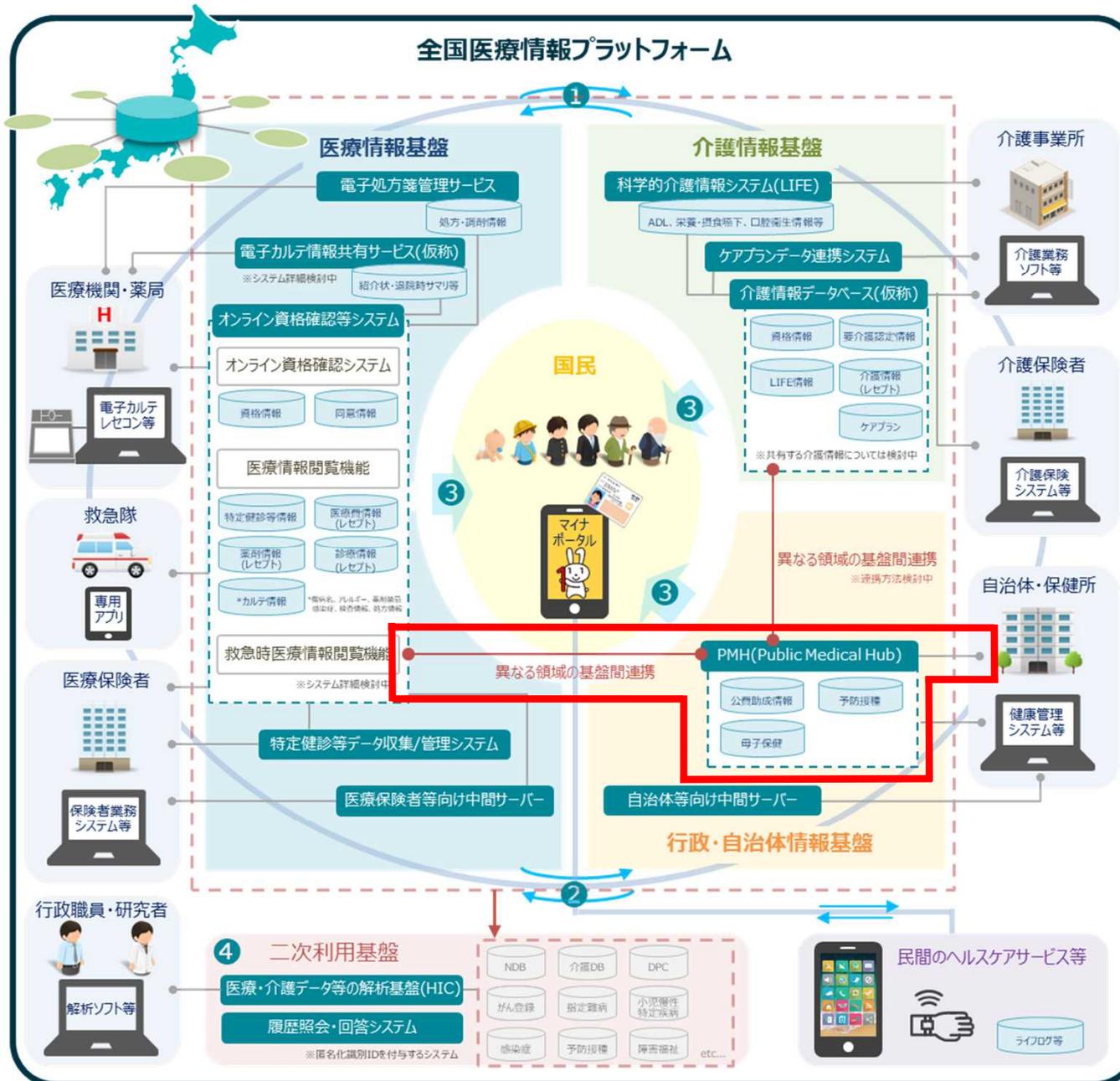
自治体に対する補助の基準額を算定するための単価（案）であり、必ずしも、各施設に対する補助の上限額を示したものではありません。

単価（案）には、自治体が行う以下の事務に必要な額も含まれます。

- 医療機関・薬局にPMH先行実施への参加を促進するための周知等
- 患者向けの周知等
- 補助金の交付等に係る事務

# 全国医療情報プラットフォームの全体像（イメージ）

（令和6年10月30日 医療部会資料3-2を引用）



## 「医療DXのユースケース・メリット例」

- ### 1 救急・医療・介護現場の切れ目ない情報共有

✓ 意識不明時に、検査状況や薬剤情報等が把握され、迅速に的確な治療を受けられる。  
 ✓ 入退院時等に、医療・介護関係者で状況が共有され、より良いケアを効率的に受けられる。
- ### 2 医療機関・自治体サービスの効率化・負担軽減

✓ 受診時に、公費助成対象制度について、紙の受給者証の持参が不要になる。  
 ✓ 情報登録の手間や誤登録のリスク、費用支払に対する事務コストが軽減される。
- ### 3 健康管理、疾病予防、適切な受診等のサポート

✓ 予診票や接種券がデジタル化され、速やかに接種勧奨が届くので能動的でスムーズな接種ができる。予診票・問診票を何度も手書きしなくて済む。  
 ✓ 自分の健康状態や病態に関するデータを活用し、生活習慣病を予防する行動や、適切な受診判断等につなげることができる。
- ### 4 公衆衛生、医学・産業の振興に資する二次利用

✓ 政策のための分析ができることで、次の感染症危機への対応力強化につながる。  
 ✓ 医薬品等の研究開発が促進され、よりよい治療的・確な診断が可能になる。

二次利用データベース群(例)

NDB	介護DB	DPC
がん登録	指定難病	小児慢性特定疾病
感染症	予防接種	障害福祉
etc...		

各DBのデータ連携 → 解析基盤

行政職員・研究者 医薬品産業等

## ◎ 医療DXの推進に関する工程表（令和5年6月2日医療DX推進本部決定）（抄）

### Ⅲ 具体的な施策及び到達点

#### (2) 全国医療情報プラットフォームの構築

##### ②自治体、介護事業所等とも、必要な情報を安全に共有できる仕組みの構築

医療や介護などのサービスの提供に関し、患者、自治体、医療機関、介護事業所等で紙の書類のやりとりがされており、患者にとって書類・手帳を持ち運ぶ手間となっているだけでなく、各機関において都度入力する必要があり、また各機関間での情報の共有に限界がある。

こうした業務フローを見直し、関係機関や行政機関等の中で必要な情報を安全に交換できる情報連携の仕組みを整備し、自治体システムの標準化の取組と連動しながら、介護保険、予防接種、母子保健、公費負担医療や地方単独の医療費助成などに係る情報を共有していく。また、個人が行政手続に必要な情報を入力しオンラインで申請ができる機能をマイナポータルに追加し、医療や介護などの手続をオンラインで完結させる。

(略)

公費負担医療及び地方単独医療費助成への、オンライン資格確認等システムの対応拡大については、2023年度中に調査研究及び希望する自治体における事業を開始し、これらの取組を踏まえたシステム改善や、自治体システムの標準化の取組の状況などを踏まえながら、順次、参加する自治体や医療機関を拡大し、全国展開をしていく。

(略)

※医療DX推進本部：総理を本部長、官房長官・厚労大臣・デジタル大臣を本部長代理、総務大臣・経産大臣を本部員として内閣に設置された本部。

◎デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和6年6月21日閣議決定）（抄）

第1 目指す姿、理念・原則、重点的な取組

5. 重点課題に対応するための重点的な取組 / (1) デジタル共通基盤構築の強化・加速 / ① デジタル共通基盤構築

A 個人におけるデジタル完結の基盤となるマイナンバー制度/マイナンバーカードに係る取組の強化・加速

B マイナンバーカードの普及と利活用の推進

c 健康・医療・介護分野におけるマイナンバーカードを活用したデジタル化

法律にその実施根拠がある公費負担医療や地方公共団体が単独に設けた医療費等の助成制度（以下「公費負担医療制度等」という。）の受給者証、予防接種の接種券、母子保健（健診）の受診券、医療機関の診察券、介護保険証等をマイナンバーカードと一体化することにより、マイナンバーカード一枚で受診できる環境整備など、医療DXの推進に関する工程表等に基づき取組を進める。

マイナンバーカードを公費負担医療制度等の受給者証として利用する取組については2023年度末より、予防接種の接種券、母子保健（健診）の受診券、介護保険証として利用する取組については、2024年度より先行実施の対象自治体において順次事業を開始するとともに、その上で、全国的な運用を2026年度以降より順次開始する。

第3 重点政策一覧 / 1. デジタル化による成長戦略

○ [No.1-15] 医療費助成の受給者証や診察券とマイナンバーカードの一体化 ※医療費助成の受給者証関連抜粋

・ 法律にその実施根拠がある公費負担医療や子ども医療費等の地方公共団体が単独に設けた医療費等の助成制度の受給者証及び医療機関の診察券のマイナンバーカード化を推進し、マイナンバーカード一枚で医療機関・薬局を受診等できる環境整備を進める。

・ マイナンバーカードを医療費助成の受給者証として利用できるようにする取組については、2023年度から、希望する自治体で運用を開始している。2024年度は、先行実施の対象自治体を大幅に拡大することを目指し、その上で、早期の全国展開を図る。

具体的な目標：〈受給者証とマイナンバーカードの一体化〉

2023年度：情報連携基盤の整備と先行実施事業の開始

2024年度・2025年度：情報連携基盤の機能拡充と先行実施事業の参加自治体の拡大

2026年度以降：全国的な運用の順次開始

主担当省庁：デジタル庁

# 自治体と医療機関・薬局をつなぐ情報連携基盤（PublicMedicalHub(PMH)）により実現する マイナンバーカードを活用した医療分野のデジタル化の取組

(令和6年10月30日 医療  
部会資料3-2を引用)

- 自治体が実施する、こどもなどの医療費助成、予防接種、母子保健分野における情報を医療機関・薬局に連携して、マイナンバーカードによりそれらの情報を活用する取組について、**令和5年度から、希望する自治体・医療機関・薬局において先行的に着手。**
- 全国的な運用**に向けて、今後、具体的な仕組みを検討。

(先行実施の進捗状況)

- ・令和5年度は、16自治体87医療機関・薬局を選定し、医療費助成の分野は、本年3月から事業を開始し、予防接種・母子保健分野は、同年夏頃を目途として順次開始予定。
- ・令和6年度は、医療費助成分野で更に180自治体を選定し、累計で183自治体で先行実施。補助金により医療機関・薬局も拡大していく予定。予防接種・母子保健分野では、予防接種B類の追加、里帰り出産への対応等のPMHの機能拡充を予定。

## 【PMHのユースケース】

### (医療費助成)

- ✓ マイナ保険証を医療費助成の受給者証として利用し、医療機関で受診できるようにする

### (予防接種・母子保健・自治体検診)

- ✓ 事前に予診票や問診票をスマホ等で入力し、マイナンバーカードを接種券・受診券として利用できるようにする
- ✓ マイナポータルから、接種勧奨・受診勧奨を行い、接種・健診忘れを防ぐとともに、接種履歴や健診結果がリアルタイムでマイナポータル上で確認できるようにする



# マイナンバーカードを活用した医療費助成の効率化のメリット

(令和6年10月30日 医療  
部会資料3-2を引用)

マイナ保険証1枚で公費負担医療・地方単独医療費助成(こども医療費助成など)のオンライン資格確認も行えるようになり、公費負担医療・地方単独医療費助成に係る紙の受給者証の持参や医療機関等への提示が不要になることで、患者(住民)、自治体、医療機関・薬局に以下のメリットの発生が想定。



## 患者 (住民)

- ✓ 紙の受給者証を持参する手間が軽減するとともに、紙の受給者証の紛失リスクがなくなり、持参忘れによる再来院も防止される。
- ✓ マイナ保険証の利便性の向上によって、マイナ保険証の利用が促進されることにより、患者本人の薬剤や診療のデータに基づくより良い医療の提供が図られる。
  - ※ 年齢階級別マイナ保険証利用率(令和6年9月)を見ると、マイナ保険証に加えて子ども医療費の受給者証を提示することが一般的である子ども(0歳~19歳)は5%台~7%台となっており、20歳以上の12%台~19%台に比べて利用率が低い。このため、マイナ保険証と公費負担医療・地方単独医療費助成の受給者証の一体化によって、マイナ保険証の利用が促進されると想定される。



## 自治体

- ✓ 正確な資格情報に基づき医療機関・薬局から請求が行われることによるため(資格過誤請求が減少)、医療費の支払に係る事務負担を軽減できる。
- ✓ 医療機関・薬局で正確な資格確認が行えるようになるので、資格確認に関する自治体への照会が減る。また、患者の受給者証忘れによって自治体が償還払いを行うことが防げる。これらによって、自治体の事務負担を軽減できる。
- ✓ マイナ保険証での対応を希望する受給者に対して受給者証を発行しないこととした場合、受給者証を定期的に印刷・発行するための事務負担やコストが削減できる。
- ✓ 住民の利便性向上に資するとともに、マイナ保険証の利用促進を通じて、住民に対して薬剤や診療のデータに基づくより良い医療の提供が図られる。



## 医療機関 薬局

- ✓ 医療保険の資格情報及び受給者証情報の手動入力の負荷をセットで削減できるとともに、医療費助成の資格を有しているかどうかの確認に係る事務負担を軽減できる。
- ✓ 正確な資格情報に基づき請求を行えるようになるため(資格過誤請求が減少)、医療費の請求に係る事務負担を軽減できる。
- ✓ マイナ保険証の利用促進を通じて、患者本人の薬剤や診療のデータを把握して医療を提供することができる。

## ◎ 都道府県の実施状況（22都道府県が参加）

種類	公費負担医療				地方単独医療費助成
	難病	小児慢性	結核患者の医療	精神通院医療 (自立支援医療)	その他※
実施都道府県数	19	18	4	13	2

※こども医療費助成、障害者医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成以外の地方単独医療費助成

（注1）精神通院医療の実施都道府県は、青森県、宮城県、栃木県、千葉県、東京都、富山県、滋賀県、大阪府、島根県、岡山県、佐賀県、長崎県、熊本県

## ◎ 市町村の実施状況（161市町村が参加）

種類	公費負担医療							地方単独医療費助成			
	難病	小児慢性	結核患者の医療	未熟児 養育医療	自立支援医療			こども	障がい	ひとり親	その他
					精神通院 医療	更生医療	育成医療				
実施市町村数	1	9	3	15	1	33	33	149	131	141	48

（注1）精神通院医療、更生医療及び育成医療の実施市町村（1）は、熊本市（熊本県）

（注2）更生医療及び育成医療の実施市町村（29）は、帯広市（北海道）、三沢市（青森県）、つがる市（青森県）、深浦町（青森県）、由利本荘市（秋田県）、米沢市（山形県）、我孫子市（千葉県）、一宮市（愛知県）、豊田市（愛知県）、小牧市（愛知県）、舞鶴市（京都府）、宇治市（京都府）、宮津市（京都府）、亀岡市（京都府）、八幡市（京都府）、木津川市（京都府）、精華町（京都府）、豊中市（大阪府）、羽曳野市（大阪府）、神河町（兵庫県）、松江市（島根県）、出雲市（島根県）、赤磐市（岡山県）、福山市（広島県）、阿南市（徳島県）、上坂町（徳島県）、つるぎ町（徳島県）、別府市（大分県）、都城市（宮崎県）

（注3）更生医療のみの実施市町村（3）は、藤沢市（神奈川県）、和歌山市（和歌山県）、吉備中央町（岡山県）

（注4）育成医療のみの実施市町村（3）は、平塚市（神奈川県）、浜松市（静岡県）、西宮市（兵庫県）

# マイナンバーカードの活用による医療費助成の効率化の全国展開

(令和6年12月12日 医療  
保険部会資料3を一部加工)

✓ マイナンバーカードを活用した医療費助成の効率化については、オンライン資格確認に必要なシステムが設計・開発されるとともに、**令和5・6年度に183自治体（22都道府県、161市町村）が先行実施事業**に参加。

✓ 「**医療DXの推進に関する工程表**（令和5年6月2日医療DX推進本部決定）」 「**デジタル社会の実現に向けた重点計画**（令和6年6月21日閣議決定）」に基づき、順次、参加自治体を拡大しつつ、**令和8年度（2026年度）以降、全国展開の体制を構築**し、公費負担医療・地方単独医療費助成におけるオンライン資格確認（マイナ保険証による資格確認）を推進。

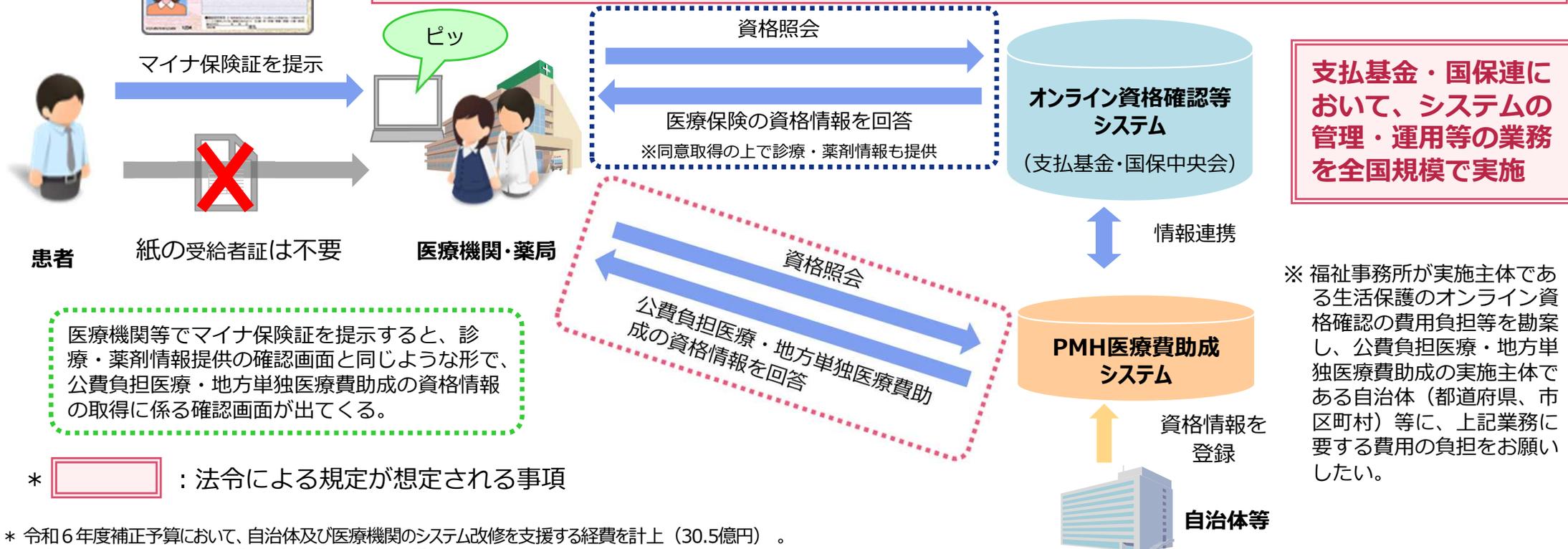
※ 公費負担医療や地方単独医療費助成（こども医療費助成など）には様々な制度があり、自治体ごとに多様なシステム等が構築されていること、自治体システム標準化の取組状況等も踏まえる必要があることから、令和8年度以降、全国展開の体制を構築した上で、順次、自治体や医療機関・薬局におけるシステム対応\*を推進。

\* 自治体システムの改修：自治体の各業務システムからPMHシステムに医療費助成に係る資格情報を定期的に登録するための自治体の各業務システムの改修

\* 医療機関・薬局のシステムの改修：オンライン資格確認端末から出力された医療費助成に係る資格情報をレセプトコンピュータに取り込むためのレセプトコンピュータの改修

## 公費負担医療\*におけるオンライン資格確認（マイナ保険証による資格確認）を制度化

※ 障害者総合支援法に基づく精神通院医療・更生医療・療養介護医療、難病法に基づく特定医療費、児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費・肢体不自由児通所医療・障害児入所医療など



**支払基金・国保連において、システムの管理・運用等の業務を全国規模で実施**

※ 福祉事務所が実施主体である生活保護のオンライン資格確認の費用負担等を勘案し、公費負担医療・地方単独医療費助成の実施主体である自治体（都道府県、市区町村）等に、上記業務に要する費用の負担をお願いしたい。

医療機関等でマイナ保険証を提示すると、診療・薬剤情報提供の確認画面と同じような形で、公費負担医療・地方単独医療費助成の資格情報の取得に係る確認画面が出てくる。

\*   ：法令による規定が想定される事項

\* 令和6年度補正予算において、自治体及び医療機関のシステム改修を支援する経費を計上（30.5億円）。  
 ・自治体システムの改修への支援 基準額500万円、補助率1/2  
 ・医療機関・薬局のシステムの改修への支援 ①病院：28.3万円を上限に補助（事業額56.6万円の1/2を補助） ②診療所（医科・歯科）・薬局（大型チェーン薬局以外）：5.4万円を上限に補助（事業額7.3万円の3/4を補助） ③大型チェーン薬局：3.6万円を上限に補助（事業費7.3万円の1/2を補助）

# 自立支援医療の自己負担上限額管理について

## 概要

- 患者の自己負担上限月額、医療保険の世帯（支給認定世帯）を範囲とし、その市町村民税所得割の合算額に応じて、1月当たりの負担上限額を設定している。
- 自己負担上限額は、指定自立支援医療機関の受診ごとの自己負担額の合算に適用されるため、受給者証と合わせて交付される「自己負担上限額管理票」により管理されている。

## 運用

- ① 各指定医療機関では、受診の都度、自己負担上限月額の範囲内で、総医療費の1割又は高額療養費（医療保険）の自己負担限度額を徴収。
- ② 患者は、受診の都度、指定自立支援医療機関に上限額管理票を提出し、徴収額（入院時食事の標準負担額を含まない額）を記入してもらう。
- ③ 自己負担累積額（月額）が自己負担上限月額に達した場合は、指定自立支援医療機関が確認し、その月に自己負担上限月額を超える費用徴収は行わない。

## (参考) 自己負担上限額管理票

別添様式第5号 年 月分自己負担上限額管理票			
受診者	受給者番号		
月額自己負担上限額			円
下記のとおり月額自己負担上限額に達しました。			
日 付	医療機関名		
月 日			
日 付	医療機関名	自己負担額	月額自己負担額累積額
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			

# 参考：自立支援医療の患者負担の基本的な枠組み

- ① 患者の負担が過大なものにならないよう、所得に応じて1月当たりの負担上限額を設定。(月額総医療費の1割がこれに満たない場合は1割)
- ② 費用が高額な治療を長期にわたり継続しなければならない(重度かつ継続)者、育成医療の中間所得層については、更に軽減措置を実施。

## 【自己負担上限月額】

所得区分(医療保険の世帯単位)		更生医療・精神通院医療	育成医療	重度かつ継続
一定所得以上	市町村民税所得割 235,000円以上(年収約833万円以上)	対象外	対象外	20,000円
中間所得2	市町村民税所得割 33,000円以上235,000円未満(年収:約400~833万円未満)	総医療費の1割又は高額療養費(医療保険)の自己負担限度額	10,000円	10,000円
中間所得1	市町村民税所得割 33,000円未満(年収約290~400万円未満)		5,000円	5,000円
低所得2	市町村民税非課税(低所得1を除く)	5,000円		
低所得1	市町村民税非課税(本人又は障害児の保護者の年収80万円以下)	2,500円		
生活保護	生活保護世帯	0円		

\* 年収については、夫婦+障害者である子の3人世帯の粗い試算

## 【月額医療費の負担イメージ】 \* 医療保険加入者(生活保護世帯を除く)

医療保険(7割)	自立支援医療費 (月額医療費-医療保険-患者負担)	患者負担 (1割又は負担上限額)
----------	------------------------------	---------------------

## 「重度かつ継続」の範囲

- 疾病、症状等から対象となる者
  - [更生・育成] 腎臓機能・小腸機能・免疫機能・心臓機能障害(心臓移植後の抗免疫療法に限る)・肝臓の機能障害(肝臓移植後の抗免疫療法に限る)の者
  - [精神通院] ①統合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害(依存症等)の者
  - ②精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者
- 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者
  - [更生・育成・精神通院] 医療保険の多数回該当の者

## 負担上限月額の経過的特例措置 ※上記の太枠部分

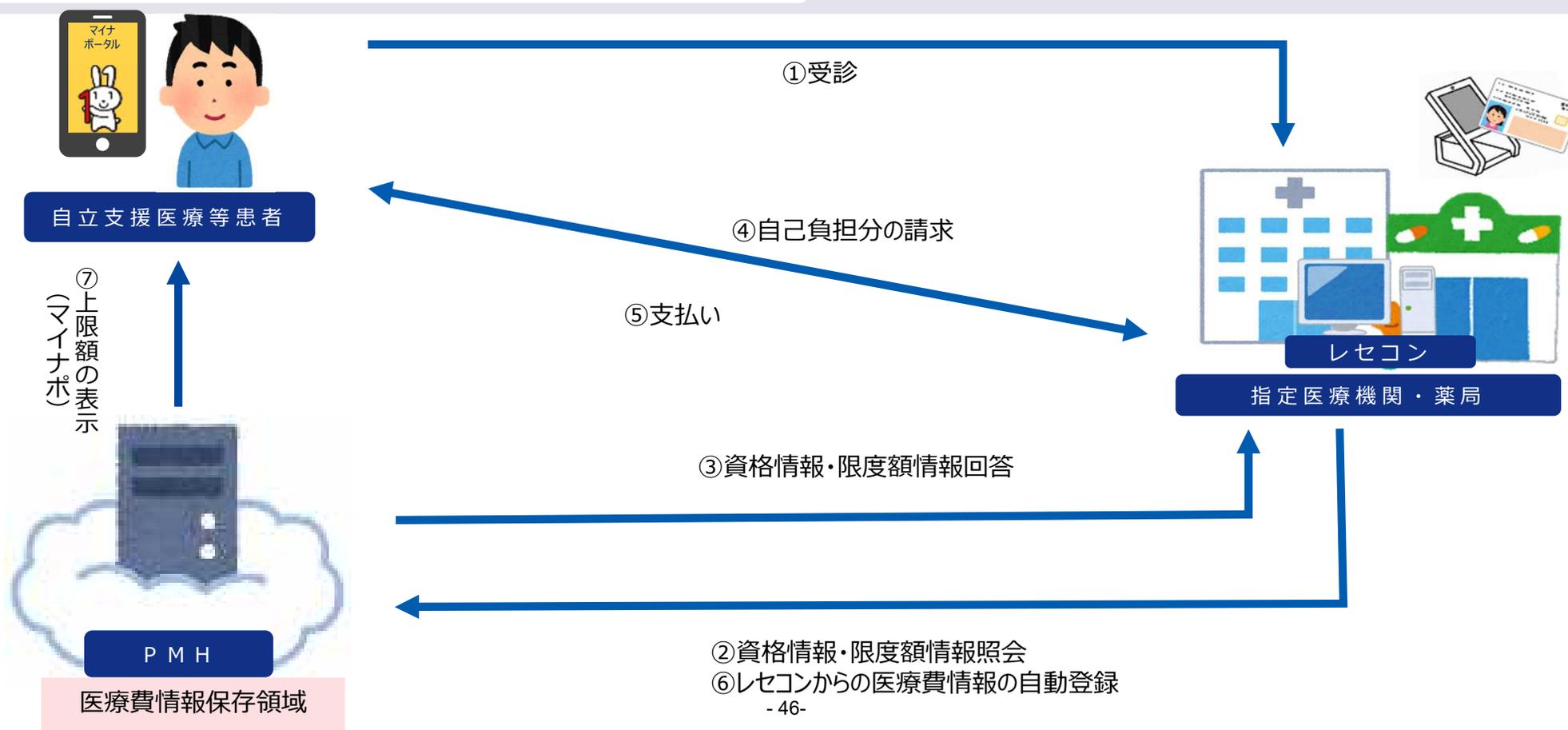
育成医療の中間所得1, 2及び「重度かつ継続」の一定所得以上の負担上限月額については、令和9年3月31日までの経過的特例措置

# 現在検討中の自己負担上限額管理の電子化について

(令和6年11月26日 第73回厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会・第4回社会保障審議会小児慢性特定疾病対策部会小児慢性特定疾病対策委員会資料1を一部加工)

- 公費負担医療制度等の資格確認オンライン化に関する先行実施で自治体と医療機関・薬局を拡大する中で、自立支援医療等の受給者証の電子化に当たって、自己負担上限額管理票も合わせて電子化の要望もあがっている。
- PMHを活用した上限額管理の電子化について、デジタル庁と連携し検討を進めていく。

## PMHを活用した上限額管理の電子化のイメージ



## 6. 自立支援医療、精神障害者保健福祉手帳等の申請手続のオンライン化について

### (1) 自立支援医療、精神障害者保健福祉手帳等の申請手続のオンライン化についての検討状況

「令和6年の地方からの提案等に対する対応方針」（令和6年12月24日閣議決定）等を踏まえ、自立支援医療、精神障害者保健福祉手帳等に係る申請手続のオンライン化について検討することとしている。

各申請手続きのオンライン化に向けた検討を進めるため、現状の事務処理スキームを踏まえたオンライン化手法、診断書を電子的に提出するための仕組み、市町村から都道府県への進達の電子化の方法等に関して、令和6年度補正予算を活用し調査研究を実施する予定である。

行政手続をオンライン化することで、窓口や郵送での申請書類の提出が不要になれば、利便性が向上するとともに、申請者及び自治体の事務負担の軽減に繋がることを見込めると考えている。

各自治体におかれては、引き続きご理解とご協力をお願いしたい。

# 自立支援医療、精神障害者保健福祉手帳等の申請手続のオンライン化について

## ◎令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）（抄）

### 4 義務付け・枠付けの見直し等

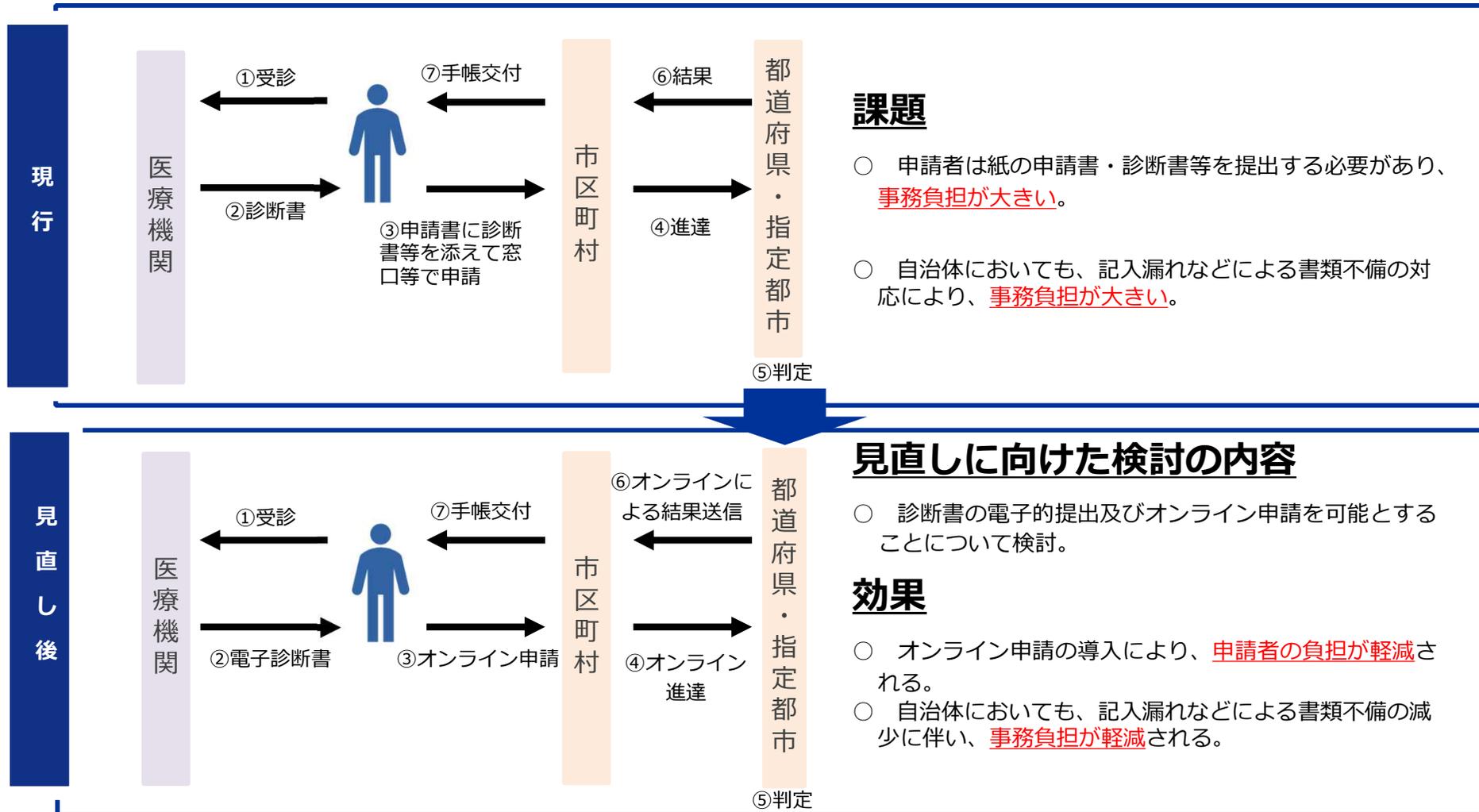
【厚生労働省】

#### **（22）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭25法123）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平17法123）**

精神障害者保健福祉手帳の交付申請（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律45条1項）及び自立支援医療費の支給認定申請（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律53条1項）に係る手続については、医師の診断書のオンラインによる提出も含め、マイナポータルによる申請を可能とすることについて検討し、令和7年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 自立支援医療、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳申請のオンライン化

○申請のオンライン化にあたっては、診断書の電子的提出などの課題があるが、今後、オンライン化に向けて、現行業務に係る課題整理や課題ごとの実現可能性を含めたオンライン化実現方式の検討を行うための調査研究等を行う予定。



① 施策の目的

・「医療DXの推進に関する工程表」(令和5年6月2日医療DX推進本部決定)等に基づき、行政手続きのオンライン化を推進する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

・自立支援医療、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳に係る各申請手続きのオンライン化に向けた検討を進めるため、現状の事務処理スキームを踏まえたオンライン化手法、診断書を電子的に提出するための仕組み、市町村から都道府県への進達の電子化の方法等に関して、調査研究を実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(調査研究の内容)



- ・ 現状の事務処理スキームを踏まえた実行可能性の検討
- ・ デジタル診断書を医療機関で作成する方法や格納方法の検討
- ・ 市町村から都道府県への進達の方法 等

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

・行政手続きをオンライン化することで、窓口や郵送での申請書類提出が不要になり、利便性が向上するとともに、郵送等のコストが低減する。

## 7. 自立支援医療等における利用者負担区分の見直しについて

### (1) 自立支援医療等の利用者負担区分について

障害者総合支援法で定める自立支援医療や療養介護医療等においては、所得に応じて1か月当たりの利用者負担の上限額を設定しており、そのうち市町村民税非課税世帯においては、公的年金等の収入金額、合計所得金額等の合計額が80万円以下であることを低所得1の区分として設定している。

### (2) 今般の見直しについて

この年収80万円基準は、自立支援医療等の制度設計時において、当時の障害基礎年金2級の支給額相当として設定されたところ、今般、令和6年の障害基礎年金2級の支給額が約80万9,000円となり、制度設計以降初めて年間支給額が80万円を超えたことから、低所得1の所得区分の基準である年収80万円以下を見直し、障害基礎年金2級を受給する低所得1の区分に属する方の自己負担額が変わらないよう措置する予定である。

本改正は、所得区分認定において令和6年の年収を用いる令和7年7月から施行することを予定し、令和8年以降も前年に支給された年金額を基準として用いる予定である。

各自治体におかれては、令和7年7月の施行以降、見直し後の基準額にて所得区分認定を行えるよう、準備を進めていただくようお願いする。

# 自立支援医療等における利用者負担区分の見直し

- 自立支援医療等※<sup>1</sup>においては、所得に応じて1か月当たりの利用者負担の上限額を設定しており、そのうち市町村民税非課税世帯においては、**年収80万円以下**※<sup>2</sup>を区分（低所得1）として設定している。
- この年収80万円の基準は、制度設計時の障害基礎年金2級の支給額（平成16年当時の支給額約795,000円/年）相当として設定された。



- 令和6年の障害基礎年金2級の支給額が約809,000円/年※<sup>3</sup>となり、制度設計以降初めて年間支給額が80万円を超えたことから、低所得1の所得区分の基準である年収80万円以下を見直し、**障害基礎年金2級を受給する低所得1の者の自己負担額が変わらないよう措置することとし**、所得区分認定において令和6年の年収を用いる令和7年7月から施行する。（令和7年7-12月に自立支援医療等があった場合、年収約809,000円以下を基準として用いる※<sup>4</sup>）

（参考）市町村民税非課税世帯における所得区分と自己負担上限額

	所得区分（医療保険の世帯単位）	自立支援医療の自己負担上限月額	療養介護医療等※ <sup>5</sup> の自己負担上限月額
低所得2	市町村民税非課税 （低所得1を除く）	5,000円	24,600円
低所得1	市町村民税非課税 （本人又は障害児の保護者の年収80万円以下）	2,500円	15,000円

※1 障害者総合支援法で定める自立支援医療及び療養介護医療並びに児童福祉法に定める肢体不自由児通所医療及び障害児入所医療

※2 自立支援医療等があった月が1-6月の場合は前々年、7-12月の場合は前年の公的年金等の収入金額、合計所得金額等の合計額が80万円以下

※3 令和6年1-4月は令和5年度の年金額、5-12月は令和6年度の年金額で支給された額を合計した額

※4 令和8年以降は前年（自立支援医療等があった月が1-6月の場合は前々年）<sup>5</sup>に支給された年金額を※3と同様に計算した額を基準として用いる

※5 療養介護医療、肢体不自由児通所医療、障害児入所医療

## 8. 新たな地域医療構想について

### (1) 現行の地域医療構想について

現行の地域医療構想については、中長期的な人口構造、地域の医療ニーズの質・量の変化を見据えて、医療機関の機能分化・連携を進め、良質かつ適切な医療を効率的に提供できる体制の確保を目的として進められてきたが、精神病床は将来の病床数の必要量の推計や病床機能報告の対象とはなっていない。

### (2) 新たな地域医療構想について

当省の医政局においては、「新たな地域医療構想等に関する検討会」を開催し、「新たな地域医療構想」として、2040年頃を見据え、医療・介護の複合ニーズを抱える85歳以上人口の増大や現役世代の減少に対応できるよう、入院医療だけでなく、外来・在宅医療、介護との連携等を含む、医療提供体制全体の地域医療構想とする方向で検討が進められてきた。

現行の地域医療構想では精神病床は、将来の病床数の必要量の推計や病床機能報告の対象となっていないが、「新たな地域医療構想において精神医療を位置付ける場合の課題等に関する検討プロジェクトチーム」において、新たな地域医療構想に、精神医療を位置付けることが適当とされた。

これを受けて、「新たな地域医療構想等に関する検討会」にて検討後、社会保障審議会医療部会においても、新たな地域医療構想に精神医療を位置付けることが適当であると示され、了承されたところ。

新たな地域医療構想に精神医療を位置付けた場合の具体的な内容は、法律改正後に施行に向けて、必要な関係者で議論して検討を進めていくこととしているが、各自治体におかれましてはこうした動きについてご承知おきいただくようお願いする。

# 地域医療構想について

- 地域医療構想は、**中長期的な人口構造や地域の医療ニーズの質・量の変化**を見据え、**医療機関の機能分化・連携**を進め、良質かつ適切な医療を効率的に提供できる体制の確保を目的とするもの。
  - ① 都道府県において、各構想区域における**2025年の医療需要と「病床数の必要量」**について、**医療機能（高度急性期・急性期・回復期・慢性期）ごとに推計し、地域医療構想として策定。**
  - ② 各医療機関から都道府県に対し、現在の病床機能と今後の方向性等を**「病床機能報告」**により報告。
  - ③ 各構想区域に設置された**「地域医療構想調整会議」**において、**病床の機能分化・連携に向けた協議**を実施。
  - ④ 都道府県は**「地域医療介護総合確保基金」**を活用し、医療機関の機能分化・連携を支援。さらに、自主的な取組だけでは進まない場合、「医療法に定められている権限の行使を含めた役割」を適切に発揮することで、地域医療構想の実現を図る。

# 新たな地域医療構想において精神医療を位置付ける場合の課題等に関する 検討プロジェクトチーム 取りまとめ概要

※令和6年12月3日「新たな地域医療構想において精神医療を位置付ける場合の課題等に関する検討プロジェクトチーム」報告書より作成

## 新たな地域医療構想における精神医療の位置付け

- 以下の観点から、**新たな地域医療構想に精神医療を位置付けることが適当**。
  - 新たな地域医療構想においては、2040年頃を見据え、入院医療だけでなく、外来・在宅医療、介護との連携等を含む、医療提供体制全体の地域医療構想とする方向で検討を進めている。
    - **地域の医療提供体制全体の中には、精神医療も含めて考えることが適当**
  - 新たな地域医療構想において精神医療を位置付けることにより、以下の意義が考えられる。
    - ・ 2040年頃の**精神病床数の必要量を推計** → **中長期的な精神医療の需要に基づく精神医療体制の推進**
    - ・ **病床機能報告の対象に精神病床を追加** → **データに基づく協議・検討が可能**
    - ・ **精神医療に関する協議の場の開催や一般医療に関する協議の場への精神医療関係者の参画**  
→ 身体疾患に対する医療と精神疾患に対する医療の双方を必要とする患者への対応等における**精神医療と一般医療との連携等**の推進
    - ・ **地域医療構想の実現に向けた財政支援、都道府県の権限行使** → **精神病床等の適正化・機能分化の推進**
- 新たな地域医療構想に精神医療を位置付けた場合の具体的な内容※は、法律改正後に施行に向けて、必要な関係者で議論する必要があり、**精神医療に係る施行には十分な期間を設けることが必要**。

※ 病床数の必要量の推計方法、精神病床の機能区分、病床機能報告の報告事項、精神医療の構想区域・協議の場の範囲・参加者、精神科医療機関の医療機関機能等

# 新たな地域医療構想に関するとりまとめの概要

※令和6年12月18日新たな地域医療構想等に関する検討会とりまとめより作成

## 医療提供体制の現状と目指すべき方向性

85歳以上の増加や人口減少がさらに進む2040年とその先を見据え、全ての地域・世代の患者が、適切に医療・介護を受けながら生活し、必要に応じて入院し、日常生活に戻ることができ、同時に、医療従事者も持続可能な働き方を確保できる医療提供体制を構築

- ・「治す医療」と「治し支える医療」を担う医療機関の役割分担を明確化し、地域完結型の医療・介護提供体制を構築
- ・外来・在宅、介護連携等も新たな地域医療構想の対象とする

## 新たな地域医療構想

### (1) 基本的な考え方

- ・2040年に向け、外来・在宅、介護との連携、人材確保等も含めたあるべき医療提供体制の実現に資するよう策定・推進  
(将来のビジョン等、病床だけでなく医療機関機能に着目した機能分化・連携等)
- ・新たな構想は27年度から順次開始  
(25年度に国でガイドライン作成、26年度に都道府県で体制全体の方向性や必要病床数の推計等、28年度までに医療機関機能に着目した協議等)
- ・新たな構想を医療計画の上位概念に位置付け、医療計画は新たな構想に即して具体的な取組を進める

### (2) 病床機能・医療機関機能

- ① 病床機能
  - ・これまでの「回復期機能」について、その内容に「高齢者等の急性期患者への医療提供機能」を追加し、「包括期機能」として位置づけ
- ② 医療機関機能報告 (医療機関から都道府県への報告)
  - ・構想区域ごと(高齢者救急・地域急性期機能、在宅医療等連携機能、急性期拠点機能、専門等機能)、広域な観点(医育及び広域診療機能)で確保すべき機能や今後の方向性等を報告
- ③ 構想区域・協議の場
  - ・必要に応じて広域な観点での区域や在宅医療等のより狭い区域で協議 (議題に応じ関係者が参画し効率的・実効的に協議)

### (3) 地域医療介護総合確保基金

- ・医療機関機能に着目した取組の支援を追加

### (4) 都道府県知事の権限

- ① 医療機関機能の確保 (実態に合わない報告見直しの求め)
- ② 基準病床数と必要病床数の整合性の確保等
  - ・必要病床数を超えた増床等の場合は調整会議で認められた場合に許可
  - ・既存病床数が基準病床数を上回る場合等には、地域の実情に応じて、必要な医療機関に調整会議の出席を求める

### (5) 国・都道府県・市町村の役割

- ① 国(厚労大臣)の責務・支援を明確化 (目指す方向性・データ等提供)
- ② 都道府県の取組の見える化、調整会議で調った事項の実施に努める
- ③ 市町村の調整会議への参画、地域医療介護総合確保基金の活用

### (6) 新たな地域医療構想における精神医療の位置付け

- ・精神医療を新たな地域医療構想に位置付けることとする

## 9. 依存症対策について

### (1) 依存症対策の総合的な推進について

アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症対策については、依存症対策全国拠点機関として（独）国立病院機構久里浜医療センターを指定し、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターと連携しながら、地域における依存症の相談対応・治療等の指導者の養成や依存症回復施設職員への研修、専門医療機関・相談機関等に従事する関係者の全国会議の開催、依存症のポータルサイトによる情報提供等に取り組んでいる。

都道府県及び指定都市においては主に、

- ・ 精神保健福祉センター及び保健所における相談支援と、地域での連携体制の構築
- ・ 依存症に係る医療や相談支援に従事する者への研修の実施による地域における人材育成
- ・ 依存症の相談拠点の設置並びに依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の選定と、それらの医療機関での治療を中心とした切れ目のない支援
- ・ 依存症問題に取り組んでいる自助グループ等民間団体への支援などに取り組んでいただいている。

引き続きこれらの取組をお願いするが、特に依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の選定については、アルコール、薬物、ギャンブル等の各依存症について、全都道府県及び指定都市において指定済となるよう、また、相談拠点や専門医療機関等がすでに1箇所以上指定されている都道府県・指定都市におかれては、さらなる追加の設置・選定をお願いする。

都道府県及び指定都市のみならず、保健所設置市におかれても依存症対策地域支援事業を積極的に御活用いただき、地域での医療・相談支援体制の整備や、相談支援従事者や医療機関従事者を対象とした専門研修の実施、福祉・医療・司法・消費生活・民間団体などの関係機関の連携強化、民間団体支援の充実に向けて引き続き取り組んでいただきたい。

同事業では、「地域連携等による依存症早期発見・早期対応、継続支援モデル事業」を引き続きモデル事業として実施予定であることから、補助金の活用について積極的に検討いただきたい。

また、同事業における依存症専門相談支援事業において、SNS等を活用した相談体制の構築にも活用可能である旨明確化したことから、本事業を通じたSNSも活用した効果的な相談体制の構築についてよろしくお願ひしたい。さらに、依存症の相談支援や治療の継続等には、患者や家族の自助グループ等の果たす役割が大きいと、地域生活支援促進事業（アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業、薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業及びギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事

業)を積極的に御活用いただけるよう各都道府県・指定都市の地域の実情に応じて必要な予算を確保いただき、本事業を実施することで、地域で活動する民間団体との連携強化及び民間団体への活動支援に繋がるようお願いする。

## (2) アルコール健康障害対策について

令和3年度から開始した第2期アルコール健康障害対策推進基本計画(令和3年3月閣議決定)(以下、「第2期計画」という。)においては、重点課題として、相談から治療、回復支援までの切れ目のない支援体制の整備を掲げており、連携体制構築の指標として、都道府県等の地域における関係機関の連携のための会議を定期的を開催することを目標としている。各都道府県・政令指定都市におかれては、包括的な連携協力体制を構築の上、依存症を抱える方やその家族の方々が早期に必要な治療や支援が受けられるように、地域の実情に応じた取組をお願いする。特に、第2期基本計画においては、福祉事務所、地域包括支援センター、地域生活支援の従事者等に対し、アルコール健康障害に関する研修等を行うことにより、相談・連携の強化を図ることとされており、より広くきめこまかい連携ネットワークづくりをお願いする。

なお、第2期計画の基本的施策として、飲酒に伴うリスクに関する知識の普及の推進を図るため、「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」を作成したところである。同ガイドラインでは、飲酒にあたっては、純アルコール量に着目しながら、自分に合った飲酒量を決めて、健康に配慮した飲酒を心がけることが大切であるとしている。そのため、厚生労働省では、飲んだお酒の酒類と量を選択することで、純アルコール量と分解時間を簡単に把握でき、飲酒や飲酒後の行動の判断のために活用されることを目的としたWebツール「アルコールウォッチ」を作成しており、その普及啓発資料を作成し、厚生労働省ホームページにおいて公開しているところである。都道府県等においても、それらを管内におけるアルコール健康障害の発生防止のための広報・啓発資料として御活用いただくようお願いする。

また、第2期アルコール健康障害対策推進基本計画については、令和7年度までを計画期間としており、現在、次期計画に関し、アルコール健康障害対策関係者会議において現在有識者からの意見聴取等を実施しているところである。各都道府県におかれては、適宜議論の動向を参照頂き、各都道府県における計画の検討の参考として頂きたい。

なお、都道府県アルコール健康障害対策推進計画の策定にあたっては、令和5年3月31日付事務連絡「医療計画と各計画との一体的策定について」にご留意いただきたい。

### (3) 薬物依存症対策について

再犯の防止等の推進に関する法律に基づく「第二次再犯防止推進計画（令和5年3月閣議決定）」や「第六次薬物乱用防止五か年戦略（令和5年8月薬物乱用対策推進会議決定）」の中で、薬物依存症者対策への取組として、薬物依存症治療の専門医療機関及び相談支援窓口の充実、医療・福祉関係者の人材育成、民間団体の活動支援の充実などが掲げられているため、これらの取組の推進に向けて御尽力をお願いする。また、相談機関や専門医療機関について、薬物依存症の方が不安を抱くことなく相談しやすい体制構築を進め、管内においても幅広く周知を図るよう努めていただきたい。

### (4) ギャンブル等依存症対策について

令和4年3月に策定されたギャンブル等依存症対策推進基本計画に基づく関連施策の推進が求められている。同計画に基づき、各都道府県・指定都市において、地域の関係機関が参画する包括的な連携協力体制を構築するための「ギャンブル等依存症対策連携会議」の設置及び開催をお願いしているところであるが、ギャンブル等依存症関連問題に特有の債務問題の相談機関との連携を視野に入れた支援体制の構築、強化についても引き続きお願いする。

さらに、同計画や地域の実情を踏まえ、「ギャンブル等依存症対策連携会議」を開催し、各地域における取組を促進いただくとともに、同会議が未設置の指定都市におかれては、同会議の設置について引き続きお願いする。

また、ギャンブル等依存症である者等やその家族等の早期発見・早期介入・早期支援を引き続き進める必要があることから、都道府県・指定都市に設置された相談拠点における相談において、ギャンブル等依存症である者等及びその家族にとって相談が身近となるよう、SNS等による相談支援を推進いただくようお願いする。また、地域の関連民間団体への支援のほか、厚生労働省の依存症の理解を深めるための普及啓発事業の特設ホームページや内閣官房のギャンブル等依存症対策推進本部のホームページを適宜御確認いただき、同法で定められた「ギャンブル等依存症問題啓発週間（5月14日～20日）」に合わせた普及啓発に御尽力をお願いする。

なお、ギャンブル等依存症対策基本法に基づき、同計画は、3年ごとに実態調査を行った上で、見直しを検討することとされており、今年度中にギャンブル等依存症対策推進本部が開催され、同計画の見直しがされる予定である。正式に見直しがなされた後、改めてご連絡するのでご承知おきいただきたい。

### (5) 依存症に関する普及啓発について

第2期アルコール健康障害対策推進基本計画では、「アルコール依存症が疑われる者の推計数とアルコール依存症で医療機関を受診した患者数との乖離（いわゆる治療ギャップ）の指摘があり、アルコール健康障害の当事

者やその家族がより円滑に相談や治療等に結びつくように支援を推進することが求められる」とされている。

令和5年度に内閣府が実施した「アルコール依存症に対する意識に関する世論調査」の結果が公表され、同調査では飲酒とアルコール依存症との関係について、「アルコール依存症は飲酒をコントロールすることができない精神疾患である」と回答した者が約8割となっており、アルコール依存症について概ね正しく理解されていることが明らかとなった。アルコール依存症のみならず、薬物やギャンブル等依存症についても、引き続き、誤解や偏見をなくし、適切な治療や支援につなげることを目的に、依存症に関する知識の普及啓発が引き続き重要である。

厚生労働省では、著名人を起用したイベントやシンポジウムの開催、メディアやインターネットを活用した情報発信など、広く一般国民を対象とした普及啓発事業を行っている。

各自治体におかれても、こうした取組を参考としつつ、各地域の相談窓口や医療機関の一覧を広報する等、地域の実情に応じた依存症に関する普及啓発活動に積極的に取り組まれるよう、願います。

また、依存症に関する普及啓発の「アウェアネスシンボルマーク」を作成し、依存症に対する治療・回復への応援の意思を表明する象徴として広く展開しており、各自治体におかれても、啓発活動等でご活用いただきたい。

**【依存症の理解を深めるための普及啓発事業 特設サイト】**

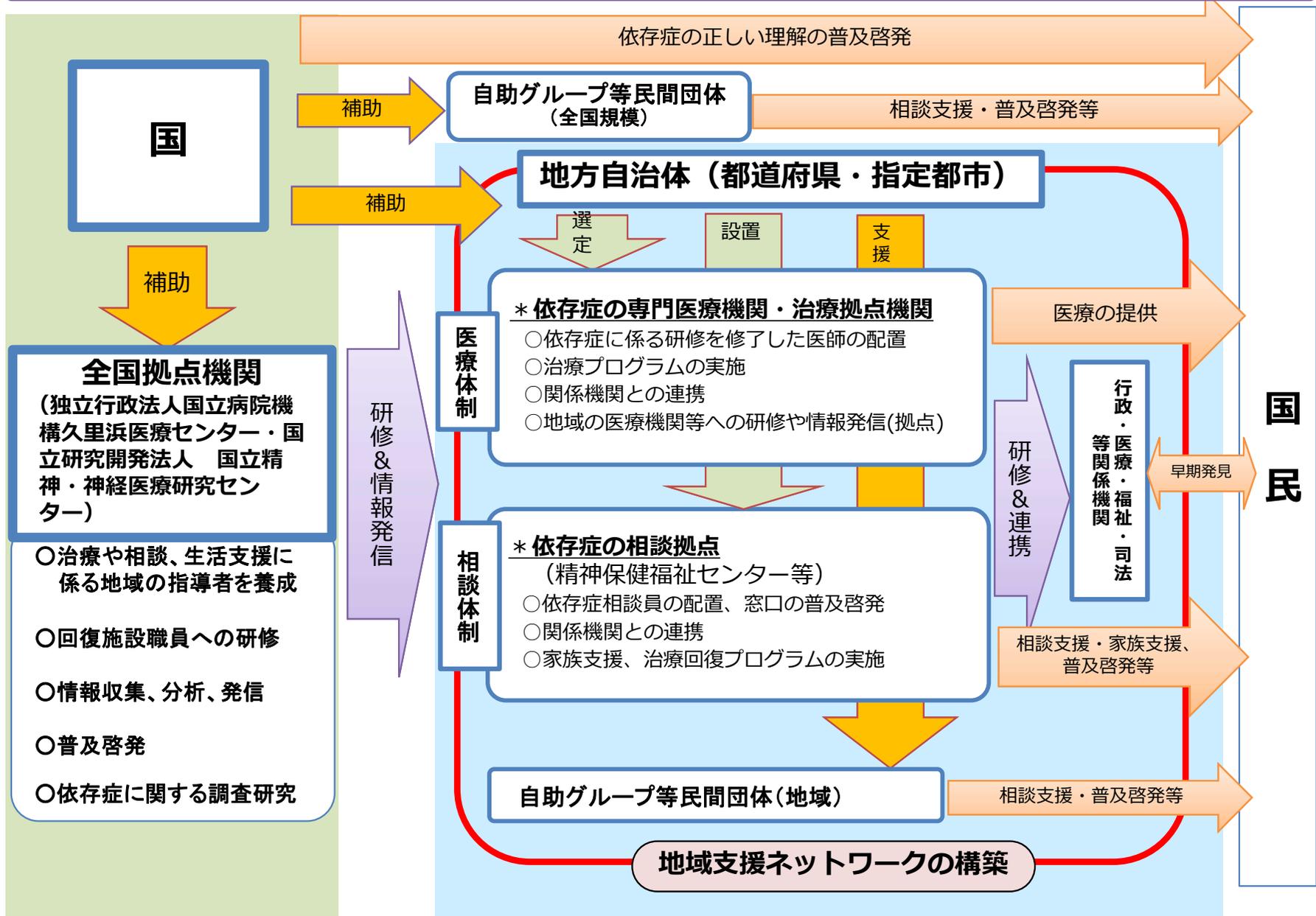
<https://izonsho.mhlw.go.jp/https://www.jiji.com/ad/koroshio/index.html>

## **(6) その他**

ゲームに関連する問題については、精神保健以外の問題や併存する他の問題も含め依存症という名称で幅広く使用される傾向にあり、また、精神保健福祉センター等にも相談が寄せられている状況にあるが、相談対象が子ども・若者の場合は、家庭問題や学校問題等が複雑に存在している可能性にかんがみ、相談内容や背景に応じて適切な機関（子ども・若者総合相談センター、児童家庭支援センター、ひきこもり地域支援センター、発達障害者支援センター、児童相談所、こども家庭センター、地域若者サポートステーション、教育委員会及び教育相談機関等）と連携、または引継をして、相談支援が行われるようお願いする。

# 依存症対策の全体像

○依存症対策（アルコール・薬物・ギャンブル等）については、各地域における支援ネットワーク構築、全国拠点機関による人材育成・情報発信や、依存症の正しい理解の普及啓発などを総合的に推進。



# 依存症対策の推進にかかる令和7年度予算案

＜令和6年度予算額＞ 8.4億円 → ＜令和7年度予算案＞ 8.4億円

**①地域における依存症の支援体制の整備** 5.9億円 → 5.7億円  
都道府県・指定都市等において、人材育成や医療体制及び相談体制の整備を推進するとともに、地域の関係機関が参画する包括的な連携協力体制の構築、専門医療機関や治療拠点機関等との連携体制の構築など、地域の医療・相談支援体制の整備を推進する。

**②依存症民間団体支援** 0.5億円 → 0.7億円  
依存症者や家族等を対象とした相談支援や普及啓発等に全国規模で取り組む民間団体を支援する。

**③全国拠点機関における依存症医療・支援体制の整備** 1.1億円 → 1.1億円  
依存症対策全国拠点機関（久里浜医療センター）において、アルコール、薬物、ギャンブル等に対応した相談・治療等について指導者の養成や情報発信等を行い、依存症治療・支援体制の整備を推進する。

**④依存症に関する調査研究の実施** 0.4億円 → 0.4億円  
※ 令和6年度補正予算 2.2億円  
依存症の実態解明等に関する調査研究に加え、アルコール健康障害対策推進基本計画、ギャンブル等依存症対策推進基本計画及び再犯防止推進計画に基づく調査研究や、ゲーム障害に関する知見の集積を図るなどのため、必要な調査研究を実施する。

**⑤依存症に関する普及啓発の実施** 0.5億円 → 0.5億円  
依存症者や家族等が地域の治療や支援につながるよう、依存症に関する正しい知識と理解を広めるための普及啓発を実施する。

**⑥アルコール・薬物・ギャンブル等の民間団体支援** 地域生活支援事業等の内数 → 地域生活支援事業等の内数  
地域で依存症関連問題に取り組む民間団体の支援を行う。

# アルコール健康障害に係る相談拠点・専門医療機関

- ・相談拠点は67自治体、専門医療機関は62自治体（治療拠点機関52自治体）で設置（R6.9月末時点）
- ・令和6年度内に、相談拠点67自治体、専門医療機関62自治体（治療拠点機関53自治体）の予定

都道府県	相談拠点	医療機関	拠点
北海道	○保	○	○
青森県	○	○	
岩手県	○	○	
宮城県	○保	○	○
秋田県	○保	○	○
山形県	○	○	
福島県	○	○	
茨城県	○	○	○
栃木県	○	○	○
群馬県	○	○	○
埼玉県	○	○	○
千葉県	○	○	○
東京都	○	○	○
神奈川県	○	○	○
新潟県	○	○	○
富山県	○	○	○
石川県	○	○	○
福井県	○	○	○
山梨県	○	○	○
長野県	○	○	○
岐阜県	○医	○	○
静岡県	○	○	○
愛知県	○保	○	○
三重県	○保	○	○
滋賀県	○保	○	○

都道府県	相談拠点	医療機関	拠点
京都府	○	○	
大阪府	○保	○	○
兵庫県	○	○	○
奈良県	保	○	R6
和歌山県	○	○	○
鳥取県	○保医	○	○
島根県	保	○	○
岡山県	○	○	○
広島県	保	○	○
山口県	○	○	○
徳島県	○	○	○
香川県	○	○	○
愛媛県	○	○	○
高知県	○	○	
福岡県	○	○	○
佐賀県	○医	○	○
長崎県	○	○	○
熊本県	○	○	○
大分県	○	○	○
宮崎県	○	○	○
鹿児島県	○	○	○
沖縄県	○	○	○
<b>設置都道府県数</b>	<b>47</b>	<b>47</b>	<b>39</b>
R6内	±0	±0	+1

政令市	相談拠点	医療機関	拠点
札幌市	○	○	○
仙台市	○区	○	○
さいたま市	○	○	○
千葉市	○		
横浜市	○	○	○
川崎市	○		
相模原市	○	○	○
新潟市	○	○	○
静岡市	○		
浜松市	○		
名古屋市	○	○	○
京都市	○	○	
大阪市	○	○	○
堺市	○	○	○
神戸市	○	○	○
岡山市	○	○	○
広島市	○		
北九州市	区	○	
福岡市	○	○	○
熊本市	○	○	○
<b>設置政令市数</b>	<b>20</b>	<b>15</b>	<b>13</b>
R6内	±0	±0	±0
<b>計</b>	<b>67</b>	<b>62</b>	<b>52</b>
(R6内)	(67)	(62)	(53)

※相談拠点の○は精神保健福祉センター、保は保健所、医は医療機関、区は区役所  
 ※R6は令和6年度内予定  
 ※R6.9月末時点

# 薬物依存症に係る相談拠点・専門医療機関

- ・相談拠点は67自治体、専門医療機関は53自治体（治療拠点機関42自治体）で設置（R6.9月末時点）
- ・令和6年度内に、相談拠点67自治体、専門医療機関53自治体（治療拠点機関42自治体）の予定

都道府県	相談拠点	医療機関	拠点
北海道	○保	○	○
青森県	○	○	
岩手県	○		
宮城県	○	○	○
秋田県	○	○	○
山形県	○	○	
福島県	○		
茨城県	○	○	○
栃木県	○	○	○
群馬県	○	○	○
埼玉県	○	○	○
千葉県	○		
東京都	○	○	○
神奈川県	○	○	○
新潟県	○	○	○
富山県	○	○	○
石川県	○	○	○
福井県	○		
山梨県	○	○	
長野県	○	○	○
岐阜県	○医	○	○
静岡県	○	○	○
愛知県	○	○	○
三重県	○保	○	○
滋賀県	○保	○	○

都道府県	相談拠点	医療機関	拠点
京都府	○	○	
大阪府	○保	○	○
兵庫県	○	○	○
奈良県	保		
和歌山県	○		
鳥取県	○保医	○	○
島根県	○	○	
岡山県	○	○	○
広島県	○	○	○
山口県	○	○	○
徳島県	○	○	○
香川県	○	○	○
愛媛県	○	○	
高知県	○		
福岡県	○	○	○
佐賀県	○医	○	○
長崎県	○	○	
熊本県	○	○	○
大分県	○		
宮崎県	○	○	○
鹿児島県	○	○	○
沖縄県	○	○	
<b>設置都道府県数</b>	<b>47</b>	<b>39</b>	<b>31</b>
R6内	±0	±0	±0

政令市	相談拠点	医療機関	拠点
札幌市	○	○	○
仙台市	○	○	○
さいたま市	○	○	○
千葉市	○		
横浜市	○	○	○
川崎市	○		
相模原市	○	○	○
新潟市	○	○	
静岡市	○		
浜松市	○		
名古屋市	○	○	○
京都市	○	○	
大阪市	○	○	○
堺市	○	○	○
神戸市	○	○	○
岡山市	○	○	○
広島市	○		
北九州市	○		
福岡市	○	○	
熊本市	○	○	○
<b>設置政令市数</b>	<b>20</b>	<b>14</b>	<b>11</b>
R6内	±0	±0	±0
<b>計</b>	<b>67</b>	<b>53</b>	<b>42</b>
(R6内)	(67)	(53)	(42)

※相談拠点の○は精神保健福祉センター、保は保健所、医は医療機関  
 ※R6は令和6年度内予定  
 ※R6.9月末時点

# ギャンブル等依存症に係る相談拠点・専門医療機関

- ・相談拠点は67自治体、専門医療機関は58自治体（治療拠点機関44自治体）で設置（R6.9月末時点）
- ・令和6年度内に、相談拠点67自治体、専門医療機関58自治体（治療拠点機関46自治体）の予定

都道府県	相談拠点	医療機関	拠点
北海道	○保	○	○
青森県	○	○	
岩手県	○	○	
宮城県	○	○	○
秋田県	○保	○	○
山形県	○	○	
福島県	○	○	
茨城県	○	○	○
栃木県	○	○	R6
群馬県	○		
埼玉県	○	○	○
千葉県	○	○	○
東京都	○	○	○
神奈川県	○	○	○
新潟県	○	○	○
富山県	○	○	○
石川県	○	○	○
福井県	○		
山梨県	○	○	
長野県	○	○	○
岐阜県	○医	○	○
静岡県	○	○	○
愛知県	○	○	R6
三重県	○保	○	○
滋賀県	○保	○	○

都道府県	相談拠点	医療機関	拠点
京都府	○	○	
大阪府	○保	○	○
兵庫県	○	○	○
奈良県	○		
和歌山県	○	○	○
鳥取県	○保医	○	○
島根県	○	○	○
岡山県	○	○	○
広島県	○	○	○
山口県	○	○	○
徳島県	○	○	○
香川県	○	○	○
愛媛県	○	○	○
高知県	○	○	
福岡県	○	○	○
佐賀県	○医	○	○
長崎県	○	○	○
熊本県	○	○	○
大分県	○		
宮崎県	○	○	○
鹿児島県	○	○	○
沖縄県	○	○	
<b>設置都道府県数</b>	<b>47</b>	<b>43</b>	<b>33</b>
R6内	±0	±0	+2

政令市	相談拠点	医療機関	拠点
札幌市	○	○	○
仙台市	○	○	○
さいたま市	○	○	○
千葉市	○		
横浜市	○	○	○
川崎市	○		
相模原市	○	○	○
新潟市	○	○	
静岡市	○		
浜松市	○		
名古屋市	○	○	○
京都市	○	○	
大阪市	○	○	○
堺市	○	○	○
神戸市	○	○	○
岡山市	○	○	○
広島市	○		
北九州市	○	○	
福岡市	○	○	
熊本市	○	○	○
<b>設置政令市数</b>	<b>20</b>	<b>15</b>	<b>11</b>
R6内	±0	±0	±0
	<b>相談拠点</b>	<b>医療機関</b>	<b>拠点</b>
合計	67	58	44
(R6内)	(67)	(58)	(46)

※相談拠点の○は精神保健福祉センター、保は保健所、医は医療機関  
 ※R6は令和6年度内予定  
 ※R6.9月末時点

## 依存症対策地域支援事業

都道府県等において、医療機関や精神保健福祉センター、保健所、市町村、民間団体・回復施設、保護観察所等が相互に有効かつ緊密に連携し、専門医療機関及び治療拠点機関の選定や相談拠点（依存症相談員の配置）の設置、普及啓発など、地域のニーズに合わせた総合的な支援を提供する。

実施主体：都道府県、指定都市、保健所設置市、特別区

※保健所設置市及び特別区は、(1)の①、(8)～(10)除く。

補助率：1/2、(9)は10/10、(10)は加算率に乗じた額

### 【内容】

#### (1) 依存症地域支援体制推進事業

地域における依存症の支援体制を構築するため、医療体制、相談支援体制、地域支援計画に係る事項に関し、関係機関による検討会を開催する。

- ①医療提供体制：専門医療機関の選定、医療機関間の連携 など
- ②相談支援体制：相談拠点の設置、連携、依存症相談員の配置 など
- ③地域支援計画：アルコール、ギャンブル等に関する地域計画 など

#### (2) 連携会議運営事業

依存症患者等に対する包括的な支援のため、関係機関が密接な連携を図り、地域における依存症に関する情報、課題の共有、研修計画の調整等を行う連携会議を開催する。

#### (3) 依存症専門相談支援事業

相談拠点における体制確保により、SNS等を活用した相談体制の構築を含めた適切な相談支援を実施する。

#### (4) 依存症支援者研修事業

- ①依存症相談対応職員研修（対象者：保健所等職員）
- ②依存症医療研修（対象者：地域の精神科医療機関、精神科以外の医療従事者）
- ③地域生活支援者研修（対象者：市町村の福祉関係職員、障害福祉サービス事業所の職員等）

## 依存症対策地域支援事業（つづき）

### （５）普及啓発・情報提供事業

依存症はだれもがなりうる「疾病」であること等、正しい知識を周知するための普及啓発を行う。また、依存症相談拠点の周知、各種情報の収集・提供、小冊子やリーフレット等の作成・配布、市民向けフォーラム等の開催などを実施する。

### （６）依存症の治療・回復支援事業

精神保健福祉センター等において、SMARPPをはじめとした回復プログラムを実施する。

### （７）依存症患者の家族支援事業

精神保健福祉センター等において、家族に対する支援プログラムの実施や家族会の開催、相談支援等を行う。

### （８）受診後の患者支援事業

専門医療機関等において、専門職員を配置し、民間支援団体と連携した依存症患者に対する効果的な支援を行う。

### （９）地域連携による依存症早期発見、早期対応、継続支援モデル事業

地域における依存症のスクリーニングやカウンセリング、専門医療機関への紹介を行うとともに、自助グループ、併発している他の病気の治療機関、同時に抱えている問題の支援機関等へのつなぎを行い、地域での連携による依存症患者の早期発見から、早期対応、地域資源への接続、継続的なサポートを一貫して実施する。

### （１０）精神科救急・依存症医療等連携事業

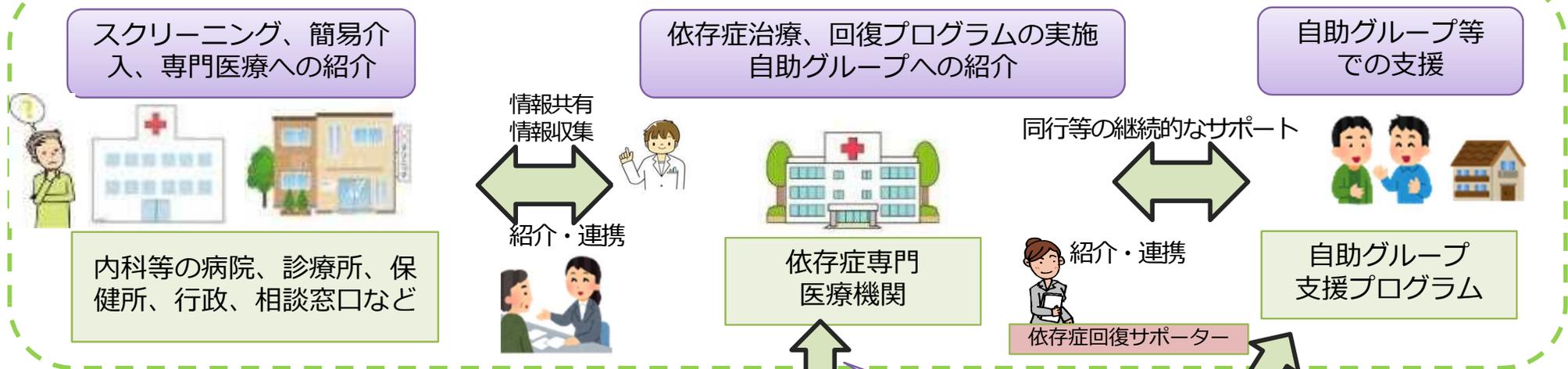
医療・相談支援体制を整備し、精神科救急医療施設等との連携を推進

# 地域連携等による依存症早期発見・早期対応、継続支援モデル事業

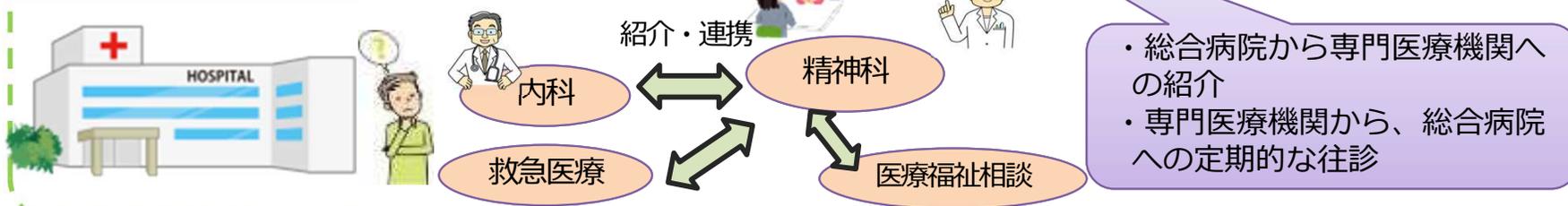
依存症対策においては、関係機関の連携不足等により依存症患者や家族が治療や支援につながらないことが課題であり、地域の関係機関の連携や総合病院内での診療科連携等を促進することにより、依存症患者を早期に発見し、適切な治療、支援に確実に結び付けることが重要である。

このため、地域連携等による依存症患者の早期発見から、早期対応、地域資源への接続、継続的なサポートに至る一貫した形でのモデル事業を創設し、全国的な展開にむけた事例の収集や課題の抽出を行う。

## 地域内での連携（保健所単位を想定）



## 総合病院内外での連携



○補助率：10/10

○補助対象：一連の対応に係る費用（スクリーニング等）、関係機関（部署）による情報共有に係る費用（会議等）、情報共有・収集やニーズ把握を行うリエゾンに係る費用（人件費等）、連携促進に要する費用（移動費等）、自助グループへの同行等の継続的なサポートに係る費用、同サポートに対する研修費用 等

# 地域連携による依存症早期発見、早期対応、継続支援モデル事業実施自治体(R6年度)

NO	自治体名	実施機関
1	神奈川県	学校法人北里研究所 北里大学病院
2	京都府	安東医院
3	大阪府	大阪府(健康医療部保健医療室地域保健課)
4	大阪府	社会医療法人生長会 ベルランド総合病院
5	大阪府	学校法人関西医科大学 関西医科大学総合医療センター
6	奈良県	中和保健所
7	広島県	医療法人せのがわ 瀬野川病院
8	広島県	医療法人せのがわ よこがわ駅前クリニック
9	広島県	医療法人正雄会 呉みどりヶ丘病院
10	佐賀県	佐賀県精神保健福祉センター
11	沖縄県	医療法人タピック 沖縄リハビリテーションセンター病院
12	沖縄県	沖縄医療生活協同組合 沖縄協同病院
13	横浜市	公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター

# 依存症に関する問題に取り組む民間団体支援

地域で活動する民間団体

支援

依存症に関する問題に取り組む民間団体事業  
(令和7年度予算案 地域生活支援事業等の内数)

- 地域で依存症問題に取り組む民間団体が実施する依存症対策を推進
- 地方自治体から団体への支援（うち国が1/2補助）
- 補助対象例
  - (1) ミーティング活動  
依存症者やその家族が悩みを共有することや情報交換ができる交流活動。（会場提供など）
  - (2) 情報提供  
依存症を抱える者やその家族の問題解決に資する情報提供。（リーフレット作成経費など）
  - (3) 普及啓発活動  
依存症に関する普及啓発活動。（刊行物発行に要する費用援助など）
  - (4) 相談活動  
依存症に関する問題の相談を受ける活動。（会場提供や相談専門家への謝金など）

※より支援を推進するため、各自治体の地域の実情に応じて、必要予算を確保いただき本事業の実施をお願いしたい。

# 依存症問題に取り組む民間団体への支援〈自治体→地域の活動団体〉 (地域生活支援促進事業（令和5年度）を実施する都道府県・指定都市)

	アルコール	薬物	ギャンブル等
北海道			
青森県			
岩手県	○		
宮城県	○	○	○
秋田県			
山形県			
福島県			○
茨城県			
栃木県	○		
群馬県		○	
埼玉県	○	○	○
千葉県			
東京都			
神奈川県	○		
新潟県		○	○
富山県			
石川県			
福井県			
山梨県			
長野県	○	○	○
岐阜県			
静岡県			
愛知県	○	○	○
三重県			
滋賀県	○	○	○

	アルコール	薬物	ギャンブル等
京都府		○	
大阪府	○	○	○
兵庫県	○	○	○
奈良県			
和歌山県			
鳥取県	○	○	○
島根県	○		
岡山県	○	○	○
広島県			
山口県			
徳島県	○		
香川県	○		○
愛媛県	○	○	○
高知県	○	○	○
福岡県		○	
佐賀県	○	○	○
長崎県			○
熊本県	○		
大分県	○		○
宮崎県			
鹿児島県			
沖縄県	○		

	アルコール	薬物	ギャンブル等
札幌市	○		
仙台市			
さいたま市			
千葉市	○	○	
横浜市	○	○	○
川崎市	○	○	○
相模原市			
新潟市	○		
静岡市	○		
浜松市			
名古屋市	○	○	○
京都市			
大阪市			
堺市		○	○
神戸市	○		
岡山市			
広島市			
北九州市			
福岡市		○	
熊本市			

※交付決定ベース

※ミーティング活動、情報提供、普及啓発活動、相談活動のいずれかの支援事業を実施する自治体  
 ※このほか、中核市でも実施している。アルコールについては、宇都宮市、横須賀市、富山市、大分市、宮崎市が実施。薬物については、富山市、宮崎市が実施。ギャンブル等については、高崎市、富山市、宮崎市が実施。

# アルコール健康障害対策推進基本計画【第2期（令和3年度～令和7年度）】

令和3年3月26日閣議決定

## 1. 基本理念

- アルコール健康障害の発生・進行・再発の各段階での防止対策を適切に実施
- アルコール健康障害の本人・家族が日常生活・社会生活を円滑に営むことを支援
- 関連して生ずる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等に係る施策との有機的な連携

## 2. 重点課題

	アルコール健康障害の発生予防	進行予防	再発予防
重点課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○飲酒に伴うリスクの知識の普及</li> <li>○不適切飲酒を防止する社会づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本人・家族がより円滑に支援に結びつくように、切れ目のない支援体制（相談⇒治療⇒回復支援）の整備</li> </ul>	
重点目標	<p>基本計画【第1期】の目標</p> <p>↓ 継続 ↓</p> <p>①生活習慣病リスクを高める量<sup>(※)</sup>の飲酒者の減少                      ※純アルコール摂取量/日 男性40g以上、女性20g以上</p> <p>男性 15.3% (H22) → 14.9% (R1) → 13.0% (目標)                      女性 7.5% (H22) → 9.1% (R1) → 6.4% (目標)</p> <p>②20歳未満の者・妊娠中の者の飲酒をなくす</p> <p>高3男子 21.7% (H22) → 10.7% (H29) → 0% (目標)                      高3女子 19.9% (H22) → 8.1% (H29) → 0% (目標)                      妊娠中 8.7% (H22) → 1.2% (H29) → 0% (目標)</p>	<p>基本計画【第1期】の目標</p> <p>・全都道府県に相談拠点・専門医療機関を整備</p> <p>↓ 改定 ↓</p> <p>③関係機関の連携のため、都道府県等で連携会議の設置・定期開催</p> <p>相談拠点 ↔ 医療機関 ↔ 自助グループ等</p> <p>④アルコール依存症への正しい知識を持つ者の割合の継続的向上                      (現状)アルコール依存症のイメージ (H28 内閣府世論調査)                      ・本人の意思が弱いだけであり、性格的な問題である(43.7%) 等                      ※治療に結びつきにくい社会的背景の1つに、依存症への誤解・偏見</p> <p>⑤アルコール健康障害事例の継続的な減少                      (現状)アルコール性肝疾患                      患者数 3.7万人(H29患者調査)、死亡者数 0.5万人(R1)</p>	
関連指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○問題飲酒者の割合                              (現状) 男性:21.4% 女性:4.5% (H30)                              ※アルコール使用障害簡易スクリーニングテスト(AUDIT) 8点以上</li> <li>○一時多量飲酒者の割合                              (現状) 男性:32.3% 女性:8.4% (H30)                              ※過去30日間で一度に純アルコール60g以上飲酒 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○アルコール依存症が疑われる者数〔推計〕と受診者数の乖離                              (いわゆる治療ギャップ)                              (現状) 受診者数(NDBベース) 外来10.2万人、入院2.8万人 (H29)                              生涯経験者〔推計〕 54万人(H30)                              依存症が疑われる者(AUDIT15点以上)〔推計〕 303万人(H30) など</li> </ul>	

### 3. 基本的施策

※下線は基本計画【第1期】からの主な変更箇所

#### ①教育の振興等

- ・小中高、大学等における飲酒に伴うリスク等の教育の推進
- ・職場教育の推進（運輸業の乗務員等）
- ・年齢、性別、体質等に応じた「飲酒ガイドライン」（普及啓発資料）作成
- ・女性、高齢者などの特性に応じた啓発
- ・アルコール依存症に関する正しい知識の啓発 等

#### ②不適切な飲酒の誘引の防止

- ・酒類業界による広告・宣伝の自主基準の遵守・必要に応じた改定
- ・酒類の容器へのアルコール量表示の検討
- ・酒類販売管理研修の定期受講の促進
- ・20歳未満の者への酒類販売・提供禁止の徹底 等

#### ③健康診断及び保健指導

- ・健診・保健指導でのアルコール健康障害の早期発見・介入の推進
- ・地域の先進事例を含む早期介入ガイドラインの作成・周知
- ・保健師等の対応力向上のための講習会の実施
- ・産業保健スタッフへの研修等による職域での対応促進 等

#### ④アルコール健康障害に係る医療の充実等

- ・アルコール健康障害の早期発見・介入のため、一般の医療従事者（内科、救急等）向けの研修プログラムの普及
- ・専門医療機関と地域の精神科等の連携促進等により、より身近な場所での切れ目のない医療提供体制の構築
- ・「一般医療での早期発見・介入」、「専門医療機関での治療」から「自助グループ等での回復支援」に至る連携体制の推進
- ・アルコール依存症の治療法の研究開発 等

#### ⑤アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等

- ・飲酒運転、暴力、虐待、自殺未遂等を行い、依存症等が疑われる者を治療等につなぐ取組の推進

#### ⑥相談支援等

- ・地域の相談拠点を幅広く周知
- ・定期的な連携会議の開催等により、地域における関係機関（行政、医療機関、自助グループ等）の連携体制の構築
- ・相談支援を行う者の対応力向上に向けた研修等の実施
- ・依存症者や家族に対する支援プログラムの実施
- ・災害や感染症流行時における相談支援の強化 等

#### ⑦社会復帰の支援

- ・アルコール依存症者の復職・再就職の促進
- ・治療と就労の両立を支援する産業保健スタッフ等の育成・確保
- ・依存症からの回復支援に向けた自助グループ、回復支援施設の活用促進 等

#### ⑧民間団体の活動に対する支援

- ・自助グループの活動や立ち上げ支援
- ・感染症対策等の観点で、オンラインミーティング活動の支援
- ・相談支援等において、自助グループ等を地域の社会資源として活用

#### ⑨人材の確保等 ⑩調査研究の推進等

基本的施策①～⑧に掲げる該当項目を再掲

# 健康に配慮した飲酒に関するガイドライン〈概要〉

## 背景

- アルコール健康障害対策基本法に基づく計画の第2期計画(令和3～7年度)において、飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を図るため、国民のそれぞれの状況に応じた適切な飲酒量・飲酒行動の判断に資する「飲酒ガイドライン」を作成することとされている。

## ガイドラインの主な内容

### 1 アルコールの代謝と飲酒による身体等への影響

#### (1) アルコールの代謝

- ・ アルコールの分解には体内の分解酵素が関与しており、体質的に分解酵素のはたらきが弱いと少量の飲酒で体調が悪くなることがある。

#### (2) 飲酒による身体等への影響

- ・ 飲酒による影響には個人差があり、例えば年齢、性別、体質等の違いによって、それぞれ受ける影響が異なる。

#### (3) 過度な飲酒による影響

- ・ 過度な飲酒や、飲酒後の行動によって、疾病発症等や行動面のリスクが高まる可能性がある。

### 2 飲酒量(純アルコール量)

**お酒に含まれる純アルコール量に着目して、自分に合った飲酒量を決めて、健康に配慮した飲酒を心がけることが重要。**

○ 純アルコール量は「純アルコール量(g) = 摂取量(ml) × アルコール濃度(度数/100) × 0.8」で表すことができる。

[参考となる飲酒量(純アルコール量)]

- ・ 飲酒量が少ないほど飲酒によるリスクが少なくなるとの報告もある。(世界保健機関(WHO)等)
- ・ 例えば、高血圧は少量でも飲酒自体が発症リスクが上がり、大腸がんの場合は、1日当たり約20g程度を超える量の飲酒を続けると発症リスクが上がるなど、疾病ごとに発症リスクが上がる飲酒量にかかる研究結果を掲載。
- ・ その他、第2期アルコール基本計画等の生活習慣病のリスクを高める量(1日当たり男性40g以上、女性20g以上)を飲酒している者の目標を掲載。

○ 健康に配慮した飲酒の仕方等について

- ① 自らの飲酒状況等を把握する、② あらかじめ量を決めて飲酒をする、③ 飲酒前又は飲酒中に食事をとる、④ 飲酒の合間に水(又は炭酸水)を飲むなど、アルコールをゆっくり分解・吸収できるようにする、⑤ 一週間のうち、飲酒をしない日を設ける

### 3 飲酒に係る留意事項

○ 重要な禁止事項

- ・ 法律違反に当たるもの(酒気帯び運転、20歳未満の飲酒等)
- ・ 飲酒を避けることが必要な場合(妊娠中・授乳期中の飲酒等)

○ 避けるべき飲酒等について

- ① 一時多量飲酒(特に短時間の多量飲酒)、② 他人への飲酒の強要等、③ 不安や不眠を解消するための飲酒、④ 病気等療養中の飲酒や服薬後の飲酒、⑤ 飲酒中又は飲酒後における運動・入浴などの体に負担のかかる行動

# アルコールウォッチ

あなたの飲酒を見守る

## アルコールウォッチ

飲んだお酒を選ぶと  
純アルコール量と分解時間を計算します

スマホで簡単&スグ計算! / 登録不要  
WEBページで気軽にチェック



飲酒運転は法律で禁止されています。  
妊婦中や体質的にお酒を受け付けられない人は飲酒を避けましょう。

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

### 飲酒量チェック

飲酒したお酒の種類と量を、下の欄に並べましょう

 缶 350 ml	 缶 500 ml	 瓶 500 ml	 ヤジロキ 400 ml	 グラス 250 ml	
 缶 350 ml	 缶 500 ml	 缶 350 ml	 缶 500 ml	 缶 350 ml	 缶 500 ml
 ヤジロキ 400 ml	 缶 350 ml	 瓶 500 ml	 ヤジロキ 400 ml	 グラス 120 ml	
 一合 180 ml	 一合 180 ml	 200ml	 ロック 60 ml	 シングル 30 ml	

その他のお酒 度数  %  
量  ml

### 結果

あなたが飲んだ純アルコール量は

## 45 グラム

4.5 ドリンク / 2.3 単位

分解時間の目安は  
飲み終えてから

## 11 時間 15 分

この間の運転はやめましょう

### 結果をシェアする

# アルコール健康障害対策推進基本計画の検討スケジュール（案）

令和6年10月28日 第30回アルコール健康障害対策関係者会議 資料3を一部時点更新

## アルコール健康障害対策推進基本計画の位置付け

アルコール健康障害対策推進基本計画（以下、「基本計画」という。）は、アルコール健康障害対策基本法（平成25年法律第109号。以下「基本法」という。）が定める基本理念及び基本法第12条第1項に基づき、アルコール健康障害対策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、政府が講ずるアルコール健康障害対策の最も基本的な計画として位置付けられる。

## アルコール健康障害対策推進基本計画の変更について

基本法第12条において、基本計画の変更について以下のとおり定められている。

- 政府は、アルコール健康障害に関する状況の変化を勘案し、及びアルコール健康障害対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも5年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。
- 計画を変更しようとするときは、厚生労働大臣は、あらかじめ関係行政機関の長に協議するとともに、アルコール健康障害対策関係者会議の意見を聴いて、アルコール健康障害対策推進基本計画の変更の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。



今後以下のスケジュールにより、基本計画の変更について議論してはどうか。

## 今後のスケジュール

第30回 令和6年10月28日（月）

第31回 令和7年1月27日（月） 有識者などからの意見聴取等の実施

今後 概ね2～3回程度 意見聴取等の実施予定

概ね4～5回程度 基本計画の変更について審議予定（令和7年内）

## 第二次再犯防止推進計画(薬物依存症関連抜粋)

### 概要

- 「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年法律第104号)第7条第1項の規定に基づき「再犯防止推進計画」を策定
  - ・第一次再犯防止推進計画(平成29年12月15日閣議決定)計画期間:平成30年度から令和4年度まで
  - ・第二次再犯防止推進計画(令和5年3月17日閣議決定)計画期間:令和5年度から令和9年度まで

薬物依存症関連の主な施策	関係省庁
地域において、専門的な相談や入院から外来までの継続的な治療を受けることができるようにするため、 <u>相談支援や専門医療に従事する者の確保及び育成を進めるとともに、専門医療機関等の拡充や一般医療機関における適切な対応の促進を図る。</u>	厚生労働省
薬物依存の問題を抱える者等を、保健医療機関等へ適切につなぐことができるようにするため、 <u>各関係機関間において、情報共有、課題の抽出及び解決方策の検討をするなどし、連携体制の強化を図る。</u>	警察庁、法務省、厚生労働省
薬物依存の問題を抱える者だけではなく、その親族を始めとした身近な者が適切な機関に相談できるようにするため、 <u>精神保健福祉センターを始めとした相談支援機関等の周知を行うなど、支援に関する情報についての広報・啓発活動を推進する。</u>	厚生労働省
<u>民間団体の活動を促進するための支援の充実を図る。</u>	厚生労働省
薬物依存等からの回復に向けて、地域における継続した支援が必要であることを踏まえ、 <u>薬物依存を抱える者等への生活支援を担う支援者に対する研修の充実を図る。</u>	厚生労働省

# 第六次薬物乱用防止五か年戦略(障害保健福祉部関連抜粋)

令和5年8月 薬物乱用対策推進会議決定

## 目標2 薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

主なテーマ	主な具体的施策
薬物依存症者等への医療提供体制の強化	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 都道府県及び政令指定都市における薬物依存症の専門医療機関、治療拠点機関の選定を推進するとともに、認知行動療法を用いた治療・回復プログラムの更なる充実・普及を図る。</li><li>・ 薬物依存症の治療に当たる医療従事者の専門性を向上するための認知行動療法等の研修を実施するとともに、精神科以外の医療機関に勤務する医療従事者の対応力向上や潜在的な薬物依存症者の早期発見、早期対応に資するための研修の充実を図る。</li></ul>
地域社会における本人・家族等への支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 都道府県及び政令指定都市に依存症相談員を配置した相談拠点を設置し、本人やその家族からの薬物依存症に関する相談支援窓口の充実を図る。</li><li>・ 精神保健福祉センター等において、民間団体との連携を図りつつ、本人に対する治療・回復支援や家族に対する支援に取り組む。</li><li>・ 薬物依存症からの回復に向けて、薬物依存症者やその家族を切れ目なく支援するため、地域で活動する自助グループ等民間団体の活動を促進するための取組の充実を図る。</li><li>・ 都道府県及び政令指定都市の精神保健福祉センター等において薬物依存症の相談支援に当たる職員の対応力を強化するため、研修の充実を図る。</li><li>・ 障害福祉サービス事業者や相談支援事業者等の薬物依存症者への生活支援に当たる者に対する研修の充実を図る。</li><li>・ 法務省及び厚生労働省により策定された「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」に基づき、刑事司法関係機関と医療・保健・福祉機関等との一層の連携を図る。</li><li>・ 地域における薬物依存症者を支援する関係機関の連絡会議を開催し、各地域での薬物依存症に関する課題を共有・協議する等し、連携強化を図る。</li></ul>
薬物依存症に関する正しい理解の促進	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 薬物依存症の正しい知識と理解について広く国民に浸透し、薬物依存症者やその家族が適切な治療や支援に結びつく社会を実現するため、積極的かつ継続的な普及啓発を実施する。</li></ul>
薬物乱用の実態や再乱用防止に向けた効果的なプログラムに関する研究の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 薬物依存のメカニズムや薬物の毒性等に関する研究、薬物乱用・依存の疫学的研究、薬物乱用・依存に関する意識・実態調査、薬物依存症・中毒者に対する支援の在り方に関する研究等を推進する。</li></ul>

# ギャンブル等依存症対策推進基本計画【概要】 令和4年3月25日閣議決定 （第二章 取り組むべき具体的施策は、厚生労働省実施分を抜粋）

※下線部が令和4年3月変更部分

## 第一章 ギャンブル等依存症対策の基本的考え方等

I ギャンブル等依存症問題の現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内の「ギャンブル等依存が疑われる者」の割合：成人の2.2%（令和2年インターネット調査）</li> </ul>
II ギャンブル等依存症対策の基本理念等	<ul style="list-style-type: none"> <li>発症、進行及び再発の各段階に応じた適切な措置と関係者の円滑な日常生活及び社会生活への支援</li> <li>多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との有機的な連携への配慮</li> <li>アルコール、薬物等依存に関する施策との有機的な連携への配慮</li> </ul>
III ギャンブル等依存症対策推進基本計画の基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>推進体制：ギャンブル等依存症対策推進本部（本部長：内閣官房長官）</li> <li>基本的な考え方                     <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #0070c0; color: white;">PDCAサイクルによる 計画的な不断の取組の推進</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #0070c0; color: white;">多機関の連携・協力による 総合的な取組の推進</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #0070c0; color: white;">重層的かつ多段階的な 取組の推進</div> </div> </li> </ul>
IV ギャンブル等依存症対策の推進に向けた施策について	<ul style="list-style-type: none"> <li>ギャンブル等依存症問題啓発週間（5月14日～20日）における積極的な広報活動の実施</li> <li>政府においては引き続き、全都道府県が速やかに推進計画を策定するよう促進</li> </ul>

## 第二章 取り組むべき具体的施策（主なもの）【厚生労働省実施分を抜粋】

I 関係事業者の取組：基本法第15条関係	<div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #f4a460;">広告宣伝の在り方</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #f4a460;">アクセス制限・施設内の取組</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #f4a460;">相談・治療につなげる取組</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #f4a460;">依存症対策の体制整備</div> </div> <p style="text-align: right; margin-top: 5px;">※関係事業者等が実施</p>												
II 予防教育・普及啓発：基本法第14条関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>依存症の理解を深めるための普及啓発（シンポジウム、普及啓発イベント等を通じ、依存症の正しい知識や相談窓口等を積極的かつ継続的に普及啓発）</li> <li>職場における普及啓発（産業保健総合支援センターを通じた職場における普及啓発の推進）</li> </ul>												
III 依存症対策の基盤整備・様々な支援：基本法第16～21条関係	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #f4a460; text-align: center;">連携協力体制の構築</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>各地域における包括的な連携協力体制の構築及び包括的な支援の実現（専門医療機関その他の医療機関、精神保健福祉センター、保健所、財務局等・地公体多重債務相談担当課、消費生活センター、日本司法支援センター、司法書士会等、矯正施設、保護観察所、市区町村、教育委員会、生活困窮者自立相談支援事業実施機関、地域自殺対策推進センター、児童相談所、産業保健総合支援センター、福祉事務所、発達障害者支援センター、警察、健康保険関係団体、自助グループ・民間団体、関係事業者等が参画）</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f4a460; text-align: center;">相談支援</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県・政令指定都市における相談拠点の充実</li> <li>ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援の強化</li> <li>婦人相談所相談員、母子・父子自立支援員、児童相談所職員、障害福祉サービス従事者・発達障害者支援センター職員等における支援</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f4a460; text-align: center;">治療支援</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>全都道府県・政令指定都市への依存症専門医療機関・治療拠点の早期整備を含む精神課医療の充実</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f4a460; text-align: center;">民間団体支援</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>自助グループをはじめとする民間団体が行うミーティング、普及啓発、相談等の活動支援</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f4a460; text-align: center;">社会復帰支援</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>就労に関わる支援者のギャンブル等依存症の知識及び対応方法の向上</li> <li>ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の支援</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f4a460; text-align: center;">人材の確保</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>ギャンブル等依存症の所期対応を行える医師を養成するための医師臨床研修の実施</li> <li>保健師、助産師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、作業療法士の養成</li> </ul> </td> </tr> </table>	連携協力体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>各地域における包括的な連携協力体制の構築及び包括的な支援の実現（専門医療機関その他の医療機関、精神保健福祉センター、保健所、財務局等・地公体多重債務相談担当課、消費生活センター、日本司法支援センター、司法書士会等、矯正施設、保護観察所、市区町村、教育委員会、生活困窮者自立相談支援事業実施機関、地域自殺対策推進センター、児童相談所、産業保健総合支援センター、福祉事務所、発達障害者支援センター、警察、健康保険関係団体、自助グループ・民間団体、関係事業者等が参画）</li> </ul>	相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県・政令指定都市における相談拠点の充実</li> <li>ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援の強化</li> <li>婦人相談所相談員、母子・父子自立支援員、児童相談所職員、障害福祉サービス従事者・発達障害者支援センター職員等における支援</li> </ul>	治療支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>全都道府県・政令指定都市への依存症専門医療機関・治療拠点の早期整備を含む精神課医療の充実</li> </ul>	民間団体支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>自助グループをはじめとする民間団体が行うミーティング、普及啓発、相談等の活動支援</li> </ul>	社会復帰支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労に関わる支援者のギャンブル等依存症の知識及び対応方法の向上</li> <li>ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の支援</li> </ul>	人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>ギャンブル等依存症の所期対応を行える医師を養成するための医師臨床研修の実施</li> <li>保健師、助産師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、作業療法士の養成</li> </ul>
連携協力体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>各地域における包括的な連携協力体制の構築及び包括的な支援の実現（専門医療機関その他の医療機関、精神保健福祉センター、保健所、財務局等・地公体多重債務相談担当課、消費生活センター、日本司法支援センター、司法書士会等、矯正施設、保護観察所、市区町村、教育委員会、生活困窮者自立相談支援事業実施機関、地域自殺対策推進センター、児童相談所、産業保健総合支援センター、福祉事務所、発達障害者支援センター、警察、健康保険関係団体、自助グループ・民間団体、関係事業者等が参画）</li> </ul>												
相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県・政令指定都市における相談拠点の充実</li> <li>ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援の強化</li> <li>婦人相談所相談員、母子・父子自立支援員、児童相談所職員、障害福祉サービス従事者・発達障害者支援センター職員等における支援</li> </ul>												
治療支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>全都道府県・政令指定都市への依存症専門医療機関・治療拠点の早期整備を含む精神課医療の充実</li> </ul>												
民間団体支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>自助グループをはじめとする民間団体が行うミーティング、普及啓発、相談等の活動支援</li> </ul>												
社会復帰支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労に関わる支援者のギャンブル等依存症の知識及び対応方法の向上</li> <li>ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の支援</li> </ul>												
人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>ギャンブル等依存症の所期対応を行える医師を養成するための医師臨床研修の実施</li> <li>保健師、助産師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、作業療法士の養成</li> </ul>												
IV 調査研究・実態調査：基本法第23条・24条関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神保健医療におけるギャンブル等依存症問題の実態把握</li> <li>子ども虐待による死亡事例等におけるギャンブル等依存症の影響等の把握</li> </ul>												
VII 多重債務問題等への取組	<p style="text-align: center;">※主に金融庁、警察庁が実施</p>												

# ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更（案）について

令和7年1月29日 第16回ギャンブル等依存症対策推進関係者会議 資料1-2より抜粋

## Ⅲ 依存症対策の基盤整備・様々な支援：基本法第16～21条関係

### 第1 各地域の包括的な連携協力体制の構築及び連携協力の推進【内閣官房・厚生労働省・警察庁・金融庁・消費者庁・こども家庭庁・総務省・法務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省】：基本法第20条関係

#### 【目標と具体的取組】

都道府県等において、地域の関係機関が参画する包括的な連携協力体制の構築及び連携協力をより一層推進するため、以下の取組等を実施。

- 厚生労働省は、都道府県等に対し、以下の内容に係る通知を発出。
  - ・本基本計画や地域の実情等を踏まえ連携会議を開催し、各地域における取組を促進。
  - ・連携会議が未設置の政令指定都市に対して連携会議の設置を促す。
- 厚生労働省は、関係事業者が実施する本人・家族申告によるアクセス制限制度等を都道府県等における相談拠点、専門医療機関の相談等で紹介する等、連携を促す。
- 関係省庁は、上記厚生労働省の通知を受けて関係機関に通知を発出し、特に、多重債務問題への対応の観点から司法書士会等、また、若年者への啓発の観点から各都道府県の教育委員会等の積極的な参画を促す。関係事業者は連携協力体制に積極的に参画。
- 厚生労働省は、地域における連携協力がより効果的に進むよう、都道府県等における連携会議の実態を調査し、その内容を改めて周知。
- 関係省庁等は、各種相談員や各関係支援機関の職員等向けの研修等を通じて連携協力を推進。
- 厚生労働省は、地域におけるギャンブル等依存症対策の支援に関する効果的な事例を収集し、効果分析等を行う調査研究を実施

### 第3 相談支援・治療支援：基本法第16・17条関係

#### 8 全都道府県・政令指定都市における依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の早期整備を含む精神科医療の充実【厚生労働省・総務省】

#### 【目標と具体的取組】

厚生労働省は、以下の取組を推進。

- できるだけ早期に、全都道府県等において依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関を整備。
- 1つの都道府県等における複数の専門医療機関の整備を促進。
- 専門医療機関及び治療拠点機関に従事する医師等の医療従事者を対象に依存症の専門的医療に関する研修等を実施。
- 都道府県等におけるギャンブル等依存症対策の連携協力の促進。  
(専門医療機関における本人・家族申告によるアクセス制限制度等の紹介等)

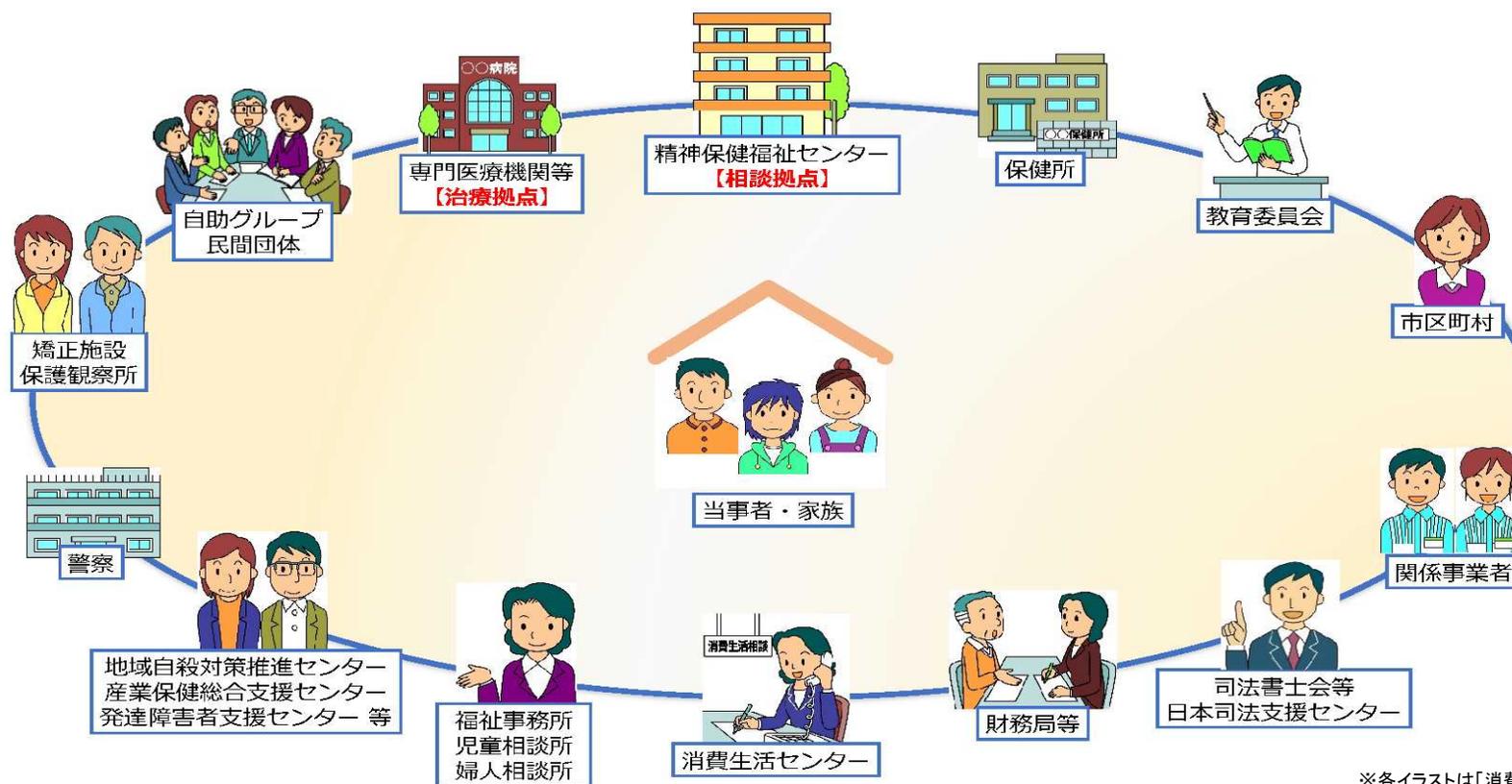
# ギャンブル等依存症対策推進基本計画（R4－R6）

## 各地域の包括的な連携協力体制の構築

ギャンブル等依存症である者等やその家族等が早期に必要な治療や支援を受けられるよう、関係事業者、消費生活センター、日本司法支援センター等の各種相談窓口において早期に発見し、精神保健福祉センター・保健所等の相談機関、専門医療機関等へと早期につなぐ体制を構築

【取組状況】（令和6年9月末時点）

- 連携会議設置済：58自治体



※各イラストは「消費者庁イラスト集」より

- アルコール・薬物・ギャンブルなどの依存症は、適切な治療とその後の支援によって、回復可能な疾患。
- その一方で、依存症に関する正しい知識と理解が得られていない上、依存症への偏見、差別もあり、依存症の方やその家族が適切な治療や支援に結びついていないという課題がある。
- こうした課題の解決に向けての取組として、イベントやSNSをはじめとする各種媒体で情報発信を進める。

## □ 依存症の理解を深めるための普及啓発事業

### ① アルコール関連のシンポジウムを開催

「アルコール依存症が背景にある飲酒運転」～介入・回復への支援と社会全体での安全対策～をテーマにオンラインシンポジウムを開催

令和6年11月15日 ZOOMウェビナーによるオンライン開催

進行MC：塚本堅一氏（元NHKアナウンサー）

Session1 「背景にあるアルコール依存症にどう介入するか」

Session2 「止まらない飲酒運転をどう防ぐか」等

### ② 薬物関連のシンポジウムを開催

「若者に広がる薬物乱用の実態 薬物依存症との向き合い方について考える」をテーマにオンラインシンポジウムを開催

令和7年2月6日 ZOOMウェビナーによるオンライン開催

出演：嶋根卓也氏（国立精神・神経医療研究センター）、橋ジュン氏（BONDプロジェクト 代表）

中村元気氏（東奥義塾中学校・高等学校 養護教諭）、

倉田めば氏（大阪ダルクディレクター）

### ③ トークイベントの開催

「依存症の理解を深めるためのトークイベント 特別授業！みんなで学ぼうお酒のこと in福岡2024」の開催

令和6年9月28日 ハイブリッド開催

出演：NON STYLE 井上裕介氏、上田航平氏（お笑い芸人・作家）、

九州女子翼（アイドル）、松崎尊信氏（国立病院機構久里浜医療センター）、

今一義氏（順天堂大学医学部消化器内科先任准教授）

### ④ 音楽イベントの開催

「依存症の理解を深めるためのトーク&音楽ライブイベント」の開催

令和7年2月26日 ハイブリッド開催

出演：相席スタート 山崎ケイ氏、山添寛氏（依存症啓発サポーター）ほか

スペシャルライブ：USU、宙也

### ⑤ 地方イベントの開催

「依存症の理解を深めるためのトークイベント みんなで知ろう ギャンブル等依存症のこと in大阪2024」の開催

令和6年10月24日 ハイブリッド開催

出演：小原プラス氏（タレント・コラムニスト）、安田大サーカス団長 安田氏、

三日月マンハッタン 仲嶺巧氏、田中紀子氏（ギャンブル依存症問題を考える会 代表）、

安東毅氏（安東医院 院長）

### ⑥ 特設WEBサイト、SNSを活用した情報発信

◆特設WEBサイト(厚労省依存症対策HPよりアクセス可)により、イベント開催マンガ、動画等により依存症に関する正しい知識を啓発

依存症の理解を深めるホームページ (<https://www.izonsho.mhlw.go.jp/>)

依存症ナビ (<https://twitter.com/izonshonavi>)

■ 依存症の理解を深めるホームページ

■ アルコールウォッチのリリース



### ⑦ アウェアネスシンボル (Butterfly Heart)

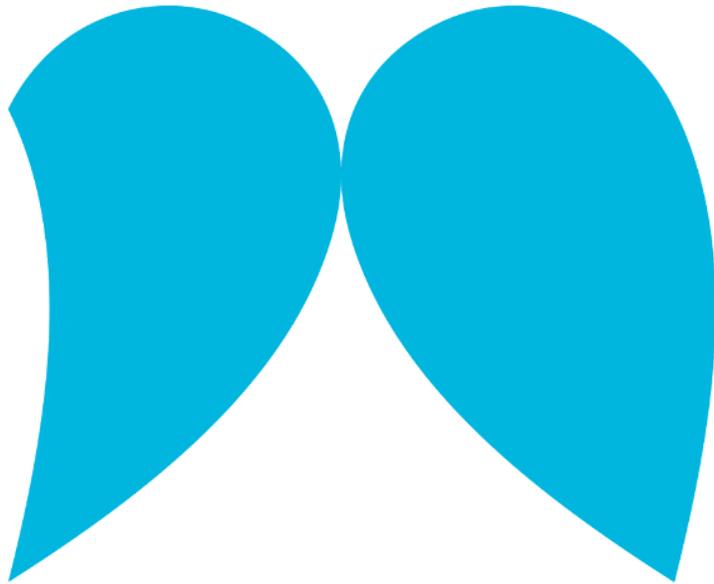
アウェアネスシンボルマーク (Butterfly Heart) を依存症に対する治療・回復支援への応援の意思を表明する象徴として広く展開。

※「アウェアネスシンボルマーク」とは、特定の社会運動における支援や賛同を表明したり、社会問題への気づきを促す際に使用するシンボルマークのことです。



アウェアネスシンボル

# アウェアネスシンボルマーク



Butterfly Heart

依存症は「孤立」と隣り合わせの病気です。回復には「つながり」が欠かせません。

「再生」「復活」を象徴する蝶がつながり、ハートが生まれていく。そんな“Butterfly Heart”は、依存症からの回復を応援するシンボルです。

デザイナー：佐藤 卓

依存症の理解を深めるための普及啓発事業 特設ページ  
[https://www.izonsho.mhlw.go.jp/topics\\_symbolmark.html](https://www.izonsho.mhlw.go.jp/topics_symbolmark.html)

## 10. 心のケア対策について

### (1) 令和6年能登半島地震の心のケアについて

令和6年能登半島地震の被災者に対しては、心のケアが必要な方に支援が行き届くよう、1月22日から石川県に心のケアセンターを設置する等により、被災者への心のケア対策を実施している。また、9月の大雨による被害の状況を踏まえて、能登北部に新たな拠点を設置するなど、被災者への訪問支援等の体制の拡充を図っている。

石川県におかれては、心のケアセンターを活動拠点としながら、関係市町村及び医療機関等の関係機関と連携し、被災者の心のケア対策の効果的な実施をお願いします。

### (2) 東日本大震災の被災地の心のケアについて

東日本大震災の被災者に対しては、心のケアが必要な方に支援が行き届くよう、平成23年度から、被災3県に心のケアセンターを設置する等により、被災者の心のケア対策を実施してきた。

令和3年3月9日に閣議決定された『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」において、第2期復興・創生期間（令和3年度から同7年度までの5年間）以降における復興の基本方針が示された。基本方針において、「地震・津波被災地域」については、「心のケア等の被災者支援を始め、今後も一定の支援が必要な事業がなお残ることから、一刻も早い復旧・復興事業の完了を目指し、きめ細かい取組を着実に進める。」、「第2期復興・創生期間において、国と被災地方公共団体が協力して被災者支援を始めとする残された事業に全力を挙げて取り組むことにより、復興事業がその役割を全うすることを目指す」とともに、「心のケアセンターについては、センターにおける相談・支援対応の実情、地方公共団体の精神保健福祉施策の状況等を踏まえ、適切な支援の在り方を検討する」こととされている。

また、「原子力災害被災地域」については、中長期的な対応が必要であることから、令和3年度以降、「当面10年間、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応しつつ、本格的な復興・再生に向けた取組を行う」とともに、「復興施策の進捗状況や効果検証等を踏まえ、それぞれ大きく異なる地方公共団体の状況も考慮しつつ、第2期復興・創生期間の5年目に当たる令和7年度に、復興事業全体の在り方について見直しを行う」、「心のケア等の被災者支援については、避難生活の長期化等に伴い個別化・複雑化した課題を抱える被災者に対して、引き続き、事業の進捗に応じたきめ細かい支援を行う。また、全国に居住している避難者に対して、生活再建に必要な情報提供、相談等を含め、避難元及び避難先の地方公共団体等による丁寧な支援を継続する。」こととされている。

これらを踏まえ、令和7年度においても、東日本大震災の心のケア対策の着実な取組の推進の観点から、引き続き、被災者への個別相談支援や福島県外避難者・帰還者への支援の強化、支援者への支援の充実、相談実績の調査分析など、被災者に対する、きめ細やかな心のケア支援の実施をお願いするとともに、被災3県におかれては、将来的な地域の精神保健福祉体制への移行も重要な課題となっていることから御検討いただくようお願いする。

### **(3) 犯罪・性犯罪被害者の心のケアについて**

犯罪や事故被害者は、心的外傷後ストレス障害（PTSD）をはじめとする様々な心理的反応が生じることから、専門的なケアが必要である。

特に、犯罪・性犯罪被害者については、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和5年3月30日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議）や、「第4次犯罪被害者等基本計画」においても、PTSDを抱えた犯罪・性犯罪被害者に対して適切な治療・支援ができる医師等専門職の養成の必要性が示されている。

厚生労働省の補助事業では、精神保健福祉センター、保健所、病院等に勤務している医師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師、公的機関や教育機関に勤務する者等を対象に、PTSDに関する専門的な養成研修「PTSD対策専門研修」を実施しており、この研修において、犯罪・性犯罪被害者の支援に特化した「犯罪・性犯罪被害者コース」を設けている。各自治体においても、このような犯罪・性犯罪被害者からの相談等に適切に対応できるよう、精神保健福祉センター等の職員に対して研修の受講を促進するなど、御協力をお願いする。また、毎年、都道府県や指定都市等に研修受講者名簿を配布しているので、地域の精神保健福祉活動等において受講者を活用するなどの取組をお願いする。

### **(4) 心のケア相談研修・心のケア相談地方研修について**

自然災害、犯罪被害、事故、感染症等に起因した心のケアに関する相談や自殺防止に係る相談に適切に対応できる人材を養成するため、精神保健福祉士、公認心理師、保健師等を対象に、「心のケア相談研修」を実施している。

本研修は、研修受講者が中心となって地域において研修や訓練を実施することにより、地域における人材の養成や体制整備を行うことを念頭においた研修であるため、各自治体においても、地域の人材養成等が促進されるようお願いする。

### **(5) 「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援について**

「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援については、令和4年11月、従前の「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議において取りまとめられた「被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化」に基づき、令和4年10

月6日障発1006第4号の厚生労働省社会・援護局障害者保健福祉部長通知により精神保健福祉センターにおける相談対応に関して協力依頼をしている。

各自治体の精神保健福祉センターにおいて、相談内容が宗教に関わることのみを理由として消極的な対応をしないこと等相談対応及び関係機関との連携を適切に行っていただくよう引き続きお願いする。

また、令和6年1月19日に「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援に関する関係閣僚会議が開催され、「旧統一教会」問題に係る被害者等に寄り添った支援の一層の充実を図るため、被害者等支援の充実・強化策を講じることとされたところである。

被害者等支援の充実の取組として、令和6年5月に精神保健福祉センターにおいて相談対応を行う職員を対象として、元信者等の方々の知見等の活用により、被害者等の心情等の理解を深めるためのオンライン研修を開催したところである。令和7年度においても、同様の研修を開催する予定であるので、引き続き参加をお願いする。

## (6) 性同一性障害の相談窓口等について

- ・性同一性障害者の性同一性障害特例法に規定する医師の診断書について

令和5年10月25日、最高裁判所において、性同一性障害の特例法第3条第1項第4号の規定を違憲とする旨の決定がされ、当該既定は無効であるとの判断がされたところである。

性別変更の審判のために家庭裁判所への提出を求めている医師診断書については、その記載要領（課長通知）において、性別適合手術に関し、現在の生殖線の機能並びに治療の妥当性及び正当性の評価等の記載を求めている。

このため、最高裁判所の決定を踏まえ、令和5年10月25日以降に家庭裁判所に提出される診断書は、通知の記載に関わらず、当面の間、現在の生殖腺機能に関する記載がなくても差し支えない旨を、都道府県等及び日本精神神経学会等の関係学会に対し、令和5年12月12日に法務省と厚生労働省が連名で事務連絡（別添）を発出しているため、これをご了知の上、管下関係者、関係団体に周知いただくようお願いする。

- ・性同一性障害の相談窓口について

性同一性障害は、生物学的な性と心理的な性に不一致を来している状態であり、自らの性別に対する不快感・嫌悪感、反対の性別に対する強く持続的な同一感、反対の性役割を求めることが特徴となっている。

性同一性障害の診断及び治療については、現在、日本精神神経学会がまとめたガイドラインに基づき診断と治療が行われているとともに、各自治体の精神保健福祉センターなどで相談も行われている。

各自治体での取組事例を取りまとめたので（別添）、当該資料も参考にし、性同一性障害の相談体制を整えていただくようお願いする。

また、性同一性障害の特徴等について、各都道府県においても、広く普及活動に努めていただくようお願いする。

# 被災地心のケア事業

## 1 事業の目的

- 令和6年1月の能登半島地震により、被災地においては多数の人的・物的被害が発生しており、今後の災害復興期においては、PTSDや生活再建プロセスで生じる二次的ストレスを起因とした心身の変調が生じる被災者の増加が見込まれることから、支援の枠組みが必要。
- このため、継続した精神保健活動を行う拠点として心のケアセンターを設置し、精神疾患に関する相談支援や被災者の心のケアに当たる支援者の支援など、精神医療サービス機能及び精神保健医療行政機能を補完するための支援を行い、被災地の精神保健福祉の強化を図る。

## 2 スキーム



## 3 実施主体等

実施主体：石川県

補助率：10 / 10

## 施策名:被災者へのこころのケアの充実を図るための支援

### ① 施策の目的

令和6年1月の能登半島地震に加え、9月の石川県における大雨による被災者等への心のケアについて、仮設住宅や避難所等への訪問支援等の充実を図る。

### ② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

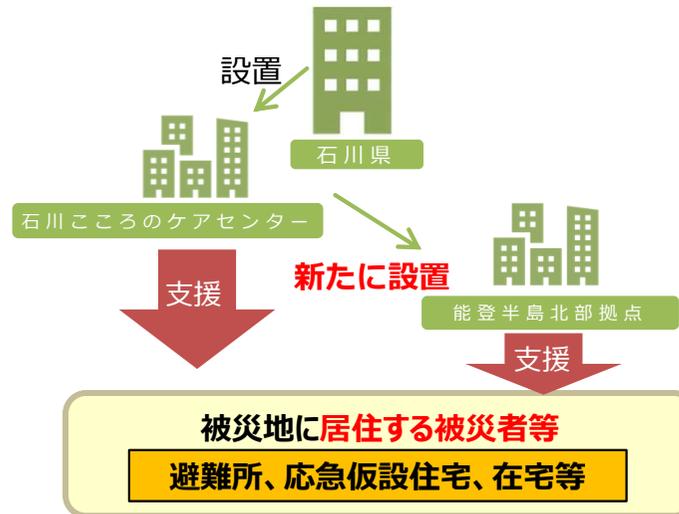
### ③ 施策の概要

能登半島北部に新たに拠点を設置し、被災者等が居住する仮設住宅等への訪問支援等の充実を図る。

### ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

➤実施主体:石川県

➤補助率:10/10



➤事業内容

- (1) 拠点の設置  
被災者への訪問支援等の充実を図るため、能登半島北部地域への拠点設置
- (2) 被災者等への相談支援  
拠点を中心に、避難所等への訪問支援や支援者支援等の実施
- (3) こころの健康に関する普及啓発  
仮設住宅等でのこころのケアに係る普及啓発の実施
- (4) 関係機関とのネットワーク形成  
市町や関係機関との連携を図るための情報交換等の実施

### ⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

令和6年1月に発生した能登半島地震に加え、9月の石川県における大雨により、被災地において、PTSD（心的外傷後ストレス障害）や生活再建プロセスで生じる二次的ストレスを起因とした心身の変調が生じる被災者が増加しており、特に大雨での被害が甚大な輪島市等の能登半島北部の被災地への精神保健福祉体制の強化を図るため、新たに能登半島北部地域に拠点を設けて被災者等の心のケアを充実させる。

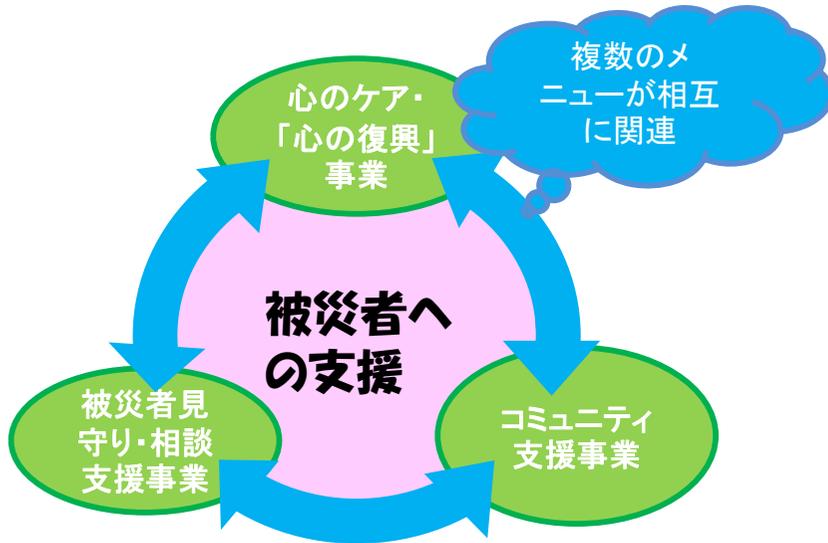
# 被災者支援総合交付金（復興庁 被災者支援・医療福祉班）

令和7年度概算決定額 **77億円**【復興】

（令和6年度予算額 93億円）

## 事業概要

- 復興の進展に伴い、災害公営住宅等移転後のコミュニティ形成、被災者の心のケア、避難指示解除区域における生活再建など、被災者を取りまく課題は多様化。
- 被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援の実現を図る。



## 事業メニュー

### I. 各地域の被災者支援の重要課題への対応支援

復興庁	1. 被災者支援総合事業 ①住宅・生活再建支援 ③「心の復興」 ⑤被災者支援コーディネート	②コミュニティ形成支援 ④被災者生活支援 ⑥県外避難者支援
-----	--	-------------------------------------

### II. 被災者の日常的な見守り・相談支援

厚労省	2. 被災者見守り・相談支援事業
-----	------------------

### III. 仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営

厚労省	3. 仮設住宅サポート拠点運営事業
-----	-------------------

### IV. 被災地における健康支援

厚労省	4. 被災地健康支援事業
-----	--------------

### V. 被災者の心のケア支援

厚労省	5. 被災者の心のケア支援事業
-----	-----------------

### VI. 子どもに対する支援

こども庁	6. 被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業
文科省	7. 福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業
	8. 子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業

## 資金の流れ



## 期待される効果

○ 交付金により自治体等の取組を支援することにより、各地域の実情に応じた、効果的・効率的な、被災者支援の展開が期待される。

# 性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針（概要）

令和5年3月30日  
性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議

## 経緯

令和2年6月11日

### 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」

（性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議）

- ➔ 令和2年度～4年度を「**集中強化期間**」として性犯罪・性暴力対策の取組を強化。

## これまでの取組と課題

- 性犯罪に厳正かつ適切に対処するための刑事法の検討
  - 再犯防止プログラムの拡充
  - 被害申告・相談をしやすい環境の整備（警察、ワンストップ支援センター）
  - 「生命（いのち）の安全教育」の推進、社会全体への啓発 等を着実に実施
- 一方で、依然、性犯罪・性暴力は深刻な状況であり、対策の更なる強化が必要

## 性犯罪・性暴力対策の「更なる集中強化期間」（令和5年度～7年度※の3年間）

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を踏みにじる行為であり、決して許されない。  
「相手の同意のない性的な行為は性暴力である」等の認識を社会全体で共有し、取組を強化していく。

※ 第5次男女共同参画  
基本計画の目標年度

### 【1 刑事法の改正に係る対応及び刑事手続の適切な運用】

- 刑事法改正に係る対応（広報啓発、支援現場職員への研修等）
- 刑事手続の運用に関する検討
- 刑事手続における二次被害の防止・プライバシーの保護

### 【2 再犯防止施策の更なる充実と性犯罪・性暴力の予防】

- 再犯防止対策の更なる強化等
- 地方公共団体による再犯防止施策の支援
- わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分と再発防止（教員等・保育士に関する対応、日本版DBSの導入に向けた検討）

### 【3 被害申告・相談をしやすい環境の整備】

- 被害届の即時受理の徹底
- 証拠採取・保管体制の整備
- 捜査段階における二次被害の防止
- 警察における相談窓口の周知や支援の充実
- ワンストップ支援センターにつながるための体制の強化
- 学校等で相談を受ける体制の強化

### 【4 切れ目ない手厚い被害者支援の確立】

- ワンストップ支援センターを中核とする被害者支援の充実（地域の関係機関（警察、医療機関等）との連携強化、対応能力の向上等）
- 医療的支援の更なる充実と専門人材の育成
- 中長期的な支援体制の充実（女性支援新法に基づく中長期的支援等）
- 多様な被害者支援の充実（障害者、男性等を含む様々な被害者への対応）

### 【5 教育啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防】

- 発達段階に応じた教育・啓発活動（生命（いのち）の安全教育の推進）
- 社会全体への啓発（若年層の性暴力被害予防月間等）

### 【6 新たな課題等への対応】

- AV出演被害の防止及び被害の救済（AV出演被害防止・救済法の周知・広報、相談対応の支援、厳正な取締り等）
- インターネット上の性暴力等への対応（違法行為への厳正な対応、児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止等）
- 痴漢撲滅に向けた政策パッケージの確実な実行
- 被害者や支援者等に対する誹謗中傷の防止

➔ 本方針に基づく具体的施策は毎年の「**女性活躍・男女共同参画の重点方針**」に記載。毎年度フォローアップを実施し、確実に実行。

# こども・若者の性被害防止のための総合的対策

- 「子供の性被害防止プラン2022」「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」等を着実に実行するとともに、政府一丸となり、こども・若者の性被害防止対策を進めるため、  
①加害の防止、②相談・被害申告をしやすくする、③被害者支援、④治療・更生、の4つの観点から、関係府省庁で連携して、取り組むべき総合的な対策を、以下の通り、新たにとりまとめ。

## 対策の内容

### 1. 加害を防止する取組

- 改正刑法等の趣旨・内容を広く国民に周知、厳正な対処
- 全国で取締りを強化

刑法改正等に伴い「匿名通報事業」の対象を変更・拡大し、一層の周知

こども性暴力防止法案の提出、教育・保育業界における対策の促進

保育所等における虐待防止のため、通報義務に関し児童福祉法改正を検討

- 学校で性被害防止等を教える「**生命（いのち）の安全教育**」を全国展開
- 小学生・未就学児等を対象とした**プライベートゾーン等の啓発の推進**

- 法務省ホームページに改正刑法等の趣旨・内容周知のためのページを公開し、広報を推進【法務省】
- 都道府県警察に対し、改正刑法等による厳正な対処、取締りの強化を指示【警察庁】

- 「匿名通報事業」の対象を変更・拡大し、運用【警察庁】

- 児童対象性暴力の防止に関する法律案（通称「こども性暴力防止法」）を国会に提出【こども家庭庁】
- 教育、保育等を提供する場における性被害の防止等の取組の促進【こども家庭庁、経済産業省、文部科学省】
  - 業界における取組を横断的に促進するための先進事例の把握・指針のひな型作成
  - 周知・啓発するためのコンテンツの作成・広報
  - 教員性暴力等防止法及び改正児童福祉法に基づく取組を引き続き推進

- 保育所等児童福祉施設、幼稚園・特別支援学校における性犯罪防止対策に係る設備等支援【こども家庭庁、文部科学省】
  - パーテーション等の設置によるこどものプライバシー保護
  - 保護者からの確認依頼等に応えるためのカメラによる記録等

- 「**生命（いのち）の安全教育**」の普及展開【文部科学省】
  - 「生命（いのち）の安全教育」の更なる拡大のため、特定の都道府県や市区町村においてモデル地域を設定し、当該域内での全校実施を目指す教育委員会等の普及展開に関する取組を支援する。また、新たに取り組む学校等が容易かつ効果的に授業を実施しやすいよう、指導過程を解説した動画を作成し、周知するとともに、webに掲載し活用を促進。
- 小学生・未就学児やその保護者等に対し、「生命（いのち）の安全教育」を活用するなどしてプライベートゾーン等の啓発を行うよう、全国こども政策主管課長会議等で周知【こども家庭庁】

## 2. 相談・被害申告をしやすくする取組

相談窓口の周知広報の強化、SNS等による相談の推進

- 被害者が相談しやすい環境整備の推進【内閣府、こども家庭庁、関係省庁】
  - 性暴力被害者のためのSNS相談等の推進、夜間休日に相談可能なコールセンターの実施
  - 児童相談所におけるSNSを活用した相談支援体制の構築
  - 相談窓口の周知広報の強化

子育て支援の場等を通じた保護者に対する啓発の推進

- 保護者として身に付けることが望ましい知識（性被害のサイン、「記憶の汚染」を避ける等）について、子育て支援の場等を通じた啓発の推進を、全国こども政策主管課長会議等で周知【こども家庭庁】
- 被害に遭った際の相談窓口、こどもの写真や動画の撮影・投稿といった情報発信に係る注意ポイント等をまとめた保護者向けのリーフレットを作成し、全国の自治体に周知【こども家庭庁】

男性・男児の被害者への支援の推進

- ワンストップ支援センター等における男性・男児の被害者への支援を推進（男性・男児の性暴力被害者ホットライン（令和5年度に臨時実施）により得られた知見を活用）【内閣府】

## 3. 被害者支援の取組

ワンストップ支援センター等の地域における支援体制の充実

- ワンストップ支援センター等における被害者支援を強化【内閣府、厚生労働省】
  - こども・若者や男性等の多様な被害者への支援や相談対応に係る体制強化を促進
  - 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和6年4月1日施行）に基づく包括的な支援等

児童相談所における相談、保護、通報等の適切な対応

- 全国の児童相談所に対し、性犯罪・性暴力の相談があった際には適切に対応するよう周知【こども家庭庁】

学校等における支援の充実

- 「学校における教育相談体制充実に係る連絡協議会」を開催し、教育委員会の担当者やスクールカウンセラー等に対して、性的な被害を受けた児童生徒への対応に係る留意点等を周知【文部科学省】

医療的支援の充実

- ワンストップ支援センター等と医療機関等の関係機関との連携を強化【内閣府】
- 性犯罪被害者に対し適切な治療・ケアのできる人材を養成する「PTSD対策専門研修」（犯罪・性犯罪被害者コース）を実施【厚生労働省】

法的支援の充実

- 「文化芸術活動に関する法律相談窓口」を実施【文部科学省】
- 法テラスにおける犯罪被害者支援の実施【法務省】

## 4. 治療・更生に関する取組

性嗜好障害に対する治療、加害者更生に向けた取組の推進

- 性嗜好障害に関する調査研究を実施【厚生労働省】
- 再犯防止推進計画等に基づき、性犯罪再犯防止指導や性犯罪再犯防止プログラムの充実を図る【法務省】

# こころの健康づくり対策事業

令和6年度予算額  
17,076千円 →

令和7年度予算案  
17,077千円

## 目的

自然災害、犯罪などの被害により生ずるPTSD（心的外傷後ストレス障害）や、ひきこもり、家庭内暴力、不登校、児童虐待など思春期にある児童に関連する問題及び自然災害、犯罪被害、事故や感染症等に起因した心のケアなどの精神保健医療福祉活動を充実していくため、保健・医療・福祉・教育などの業務従事者に対し、養成研修等を実施し、もって、こころの健康づくり対策に携わる専門性の高い人材の資質の向上を図ることを目的とする。

### ①PTSD対策専門研修

#### 【目的】

災害被災者、犯罪・事故被害者、災害遺族、被虐待児童等、トラウマに対するこころのケアが必要な者に対応できる人材を確保するため、精神保健医療福祉従事者等に対しトラウマに対するこころのケアにおいて必要な知識を系統的に習得させる。

#### 【研修内容】

##### ○通常コース（臨床コース、行政・支援者コース）

基礎的知識及び臨床活動に関する講義のほか、自治体職員においても、災害や犯罪被害者等への適切な対応を行えるよう、ケースワーク対応、行政連携などのニーズに適した職員向けの研修を行う。

##### ○専門コース

精神保健医療福祉従事者等に対し、最先端の専門的知識あるいは技術の習得をさせ、有効かつ安全に治療を行うことができる人材を養成する。

##### ○犯罪・性犯罪被害者コース

犯罪・性犯罪被害者への適切な対応を行うために必要な専門的知識と治療対応について修得させる。

#### 【実施主体】

国による公募（民間団体） ※補助率：定額

対象

医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、公的機関や教育機関に勤務する者等

### ②児童・思春期精神保健研修

#### 【目的】

ひきこもり、家庭内暴力、不登校、児童虐待等、児童思春期における様々な精神保健に関わる問題に対応できる人材を確保するため、必須の知識の全体像を系統的かつ網羅的に習得するための研修を実施し、地域において児童思春期精神保健医療福祉業務に専門的に携わる者を養成する。

#### 【研修内容】

##### ○思春期精神保健対策医療従事者専門研修

基本的知識及び臨床活動に関する講義とグループディスカッションを交えた実践的研修を行う。

##### ○思春期精神保健対策専門研修（応用コース）

応用的な講義及びケース検討を内容とする双方向的な討論を中心とする研修を行う。

##### ○ひきこもり対策研修

ひきこもり支援の従事者が必要とするひきこもり対策及び「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」についての全般的研修を行う。

#### 【実施主体】

国による公募（民間団体） ※補助率：定額

対象

医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、社会福祉士、児童指導員等

### ③心のケア相談研修

#### 【目的】

自然災害、犯罪被害、事故や感染症等、それによる経済的、社会的な影響等に起因するストレスや不安に関する相談をはじめ、うつ病の予防や心の健康づくり、自殺防止にかかるメンタルヘルス上の相談等に適切に対応できる人材を確保するため、これらの相談対応に当たる精神保健医療福祉業務の従事者にとって、必要な知識や技術を習得するとともに、当該研修受講者が中心となって地域において研修や訓練を実施することにより、地域で心のケア相談に当たる人材を効果的に養成する。

#### 【実施内容】

心のケアに関する相談対応に当たり必要な基本的知識や技術の習得と、研修受講者が中心となって地域における研修や訓練を実施できるようにすることを念頭においた研修を行う。

#### 【実施主体】

国による公募（民間団体） ※補助率：定額

対象

精神保健福祉士、公認心理師、保健師等

事務連絡  
令和4年11月10日

各都道府県・指定都市 障害保健福祉担当部局 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
精神・障害保健課心の健康支援室

「旧統一教会」問題・被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策  
に伴う相談対応について（協力依頼）

平素より、厚生労働行政の推進につき、御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。  
いわゆる「旧統一教会」について社会的に指摘されている問題に関し、政府において、9月初旬から合同電話相談窓口を開設して、「旧統一教会」問題に関する相談に集中的に対応してきたところ です。

本日、第3回「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議が開催され、「被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策」がとりまとめられ、今後の取組として、本年11月14日から合同電話相談窓口の機能等を継承した対応窓口を法テラスに設置（別添1参照）するとともに、精神的・福祉的支援の充実及び子ども・若者の救済（心のケア）として、

・ 精神福祉保健センターにおける相談や精神科医療機関の紹介対応の推進を推進することとされました。（別添2参照）

貴所管精神保健福祉センターにおかれは、これまでも相談の内容に応じて適切に対応いただいていると承知しておりますが、本件についてご了承願います。

また、引き続き、上記法テラスに設置される相談窓口からの案内を含め、精神保健福祉センターに旧統一教会を背景とした心の健康に不安がある等の相談があった際には、相談内容が宗教に関わることのみを理由として消極的な対応をしないよう御留意いただくとともに、必要に応じて精神科医療機関を紹介するなど関係機関とも連携して適切に対応いただき、相談支援の推進をお願いいたします。

（参考）第3回「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議資料（令和4年11月10日開催）

[https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03\\_00150.html](https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00150.html)

# 「旧統一教会」問題の被害者等支援の充実・強化策（案）

令和6年1月19日 「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援に関する関係閣僚会議

「特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗  
教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律（令和5年法律第89号）」が制定されたことを踏まえ、同法の  
対象宗教法人である「旧統一教会」に係る被害者等に寄り添った支援を一層充実・強化するため、「被害者の救済に  
向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策」（令和4年11月「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議取りまと  
め）を着実に実行するとともに、以下の支援の充実・強化策を講じる。

## 1 元信者等の方々の知見等の活用、関係省庁間の更なる連携による相談・支援体制の強化

### ○ 法テラスを中核としたワンストップ型相談対応の実施

- 法テラス（※）を中核としたワンストップ型相談体制において、被害者等からの相談を幅広く受け付けて適切な支援機関等を紹介し、ニーズに応じた相談対応を実施。

※ 「靈感商法等対応ダイヤル」

【内閣官房、警察庁、消費者庁、こども家庭庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省】

### ○ 元信者や宗教2世等の方々の経験・知識の活用

- 各相談窓口の相談対応者が被害者等の心情等の理解を深めるために元信者や宗教2世等の方々に研修講師になっていただくなど、元信者や宗教2世等の方々と連携。

【内閣官房、警察庁、消費者庁、こども家庭庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省】

### ○ 対応実績・知見の共有による相談体制の強化

- 相談者等のプライバシーに配慮しつつ、各相談機関や支援機関等での対応実績やこれに基づく知見を関係機関等で共有し、相談体制を強化。

【内閣官房、警察庁、消費者庁、こども家庭庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省】

# 元信者や宗教2世等の方々の経験・知識の活用等による相談・支援体制の強化

(厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 精神・障害保健課)

## ○ 宗教を背景とした心の健康に関する相談対応についての研修会の開催

- ・内容 : 元信者や宗教2世の方々からの経験談等を傾聴。被害者等の心情等の理解を深め、相談担当者における対応力の向上を図ることを目的に実施。
- ・対象者 : 精神保健福祉センター等における相談担当者
- ・実施日 : 令和6年5月17日(金) オンライン開催
- ・受講者数 : 182名(アンケート回答93名{回答率51.1%})

受講者割合 (職種別) ※複数選択可	医師	5%
	精神保健福祉士	14%
	公認心理士	16%
	保健師	43%
	看護師	12%
	その他(社会福祉士、介護支援専門員、臨床心理士)	11%

研修会の満足度	満足	44%
	やや満足	44%
	どちらともいえない	11%
	やや不満	1%
	不満	0%

精保センターの 相談業務において 困っていること ※複数選択可	宗教等に関連したトラウマへの相談対応	17%
	精神疾患の背景に宗教問題があるかもしれないことを念頭に置いての相談対応	29%
	家族等からの相談対応	25%
	来所前の予約等を行う際等の電話対応	8%
	その他(※1)	21%

研修を受けて今後の 相談業務へ活かせる 点について ※複数選択可	宗教等に関連したトラウマへの相談対応	25%
	精神疾患の背景に宗教問題があるかもしれないことを念頭に置いた相談対応	37%
	家族等からの相談対応	27%
	来所前の予約等を行う際等の電話対応	10%
	その他(※2)	1%

※1 宗教等に関連した相談に乗った機会がない、これまで未成年者の相談を受けることが多く、適切な医療を受けられないなど実質的な影響への対応に困っていた等。

※2 日常の精神保健相談業務にも活かせる等。

**次回は令和7年春頃に実施予定。詳細は後日お知らせします。**

事務連絡  
令和5年12月12日

都道府県  
各 精神保健福祉主管部（局） 御中  
指定都市

法務省民事局民事第一課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第3条第2項に  
規定する医師の診断書に関する当面の取扱いについて

本年10月25日、最高裁判所大法廷において、性別の取扱いの変更の審判を請求することができる者の要件を規定する性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成15年法律第111号。以下「特例法」という。）第3条第1項第4号の規定を違憲とする旨の決定がされ、当該規定は無効であるとの判断がされました。

特例法第3条第2項の規定により性別の取扱いの変更の審判を請求するに際して家庭裁判所に提出する必要がある医師の診断書の記載要領については、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第3条第2項に規定する医師の診断書の記載要領について（平成16年5月18日障精発第0518001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長通知）において定めているところですが、本年10月25日以降に家庭裁判所に提出される診断書は、記載要領の規定に関わらず、当面の間、現在の生殖腺機能に関する記載がなくても差し支えないので、これをご了知の上、貴管下関係者、関係団体に周知方取り計らい願います。

【問い合わせ先】  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課  
（電話 03-3595-2307）

自治体における性同一性障害の相談窓口に係る取組事例 一覧

令和6年12月末現在

自治体名	開設経緯	相談体制	ホームページ
1 岩手県	平成28年3月に「いわて男女共同参画プラン」を改訂した際、当時の社会情勢（LGBTの方々への関心の高まり）などを受け、「性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている人々を支援するため、男女共同参画センターにおいて相談事業を行う」旨を明記し、同年4月から相談事業を開始した。	○性別や性志向（LGBT）に関する相談（岩手県男女共同参画センター） 性指向や性別の違和感などで相談したい方の相談を面接・電話・インターネットで受ける。※家族・パートナー・支援者も対象 相談日時：毎週火曜・金曜…PM4:00～PM7:00	<a href="https://www.aina.jp/site/danjo/4842.html">https://www.aina.jp/site/danjo/4842.html</a>
2 宮城県	平成29年3月「宮城県男女共同参画基本計画（第3次）」を策定し、そのなかで「性的マイノリティへの配慮」を盛り込んだ。社会のなかで困難な状況に置かれている人々が安心して暮らせるように相談体制の整備・強化の取組として、平成29年7月「LGBT（性的マイノリティ）相談」を開始した。	・みやぎ男女共同参画相談室 「LGBT（性的マイノリティ）相談」（「性同一性障害」専用の相談機関ではない。） ・性別や性自認、性指向のことも、LGBTの方やその家族、友人等周囲の方の相談窓口 ・相談時間：毎月第2・第4火曜日正午～午後4時	<a href="https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kyosha/jigyousoudan.html">https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kyosha/jigyousoudan.html</a>
3 秋田県	性的指向、性自認等に関する相談への対応要望や、同相談が増加傾向にあったことから、令和2年12月から秋田県中央男女共同参画センターにおいて対応することとした。また、令和4年4月1日に施行された「秋田県多様性に富んだ社会づくり基本条例」に基づく方針において、相談窓口の設置・運営を明記した。	○性別や性的指向に関する相談 秋田県中央男女共同参画センター（ハーモニー相談室） 月～土（祝日は除く）10:00-17:00 電話・面接相談 生き方や、夫婦・親子関係、からだや性などの一般相談の中で対応しており、「性同一性障害」の専門・専用相談機関ではない。	<a href="https://akitawmc.com/soudan.html">https://akitawmc.com/soudan.html</a>
4 福島県	【福島県】 生活全般の悩みや問題を抱える人を支援するため、福島県男女共生センターに相談窓口を設置している。平成30年度から一般相談の中でLGBTに関する相談も受け付ける旨明記。 また、性同一性障害に特化した相談窓口ではないものの、精神保健の内容については、福島県精神保健福祉センターで相談に応じている。 【郡山市】 平成31年3月より、市HP(男女共同参画課)において「多様な性について考えよう！」を掲載し、相談窓口として、「性的マイノリティの学校生活に関する相談窓口（総合教育支援センター）」と「よりそいホットライン（一般社団法人社会的包括サポートセンター）」を紹介している。また、人権に関連する相談の場合は、人権相談を紹介している。	福島県男女共生センター相談室（「性同一性障害」専用の相談窓口ではない。） ・電話番号 0243-23-8320 ・相談方法 電話または面接 ・相談日時 【一般相談】 火・木～日曜日 …9時～12時、13時～16時 水曜日 …13時～17時、18時～20時 【男性相談員による相談（電話のみ）】 火曜日 …17時～20時 ※休館日（原則 月曜日） 福島県精神保健福祉センター 以下により、精神科医、保健師、心理士等が対応している。 ・電話、来所相談：随時受付。 ・特定相談（思春期の相談）：原則毎月第2、4木曜日午後。	【福島県】 福島県男女共生センター <a href="https://www.f-mirai.kan.or.jp/">https://www.f-mirai.kan.or.jp/</a> 福島県精神保健福祉センター <a href="http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21840a/">http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21840a/</a> 【郡山市】 <a href="http://www.city.koriyama.lg.jp/kurashi/jinken/danlokvodosanaku/2/16535.html">www.city.koriyama.lg.jp/kurashi/jinken/danlokvodosanaku/2/16535.html</a>
5 茨城県	2019年4月1日茨城県男女共同参画推進条例の一部改正により性的指向及び性自認を理由とする差別的取扱いを禁止し、同年7月18日から性的マイノリティに関する相談窓口を開設した。 【水戸市】 性的マイノリティの方の多くは、差別や偏見等、周りの理解不足から、社会の様々な場面で生きづらさを抱えている。性自認（自分の性別に対する認識）や性的指向（好きになる性）、性自認と身体の性の不一致に関して悩みを持つ当事者や家族、友人等の不安や悩みを寄り添うために、臨床心理士で当事者でもある専門相談員による電話・メール相談を実施することとした。 令和元年8月～電話相談開始 令和2年4月～メール相談開始 【日立市】 令和4年3月に「ひたちらぼーる プラン—第4次ひたち男女共同参画計画—」を策定し、「性的マイノリティ等の人権に配慮したダイバーシティ社会の実現」を取組の柱として明記した。 社会生活上困難な状況に置かれている人々が、個々を尊重され安心して暮らすことができる社会の実現に向けた取り組みの一つとして、令和4年9月「性的マイノリティ電話相談」を開始した。	【茨城県】 茨城県性的マイノリティに関する相談室（「性同一性障害」専用の相談機関ではない。） ・開設日 毎週木曜日（祝日を除く）18時から20時まで ・対象者 当事者その家族及び当事者と接する学校や企業関係者等 ・相談方法 電話相談及びメール相談 【水戸市】 性的マイノリティに関する相談（「性同一性障害」専用の相談窓口ではない。） 【電話相談】毎月第2水曜日 午後6時～午後8時 【メール相談】随時 ※ただし、3日～1週間程かかる メール相談受付専用URL： <a href="https://s-kantan.jp/city-mito-ibaraki-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=12695">https://s-kantan.jp/city-mito-ibaraki-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=12695</a> 【日立市】 性的マイノリティSNS相談（「性同一性障害」専用の相談窓口ではない。） ・開設日時 第2土曜日、第4土曜日 午後5時30分～10時 ・対象者 性的マイノリティの方やご家族など関わる全ての方 ・相談方法 LINE相談	<a href="https://www.pref.ibaraki.jp/hoken/fukushi/fukushi/jinken/soudan.html">https://www.pref.ibaraki.jp/hoken/fukushi/fukushi/jinken/soudan.html</a>
6 栃木県	【栃木県】 性的マイノリティ当事者等からの性的指向や性自認に関する様々な不安や悩みなどの相談に対応するため、令和3（2021）年10月に電話相談窓口「とちぎにじいるダイヤル」を設置した。 【栃木市】 ①平成28年10月市ホームページ掲載。 ②平成30年度栃木市人権施策推進プラン（第2期計画）（2019～2023年度版）の中に「性的指向・性同一性障がい者等にかかわる人権」を位置づけた。 ③平成30年度市職員、教職員向けに「多様な性を知りサポートするためのガイドライン」を策定した。 【鹿沼市】 ①令和元年6月3日「鹿沼市パートナーシップ宣誓制度」を施行 ②職員向けのガイドライン「LGBTを知りサポートするための行動指針」を策定 ・そのガイドラインの中でいくつか相談窓口を紹介 ・現在第2版の作成中（LGBT専門機関についての紹介も充実させていく予定） 【日光市】 性同一性障害についての専用相談窓口ではないものの、法務局が人権擁護委員により市内で開設している人権相談の中で、相談を受ける。 また、市HP及びパンフレットでLGBTQや性同一性障がいに関する相談窓口（公的機関、民間機関、支援団体等）を紹介している。	【栃木県】 ○とちぎにじいるダイヤル ・性的マイノリティに関する電話相談窓口（「性同一性障害」専用の相談窓口ではない。） ・専門相談員が対応 ・相談受付日時：毎月第1・第3金曜日 17:30～19:30（祝休日及び年末年始を除く） 【栃木市】 性同一性障害についての専用相談窓口はないが、人権相談の中で、相談を受けている。 月～金曜日 8時30分～17時15分 栃木市生活環境部人権・男女共同参画課 人権推進係 ・電話：0282-21-2161 ・Eメール：jinken@city.tochigi.lg.jp 専門機関への紹介を行う。 【鹿沼市】 性的マイノリティについては主に人権推進課で相談先を紹介するが、ガイドラインは全課に対し配布済みであることから、対応できる範囲で活用してもらうこととなっている。また、市民向け情報として、相談先一覧を市のホームページに掲載する予定である。 【日光市】 性同一性障害を含む性的マイノリティに関する相談については、人権・男女共同参画課が外部相談先を紹介している。 LGBTQへの理解促進のため、令和3年9月1日から日光市パートナーシップ宣誓制度を施行しており、今後、職員向けのガイドラインの作成を予定しており、その中でも相談窓口を掲載し、案内体制を強化している。	【栃木県】 <a href="https://www.pref.tochigi.lg.jp/c07/jinken/r3ni_jiirou-tel.html">https://www.pref.tochigi.lg.jp/c07/jinken/r3ni_jiirou-tel.html</a> 【栃木市】 <a href="https://www.city.tochigi.lg.jp/soshiki/24/221.html">https://www.city.tochigi.lg.jp/soshiki/24/221.html</a> 【鹿沼市】 <a href="https://www.city.kanuma.toc.higi.jp">https://www.city.kanuma.toc.higi.jp</a> 【日光市】 <a href="https://www.city.nikko.lg.jp">https://www.city.nikko.lg.jp</a>
7 群馬県	【大泉町】 「性同一性障害」専用の相談窓口ではないが、町として性自認・性的指向などの相談を電話や面談等で受ける。 【中之条町】 住民福祉課住民戸籍係を相談窓口とし、相談内容により該当部署を案内する。	【大泉町】 随時対応 【中之条町】 随時対応	

自治体における性同一性障害の相談窓口に係る取組事例 一覽

令和6年12月末現在

自治体名	開設経緯	相談体制	ホームページ
8 埼玉県	<p>【埼玉県】 令和2年度に実態調査を行い、LGBTQの方の多くが周囲からの差別や偏見を恐れ、当事者であることを周囲に相談できずに生活している実態を踏まえて、令和4年8月から県では、性的指向・性自認に関する悩みについて、県民の方が相談できる専門相談窓口を開設した。</p> <p>【鴻巣市】 市民からの問い合わせや性的マイノリティに関しての関心の高まりを受け、平成31年4月から相談事業を開始した。</p> <p>【入間市】 平成30年1月より人権推進課（市民相談室、男女共同参画センター）において相談事業を開始した。</p> <p>【深谷市】令和4年3月に「深谷市性的指向及び性自認の多様性を理解し尊重する社会の推進に関する条例」を制定し、性の多様性について理解を深めるための施策及び性的少数者への支援に取り組んでおり、その一環として令和4年7月から相談窓口を設置している。</p> <p>【久喜市】 第2次久喜市男女共同参画行動計画において、LGBTを含む性の多様性が尊重され、誰もが差別を受けることなく平等に暮らせるよう、「人権擁護の推進」を重点施策として、「人権・女性相談」及び「女性の悩み（カウンセリング）相談」の充実や、LGBTを含む性の多様性を尊重した啓発活動の実施等に取り組んでいる。</p> <p>【鳩山町】 町民の複雑・多岐化した困りごとや、どこに相談したらよいかわからない困りごとなど、総合的に相談できる窓口として、平成31年4月から鳩山町総合相談支援窓口を設置。</p>	<p>【埼玉県】 「しるし県民相談」（埼玉県LGBTQ県民相談） 埼玉県内在住。在勤、通学の性的指向・性自認に関する悩みがある方及びその周りの方を対象に電話及びLINEにより性的指向・性自認に関する悩みについて、相談を受け付ける。 相談日時：毎週土曜日（年末年始を除く）18:00～21:30（相談時間22:00まで） 相談方法：電話又はLINE</p> <p>【鴻巣市】 性的マイノリティに関する悩み事相談 自分の性的指向に伴う不安や悩みを抱えた相談者に対し、専門のカウンセラーが適切なアドバイスやカウンセリングを行い、また、必要に応じて関係機関を紹介する。当事者だけではなく、家族や友人からの相談も受け付ける。 相談日時：毎月第1・第4木曜 14:00～15:00 相談方法：面接または電話</p> <p>【入間市】 性的マイノリティのための悩みごと相談 専門の相談機関ではない（医療的なものには対応できない）が性的マイノリティからの悩みごと全般や当事者だけでなく、家族、友人からの相談にも応じる。電話相談（匿名可）を主とし、当事者の意向に沿って、面接相談等も行う。（悩みの傾聴が主となる） 相談日時：平日…AM10:00～PM3:00</p> <p>【深谷市】「多様な性に関する相談 にじの架け橋」 専門の相談機関ではないが、自分の性的指向や性自認に関する悩みごとや不安について、また家族からの相談を受け付けている。 受付日時 月～金（祝日、年末年始除く）10時～12時 13時～15時（メール相談は随時） 受付方法 電話またはメール（希望があれば面接も可） 電話：048-574-6643（深谷市人権政策課） Email: jinken@city.fukaya.saitama.jp</p> <p>【久喜市】 性同一性障がいについての専用相談窓口はないが、性自認や性的指向についての相談は、「人権・女性相談」及び「女性の悩み（カウンセリング）相談」において対応している。</p> <p>◆人権・女性相談（面接相談） 相談員は人権擁護委員 相談時間（原則毎月10日） 13時15分～16時15分） 久喜会場（原則毎月3水曜日）13時30分～15時30分） 鴻巣会場（原則毎月3水曜日）13時30分～15時30分） 蕨吉会場（原則毎月4月曜日）9時30分～11時30分）</p> <p>◆女性の悩み（カウンセリング）相談（電話、面接、オンライン相談） 相談員は女性の臨床心理士 久喜市役所内にて毎月第1金曜日及び6・7・11・12月の第3金曜日：13時～17時、4・5・8・9・10・1・2・3月の第3金曜日：10時～17時、日曜特設相談年2回（6月・11月）</p> <p>【鳩山町】 鳩山町総合相談支援窓口（重層的支援体制整備事業） 性同一性障害専用の相談窓口はないが、鳩山町社会福祉協議会に委託し、福祉全般の相談窓口、鳩山町総合相談支援窓口を設置。性的マイノリティに関する相談も受け付けている。 相談日時：平日8：30～17：15 相談方法：電話・訪問・来所等</p>	<p>【埼玉県】 <a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/a0303/lgbtq/kenmin-soudan.html">https://www.pref.saitama.lg.jp/a0303/lgbtq/kenmin-soudan.html</a></p> <p>【鴻巣市】 <a href="http://www.city.kounosu.saitama.jp/soshiki/somu/vasasi/sa/gvomu/2/1559622730201.html">http://www.city.kounosu.saitama.jp/soshiki/somu/vasasi/sa/gvomu/2/1559622730201.html</a></p> <p>【入間市】 <a href="http://www.city.iruma.saitama.jp/shisetsu/shisetsu_kyoiku/1012387/1012432/1012500.html">http://www.city.iruma.saitama.jp/shisetsu/shisetsu_kyoiku/1012387/1012432/1012500.html</a></p> <p>【深谷市】 <a href="https://www.city.fukaya.saitama.jp/soshiki/kvoudou/jinken/tanto/sinotavouseinuita/1660547268841.html">https://www.city.fukaya.saitama.jp/soshiki/kvoudou/jinken/tanto/sinotavouseinuita/1660547268841.html</a></p> <p>【久喜市】 ◆人権・女性相談 <a href="https://www.city.kuki.lg.jp/smph/shisei/jinken_danjo/jinken/jinkensoudan/index.htm">https://www.city.kuki.lg.jp/smph/shisei/jinken_danjo/jinken/jinkensoudan/index.htm</a></p> <p>◆女性の悩み相談 <a href="https://www.city.kuki.lg.jp/shisei/jinken_danjo/danjo/joseisoudan.html">https://www.city.kuki.lg.jp/shisei/jinken_danjo/danjo/joseisoudan.html</a></p> <p>【鳩山町】 <a href="https://www.town.hatoyama.saitama.jp/kurashi/shouhisei/katsu_soudan_jinken/living_consultation/support_window.html">https://www.town.hatoyama.saitama.jp/kurashi/shouhisei/katsu_soudan_jinken/living_consultation/support_window.html</a></p>
9 千葉県	<p>【千葉県】 ○千葉県LGBTQ相談 千葉県では、令和6年1月から施行している多様性尊重条例のもと、年齢、性別、障害の有無、国籍、性的指向及び性自認など様々な違いにかかわらず、誰もがその人らしく生き、活躍できる社会の実現を目指している。 また、LGBT理解増進法において、地方公共団体に対し、相談体制の整備が求められていることも踏まえ、当事者等が抱えている不安や悩み等を電話やメールで受け付ける相談窓口を開設した。</p>	<p>【千葉県】 ○千葉県LGBTQ相談 LGBTQ当事者の方やその御家族、学校や職場などで当事者に接する方が抱えている不安や悩みなどについての相談を受け付ける。（「性同一性障害」専用の相談窓口ではない。） (1) 電話による相談 毎月第2土曜日の13時から16時及び第4火曜日の19時から22時（月2回） (2) メールによる相談 随時メールを受け付け、電話相談日へ回答</p>	<p><a href="https://www.pref.chiba.lg.jp/dankyou/soudan/lgbtq-soudan.html">https://www.pref.chiba.lg.jp/dankyou/soudan/lgbtq-soudan.html</a></p>
10 神奈川県	<p>【神奈川県】【水見市】 本市においては、LGBT等専用の相談窓口はないが、以下の窓口で相談に応じている。 (1) 市民課 (2) 福祉介護課 平成27年度より「性的マイノリティの子供に理解のある支援者育成事業（かながわボランティア活動推進基金21を活用したNPO提案型協働事業）」を実施してきたが、平成30年度より、当事者及びその家族、支援者に対する直接的支援事業（当事者向け交流会、かながわSOGI派遣相談）を開始した。</p> <p>【横須賀市】 本市の「性的マイノリティに関する施策」の中で「市内で専門の相談が受けられる体制づくり」を掲げており、当事者と市関係課長との意見交換会において、（主に未成年者が）見知らぬ市外へ行くことに対する恐れや交通費がかかることから、市内で相談が受けられる体制が求められていた。そのなかで、「公的な機関が設置する窓口は、プライバシー保護の観点から安心して相談できる」との意見が多いことから、性的マイノリティ当事者の孤立を防ぐことを目的とし、性的指向や性自認に関する専門的な相談に対応するため、令和元年5月から、専門相談の窓口を設置した。</p> <p>【大和市】 令和3年4月から「大和市パートナーシップ宣誓制度」が開設された。その後、当事者の相談窓口の受け皿として、令和3年6月から「やまとSOGI派遣相談」を開設。</p>	<p>【神奈川県】 ※「性同一性障害」専用ではないが、性的マイノリティの当事者、支援者や家族を対象とした相談事業を実施している。</p> <p>【かながわSOGI派遣相談】 性的マイノリティ当事者及びその家族、支援機関の依頼に応じ、公的施設等や支援機関に、臨床心理士などの専門相談員を派遣して、SOGI（性的指向と性自認）に関する相談を行っている。</p> <p>【横須賀市】 ◎よこすかLGBTs相談（性的指向や性自認に関する専門相談） ・NPO法人SHIPの臨床心理士など、専門の相談員が「テュオよこすか」または支援者（市内）のもとに伺う。 ・悩みを抱えているご本人（性的マイノリティ当事者）だけでなく、ご家族や支援者の方も対象としている。 ・申込みは、予約制（3日前までの連絡）、相談は無料で年齢制限はない。</p> <p>【大和市】 ・「やまとSOGI派遣相談」 ・対象：性別に違和感があったり、同性が好きだったり、性的指向や性自認に関して悩みを抱えている方とその家族等 ・相談員：NPO法人SHIP（性的マイノリティ支援団体）の臨床心理士など、専門の相談員 ・相談時間は4.5分程度・相談料は無料・お一人一回の利用 ・相談日：月～金（休日を除く）10:00～16:00 ・会場：大和市内の公共施設 ・相談体制は面談。事前申込要</p> <p>※本市の性的マイノリティの関する相談事業は、対象者を性同一性障害をお持ちの方に限っておりません。</p>	<p>【神奈川県】 【SOGI派遣相談】 <a href="http://www.pref.kanagawa.jp/docs/fz3/cnt/f430243/documents/2.html">http://www.pref.kanagawa.jp/docs/fz3/cnt/f430243/documents/2.html</a></p> <p>【横須賀市】 ◎よこすかLGBTs相談 <a href="https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2420/seietkimainoritaxi.html">https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2420/seietkimainoritaxi.html</a></p> <p>【大和市】 <a href="https://www.city.yamato.lg.jp/gyousei/soshiki/38/sodamma.doguchi/13046.html">https://www.city.yamato.lg.jp/gyousei/soshiki/38/sodamma.doguchi/13046.html</a></p>
11 富山県	<p>【滑川市】 本市においては、LGBT等に特化した相談窓口は今のところないが、次の機関で相談に応じている。 (1) 市役所市民課 (2) 市役所福祉課</p> <p>【水見市】 本市においては、LGBT等専用の相談窓口はないが、以下の窓口で相談に応じている。 (1) 市民課 (2) 福祉介護課</p>	<p>【滑川市】 各相談窓口は、「性同一性障害」専用の相談機関ではない。</p> <p>【市役所市民課】 ・月1回、人権相談を開催し、人権擁護委員が相談に応じている。</p> <p>【市役所福祉課】 ・看護師、保健師等が随時相談に応じている。</p> <p>【水見市】 (1) 人権相談（毎月第2木曜日）午後1時30分から4時まで （担当課：市民課 市民サービス 相談担当（総合案内） 電話番号 0766-74-8010） (2) 障害のある方の相談窓口：ふくし相談サポートセンター（福祉介護課・基幹相談支援センター）</p>	<p>【滑川市】 <a href="https://www.city.namerikawa.toyama.jp/soshiki/9/4/1/744.html">https://www.city.namerikawa.toyama.jp/soshiki/9/4/1/744.html</a></p>

自治体における性同一性障害の相談窓口に係る取組事例 一覧

令和6年12月末現在

自治体名	開設経緯	相談体制	ホームページ
12 石川県	<p>【石川県】 （精神保健福祉センター） 平成3年4月より、石川県こころの健康センターにて、こころの相談ダイヤル事業を開始。 当センターHPの「精神保健福祉相談」のページに相談窓口を掲載している。 また、金沢市が発行している『かなざわこころのマップ』（令和6年4月版）に、こころ・性の悩み相談窓口の一つとして、石川県こころの相談ダイヤルが掲載されている。 いずれも、「性同一性障害」専用の相談機関ではないが、こころや性の悩みも含め、電話対応及び面接相談を行っている。</p> <p>【金沢市】 性的マイノリティの方やご家族などからの性的指向や性自認に関する不安や悩みなどを相談できる窓口として、令和4年6月に公認心理師を相談員とする「金沢市LGBT相談」を開設した。</p>	<p>【石川県】 （精神保健福祉センター） ・精神保健福祉相談として対応している ・相談対象者：石川県内にお住まいの方 ・相談内容：こころの健康全般に関する相談を受け付けている ・相談体制：電話相談または面接相談。面接相談は事前予約制。 ・こころの相談ダイヤル：24時間、365日対応の電話相談 ※ただし、「性同一性障害」専用の相談窓口ではない</p> <p>【金沢市】 ・相談日 毎月第4木曜日（休日、年末年始を除く） ・相談時間 ①午後2時～午後2時50分 ②午後3時～午後3時50分 ・相談員 公認心理師 ・相談体制 面接相談 ・備考 性同一性障害の専門相談窓口ではありません</p>	<p>【石川県】 <a href="https://www.pref.ishikawa.lg.jp/fukusi/kokoro-home/kokoro/top.html">https://www.pref.ishikawa.lg.jp/fukusi/kokoro-home/kokoro/top.html</a></p> <p>【金沢市】 <a href="https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/divercity/inkensaisakuka/gvomuana1/4/1/21789.html">https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/divercity/inkensaisakuka/gvomuana1/4/1/21789.html</a></p>
13 長野県	<p>【松本市】 平成26年9月に人権・男女共生課のホームページ上に「性同一性障害についてお悩みの方へ」と題するページを設け、市で相談可能な窓口を紹介した。</p> <p>【飯田市】 令和2年3月に当市のホームページ上へ「性的指向や性自認に関する相談」の案内ページを設け、市の相談対応窓口を紹介した。</p>	<p>【松本市】 松本市には専門相談窓口はない。松本市女性センターで実施する心理カウンセラーが話を聞くこと、こどもの場合は「こども権利相談」「まちかど保健室」で相談を受けることをホームページで案内している。ただし性同一性障害に対する専門知識を有する者が相談を受けるわけではない。また、松本市の管理下でない団体の紹介として厚労省、GID学会、日本精神神経学会、性同一性障害に限らず性的マイノリティ等に関する活動を行っている団体等を紹介している。ただし、いかなる場合でも、これらへのアクセスは個人の責任において行い、本市はいかなる責任も負わない旨を明記している。</p> <p>【飯田市】 ・飯田市には専門相談窓口はなく、専門の相談員の配置もないが、性同一性障害に関する相談については男女共同参画課で話をお聞きしている。 ・身体的な相談や精神的な相談、子どもに関する相談など、内容によっては、市役所内の担当部署について対応する。 ・また、当市の管理下でない団体として法務省、厚生労働省、GID学会、日本精神神経学会、日本性同一性障害・性別違和と共に生きる人々の会等を紹介している。ただし、いかなる場合でも、これらへのアクセスは個人の責任において行い、本市はいかなる責任も負わない旨を明記している。</p>	<p>【松本市】 <a href="https://www.city.matsumoto.nagano.jp/kurasi/tiiki/iinken/danjo/genderidentitydisorder.html">https://www.city.matsumoto.nagano.jp/kurasi/tiiki/iinken/danjo/genderidentitydisorder.html</a></p> <p>【飯田市】 <a href="https://www.city.iida.lg.jp/soshiki/9/seitekisikou-seiijin.html">https://www.city.iida.lg.jp/soshiki/9/seitekisikou-seiijin.html</a></p>
14 岐阜県	<p>【岐阜県】 以前から開設していた「一般電話相談」に加え、平成24年度からは「法律・こころ、男性専門相談」を開設したが、「一般電話相談」にLGBTに関すると思われる相談が散見されるようになったことから、平成30年度から相談窓口の一つとして専門相談員による「LGBT専門電話相談」を開設した。</p> <p>【恵那市】 重層的支援体制整備事業の実施に向け、令和2年4月より、福祉総合相談窓口を設置した。</p> <p>【美濃加茂市】 当市においては専用窓口は今のところないが、次の機関で相談に応じている。 健康課 福祉課（心と暮らしの相談窓口）</p> <p>【可児市】 以前から開設していた「可児市男女共同参画悩み相談」に、令和2年度から相談受付内容に「LGBT」を追加し、広報かみや、ホームページ、SNS、チラシ等で広報している。</p>	<p>○電話相談（男女共同参画・女性の活躍支援センター） 【相談日時】 第3金曜日 17:00～20:00 【対象者】 性自認、性的指向などに関する様々な悩みを抱える本人及び周りの方 【相談担当者】 専門相談員</p> <p>【恵那市】 福祉総合相談窓口の設置（市職員1名、社協職員1名配置） ※性同一性障害専用の相談窓口ではないが、性同一性障害についての相談も受けている。</p> <p>【美濃加茂市】 「こころの相談室（毎月第4木曜日）」などの相談会で、悩みを抱えている当事者だけでなく、家族や支援者も対象に相談を受けている。 性同一性障害専用窓口ではないが、それらを含む相談も受けている。</p> <p>【可児市】 「可児市男女共同参画悩み相談」（性同一性障害専門の相談窓口ではない） ・自分の生き方や、家族・男女関係、離婚、DVやセクハラ、LGBT、入付き合いのことなど、さまざまな悩みについて、女性アドバイザーが相談を受ける。予約時間内に電話相談も可。 ・毎月1回 土曜日 13:30～16:30 1回50分 要予約 ・同時開催の女性弁護士による無料法律相談も受けることができる（1回20分、要予約、市内在住者のみ）</p>	<p>【岐阜県】 <a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kekkon/danjo/sodan-madoguchi/c11234/plaza-soudan.html">https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kekkon/danjo/sodan-madoguchi/c11234/plaza-soudan.html</a></p> <p><a href="https://gifuuo.pref.gifu.lg.jp/support_center/consultation02.html">https://gifuuo.pref.gifu.lg.jp/support_center/consultation02.html</a></p> <p>【東海市】 <a href="https://www4.city.ena.lg.jp/soshiki/ichiran/iryofukushib/u/shakafukushika/1/fukusisogousoudan/kakar/5993.html">https://www4.city.ena.lg.jp/soshiki/ichiran/iryofukushib/u/shakafukushika/1/fukusisogousoudan/kakar/5993.html</a></p> <p>【美濃加茂市】 <a href="https://www.city.minokamo.lg.jp/soshiki/6/1303.html">https://www.city.minokamo.lg.jp/soshiki/6/1303.html</a></p> <p>【可児市】 <a href="https://www.city.kani.lg.jp/3300.htm">https://www.city.kani.lg.jp/3300.htm</a></p>
15 静岡県	<p>性的マイノリティやその家族等の悩みや不安に関する相談を受けるための専門電話相談窓口として令和3年8月に開設</p>	<p>性のあり方に関する悩みや困りごとについての相談（「性同一性障害」専用の相談窓口ではない。） 本人だけでなく、家族、友人、職場、学校関係者の相談も可 ・ 名 称 ふじのくにLGBT電話相談 ・ 相談日時 毎月第1火曜日、第3土曜日 18時～22時</p>	<p><a href="https://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-150/r3/derwasoudan.html">https://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-150/r3/derwasoudan.html</a></p>
16 愛知県	<p>【愛知県】 「愛知県ファミリーシップ宣言制度」の導入（2024年4月1日）に合わせ、性的少数者の当事者や周りの方が相談できる窓口として、専門機関による性的少数者電話相談を設置した。</p> <p>【豊橋市】 平成30年3月「豊橋市男女共同参画行動計画（とよはしハーモニープラン2018-2022）」を策定し、基本的な施策として「LGBT等性的少数者に対する理解促進と支援」に取り組みことを定めた。 LGBT等性的少数者の方が悩みを打ち明けられる環境整備の取組として、令和2年8月から「LGBT等性的少数者の面接相談」を開始している。</p> <p>【岡崎市】 令和元年度に実施した市民意識調査において、性的マイノリティの人たちが暮らしやすい社会に必要なこととして「相談できる窓口の設置」が必要であるとの求めに応じ翌年度から電話相談窓口を設置した。</p> <p>【刈谷市】 ①平成25年4月に刈谷市子ども相談センターを開設し、いじめ、不登校、進路、発育、LGBTなど、子どもに関することであれば何でも相談を受け付けている。 ②ひきこもりやニート等の困難を抱える子ども・若者の健全な育成を図るため、子ども・若者育成支援推進法第13条に基づき、令和2年9月5日に「刈谷市子ども・若者総合相談窓口」を開設した。性同一性障害等について医師から半年間の研修を受けた相談員により相談対応が可能であり、他市の自助グループに繋ぐことができる状況にあるため、相談内容に「LGBT」を盛り込んだ。</p> <p>【半田市】 ①令和4年3月に策定した「みんなが輝くチャレンジプラン（第3次男女共同参画推進計画）」において、基本的な施策として「多様性への理解の促進」に取り組むことを定め、性的少数者等が抱える多様な性に関する様々な悩みや不安について相談を受け付ける「半田市にじいる相談」を開設した。 ②人権尊重に関する取組である「人権相談窓口」にて、性に関する悩みについての相談を受けている。</p>	<p>【愛知県】 「愛知県にじいる電話相談」 ※性同一性障害専用窓口ではない 受付時間：毎月第3土曜日 午後7時から午後10時 対象者：県内に在住・通勤・通学の性的少数者の当事者の方や、保護者や友人、学校、職場等の周りの方々。</p> <p>【豊橋市】 ・「LGBT等性的少数者の面接相談」は「性同一性障害」専用の相談機関ではない。 ・相談対象者は原則、豊橋市在住の方。当事者だけでなく、その家族、友人、教育関係者、支援者なども相談可能 ・予約制の面接相談であり、相談可能時間は午前10時～午後8時 ・相談員は、LGBT支援を行う専門の相談員</p> <p>【岡崎市】 ・当事者だけでなく、家族、友人、教育関係者の相談機関 ・性同一性障害が専用相談窓口ではない ・毎月第3木曜日 17時～21時</p> <p>【刈谷市】 ① <a href="https://www.city.kariya.lg.jp/shisetsu/kvoiku/1005529.html">https://www.city.kariya.lg.jp/shisetsu/kvoiku/1005529.html</a> ② <a href="https://www.city.kariya.lg.jp/kurashi/svogaisakusyu/shien/1004174.html">https://www.city.kariya.lg.jp/kurashi/svogaisakusyu/shien/1004174.html</a></p> <p>① <a href="https://www.city.kariya.lg.jp/shisetsu/kvoiku/1005529.html">https://www.city.kariya.lg.jp/shisetsu/kvoiku/1005529.html</a></p> <p>② ・相談窓口は「性同一性障害」専用の相談機関ではない。 ・相談対象者は、刈谷市に在住・在勤・在学、3歳から19歳の子どものとその保護者など。 ・相談体制は、来室相談、電話相談及びオンライン相談がある。 ・相談時間は、月曜日～土曜日の9:00～17:00（祝日、年末年始を除く）</p> <p>② ・相談時間：毎週土曜日 9時45分～15時45分（来室相談のみ、年末年始を除く） ・対象者：市内在住、在勤または在学中で、概ね40歳までの人またはその家族 ・相談内容は子ども・若者の困難にすること全般であり、性同一性障害専用の相談機関ではない。</p> <p>【半田市】 ① ・相談対象者：半田市に在住・在勤・在学の方。当事者だけでなく、家族や支援者からの相談も可能 ・相談日時：原則月～金、9時から17時まで（祝日除く）、1回につき2時間以内（年3回まで） ・相談員：LGBTQに関する専門の相談員 ・予約制、相談料無料</p> <p>② ・相談日時：毎月第4木曜日（午後1時30分～午後4時） ・相談場所：半田市市民交流センター（クラシティ3階）相談室 ・相談員：人権擁護委員</p>	<p>【愛知県】 <a href="https://www.pref.aichi.jp/soshiki/iinken/sogi-soudan.html">https://www.pref.aichi.jp/soshiki/iinken/sogi-soudan.html</a></p> <p>【豊橋市】 <a href="https://www.city.tovohashi.lg.jp/4237.html">https://www.city.tovohashi.lg.jp/4237.html</a></p> <p>【岡崎市】 <a href="https://www.city.okazaki.lg.jp/1550/1556/1717/lgbttel.html">https://www.city.okazaki.lg.jp/1550/1556/1717/lgbttel.html</a></p> <p>【刈谷市】 ① <a href="https://www.city.kariya.lg.jp/shisetsu/kvoiku/1005529.html">https://www.city.kariya.lg.jp/shisetsu/kvoiku/1005529.html</a> ② <a href="https://www.city.kariya.lg.jp/kurashi/svogaisakusyu/shien/1004174.html">https://www.city.kariya.lg.jp/kurashi/svogaisakusyu/shien/1004174.html</a></p> <p>【半田市】 <a href="https://www.city.handa.lg.jp/kurashi/sodan/1001890.html">https://www.city.handa.lg.jp/kurashi/sodan/1001890.html</a></p>

自治体における性同一性障害の相談窓口に係る取組事例 一覧

令和6年12月末現在

自治体名	開設経緯	相談体制	ホームページ
17 三重県	<p>【三重県】 令和3年4月に制定した「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」の趣旨に基づき、性の多様性に関するさまざまな悩みを抱える当事者や周囲の方などからの相談に幅広く対応していく窓口として、「みえにじろ相談」を開設。</p> <p>【いなべ市】 性的指向等に関わらず、誰もが多様な生き方を選択出来るまちづくりを推進することを目的として、令和2年7月から「LGBT相談」を開設した。</p> <p>【伊賀市】 平成26年4月の「伊賀市パートナーシップ宣誓制度」及び「ALLYの取組（性的少数者支援と性の多様性の啓発）」開始と同時に、既存の人権相談窓口の案内に「LGBT（性的少数者）の相談（性同一性障害など）」もお受けします。」との文言を追加。広報いがや市ホームページ、啓発チラシ等に掲載している。</p>	<p>【三重県】 「みえにじろ相談」 ※性同一性障害専用窓口ではない 性の多様性に関する相談に対応、本人だけでなく周囲の方からの相談も受付 電話相談…毎月第1日曜日13:00～19:00、第3日曜日14:00～20:00 SNS相談…毎月第2日曜日14:00～20:00、第4日曜日13:00～19:00</p> <p>【いなべ市】 日時： ①毎月第1日曜日 11時～16時（休日の場合は、翌平日の月曜日） ②毎月第3日曜日 11時～16時（休日の場合は、翌平日の水曜日） 相談員 ①いなべ市地域おこし協力隊員1名（当事者の母親）、産婦人科医師1名で対応 ②いなべ市地域おこし協力隊員1名（当事者の母親）で対応 相談対象者： 不問 その他： いずれも電話予約制 相談員との電話相談も可</p> <p>【伊賀市】 ・相談窓口として、①人権擁護委員による面談 ②市人権担当課 ③津地方法務局伊賀支局 を案内しているが、いずれも「性同一性障害」専用の相談機関ではない。 ・その他、一般的な「こころの相談」、「女性相談」の窓口として、市の健康推進課、こども家庭支援課がある。</p>	<p>【三重県】 <a href="https://www.pref.mie.lg.jp/IRIS/HP/m0052600170.htm">https://www.pref.mie.lg.jp/IRIS/HP/m0052600170.htm</a></p> <p>【いなべ市】 <a href="https://www.city.inabe.mie.jp/kurashi/sodan/1009766.html">https://www.city.inabe.mie.jp/kurashi/sodan/1009766.html</a></p> <p>【伊賀市】 <a href="http://www.city.iga.lg.jp/000000914.html">http://www.city.iga.lg.jp/000000914.html</a></p>
18 京都府	<p>平成28年度に成立したヘイトスピーチ解消法及び部落差別解消法において、地方公共団体に相談体制の整備・充実を努めるよう求められたことに伴い、人権問題に関する法律相談事業を平成29年7月から開始した。</p> <p>【亀岡市】 ・令和3年3月に策定した「ゆう・あいプラン2021～亀岡市男女共同参画計画～」において、重点プランとして「LGBTQ+の人への社会的理解の促進に向けた啓発」を明記した。 ・令和3年3月1日「亀岡市パートナーシップ宣誓制度」を施行。併せて、市職員向けに「多様な性の理解を深めるための職員ハンドブック」を作成した。 ・LGBTQ+への関心の高まりや市民等からの問い合わせを受け、他市の取り組みも参考に、悩みや苦しみを抱えるLGBTQ+の人たちが安心して暮らせる環境づくりの一つとして、令和4年度から「亀岡市LGBTQ+相談窓口」を開設した。</p> <p>【長岡京市】 長岡京市は令和3年度にパートナーシップ宣誓制度を導入。同年に京都市・亀岡市とパートナーシップ宣誓制度の都市間連携の協定を締結。令和4年度から京都市が実施されていた「京都まあぶるスペース」に亀岡市と共に長岡京市も参画し、共催事業として実施。</p> <p>【井手市】 2005（平成17）年2月より「こころの相談室」を開始。性同一性障害についての専用相談窓口ではないが、相談者のこころのしんどさに専門的カウンセラー（臨床心理士）が寄り添い対面相談により問題解決の方法を探っていく相談事業。</p>	<p>○人権問題法律相談「京都市人権リーガルレスキュー隊」 京都市人権問題に関する弁護士による法的な相談窓口であり、LGBT等性的少数者の方に限定した専門相談ではない。 （例） ・インターネット上に自分の個人情報が見られ、誹謗中傷を受けている。 ・同和地区の出身であることを理由に、結婚に反対されている。 ・外国籍であることを理由に賃借権を断られた。 ・再婚上の性別と外見の印象が異なることにより、就職や施設利用を断られた。 相談日時： 電話相談＞月2回 30分4枠を想定 専用電話有 直接相談＞来月1回、各広域保健局（4カ所巡回月1回）、夜間相談月1回（京都市弁護士会京都駅前法律相談センター）※事前予約制</p> <p>【亀岡市LGBTQ+相談窓口】 ○対象：LGBTQ+の当事者やそうかもしれないと感じている人、その人たちを取り巻く家族や友人、職場・学校関係者など。（どなたでも） ○月1回開設：対面相談またはオンライン（Zoom）相談。（1枠50分×2枠） ○委託先の専門相談員が対応。相談予約については、人権啓発課が受付窓口となっている。 ※「性同一性障害」専用の相談窓口ではない。</p> <p>【長岡京市】 LGBT等の性的少数者の人（そうかもしれない人も含む）やその周囲の人たちが、気軽に集まって話しながら、人とつながり、交流していただけるコミュニティスペースとして「まあぶるスペース」を開設。また、悩み事などについて相談できる専門の相談員による「個別相談会」も併せて開催。 ・開催：6月～1月の各月1回、2時間ほど。（年8回） ・個別相談は、開催日につき1日2枠、1枠50分。 ・担当課：長岡京市共生社会推進課</p> <p>【井手市】 相談日時：毎月第1・3日曜日 11:00～13:00（1コマ50分）※日曜は広報誌に掲載 相談方法：面談 相談カウンセラー：臨床心理士</p>	<p><a href="https://kvoto-iinken.net/service/legal/">https://kvoto-iinken.net/service/legal/</a></p> <p>【阪南市】 <a href="https://www.city.hannan.lg.jp/kakuka/somu/iinken/iinken_sodan.html">https://www.city.hannan.lg.jp/kakuka/somu/iinken/iinken_sodan.html</a></p> <p>【大阪狭山市】 人権いろいろ相談 <a href="https://www.city.osakasavama.osaka.jp/kurashi_anshin/sodan/3447.html">https://www.city.osakasavama.osaka.jp/kurashi_anshin/sodan/3447.html</a></p> <p>女性のための相談（きらっとびあ） <a href="https://www.city.osakasavama.osaka.jp/kurashi_anshin/sodan/3716.html">https://www.city.osakasavama.osaka.jp/kurashi_anshin/sodan/3716.html</a></p> <p>【枚方市】 <a href="https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000022633.html">https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000022633.html</a></p>
19 大阪府	<p>【阪南市】 平成29年3月策定「阪南市男女共同参画プラン（第3次）」基本方針Ⅱ・施策の方向（3）・施策の展開16「セクシュアル・マイノリティや高齢者、障がい者、外国人女性、複合的に複雑な状況に置かれている人々等が安心して暮らせるまちづくり」で相談体制の充実に取り組んでいる。 ・平成31年4月策定「阪南市人権施策推進基本方針及び基本計画」では人権に関する市民意識調査結果による課題を分析、取り組むべき主要課題の解決に向けた施策の中で「(9) 性的マイノリティに関する人権課題」として理解促進、支援体制の充実に取り組んでいる。 ・性的マイノリティについて、正しい理解を促進し、認識を深めるため、広報誌に特集記事を掲載。8月号、ALLY（アライ）の推進についても、記載。相談先として市女性相談窓口、市こころの相談日掲載している。</p> <p>【大阪狭山市】 第4期男女共同参画プランにおいて、基本方向1「男女共同参画社会実現のための意識づくり」において、性の多様性に関する学習の機会や情報提供を策定に含めている。 また、人権行政基本方針にも「性自認・性的指向に関する人権」として人権課題に挙げている。</p> <p>【枚方市】 平成30年度に「ひらかたにじろ宣言」を行い、自分らしくいきいきと暮らせる街を目指してパートナーシップ宣誓制度をはじめとする性的マイノリティ支援施策を実施しており、その一環として相談窓口を開設した。</p> <p>【茨木市】 令和3年度より、性的マイノリティ支援事業を開始し、相談窓口を設置した。そのほか、コミュニティスペースの実施、啓発リーフレットの作成・配布、市ホームページにおけるQ&amp;Aの公開等を行っている。</p> <p>【守口市】 あらゆる人権課題として、性的マイノリティに対する差別をなくす、LGBTに対する理解を啓発し、深めることが求められている。本年度は、男女共同参画週間記念事業の一環の取り組みとして「LGBTなんでも相談」を開設した。</p> <p>【摂津市】 特になし</p> <p>【四條畷市】 特になし</p>	<p>【阪南市】 ・人権推進課 ・「性同一性障害」専用の相談窓口ではないが、性自認、性的指向のことで相談したい方（本人に限らず、家族、友人、職場の方など）の相談を電話や面談等で受ける。 ◎LGBTに関する教育・啓発の推進で、市民啓発講座の実施、学校における教育の推進、市職員・教職員への研修を実施。</p> <p>【大阪狭山市】 性同一性障害の専門相談は実施していない。 ①精神保健福祉相談として、可能な範囲で相談対応を行っている。 ②性的マイノリティに関する相談は人権いろいろ相談において対応している。 内容に応じて、カウンセリングや専門的な窓口を案内している。</p> <p>◆大阪狭山市役所 広報広聴・人権啓発グループ 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分（土・日・祝及び年始年末は除く） 電話番号 072-366-0011（代表）</p> <p>また、性自認が女性の方は、本市男女共同参画推進センター「きらっとびあ」の女性のための相談（カウンセリング）が利用可能。 女性のための相談ではセクシュアリティの選択や生き方に関する相談にも応じている。（予約制）</p> <p>◆きらっとびあ 予約受付時間 月曜日～金曜日：午前10時から午後5時 第1・第3土曜日：午前9時から正午 電話番号 072-247-7047</p> <p>【枚方市】 「性同一性障害」専用の相談窓口ではないが、性自認、性的指向のことで相談したい方（本人に限らず、家族、友人、職場の方など）の電話相談を月1回、チャット相談を月2回開設している。</p> <p>【茨木市】 ※「性同一性障害」専用ではない 性的マイノリティ当事者、その家族、学校や職場の関係者、支援者からの相談を、電話で専門の相談員が受ける。 相談窓口：「いばらきにじろ相談」 相談日時：毎月第4土曜日、15時～20時（受付は19時45分まで） 電話番号：080-4668-9510（音声では相談できない人、しづらい人はメール相談もあり）</p> <p>【守口市】 LGBTなんでも相談（原則面談） 性別や性自認、性的指向、性別の違和感などLGBTの当事者やその家族、周囲の方の相談窓口 6月20日（日）13時から16時、10月20日（水）・11月17日（水）・12月15日（水）全日程17時から20時</p> <p>【摂津市】 性同一性障害の専門相談は実施していない。 性的マイノリティに関する相談は人権なんでも相談において対応し、内容に応じてカウンセリングや専門的な窓口を案内する。 ◆摂津市人権協会（摂津市役所 人権女性政策課内） 「人権なんでも相談」電話・面談 月曜日～金曜日 午前10時～午後4時（土・日・祝及び年末年始は除く） 電話番号 06-6383-1011（専用）</p> <p>【四條畷市】 性同一性障害に関する相談等の専門窓口はないが、人権なんでも相談で相談を受けています。 相談日 月～金曜日 午前10時～午後4時（祝日は除く） 場所 四條畷市人権協会（市役所人権・市民相談課内） （グリーンホール田原（田原支所）でも相談可） 夜間の電話相談 毎週月曜日（祝日は除く） 午後5時～午後9時 電話番号 072-803-7355</p>	<p>【阪南市】 <a href="https://www.city.hannan.lg.jp/kakuka/somu/iinken/iinken_sodan.html">https://www.city.hannan.lg.jp/kakuka/somu/iinken/iinken_sodan.html</a></p> <p>【大阪狭山市】 人権いろいろ相談 <a href="https://www.city.osakasavama.osaka.jp/kurashi_anshin/sodan/3447.html">https://www.city.osakasavama.osaka.jp/kurashi_anshin/sodan/3447.html</a></p> <p>女性のための相談（きらっとびあ） <a href="https://www.city.osakasavama.osaka.jp/kurashi_anshin/sodan/3716.html">https://www.city.osakasavama.osaka.jp/kurashi_anshin/sodan/3716.html</a></p> <p>【枚方市】 <a href="https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000022633.html">https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000022633.html</a></p> <p>【茨木市】 <a href="https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/shimin/iinken/menu/sexual_minority/60143.html">https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/shimin/iinken/menu/sexual_minority/60143.html</a></p> <p>【守口市】 <a href="https://www.city.moriguchi.osaka.jp/kakukanoanai/shiminsaitsubu/iinkenshitsubu/445420635072.html">https://www.city.moriguchi.osaka.jp/kakukanoanai/shiminsaitsubu/iinkenshitsubu/445420635072.html</a></p> <p>【摂津市】 <a href="https://www.city.settsu.osaka.jp/soshiki/shichoukoushitsu/iinken/oseiseisaku/iinkenshitsubu/ensoudan/2439.html">https://www.city.settsu.osaka.jp/soshiki/shichoukoushitsu/iinken/oseiseisaku/iinkenshitsubu/ensoudan/2439.html</a></p> <p>【四條畷市】 <a href="https://www.city.shionawate.lg.jp/soshiki/12/2294.html">https://www.city.shionawate.lg.jp/soshiki/12/2294.html</a></p>

自治体における性同一性障害の相談窓口に係る取組事例 一覽

令和6年12月末現在

自治体名	開設経緯	相談体制	ホームページ
20 兵庫県	<p>【兵庫県】 LGBT等性的少数者の人権問題に関する県議会での質問や専門相談窓口の開設についての当事者団体からの要望を踏まえ開設した。</p>	<p>【兵庫県】 ・相談窓口名称 兵庫県LGBT電話相談 ・開設年月 令和4年9月 ・相談日時 毎週土曜日 18時～21時 ・相談員 LGBT支援団体スタッフ ・相談方法 電話、面談(要予約) ・相談対象 本人、家族、友人、教員等</p>	<p>【兵庫県】 <a href="https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf06/lgbtdenwasoudan.html">https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf06/lgbtdenwasoudan.html</a></p>
	<p>【神戸市】 LGBT等性的少数者の人権問題に関する市議会での質問等を踏まえ、取組を検討した結果開設に至った。</p>	<p>【神戸市】 ・相談窓口名称 神戸市LGBT電話相談 ・開設年月 令和4年9月 ・相談日時 毎月第2・4木曜日 17時～20時 ・相談員 1名(専門的知識を有する性的マイノリティ当事者) ・相談方法 電話 ・相談対象 本人、家族、友人、職場関係の方等</p>	<p>【神戸市】 <a href="https://www.city.kobe.lg.jp/a27419/kurashi/activate/human/soudan/lgbto_soudan.html">https://www.city.kobe.lg.jp/a27419/kurashi/activate/human/soudan/lgbto_soudan.html</a></p>
	<p>【尼崎市】 性的指向や性自認に不安を感じながらも孤立しがちで、悩みを共有できる場が少ない状況にあることから、気軽に安心して相談できる場づくりが必要であるとの認識のもと開設した。</p>	<p>【尼崎市】 ・相談窓口名称 LGBT電話相談 ・開設年月 令和2年7月 ・相談日時 毎月第4火曜日 午後5時～午後8時 2人(ただし、回線は1回線) 性的マイノリティ当事者等で電話や面接による相談業務経験者 ・相談方法 電話 ・相談対象 本人、家族、友人、学校や職場の関係者、支援者等</p>	<p>【尼崎市】 <a href="https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/hataraku/danjo/1024654/1021559.html">https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/hataraku/danjo/1024654/1021559.html</a></p>
	<p>【明石市】 2018年(平成30年)に市内初の支援団体が結成されたのを契機に、市民や議会からLGBT+/SOGIEに関する施策の必要性を訴える声が高まり、2020年(令和2年)4月に担当部署を設置。設置にあたり、この分野に関する知識や活動経験を持つ人材を公募し、専門職として2名を採用した。相談事業については、2020年(令和2年)7月より実施している。</p>	<p>【明石市】 ・相談窓口名称 明石にじいる相談(LGBT+/SOGIE専門相談) ・相談日時 電話相談：毎月第3木曜日18:00～21:00(1回30分程度) ※祝日の場合も実施 面談相談：月～金曜日9:00～17:00(予約制・1回50分まで) ※土日祝日・年末年始を除く メール相談：sogie@city.akashi.lg.jp 性的マイノリティの相談経験がある専門の相談員 SOGIE(性的指向、性自認、性表現)に関する悩みをお持ちの方 LGBT+当事者だけでなく、家族、学校関係者、事業者など周りの方も相談可能</p>	<p>【明石市】 <a href="https://www.city.akashi.lg.jp/saisaku/sdas/niiirosoudan.html">https://www.city.akashi.lg.jp/saisaku/sdas/niiirosoudan.html</a></p>
	<p>【西宮市】 令和3年3月、性的指向及び性自認に関わらず一人ひとりの人権が尊重され、多様な生き方や価値観を認め合い、誰もが自分らしく生きることができる社会を目指すため、西宮市性の多様性に関する取組の方針を策定。その取組の一環として、令和3年4月より性的マイノリティ電話相談を開始した。令和6年7月より性的マイノリティ電話相談を廃止し、西宮市LGBTQチャット相談を開設した。</p>	<p>【西宮市】 ・相談窓口名称 西宮市LGBTQチャット相談 ・開設年月 令和6年7月 ・相談日時 毎月第4木曜日 18:00～21:00 ・相談員 特定非営利活動法人QWRG(クワーク)の相談員 クワークは、LGBTQなど多様な性を生きている人やその周辺にいる人たちのセンターで、多様性を認め合う社会の実現を目指して講演活動や相談業務を行っている。当事者本人だけでなく、家族や友人、先生、支援者など</p>	<p>【西宮市】 <a href="https://www.nishi.or.jp/bunka/dan/okuyodosankaku/tyousei_torikumi/lgbto_chatsoudan.html">https://www.nishi.or.jp/bunka/dan/okuyodosankaku/tyousei_torikumi/lgbto_chatsoudan.html</a></p>
	<p>【芦屋市】 性的違和や性的指向などセクシュアリティの様々な悩みに対して、既存の人権相談(対面)では対応が難しく、電話相談の方が気兼ねなく相談できる。相談員もLGBTの知識を持った専門相談員の方が相談しやすいと判断したため、平成31年2月1日に開設した。</p>	<p>【芦屋市】 ・相談窓口名称 LGBT(セクシュアルマイノリティ)電話相談 ・開設年月日 平成31年2月 ・相談日時 毎月第1・3火曜日 16:30～20:15(祝日・年末年始除く) ・相談員 特定非営利活動法人QWRG 専門相談員 2人 ・相談方法 電話 ・相談対象 本人、家族、友人、教師、同僚等 ・その他 性的マイノリティ(LGBT)の電話相談窓口として、性別違和や性的指向などセクシュアリティのさまざまな悩みの相談に応じている。</p>	<p>【芦屋市】 <a href="https://www.city.ashiya.lg.jp/iinken/lgbtsoudan.html">https://www.city.ashiya.lg.jp/iinken/lgbtsoudan.html</a></p>
	<p>【伊丹市】 平成28(2016)年2月に性的マイノリティの当事者団体からの請願書が議会に提出され、3月議会で採択された。平成29(2017)年度に当事者やその関係者のための「セクシュアルマイノリティ相談窓口」を開設し、令和2(2020)年度からは「伊丹市立男女共同参画センター こころ」において相談窓口を実施している。</p>	<p>【伊丹市】 ・相談窓口名称 セクシュアルマイノリティ相談 ・開設年月日 平成29年8月 ・相談日時 第1・第3金曜日 15時から18時 ・相談員 産業カウンセラーの資格を持った相談員 ・相談方法 電話またはメール相談 ・相談対象 本人、家族や友人、同僚や教師等 ・その他 本市の相談窓口は、対象者を性同一性障害をお持ちの方に限っておりません。</p>	<p>【伊丹市】 ・伊丹市HP <a href="https://www.city.itami.lg.jp/SOS1K1/SHIMIN/DANJYO/dan/okuyodosankakucenter/1582082767949.html">https://www.city.itami.lg.jp/SOS1K1/SHIMIN/DANJYO/dan/okuyodosankakucenter/1582082767949.html</a> ・伊丹市男女共同参画センターHP <a href="https://itami-kokoro.jp/counseling/sexua/1-minority/">https://itami-kokoro.jp/counseling/sexua/1-minority/</a></p>
	<p>【加古川市】 令和5年3月に制定した「加古川市性の多様性の尊重に関する取組方針」に基づき、LGBTQ+の人々が抱える困難や生きづらさの解消につなげる取組として開設した。</p>	<p>【加古川市】 ・相談窓口名称 加古川市LGBT+専門相談 ・開設年月日 令和5年6月 ・相談日時 ①電話相談：毎月第4木曜日14時～17時(祝日の場合は第5月曜日) ②対面相談：相談員と調整(予約制) 一般社団法人SOGI Japan ・相談員 電話、対面 ・相談方法 ①電話相談：どなたでも ②対面相談：市内に在住・在勤・在学されている方</p>	<p>【加古川市】 <a href="https://www.city.kakogawa.lg.jp/soshiki/parasagasu/shiminbu/kyoudou/seinotavousei/39990.html">https://www.city.kakogawa.lg.jp/soshiki/parasagasu/shiminbu/kyoudou/seinotavousei/39990.html</a></p>
	<p>【宝塚市】 宝塚市では、「ありのままに自分らしく生きられるまち宝塚(性的マイノリティに寄り添うまちづくりの取組)」を策定し、性の多様性を理解し、誰もが「ありのまま」で、「安心して自分らしく」過ごせる、誰もが生きやすい社会をめざしています。その取組の一つとして、電話相談事業を実施しています。</p>	<p>【宝塚市】 ・相談窓口名称 セクシュアルマイノリティ電話相談 ・開設年月日 平成28年6月 ・相談日時 毎週水曜日 15時から18時(祝日・年末年始を除く) ・相談員 NPO法人女性と子どものエンパワメント関西に委託しています。当事者のほか家族、知人、その他周囲の人などからの幅広い相談経験があり、性自認や性的指向などに伴う全般的な悩み事とともに、いじめやDVなど複合的問題に対しても対応可能な経験者が各回1名に対応しています。 ・相談方法 電話 ・相談対象 子どもから大人まで、本人だけでなく家族、友人、教員の方からの相談も可能です。</p>	<p>【川西市】 <a href="http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/shisetsu/1002909/so-go_11st/index.html">http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/shisetsu/1002909/so-go_11st/index.html</a></p>
	<p>【川西市】 当事者の方から、市の人権広報で「セクシュアルマイノリティ問題を積極的に取り上げるべき」と、手紙や資料をいただいたことから、お話をさせてもらい、平成19年1月発行の「広報かわにし 人権問題特集号」で、その方の手記を掲載し、平成21年9月から、総合センターで「セクマイ相談・学習会」が始まりました。様々な研修会・学習会、広報活動で、セクシュアリティ・セクシュアルマイノリティ問題を理解し、市内の学校や小中学校での「セクシュアルマイノリティへの理解」に向けて、教職員や地域の市民への研修会・学習会も行われるようになりました。令和6年度から分りやすいように「セクシュアルマイノリティ相談会」名称を変えましたが、これまでと同じく、関係者も含めてともに考えていく場として啓発に関わる人との学習会も実施しています。</p>	<p>【川西市】 ・相談窓口名称 セクシュアルマイノリティ相談会・学習会 ・開設年月 平成21年9月 ・相談日時 毎月第4木曜日 午後1時半から4時 ・相談員 2名(当事者相談員1名、センター相談指導員1名) ・相談方法 面談(電話予約優先) ・相談対象 本人、家族、学校等関係者 ・その他 相談員だけでなく、啓発や取り組みに関する相談や学習会等の支援も実施。</p>	<p>【川西市】 <a href="http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/shisetsu/1002909/so-go_11st/index.html">http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/shisetsu/1002909/so-go_11st/index.html</a></p>
	<p>【三田市】 誰もが自分らしく生きやすい社会の実現に向け、自身の“性”のあり方において生きづらさを感じている人たちがその周囲の人を対象に、性的マイノリティ特設電話相談事業を開始した。</p>	<p>【三田市】 ・相談窓口名称 性的マイノリティ特設電話相談窓口 ・開設年月日 平成30年4月15日 ・相談日時 平日9時～17時(年末年始除く) ・相談員 専門相談員11名、当事者等(相談員等で活動)で構成される。 ・相談方法 ①電話 平日9時～17時(年末年始除く)、②FAX・E-mail 24時間受付 ・相談対象 三田市在住・在勤・在学で自身の“性”のあり方において生きづらさを感じている人たちがその周囲の人たち(家族・友人・教員等) 相談員は当事者等の専門相談員であり、相談者により沿った相談体制ができる。</p>	<p>【三田市】 <a href="https://www.city.sanda.lg.jp/soshiki/27/kodokokoritsu/19117.html">https://www.city.sanda.lg.jp/soshiki/27/kodokokoritsu/19117.html</a></p>
	<p>【丹波篠山市】 令和5年4月1日のパートナーシップ宣誓制度の導入に合わせて、性的マイノリティ特設電話相談窓口を開設した。</p>	<p>【丹波篠山市】 ・相談窓口名称 性的マイノリティ特設電話相談窓口 ・開設年月日 令和4年9月1日 ・相談日時 平日9時～17時(祝日、年末年始除く) ※相談日時を事前調整のうえ、専門相談員に電話 ・相談員 特定非営利活動法人QWRGの相談員 ・相談方法 電話 ※相談日時を事前調整のうえ、市役所相談室から専門相談員に電話。 来庁が困難な場合は、担当課に電話し、相談員へ転送 ・相談対象 本人、家族・友人・教員等</p>	<p>【丹波篠山市】 <a href="https://www.city.tanbasasava.lg.jp/soshiki/parasagasu/jinkensushinka/soudankei/22218.html">https://www.city.tanbasasava.lg.jp/soshiki/parasagasu/jinkensushinka/soudankei/22218.html</a></p>

自治体における性同一性障害の相談窓口に係る取組事例 一覽

令和6年12月末現在

自治体名	開設経緯	相談体制	ホームページ	
	<p>【丹波市】 近年、性の多様性への関心が高まっている一方で、正しい知識を得る機会が少ないため、性の多様性に対する理解が十分とは言えない状況である。その結果、ストレスや苦痛を感じたり、偏見や差別を受けたりするなど、社会生活のさまざまな場面で人権問題が発生している。このような状況を受け、誰もが自分らしく生きやすい社会の実現を目指し、自身の「性」のあり方について生きづらさを感じている方や、その周囲の方々の悩みを相談できる場として、特設電話相談窓口を開設した。</p> <p>【宍粟市】 令和3年4月に「宍粟市誰もが自分らしく生きる共同参画社会づくり条例」を施行し、同時に「宍粟市男女共同参画センター」を開設。その取組の一つとして、性の多様性に関する相談窓口「しそにじろ相談」等を新たに開始した。</p> <p>【猪名川町】 令和3年4月1日にパートナーシップ宣誓制度を導入した際、併せて、セクマイほっとライン「にじろ相談」を開設した。 ※自分の性や性的指向に関する相談など、様々なセクマイ相談に対応。</p>	<p>【丹波市】 ・相談窓口名称 性的マイノリティ特設電話相談窓口 ・開設年月日 令和5年7月24日 ・相談日時 平日9時～17時（祝日、年末年始除く） ※相談日時を事前調整のうえ、専門相談員に電話 ・相談方法 特定非営利法人QWRRCの専門相談員 電話 ※相談日時を事前調整のうえ、市役所から専門相談員に電話。 ※来庁が困難な場合は、担当課に電話し、相談員へ転送 ・相談対象 本人、家族等</p> <p>【宍粟市】 ・相談窓口名称 しそにじろ相談 ・開設年月日 令和3年6月 ・相談日時 毎月第3水曜日 8:30～17:15 祝日、年末年始を除く ・相談員 性的マイノリティ当事者をはじめ2人の市民相談員 ・相談方法 電話、面接、メール等 ・相談対象 本人、家族等（宍粟市在住、在勤、在学の子を優先するが、近隣他市町の相談対応も行う。） ・その他 自分の性や性的指向に関する相談など、性的マイノリティに関する相談全般に応じます。</p> <p>【猪名川町】 ・相談窓口名称 セクマイほっとライン 「にじろ相談いながわ」 ・開設年月日 令和3年4月1日 ・相談日時 毎月第2水曜日 9:00～12:00 ・相談員 当事者の相談員 1名 ・相談方法 電話相談（基本、電話相談だが、相談内容によって、相談員の好意により面談可） ・相談対象 匿名相談可・町外在住者相談可のため、本人かどうかは特に問いません。 ・その他 ※相談料 ※性同一性障害を含む、セクシュアリティ全般の相談窓口 ※阪神7市1町間にて、パートナーシップ宣誓制度に関する協定を締結 した関係で、セクマイ相談も8市町間で協定を結び、相談者の都合の良い相談先へ相談可。</p>	<p>【丹波市】 <a href="https://www.city.tamba.lg.jp/soshiki/iinkenkehatsusent/a/yvomuanna/8/1gbt/1233.html">https://www.city.tamba.lg.jp/soshiki/iinkenkehatsusent/a/yvomuanna/8/1gbt/1233.html</a></p> <p>【宍粟市】 <a href="https://www.city.shiso.lg.jp/soshiki/shiminsaikatsu/iinkenoushin/tantogho/danzvo/kyoudousankaku/danjo_soudan/12861.html">https://www.city.shiso.lg.jp/soshiki/shiminsaikatsu/iinkenoushin/tantogho/danzvo/kyoudousankaku/danjo_soudan/12861.html</a></p> <p>【猪名川町】 <a href="https://www.town.inagawa.lg.jp/soshiki/1017/iinkemitteto/1/1868.html">https://www.town.inagawa.lg.jp/soshiki/1017/iinkemitteto/1/1868.html</a></p>	
21	和歌山県	和歌山県ジェンダー平等推進センター「りいぶる」では、従来から総合相談窓口等においてLGBTQに関する相談があった場合には対応していたが、より専門性の高い相談対応を行うため、令和4年7月から新たに専門相談窓口を設置したものの、	<p>○LGBTQ相談（和歌山県ジェンダー平等推進センター「りいぶる」） 様々な性的志向や性自認の方の専門相談窓口。本人からの相談だけでなく、ご家族や友人、職場の関係者など厚の方からの相談にも対応。 ・ 面接相談または電話相談（要予約） ・ 毎月第1土曜日 14:00～18:00（1日4人、相談時間は1人40分）</p>	<p><a href="https://www.pref.wakayama.lg.jp/pref/031501/soudan/soudan/index.html">https://www.pref.wakayama.lg.jp/pref/031501/soudan/soudan/index.html</a></p>
22	鳥取県	以前より人権・同和対策課で性同一性障がいに関する相談を受け付けていたが、平成21年4月より、人権・同和対策課にて「人権相談窓口」を開設し、令和4年4月には「鳥取県LGBTQ寄り添い電話相談窓口」を開設した。	<p>・相談窓口名称「LGBTQ寄り添い電話相談窓口」 （「性同一性障がい」専門の相談窓口ではない） ・電話相談窓口：0120-65-1010 ・開設日：毎月第1・3水曜日18:00～20:00、毎月第2・4土曜日15:00～17:00</p>	<p>【鳥取県LGBTQ寄り添い電話相談窓口】 <a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/303882.htm">https://www.pref.tottori.lg.jp/303882.htm</a></p>
23	島根県	性的マイノリティの当事者や家族は、周囲の偏見や差別を恐れて誰にも相談することができず、悩みや不安を一人で抱え込みがちな傾向があり、また、島根県内では相談機関が不足しており、相談体制の整備が必要となっていたため、県内に居住又は通勤・通学している当事者やその家族、関係者等を対象に、性的指向・性自認を背景とするさまざまな悩みについて、匿名性を保ちながら、安心して利用できる専門の相談窓口を、令和6年7月に設置した。	<p>・「LGBT等専門電話相談 島根にじろダイヤル」※相談窓口は、「性同一性障害」専用の相談機関ではない。 ・相談日時：毎月第2日曜日 14:00～17:00、第4火曜日 18:30～21:30 ・相談体制：電話（相談時間の目安は30分以内） 年2回、電話相談を対面相談に変更（予約制、相談時間の目安は45分以内） ・対象：性的マイノリティの当事者本人、家族、友人、職場の方、学校の教職員、相談機関の支援者など ・相談内容：性別の違和や同性愛、アウティング、カミングアウトなど、セクシュアリティに関する悩みや困りごと ・相談員：性の多様性に対する十分な理解があり、医療や心理等の専門的知識を有する者又は性の多様性に関する相談経験が1年以上有する者</p>	<p><a href="https://www.pref.shimane.lg.jp/life/iinken/iinken/lgbt/q/shimamneni11irodaiyaru/shimamneni11irodai.html">https://www.pref.shimane.lg.jp/life/iinken/iinken/lgbt/q/shimamneni11irodaiyaru/shimamneni11irodai.html</a></p>
24	岡山県	<p>【笠岡市】 令和2年7月から広島県福山市では性的マイノリティの方やその家族が抱える困難や不安等を相談する窓口としての性的マイノリティのための「にじろ電話相談」を設置されている。 本相談業務について、令和3年10月から福山市との連携事業（備後圏域連携事業）として、笠岡市の住民からの相談にも応じていただいている。</p> <p>【井原市】 広島県福山市では性的マイノリティの方やその家族が抱える困難や不安等を相談する窓口としての性的マイノリティのための「にじろ電話相談」を設置されている。 本相談業務について、令和4年4月から福山市との連携事業（備後圏域連携事業）として、井原市の住民からの相談にも応じていただいている。</p> <p>【岡山県】 岡山県では、不妊・不育やこころ（性の多様性の悩みを含む）の相談窓口として、岡山大学大学院保健学研究所に委託し岡山県不妊専門相談センター「不妊・不育とこころの相談室」を設置している。</p>	<p>【笠岡市】 ○性的マイノリティのための「にじろ電話相談」※「性同一性障害」専門相談窓口ではない。令和5年4月からメール相談も可能となった。 【相談日時】毎月第3水曜日 15時～18時（予約不要・無料・一人30分） 【対象者】 性に関わる悩みや困りごとのある本人、家族などなたでも 【電話番号】084-951-5250 【メール相談】福山市ホームページ（右記URL）の「性的マイノリティのためのメール相談フォーム」から相談。</p> <p>【井原市】 ○性的マイノリティのための「にじろ電話相談」※「性同一性障害」専門相談窓口ではない。令和5年4月からメール相談も可能となった。 【相談日時】毎月第3水曜日 15時～18時（予約不要・無料・一人30分） 【対象者】 性に関わる悩みや困りごとのある本人、家族などなたでも 【電話番号】084-951-5250 【メール相談】福山市ホームページ（右記URL）の「性的マイノリティのためのメール相談フォーム」から相談。</p> <p>【岡山県】 ○岡山県不妊専門相談センター「不妊・不育とこころの相談室」※「性同一性障害」専門相談窓口ではない。 【相談日時】月・水・金曜日 13:00～17:00 毎月第一土・日曜日 10:00～13:00（第一日曜日は事前予約が必要） 開所時間内は、電話での相談や、相談室での図書や資料の閲覧が可能。 ※火曜日は個別相談は行っていないが自由に来所可能。 ※閉所日：祝日、土日（毎月第一以外）、年末年始（12月29日～1月3日） その他、電話、Email、オンライン面談（Zoom要予約）での相談可 【対象者】 性に関わる悩みがある本人、本人以外の家族、パートナー等なたでも可 【電話番号】086-235-6542</p>	<p>【笠岡市】 <a href="https://www.city.kasaoka.okayama.jp/soshiki/17/3931.html">https://www.city.kasaoka.okayama.jp/soshiki/17/3931.html</a></p> <p>【福山市】 <a href="https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/tavouesaisakaisuaka-suisshin/173952.html">https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/tavouesaisakaisuaka-suisshin/173952.html</a></p> <p>【井原市】 <a href="https://www.city.ibara.okayama.jp/soshiki/12/2064.html">https://www.city.ibara.okayama.jp/soshiki/12/2064.html</a></p> <p>【岡山県】 <a href="http://www.cc.okayama-u.ac.jp/~funin/">http://www.cc.okayama-u.ac.jp/~funin/</a></p>
25	広島県	<p>【広島県】 広島県の出資法人である公益財団法人広島県男女共同参画財団において、日常の様々な悩みに関する相談事業を実施する中で、「LGBT」という言葉の認知度の急速な高まりなどを受け、性的マイノリティであることに起因する様々な悩みに対応するための専門相談窓口を、平成29年10月14日から開設している。</p> <p>【福山市】 すべての人が「性」に関係なく自分らしく生きていける社会を実現することを目的とし、性的マイノリティ当事者やその関係者（家族・友人・教員など）が抱える悩みを相談できる窓口を設置し支援するために「にじろ電話相談」を開設したものの、また、電話相談は時間的制限があることから、相談体制を補完するため、24時間受付可能なメール相談を開設した。 本事業は2021年度から備後圏域連携事業として位置付け、圏域内の市町で連携し、啓発を行っている。</p>	<p>【広島県】 ・対応機関：公益財団法人広島県男女共同参画財団 ・開設日：平成29年10月14日 ・相談受付日：土曜日 10時～16時（電話番号：082-207-3130） ・対応者：LGBTに関する研修を受けた相談員</p> <p>【福山市】 ・対応機関：福山市多様性社会推進課 ・開設日：【電話】令和2年7月15日、【メール】令和5年4月3日 ・相談受付日：【電話】毎月第3水曜日 15時～18時（電話番号：084-951-5250） 【メール】 24時間（回答には10日程度かかる場合あり） ・対応者：一般社団法人 広島県セクシュアルマイノリティ協会</p>	<p>【広島県】 <a href="http://www.essor.or.jp/soudan.html#LGBT">http://www.essor.or.jp/soudan.html#LGBT</a></p> <p>【福山市】 <a href="https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/tavouesaisakaisu/shin/311618.html#soudanndaosugu">https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/tavouesaisakaisu/shin/311618.html#soudanndaosugu</a> <a href="https://apply.e-tumo.jp/city-fukuyama-hiroshima-u/profile/userLogin/initDisplay?nextURL=CgTLFD04voZD9uOPm3Nmat7dRrdLP0zYtUJNsUzZVMs2XnpuiOQTeqW4QLAK4gUMxRivioR0HtA%0D%0ArwEmnqJwllSEAv26L9%2BGvYflmMQ3u2Y38khGvA%3D%3DdWk174bWlU%3D%0D%0A">https://apply.e-tumo.jp/city-fukuyama-hiroshima-u/profile/userLogin/initDisplay?nextURL=CgTLFD04voZD9uOPm3Nmat7dRrdLP0zYtUJNsUzZVMs2XnpuiOQTeqW4QLAK4gUMxRivioR0HtA%0D%0ArwEmnqJwllSEAv26L9%2BGvYflmMQ3u2Y38khGvA%3D%3DdWk174bWlU%3D%0D%0A</a></p>
26	山口県	<p>【山口県】 「性同一性障害」に関する専門の相談窓口はないが、こころの問題を含めた様々な病気や生活の問題の相談を受け付けている。</p> <p>【下関市】 平成28年7月より、市HPにおいて「LGBT（性的マイノリティ）」について掲載している。</p> <p>【萩市】 平成29年3月「萩市男女共同参画プラン（第2次）」を策定し、その中で「性的少数者への理解の促進と心のケア」を盛り込んだ。 平成30年12月の市広報で、相談先として市女性相談窓口、市こころの相談日を掲載している。</p> <p>【柳井市】 「性同一性障害」専用の相談機関はないが、平成30年3月よりホームページ内人権啓発室に「人権相談窓口」を開設し、人権相談についての窓口を案内している。</p> <p>【防府市】 ①「性同一性障害」に関する専門の相談窓口はないが、こころの問題を含めた様々な病気や生活の問題の相談を受け付けている。 ②2023年9月より作成の「悩みごと相談窓口一覧リーフレット」に「セクシュアリティに関する悩みや困りごと」の項目を追加し、相談窓口を案内している。</p>	<p>【山口県】 ・各健康福祉センター：こころの問題を含めた様々な病気や生活の問題の相談を受け付けている。 ・精神保健福祉センター：こころの健康全般に関する相談を受け付けている。</p> <p>【下関市】 「人権に関する相談」、「一般的な相談」、「こころの相談」、「子どもの相談」毎に分け、専門的な相談先を案内している。</p> <p>【萩市】 ・女性相談窓口は「性同一性障害」専用の相談機関ではないが、性的少数者の方も含め、電話対応及び面談をしている。 ・市こころの相談は、専門の窓口ではないが、本人や家族、身内などこころの不調を感じておられる方の相談に面談に応じている。</p> <p>【柳井市】 各部署でそれぞれの役割に応じた相談を受け付け、性同一性障害の相談があった場合は関係機関と連携し、対応する。人権啓発室においては相談窓口として、人権擁護委員、市人権担当課、山口地方支務局岩国支局を案内している。</p> <p>【防府市】 ①防府保健センター：こころの問題を含めた様々な病気や生活の問題の相談を受け付けている。 ②『悩みごと相談窓口一覧リーフレット』に「セクシュアリティに関する悩みや困りごと」の項目を設定し、よりよいホットラインの専門ラインを案内している。</p>	<p>【下関市】 <a href="http://www.city.shimonoseki.lg.jp/www/contents/1467101715383/index.html">http://www.city.shimonoseki.lg.jp/www/contents/1467101715383/index.html</a></p> <p>【萩市】 <a href="http://www.city.hagi.lg.jp/soshiki/15/h30199.html">http://www.city.hagi.lg.jp/soshiki/15/h30199.html</a></p> <p>【柳井市】 <a href="https://www.city.yanai.jp/soshiki/21/iinkensoudan.html">https://www.city.yanai.jp/soshiki/21/iinkensoudan.html</a></p> <p>【防府市】 <a href="https://www.city.hofu.yamaguchi.jp/soshiki/21/kenkousoudan.html">https://www.city.hofu.yamaguchi.jp/soshiki/21/kenkousoudan.html</a> <a href="https://www.city.hofu.yamaguchi.jp/soshiki/21/inotir-huretto.html">https://www.city.hofu.yamaguchi.jp/soshiki/21/inotir-huretto.html</a></p>

自治体における性同一性障害の相談窓口に係る取組事例 一覽

令和6年12月末現在

自治体名	開設経緯	相談体制	ホームページ
27 徳島県	<p>【鳴門市】 平成24年9月より、男女共同参画センターとして性同一性障害についての相談も受け付けている。</p> <p>【吉野川市】 2014年に、当事者との出会いからLGBTQの方がおかれている環境や生き方を知り、周りの知識や理解の低さによる誤解や偏見で幼少期より悩みをかかえて生活している現状に環境整備の必要性を感じ、様々な人権課題のひとつとして行政からの取り組みを開始し、研修会や講演会を実施している中で、電話相談やコミュニティスペースの開催も2015年から実施している。</p>	<p>※来庁が困難な場合は、担当課に電話し、相談員へ転送</p>	<p>【鳴門市】 ホームページに記載なし</p> <p>【吉野川市】 <a href="http://www.city.yoshinogawa.lg.jp/">http://www.city.yoshinogawa.lg.jp/</a></p>
28 香川県	<p>性的指向や性自認を理由として、偏見や無理解のため困難な状況に置かれている人々を支援するため、平成30年8月から性的少数者（LGBT）専門の相談窓口を設置している。</p>	<p>・性的少数者（LGBT）専門の電話相談窓口として、当事者やその家族、パートナー等からのさまざまな相談に応じる。（電話相談の内容により、必要に応じて面談も実施。）</p> <p>・相談窓口は、県内の当事者団体に委託して運営。</p> <p>・相談日は相談員2名体制で対応。</p> <p>・相談日時は、毎月第1曜日、第3土曜日 18:00～21:00。</p>	<p><a href="https://www.pref.kagawa.lg.jp/dowasaisaku/iinken-soudan/svc2r7180627100444.html">https://www.pref.kagawa.lg.jp/dowasaisaku/iinken-soudan/svc2r7180627100444.html</a></p>
29 高知県	<p>令和3年度から、こうち男女共同参画センター「ソレ」において、専門相談員によるLGBTに関する相談窓口「にじいろコール」を開設した。</p>	<p>・相談日時：毎月第4土曜日 13:30～16:30</p> <p>・相談対象者：LGBTなどの相談（性自認及び性的指向に関する様々な悩みや不安）がある方で、本人だけでなく、家族・友人・先生など、どなたでも利用可能</p> <p>・相談体制：電話（0120-56-2416）</p>	<p><a href="https://www.sole-kochi.or.jp/info/dt.php?ID=1617&amp;routekbn=5">https://www.sole-kochi.or.jp/info/dt.php?ID=1617&amp;routekbn=5</a></p>
30 福岡県	<p>【弁護士による電話相談】 令和4年4月から、性的少数者の方が安心して生活し、活躍できる社会を実現するため、福岡市、福岡県弁護士会の三者による「LGBT電話相談」を開始</p> <p>【当事者による電話相談】 令和5年4月から、性的少数者の方の人権に関する相談体制の充実のため、専門の相談員が当事者目線で、性的指向や性自認に関する悩みや不安などの相談に応じる「ふくおかレインボーホットライン」を開設</p>	<p>【弁護士による電話相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相談日 毎月第2木曜日・第4土曜日 正午から午後4時まで</li> <li>専用電話 070-7655-1698</li> <li>相談料 無料 ※通話料は、自己負担</li> <li>※「性同一性障害」専用ではなく、LGBTQに関する相談窓口</li> </ul> <p>【当事者による電話相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相談日 毎月第1・第3火曜日 午後5時から午後9時まで</li> <li>専用電話 090-7493-3487</li> <li>相談料 無料 ※通話料は、自己負担</li> <li>※「性同一性障害」専用ではなく、LGBTQに関する相談窓口</li> </ul>	<p>【弁護士による電話相談】 <a href="https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/lgbt.html">https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/lgbt.html</a></p> <p>【当事者による電話相談】 <a href="https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/hotlinerainbow.html">https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/hotlinerainbow.html</a></p>
31 佐賀県	<p>【佐賀県】 平成30年4月より、「佐賀県DV総合対策センター」において、LGBTに関する相談窓口を開設。佐賀県立男女共同参画センター（アバンセ）のホームページに連絡先を掲載。</p> <p>【佐賀市】 第4次佐賀市男女共同参画計画において、性の多様性に関する環境整備の推進を施策とし、関係機関と連携した多様な性に関する相談体制の充実を事業の一つとしている。話を聞き、必要であれば、下記の県の相談窓口を紹介している。また、当市ホームページにて紹介している。</p> <p>●「佐賀県DV総合対策センター」において、LGBTに関する相談窓口</p> <p>【鳥栖市】 「市民相談会」のひとつとして人権擁護委員による「人権相談」を設置し、人権相談全般の相談を受け付けている。市ホームページ、市報とず、チラシ等でPRしている。</p> <p>【多久市】 性同一性障害に特化した相談窓口ではないが、「人権に関する相談」「家庭児童相談」「子育て相談」など、市の相談窓口において相談を受け付けており、必要に応じ、専門員の相談機関へつないでいる</p> <p>【伊万里市】 性同一性障害についての専門相談窓口ではないが、本庁や各町コミュニティセンターで開設している人権擁護委員による特設人権相談所で相談を受け付けている。また市HPで性的指向・性自認を理由とする偏見や差別への啓発について掲載する中で、専門の相談窓口として佐賀県DV総合対策センターを紹介するほか、庁舎内のトイレ等に佐賀県DV総合対策センターの相談ダイヤルを掲示し、来庁者へ周知するなどしている。</p> <p>【武雄市】 LGBT等の専用相談窓口はないが、人権擁護委員による特設人権相談所又は常設人権相談所（法務局）において、相談することは可能。また、武雄市女性総合相談において、女性のみ相談可能。内容によっては、佐賀県DV総合対策センター内のLGBT専門相談窓口を紹介する。</p> <p>【鹿島市】 当市においては、性同一性障害に特化した相談窓口は今のところないが、次の機関で性自認なども含め、様々な悩み事や困りごとの相談に応じている。</p> <p>①【福祉課】女性総合相談 ②【人権擁護委員による人権相談</p> <p>【小城市】 性同一性障害についての専用相談窓口ではないが、毎月開設している人権相談の中で、相談を受ける。</p> <p>【埴野市】 性同一性障害についての専用窓口ではないものの、毎月1回開設している人権相談の中で、相談を受ける。</p> <p>【神埼市】 性同一性障害についての専用相談窓口ではないものの、毎月開設している人権相談の中で、相談を受ける。</p> <p>【吉野ヶ里町】 毎月、人権擁護委員による相談窓口を町関係施設に設けて、LGBTQなどの性的少数者に関する相談を含めた人権相談全般を受け付けている。</p> <p>【基山町】 性同一性障害についての専用相談窓口ではないものの、人権擁護委員より月1回開設している人権行政相談の中で、相談を受ける。また、町HPにて、性的少数者（性的マイノリティ）への理解促進について記事を掲載する中で、相談窓口として佐賀県DV総合対策センターや支援団体を紹介している。</p> <p>【上峰町】 性同一性障害についての専用相談窓口ではないものの、月1回開設している人権相談の中で、相談を受ける。</p> <p>【みやき町】 性同一性障害についての専用相談窓口ではないが、月1回開設している人権相談で相談を受ける。</p>	<p>【佐賀県】 相談方法：電話相談 相談日時：毎月第2土曜日、第4木曜日 14:00～16:00 相談員：臨床心理士又は公認心理師 ※「性同一性障害」専用ではなく、LGBTsに関する相談窓口</p> <p>【鳥栖市】 第2水曜日 9:30～12:00 （12月は人権週間のため相談時間を拡大 9:30～15:30） ※6月1日（人権擁護委員の日）には、「特設人権相談会（9:30～15:30）」を設置している 問合せ先：0942-85-3576</p> <p>【多久市】 人権に関する相談 月曜から金曜日 8:30～17:00（祝日・年末年始を除く） 子ども家庭相談 月・水・金曜日 9時～16時（祝日・年末年始を除く） 子育て相談 火曜～日曜 10時～18時（年末年始を除く）</p> <p>【伊万里市】 ○本庁 毎月第1・第3火曜日、6月1日 12:00～14:00（祝日・年末年始を除く） ○市内各町コミュニティセンター：各年1回 10:00～15:00（開催日や場所は広報伊万里と市HPで周知）</p> <p>【武雄市】 ・特設人権相談所 月に1回 9:00～12:00 市民サービスセンター山内、北方公民館 ・常設人権相談所 月曜から金曜日（祝日除く） 8:30～17:15 佐賀地方支務局武雄支局 ・武雄市女性総合相談 月・木 9:00～16:00 武雄市役所</p> <p>【鹿島市】 ①【女性総合相談】 月曜から水曜日 9:30～16:30 面談：原則予約制 （祝日・年末年始を除く） 電話0954-63-2119 ②【人権相談】 日時：毎月第1木曜日 9:00～12:00 場所：鹿島市民交流プラザがたい （開催日や場所は広報かしまで周知）</p> <p>【小城市】 令和4年度3月まで時間は13:30～15:30で、第1火曜日は声刈町あしはる、第2火曜日は三日町市役所別館（ゆめりあ北側）、第3火曜日は小城市ゆめふらっと小、第4火曜日は牛津町 牛津公民館で実施。令和5年度については、詳細が未定</p> <p>【埴野市】 毎月 第2水曜日 9:00～12:00 埴田地区・埴野地区で交互に開始（6月、12月は両地区で同時開催）。行政相談と併せての開催。</p> <p>【神埼市】 市役所本庁舎 第3水曜日 13:00～16:00 千代田支所 第2火曜日 13:00～16:00 脊振支所 第2金曜日 9:00～12:00</p> <p>【吉野ヶ里町】 2名の町の人権擁護委員が相談に対応する。 相談日は、毎月5日を基準に設定しており、土・日・祝日の場合は、次の平日 相談場所は、東脊振校区については農村環境改善センターで、三田川校区については三田川健康福祉センターでそれぞれ交互に各月に設けている。 開催時間は、農村環境改善センターについては、9時30分から12時で、三田川健康福祉センターは、13時30分から16時である。</p> <p>【基山町】 毎月 第3木曜日 13:00～16:00（祝日の場合は、前又は後ろの平日） 人権行政相談窓口 電話0942-92-7915 FAX0942-92-2084</p> <p>【上峰町】 毎月 第3水曜日 10:00～16:00 （祝日・年末年始を除く） 電話0952-52-2181 Mail soumu@town.kamimine.lg.jp</p> <p>【みやき町】 こすもす館 第3金曜日 中原庁舎 第2火曜日 三根庁舎 毎月1日（土・日・祝日の場合、次の平日） （相談時間 9:00～12:00）</p>	<p>【佐賀県】 <a href="https://www.avance.or.jp/soudan/2889.html#LGBTsoudan">https://www.avance.or.jp/soudan/2889.html#LGBTsoudan</a></p> <p>【佐賀市】 <a href="https://www.city.saga.lg.jp/main/35017.html">https://www.city.saga.lg.jp/main/35017.html</a></p> <p>【鳥栖市】 <a href="https://www.city.tosu.lg.jp/soshiki/13/2120.html">https://www.city.tosu.lg.jp/soshiki/13/2120.html</a></p> <p>【多久市】 <a href="https://www.city.taku.lg.jp">https://www.city.taku.lg.jp</a></p> <p>【伊万里市】 <a href="https://www.city.imari.saga.jp/14976.html">https://www.city.imari.saga.jp/14976.html</a></p> <p>【武雄市】 <a href="http://www.city.takeo.lg.jp/benri/madoguchi/sodan/000078.html">http://www.city.takeo.lg.jp/benri/madoguchi/sodan/000078.html</a></p> <p>【鹿島市】 <a href="https://www.city.saga-kashima.lg.jp/main/3245.html">https://www.city.saga-kashima.lg.jp/main/3245.html</a></p> <p>【神埼市】 <a href="https://www.city.kanzaki.saga.jp/main/4945.html">https://www.city.kanzaki.saga.jp/main/4945.html</a></p> <p>【基山町】 <a href="https://www.town.kiyama.lg.jp/kiji0032171/index.html">https://www.town.kiyama.lg.jp/kiji0032171/index.html</a></p> <p>【上峰町】 <a href="https://www.town.kamimine.lg.jp">https://www.town.kamimine.lg.jp</a></p>

自治体における性同一性障害の相談窓口に係る取組事例 一覽

令和6年12月末現在

自治体名	開設経緯	相談体制	ホームページ
	<p>【玄海町】 性同一性障害の専門の相談窓口ではないが、人権擁護委員と行政相談員による「人権・行政・心配ごと相談」において人権相談全般を受け付けている。</p> <p>【有田町】 性同一性障害の専用相談窓口ではないが、月に一回人権相談を行い、人権擁護委員の方が人権相談全般を受け付けている。</p> <p>【大町町】 性同一性障害についての専用相談窓口ではないものの、年4回開設している特設人権相談の中で、相談を受ける。</p> <p>【江北町】 性同一性障害についての専用相談窓口ではないものの、月1回開設している人権相談の中で、相談を受ける。</p> <p>【白石町】 性同一性障害についての専用相談窓口ではないが、月1回開設している人権相談で相談を受け付ける。</p> <p>【太良町】 性同一性障害について専用相談窓口ではないが、年6回開設している人権相談で人権擁護委員の方が人権相談全般を受けている。</p>	<p>【玄海町】 毎月 第3水曜日（偶数月） 9:00～12:00 （祝日・年末年始を除く） ※日時については町広報誌により周知 電話：0955-52-2158</p> <p>【有田町】 毎月 第3水曜日 9:00～12:00 （祝日・年末年始を除く） 6月と12月は特設相談を実施 電話0955-46-2114 Mail jyumin@town.arita.lg.jp</p> <p>【大町町】 6月1日、9月1日、12月1日、3月1日 9:00～13:00 （日曜祝日の場合は定着業日） 電話0952-82-3111 Mail soumu@town.omachi.saga.jp</p> <p>【江北町】 人権相談：年4回</p> <p>【白石町】 毎月第1月曜日9時～12時（令和6年1月は第2火曜日） 日時・場所は広報誌に掲載 電話0952-84-7111</p> <p>【太良町】 人権相談：年6回 令和4年度 しおさい館…6月15日、9月14日、12月7日 9:00～12:00 大浦公民館…5月1日、11月16日、3月15日 9:00～12:00 電話0954-67-0129</p>	<p>【玄海町】 <a href="https://www.town.genkai.lg.jp/sos/hiki/20_67151.html">https://www.town.genkai.lg.jp/sos/hiki/20_67151.html</a></p>
32 長崎県	<p>県民に広く性の多様性についての理解と認識を深めてもらうため、平成30年度から「性の多様性理解促進事業」を実施し、その一環として、LGBT等の当事者や家族、友人等の方からの悩みや相談に応じる「LGBT相談デー」を平成30年11月に開設した。（人権・同和対策課）</p>	<p>・相談日時 毎月第3土曜日 9:30～13:00 ・相談方法 電話相談 ・対応者 臨床心理士 ※性同一性障害の専門相談窓口ではない</p>	<p><a href="https://www.pref.nagasaki.jp/bunruu/kurashi-kankyo/iinkenkehatsu/lgbt/">https://www.pref.nagasaki.jp/bunruu/kurashi-kankyo/iinkenkehatsu/lgbt/</a></p>
33 熊本県	<p>【熊本県】 熊本県人権教育・啓発基本計画の中で、相談体制の充実を掲げており、「熊本県人権センター」(※)において、性的指向・性自認に関する人権も含めて様々な人権相談を受けるとともに、相談内容に応じて、各種の専門機関と連携しながら解決を図っている。</p> <p>※人権教育・啓発をより一層総合的かつ効果的に推進することを目的に平成14年開設</p> <p>【水俣市】 令和2年3月に「第4次水俣市男女共同参加計画」を策定し、そのなかで性と性の多様性を尊重する意識づくりを盛り込んだ。「性同一性障害」の専用窓口は開設していないが、女性相談員及び家庭児童相談員を中心に、ケースごとに関係機関が協議し相談を受け付け対応している。</p>	<p>【熊本県】 相談受付時間：月～金【祝日、年末年始を除く】9時～12時、13時～16時 相談方法：電話、メール、対面 相談内容：人権全般</p> <p>【水俣市】 相談対象者：水俣市民 相談体制：電話および面談</p>	<p>【熊本県】 <a href="https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/57/1861.html">https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/57/1861.html</a></p> <p>【水俣市】 <a href="http://www.city.minamata.lg.jp/kiji/003804/index.htm/">http://www.city.minamata.lg.jp/kiji/003804/index.htm/</a></p>
34 大分県	<p>【大分県】 〈LGBT等相談窓口〉 令和2年度改定の「大分県人権施策基本方針」において、「性的少数者の人権」を主要課題のひとつに位置づけ、当事者支援団体からの要望もあり、令和3年6月に本窓口を開設。令和6年に受付時間を夜間に変更し開設日を増加、SNS相談を開始。</p> <p>〈精神保健福祉センター〉精神保健福祉相談として対応している。</p> <p>【大分県内の市町村（18）】</p>	<p>【大分県】 〈LGBT等相談窓口〉（大分県人権尊重・部落差別解消推進課）</p> <p>・相談日時：毎週水曜日、金曜日 午後7時～10時（相談日ごとに1人1回、最大30分目安） ・相談方法：SNS、電話、メール ・対象者：性自認や性的指向等に関する悩みを抱える本人だけでなく、家族や友人等、誰でも利用可 ・委託先：一般社団法人大分県公認心理師協会 ・その他：匿名での相談可</p> <p>〈大分県精神保健福祉センター〉 ・相談窓口は、「性同一性障害」専用の相談窓口ではない。 ・相談体制は、電話対応および面談。面談は事前予約制。</p> <p>【大分県内の市町村（18）】 性同一性障害に特化した相談窓口は設置していないが、性自認や性的指向に関する相談として人権担当課等での相談を受け付ける。必要に応じて県の「LGBT等相談窓口」等を紹介。</p> <p>県内市町村分については、一括記載しております。</p>	<p>【大分県】 <a href="https://www.pref.oita.jp/shiki/13700/lgbtsoudan.html">https://www.pref.oita.jp/shiki/13700/lgbtsoudan.html</a></p> <p>【大分県内の市町村（18）】 各市町村HP参照</p>
35 宮崎県	<p>【宮崎県】 当県においては、性同一性障害に特化した相談窓口は今のところないが、次の機関で相談に応じている。 (1) 宮崎県男女共同参画センター総合相談 (2) 宮崎県精神保健福祉センター</p> <p>【日向市】 「日向市人権教育・啓発推進方針(2022年5月改定)」の重要課題への対応項目の一つとしており、2023年度から当事者団体との連携により性的マイノリティの方やそのご家族など関係者を対象とした電話相談を開始した。</p> <p>【延岡市】 特になし</p>	<p>各相談窓口は、「性同一性障害」専用の相談機関ではない。</p> <p>【宮崎県】 ○ 県男女共同参画センター総合相談 ・性別による生きづらさ等について相談に対応 ・相談形態：電話相談、面接相談、メール相談 ・相談体制：センター相談員が相談に応じている。 ・受付時間：月曜日から金曜日午前9時～午後5時、土曜日午前9時～午後4時半（祝日、年末年始を除く） ○ 県精神保健福祉センター ・窓口名称：このころの電話（このころの悩みに関する相談を幅広く受ける相談専用電話） ・相談体制：相談保健師、心理技術者等が相談に応じている。 ・受付時間：月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）午前9時～午後7時</p> <p>【日向市】 2023年度は、電話相談を3日（不定期、2時間/1日）実施した。2024年度は、電話相談を4日（不定期、2時間/1日）実施予定である（8月、10月、12月は実施済、2月に実施予定。）性的マイノリティの方やそのご家族など関係者を対象としており、対応は、当事者団体が行っている。</p> <p>【延岡市】 ・「性同一性障害」専用の相談窓口ではないが、相談があれば人権相談のひとつとして対応している。 ・市職員（新任総括主任）を対象に「性の多様性」をテーマにした研修会を毎年開催している。 ・担当課の職員は県や関係機関主催の人権研修（性の多様性を含む）に積極的に参加している。</p>	<p>【宮崎県】 ○ 県男女共同参画センター総合相談 <a href="https://www.mdanjo.or.jp/consultation/all/">https://www.mdanjo.or.jp/consultation/all/</a> ○ 県精神保健福祉センター <a href="https://www.seihoecenter-miyazaki.com/kokoro-tel.html">https://www.seihoecenter-miyazaki.com/kokoro-tel.html</a></p> <p>【日向市】 記載なし</p> <p>【延岡市】 記載なし</p>
36 鹿児島県	<p>【鹿児島県】 当県においては、LGBT等に特化した相談窓口は今のところないが、次の機関で相談に応じている。 (1) 鹿児島県男女共同参画センター（かごしま県民交流センター） (2) 鹿児島県精神保健福祉センター（ハートピア）</p> <p>【日置市】 LGBTに特化した相談窓口はないが、男女共同参画専門員による男女共同参画相談窓口（市民のための相談室）を設け、相談に応じている。</p> <p>【指宿市】 平成29年度より市ホームページにおいて「人権に関する相談窓口」の中でLGBT相談窓口「レインボーポート向日姿」を掲示。また、令和元年6月には、市相談窓口リーフレットを作成し、相談窓口として案内している。</p>	<p>【鹿児島県】 ・各相談窓口は、「性同一性障害」専用の相談機関ではない。 【県男女共同参画センター】 ・男女共同参画相談員が相談に応じている。 ・電話相談、面談相談 ・受付時間 9:00～17:00（休館日翌日のみ9:00～20:00） ※休館日：月曜日・年末年始</p> <p>【県精神保健福祉センター】 ・センター所長（精神科医）、保健師等が相談に応じている。 ・来所相談日時：精神保健福祉相談（初回）木曜日9:00～12:00。（継続）月曜日 9:00～12:00 思春期相談 水曜日 9:00～12:00 ・電話相談：常時受付</p> <p>【日置市】 ・相談窓口は「性同一性障害」専用の相談機関ではない。 ・相談対象者は原則、日置市在住・在学・在勤の方である。 ・相談体制は、電話対応および面談がある。</p> <p>【指宿市】 ○性的指向、性自認、性同一性障害など性別に関する相談 レインボーポート向日姿は、民間団体であり、市の相談業務委託契約等は行っており、性同一性障害の専門窓口ではないが、連携・協力を行っている。 相談日は、特設設けではないが、月1回LGBT交流会を開催し、性的少数者同士の交流等を通じて、それぞれの悩みについて相談し合える場を設けている。 ○その他 市のホームページには、県男女共同参画センター相談室（県民交流センター内）、鹿児島県地方務局知覧支局を案内している。また、市内の人権擁護員にも引継げるよう、協力・連携を行っている。</p>	<p>【鹿児島県】 ○ <a href="http://www.pref.kagoshima.jp/ab15/kurashi-kankyo/iinken/danjo/03003016.html">http://www.pref.kagoshima.jp/ab15/kurashi-kankyo/iinken/danjo/03003016.html</a> ○ <a href="http://www.pref.kagoshima.jp/shisetsu/fukushi/002.html">http://www.pref.kagoshima.jp/shisetsu/fukushi/002.html</a></p> <p>【日置市】 <a href="https://www.city.hioki.kagoshima.jp/kokusaidanjo/kurashi/tetsuzuki/shimn.soudansitsu.html">https://www.city.hioki.kagoshima.jp/kokusaidanjo/kurashi/tetsuzuki/shimn.soudansitsu.html</a></p> <p>【指宿市】 レインボーポート向日姿 <a href="https://himawarikagoibu.wixsite.com/lgbtsogi/blank-1市のHP">https://himawarikagoibu.wixsite.com/lgbtsogi/blank-1市のHP</a> <a href="https://www.city.ibusaki.lg.jp/main/kvosa/iinken/iinken/page011078.html">https://www.city.ibusaki.lg.jp/main/kvosa/iinken/iinken/page011078.html</a></p>

自治体における性同一性障害の相談窓口に係る取組事例 一覧

令和6年12月末現在

自治体名	開設経緯	相談体制	ホームページ
	<p>【垂水市】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・性同一性障害に特化した相談窓口では今のところないが、市のホームページにおいて「人権・男女共同参画」の相談窓口内に下記3つの相談窓口を掲載している。</li> <li>(1)ドメスティックバイオレンス相談ナビ</li> <li>(2)鹿児島県女性相談センター</li> <li>(3)鹿児島県男女共同参画センター</li> <li>・年5回、人権擁護委員にて相談日を設けている。</li> </ul> <p>【日置市】</p> <p>平成24年6月より男女共同参画の相談窓口内に「性同一性障がいについての相談窓口」というホームページを開設し、そのページ内で連絡先を掲載している。</p> <p>【指宿市】</p> <p>平成29年度より市ホームページにおいて「人権に関する相談窓口」の中でLGBT相談窓口「レインボーサポート向日室」を掲載。また、令和元年6月には、市相談窓口リーフレットを作成し、相談窓口として案内もしている。</p>	<p>【垂水市】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口は「性同一性障害」専用の相談機関ではない。相談体制は電話または面談にて対応。</li> </ul> <p>【日置市】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口は「性同一性障害」専用の相談機関ではない。</li> <li>・相談対象者は原則、日置市在住・在学・在勤の方である。</li> <li>・相談体制は、電話対応および面談がある。</li> </ul> <p>【指宿市】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○性的指向、性自認、性同一性障害など性別に関する相談</li> <li>レインボーサポート向日室は、民間団体であり、市の相談業務委託契約等は行っており、性同一性障害の専門窓口ではないが、連携・協力を行っている。</li> <li>相談日は、特設設けしていないが、1回LGBT交流会を開催し、性的少数者同士の交流等を通じて、それぞれの悩みについて相談し合える場を設けている。</li> <li>○その他</li> <li>市のホームページには、県男女共同参画センター相談室（県民交流センター内）、鹿児島県地方事務局観光支局を案内している。また、市内の人権擁護委員にも引継げるよう、協力・連携を行っている。</li> </ul>	<p><a href="http://www.city.tanumizu.lg.jp/his/ho/kurashi/sodan/index.html">http://www.city.tanumizu.lg.jp/his/ho/kurashi/sodan/index.html</a></p> <p>【日置市】</p> <p><a href="http://www.city.hioki.kagos.hima.jp/dan/ikyoudousankaku/kurashi/tetsuzuki/danjo/shogai.html">http://www.city.hioki.kagos.hima.jp/dan/ikyoudousankaku/kurashi/tetsuzuki/danjo/shogai.html</a></p> <p>【指宿市】</p> <p><a href="http://himawar.kagoibu.wix.site.com/lgbtsop/blank-1">http://himawar.kagoibu.wix.site.com/lgbtsop/blank-1</a></p> <p>市のHP</p> <p><a href="https://www.city.ibusuki.lg.jp/main/kvosei/jinken/jinken/page011078.html">https://www.city.ibusuki.lg.jp/main/kvosei/jinken/jinken/page011078.html</a></p>
37	<p>【沖縄県】</p> <p>令和3年3月に「沖縄県性の多様性尊重宣言（美ら島にじむる宣言）」を行い、宣言に基づく取組の一つとして、性の多様性に関する専用相談窓口「LGBTQにじむる相談」を令和3年4月に開設した。</p> <p>【浦添市】</p> <p>平成29年1月1日に「レインボー都市うらそえ宣言～性の多様性を認め合うまち～」を行い、令和3年10月1日に「浦添市性の多様性を尊重する社会を実現するための条例」を施行した。</p> <p>電話相談は、上記宣言を経て平成30年5月より開始した。令和4年1月より、「LGBT電話相談窓口」から「LGBTQ+電話相談窓口」と名称を変更し、運用を継続している。周知については、市ホームページや市公式SNS等で窓口の案内をしている。</p>	<p>【沖縄県】</p> <p>相談日時：毎週土曜日 午前10時～午後5時 ※年末年始(12/29～1/3を除く)</p> <p>相談方法：電話相談または面談相談（面談相談は要予約）</p> <p>相談内容：性の多様性に関する様々な悩みに対する相談</p> <p>※性同一性障害専用の相談窓口ではない</p> <p>【浦添市】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「LGBTQ+電話相談窓口」 ※相談窓口は、「性同一性障害」専用の相談機関ではない。</li> <li>・相談日時：毎月第3水曜日 17：00～20：00</li> <li>・相談体制：電話対応のみ（相談員はLGBTQ+当事者。相談員は1名のため、相談時間の目安は30分以内。）</li> <li>・対象：性的マイノリティ当事者、パートナー、家族・友人や職場の方、学校の教職員、子どもの教育に関わっている方など。</li> <li>・相談内容：性的マイノリティに関する相談全般。自分の性別に違和感を覚える、恋愛対象がと違うかも等、性のあり方（セクシュアリティ）に関する悩み等について、電話で相談を受けている。</li> </ul>	<p>【沖縄県】</p> <p><a href="https://www.okinawajosei.or.jp/consultation.php">https://www.okinawajosei.or.jp/consultation.php</a></p> <p>【浦添市】</p> <p><a href="https://www.city.urasono.lg.jp/doc/62f9d6acfb33550bfff1224/">https://www.city.urasono.lg.jp/doc/62f9d6acfb33550bfff1224/</a></p>
38	<p>平成29年6月に「札幌市パートナーシップ宣誓制度」を創設した際、性的マイノリティ当事者や周囲の方が抱える悩みや困難の解消に繋げるため、あわせて電話相談事業も開始した。</p>	<p>○「LGBTほっとライン」（「性同一性障害」専用の相談機関ではない。）</p> <p>性別違和や同性愛などの悩みについて、本人や身近な人などの相談を電話で受ける。</p> <p>相談日時：毎週木曜・16:00～20:00（年末年始を除く）</p>	<p><a href="http://www.city.sapporo.jp/shimin/danjo/lgbt/lgbtsodan.html">http://www.city.sapporo.jp/shimin/danjo/lgbt/lgbtsodan.html</a></p>
39	<p>LGBT（性的少数者）に関する相談は、市男女共同参画センターで実施している女性相談・男性相談での対応などにより実施してきたが、より気兼ねなく相談してもらうことができるよう、年間を通して定期的に相談ができるLGBT専用の電話相談窓口を令和元年11月から開設することとした。</p> <p>また、令和4年7月からはLINEによる相談の受付も開始した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「性同一性障害」専用ではなく、LGBT（性的少数者）の方やその周囲（家族・友人・教職員・職場関係者など）の方を対象としている。</li> <li>・相談日時：毎月第1月曜日 午後7時から午後10時まで</li> <li>毎月第3日曜日 午前10時30分から午後1時30分まで</li> <li>（相談日ごとに1人1回30分まで。受付は終了時刻の30分前まで）</li> <li>・対象者：市内在住・在勤・在学の方</li> <li>・相談員：LGBT当事者、LGBT支援者、社会福祉士、精神保健福祉士、法律家など</li> <li>・相談体制：電話・LINEにより相談を受ける。予約不可、匿名・通称名での相談可。</li> </ul>	<p><a href="https://www.city.chiba.jp/shimin/seikatsubunka/danjo/chibashi/lgbtsennvoudenwasou/dann.html">https://www.city.chiba.jp/shimin/seikatsubunka/danjo/chibashi/lgbtsennvoudenwasou/dann.html</a></p>
40	<p>東京2020オリンピック開催や、渋谷区などの自治体における性的少数者への支援の動きを受けて、平成27年度に、性的少数者の支援団体や当事者等との意見交換を行い、性的少数者の支援策について課題整理を行った。</p> <p>性的少数者は、社会的に十分に認識・理解されていないため、性的少数者であることを打ち明けることが非常に困難であることや、誰にも相談できず孤立してしまい、ひきこもりや自殺にまでつながってしまう現状に対応するため、平成27年11月より交流スペース「FriendSHIP よこはま」、平成27年12月より個別専門相談「よこはまLGBT相談」を実施している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両事業とも「性同一性障害」専用ではなく、性的少数者の方、性的少数者なのかわからない方、迷っている方、家族、教員等も対象としている。</li> </ul> <p>【個別専門相談「よこはまLGBT相談」】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前に電話での予約のうえ、性的少数者の支援に携わっている臨床心理士が、面談のうえ相談に応じる。</li> <li>・月2回（不曜午後、月曜夜間）開催。</li> </ul> <p>【交流スペース「FriendSHIP よこはま」】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・性的少数者であることを隠すことなく過ごすことができる居場所を提供。（事前予約不要・入室自由、10代のみ時間を設定。）</li> <li>・性的少数者支援団体のスタッフ2名を配置。</li> <li>・月2回（原則第1週土曜日午後、第3日曜日午後）開催。</li> </ul>	<p>【よこはまLGBT相談】</p> <p><a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/jinken/lgbt/sodan.html">https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/jinken/lgbt/sodan.html</a></p> <p>【Friendship よこはま】</p> <p><a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/jinken/lgbt/friendship.html">https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/jinken/lgbt/friendship.html</a></p>
41	<p>平成22年3月、川崎市内在住の中学校卒業予定の子どもを持つ母親からの「性同一性障害の相談窓口をわかりやすくして欲しい」という市長への手紙を受け、川崎市市民子ども局人権・男女共同参画室が調整役となり、川崎市総合リハビリテーション推進センター、教育委員会及び児童相談所が連携して、市民に対して相談窓口を明らかにすることから取組を開始した。</p>	<p>原則的に、川崎市在住・在学・在勤の方を対象として相談を受けている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・性別不合同について悩んでいる方が分かりやすく、相談しやすくなるよう、『「性的指向」や「性自認」についてのお悩みをお手の方へ』というページ内に相談窓口を一覧で掲載している。</li> <li>ただし、次のいずれかの窓口も「性別不合同」専用の相談機関ではない。</li> <li>・総合リハビリテーション推進センター・・・主に高校生年齢以上を対象に、一般精神保健相談として相談を受けている。</li> <li>・児童相談所、教育委員会・学齢期の子どもを対象に、からだところの悩みについて相談を受け付けている。</li> </ul>	<p><a href="http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-3-0-0-0-0-0-0-0.html">http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-3-0-0-0-0-0-0-0.html</a></p>
42	<p>平成22年度より市民にとって相談窓口をわかりやすく案内するため、市ホームページに各相談窓口の連絡先等について掲載を開始した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・『性同一性障害や性的指向について相談したい。』、『性的指向や性自認に関する悩み等の相談窓口』というページ内に相談窓口の一覧を掲載しているが、いずれも「性同一性障害」専用の相談機関、窓口ではない。</li> <li>・精神保健福祉センター・・・「主に成人の人」を対象に「こころの相談」として受け付けている。</li> <li>・青少年相談センター・・・市内在住、在学、在勤の「小・中学生、19歳以下の人、保護者の人」を対象に主に「こころの相談」として受け付けている。</li> <li>・学校教育課・・・市立小・中学校の児童・生徒及び保護者の人、市立小・中学校へ就学予定の児童、生徒の保護者の人を対象に主に「学校生活に関わる相談」として受け付けている。</li> <li>・児童相談所・・・市内在住の「19歳未満の人、保護者の人」を対象に「児童に関する相談」として受け付けている。</li> </ul>	<p><a href="https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/1026876/faq/etc/1002264.html">https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/1026876/faq/etc/1002264.html</a></p> <p><a href="http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/sodan/1006084/1016144.html">http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/sodan/1006084/1016144.html</a></p>
43	<p>性的マイノリティの当事者団体からの市長宛の要望書提出（H28）、市議会での質問などをきっかけに検討を始め、H30年7月から専用ダイヤル「新潟市性的マイノリティ電話相談」を開設（月1回、2時間半）。R5年4月から「LGBTQ+電話相談」に名称を変更。毎月、市報で周知を図っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「新潟市LGBTQ+電話相談」（「性同一性障害」「性別違和」専用の相談機関ではない。）</li> <li>・性別や性自認、性的指向のことなど、LGBTの方やその家族、友人等周囲の方の相談窓口</li> <li>・相談時間：毎月第1月曜日午後5時30分～8時（ひとり30分）</li> <li>・臨床心理士らが相談に当たっている。</li> </ul>	<p><a href="https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/danjo/lgbt/sexualminoritydenwa.html">https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/danjo/lgbt/sexualminoritydenwa.html</a></p>
44	<p>令和元年度から女性会館の指定管理業務の一つとして「にじむる電話相談」を開設。また同時に始めた性的少数者居場所づくり事業において、参加者から具体的な相談を個別に聴いて欲しいという声があることから、当事者の直面する課題を解決する場とする個別相談を追加で開設した。</p>	<p>○にじむる電話相談</p> <p>自分のセクシュアリティや性別違和について悩んでいる方の相談（「性同一性障害」専用の相談窓口ではない。）</p> <p>本人だけでなく、家族、友人、学校関係者の相談も可</p> <p>相談日時 毎月第2土曜日 14時～17時</p> <p>○にじむる個別相談</p> <p>個別・具体的な悩みがある方の相談（「性同一性障害」専用の相談窓口ではない。）</p> <p>専用フォームから受付（随時対応）</p>	<p><a href="https://www.city.shizuoka.lg.jp/s9328/s002606.html">https://www.city.shizuoka.lg.jp/s9328/s002606.html</a></p>
45	<p>男女共同参画の推進を図る拠点施設「浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センター（あいホール）」において、相談者の性別を特定しない相談事業を実施している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口は性別を特定しないもので、「性同一性障害」専用の相談窓口ではない。</li> <li>・相談窓口は、原則、浜松市在住・在学・在勤の方を対象として相談を受けている。</li> <li>・相談体制は、電話対応および面談。面談は事前予約制。</li> <li>・上記以外にも、精神保健福祉センター及び障害保健福祉課で精神保健福祉相談として対応している。</li> </ul>	<p>ホームページに記載なし</p>
46	<p>平成30年度に実施した「性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）など性別にかかわる市民意識調査」の調査結果において、性的少数者に対し必要な意識啓発や支援として「相談できる窓口の設置」という回答が最も多くあったことから、令和元年に専門電話相談窓口を、令和5年に専門LINE相談窓口を開設した。</p>	<p>【名古屋にじむる相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・性的少数者の当事者や周りの方が相談できる窓口</li> <li>①電話相談窓口</li> <li>・月1回実施</li> <li>②LINE相談窓口</li> <li>・月3回実施</li> </ul>	<p><a href="https://www.city.nagoya.jp/sport/shimin/page/0000121751.html">https://www.city.nagoya.jp/sport/shimin/page/0000121751.html</a></p>
47	<p>平成29年12月から、人権推進課にて「人権相談ダイヤル」を開設。LGBTQ+などの性的少数者に関する相談を含めた人権相談全般を受け付けている。また、平成30年度にLGBT啓発カードを作成し、市内施設等に配布し広くPRした。</p>	<p>月曜から金曜日 9：00～12：00 13：00～16：30</p> <p>（祝日・年末年始を除く）</p> <p>072-228-7364</p>	<p><a href="https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/jinken/jinken/sodanmadoguchi.html">https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/jinken/jinken/sodanmadoguchi.html</a></p>

自治体における性同一性障害の相談窓口に係る取組事例 一覧

令和6年12月末現在

自治体名	開設経緯	相談体制	ホームページ
48 神戸市	LGBT等性的少数者の人権問題に関する市議会での質問等を踏まえ、取組を検討した結果開設に至った。	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談窓口名称 神戸市LGBTQ電話相談</li> <li>開設年月 令和4年9月</li> <li>相談日時 毎月第2・4木曜日 午後5～8時</li> <li>相談員 1名(専門的知識を有する性的マイノリティ当事者)</li> <li>相談方法 電話</li> <li>相談対象 市内在住、在勤、在学する方。当事者家族、友人、職場関係の方も対象。</li> <li>上記以外にも精神保健福祉センターで精神保健福祉相談として対応している。</li> </ul>	<a href="https://www.city.kobe.lg.jp/a27419/kurashi/activate/human/soudan/lgbtq.soudan.html">https://www.city.kobe.lg.jp/a27419/kurashi/activate/human/soudan/lgbtq.soudan.html</a>
49 岡山市	市HP及びパンフレットで性自認や性的指向に関する相談窓口(公的機関、民間機関、医療機関、支援団体)を紹介している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談窓口は性同一性障害専門の相談窓口ではない</li> <li>市の相談窓口は、男女共同参画相談支援センター、こころの健康センター、こども総合相談所、教育相談室</li> <li>相談対象者は原則として、岡山市に在住・在学・在勤の方が対象</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■相談機関 <a href="https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000003054.html">https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000003054.html</a></li> <li>■医療機関・支援団体 <a href="https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000003070.html">https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000003070.html</a></li> </ul>
50 北九州市	令和元年7月より、北九州市精神保健福祉センターにおいて、「性同一性障害についての悩みを持つ市民からの相談」に対し、「知識の提供や医療機関等の情報提供を行う相談窓口」を設置した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談日時：毎月2回 第1・3水曜日(9:00～12:00)</li> <li>相談対象者：性同一性障害に関して悩みを抱える市民(原則北九州市民に限る)</li> <li>相談体制：電話対応を主としているが面談も可(要予約)</li> <li>相談担当者：精神保健福祉センター職員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■北九州市ホームページ <a href="https://www.city.kitakyushu.lg.jp/hokuku/18100099.html">https://www.city.kitakyushu.lg.jp/hokuku/18100099.html</a></li> <li>■北九州市いのちこころの情報サイト <a href="https://www.ktq-kokoro.jp/consultation/section21">https://www.ktq-kokoro.jp/consultation/section21</a></li> </ul>
51 福岡市	平成27年4月1日より、福岡市精神保健福祉センターにおいて、依存症、ひきこもり、発達障がい、性同一性障がいについての専門相談を開始した。当センターのリーフレットをホームページにて掲載している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談日時：第1・3水曜日(10:00～13:00) 祝祭日を除く</li> <li>相談対象者：性同一性障害(性的マイノリティ)に関する悩みを抱える市民やその家族(原則として相談者または対象者のいずれかが福岡市在住であること)</li> <li>相談体制：電話対応</li> <li>相談担当者：精神保健福祉センター職員</li> </ul>	<a href="https://www.city.fukuoka.lg.jp/hofuku/seishinhoken/life/seishinhoken-center/kokoro.html">https://www.city.fukuoka.lg.jp/hofuku/seishinhoken/life/seishinhoken-center/kokoro.html</a>
52 熊本市	性同一性障害専門の相談窓口はないが、熊本市男女共同参画課のホームページ上に「LGBTなどの性的マイノリティに関する取組について」と題するページを設け、市の取組を紹介している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>各相談窓口は「性同一性障害」専用の窓口ではないが、こころの健康センターにて、性的マイノリティも含めた市民のこころの悩みについて相談を受け付けている。</li> <li>相談対象者は原則として熊本市在住の方としている。</li> </ul>	<a href="https://www.city.kumamoto.jp/hp/kiji/pub/detail.aspx?c_id=5&amp;id=21286&amp;class_set_id=2&amp;class_id=3020">https://www.city.kumamoto.jp/hp/kiji/pub/detail.aspx?c_id=5&amp;id=21286&amp;class_set_id=2&amp;class_id=3020</a>

## 見解・提言/声明/資料 | Advocacy

HOME > 見解・提言/声明/資料 > 性別不台に関する診断と治療のガイドライン > 性別不台に関する診断と治療のガイドライン

SUB MENU	
見解・提言・声明	
会員向け見解・提言・声明	
優生保護法について	
研究倫理委員会からのお知らせ	
精神科医療機器について (ECT・rTMS等)	
精神疾患を合併した、或いは合併の可能性のある妊産婦の診療ガイド	
統合失調症に合併する肥満・糖尿病の予防ガイド	
<b>性別不台に関する診断と治療のガイドライン</b>	
自動車運転転運法案に対する当学会の対応	
DSM-5病名・用語翻訳ガイドライン	
ICD-11 News	
向精神薬の副作用モニタリング・対応マニュアル	
連載 ICD-11「精神、行動、神経発達疾患」分類と病名の解説シリーズ	

## 性別不台に関する診断と治療のガイドライン

更新日時：2024年10月25日

### 性別不台に関する診断と治療のガイドライン 第5版

日本精神神経学会は1997年5月に「性同一性障害の診断と治療のガイドライン」を発表し、社会状況の変化と臨床的、科学的知見の集積に対応してこれまで3回の改訂を行いました。2011年に実施された第3回目の改訂では、思春期例に対する二次性徴抑制療法、18歳未満に対するホルモン療法について検討されました。この改訂後、若年者の受診は増え続け、身体的介入だけではなく心理社会的な対応についても追記すべきであるという機運が生じてきました。また、2013年にはアメリカ精神医学会の診断基準「精神障害の診断・統計マニュアル」がDSM-5に改訂され、2019年には世界保健機関WHOの「国際疾病分類」が第11版に改訂されています。いずれの診断基準でも性同一性障害 (gender identity disorder) という疾患名は廃止され、その概念も変化してきています。特に国際疾病分類では、所属するカテゴリーが「精神及び行動の障害」から、新たに創設された「性の健康に関する状態」に移動され、精神疾患ではなくなりました。その背景には、セクシュアリティやジェンダーの扱いについて、国際的にも様々な議論が重ねられ、医療や社会制度が刻々と変化している状況があります。我が国においても、2023年、2024年には「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」の一部が違憲状態ないし違憲の疑いがあると判断される等、社会情勢が大きく変化しています。また、2018年から性別適合手術への保険適用が認められる一方で、ホルモン療法にはいまだに保険が適応されていません。これらを念頭に、改訂第5版ガイドラインを作成するにあたって、日本精神神経学会・性別不台に関する委員会は、学際的な学会である日本GI (性別不台) 学会 (旧名: GID (性同一性障害) 学会) との共同作業で議論を重ねて参りました。疾患名の変更により、本ガイドラインも「性別不台に関する診断と治療のガイドライン (第5版)」と改名しています。

※ガイドラインの本文は以下よりご参照ください。

**性別不台に関する診断と治療のガイドライン (第5版/一部補正)** (2024年10月16日) (590KB)

## 1 1. てんかん対策等について

### (1) てんかん対策について

てんかん患者は、適切な診断、手術や服薬等の治療によって症状を抑えることができる又は治癒する場合もあり、社会で活動しながら生活することができる場合も多いことから、てんかん患者が地域で支障なく安心して暮らすことができるよう、てんかんに関する正しい知識や理解の普及啓発の促進を図ること、てんかんの診断を行うことができる医療機関の連携を図るため、専門的な診療を行うことができる体制やてんかんの診療ネットワークを整備することが求められている。

これらを踏まえ、平成 27 年度より「てんかん地域診療連携体制整備事業」を実施している。

具体的には、令和 6 年 5 月末現在、30 カ所の医療機関が「てんかん支援拠点病院」に指定され、てんかんに関する知識・技術の普及啓発、他医療機関への研修・技術的支援、患者・家族会への技術的支援、関係機関との地域連携支援体制の構築のための調整等を行うとともに、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターを「てんかん全国支援センター」に指定し、各てんかん支援拠点病院で得られた知見を集積し、てんかん診療における地域連携モデルを確立するとともに、都道府県及び各支援拠点病院への技術的支援を行っている。

また、第 8 次医療計画において、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」(令和 5 年 3 月 31 日付け医政地発 0331 第 14 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)の別紙「疾病・事業及び在宅医療に係る医療提供体制に係る指針」中「精神疾患の医療体制構築に係る指針」に基づき、地域の実情を踏まえて、てんかんに対応できる医療機関を明確にすることが求められていることから、「てんかん支援拠点病院」での知見の集積、多職種・他科連携といったてんかん診療ネットワーク等を参考にしつつ、全都道府県において、てんかんの医療連携体制が構築されるよう本事業の活用による体制の整備をお願いします。

併せて、各自治体におかれては、様々な機会を捉えて正しいてんかんの知識についての普及啓発を行っていただくようお願いする。

(参考:国立精神・神経医療研究センター病院てんかん全国支援センターHP)

<https://epilepsy-center.ncnp.go.jp>

### (2) 摂食障害対策について

摂食障害は、他の精神疾患とは異なり、その疾病の特性上、身体合併症状があり、生命の危険を伴う疾患であるため、総合的な救急医療体制が必要となる。精神保健福祉資料(2021年 NDB データ)によると、令和 2 年度末時

点で、摂食障害の総患者数は約 22.1 万人いるとされており、身体合併症の治療や栄養管理等を行うなど、適切な治療と支援により患者が地域で支障なく安心して暮らすことができる体制の整備を推進することが求められている。

これらを踏まえ、平成 26 年度より「**摂食障害治療支援センター設置運営事業**」を実施している。

具体的には、現在、全国 8 カ所の医療機関が「摂食障害支援拠点病院」に指定され、摂食障害に関する知識・技術の普及啓発、他医療機関への研修・技術的支援、患者・家族への技術的支援、関係機関との地域連携支援体制の構築のための調整等を行うとともに、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターを「摂食障害全国支援センター」に指定し、各支援拠点病院で得られた知見を集積し、共通した有効な摂食障害の支援プログラムや地域支援モデルガイドラインの開発等、支援拠点病院への技術的支援を行っている。

事業を実施している自治体においては、支援拠点病院以外の医療機関への患者紹介も進み、行政が本事業に関わることで学校、福祉施設等の医療機関以外の施設とも連携が進んでおり、事業の一定の効果が始まっている。

しかしながら、支援拠点病院の設置は現時点でも全国で 8 カ所という現状であり、令和 3 年度には、支援拠点病院以外の地域からの相談にも対応できるよう、全国支援センターが国立国際医療研究センター国府台病院に委託して「相談ほっとライン」を開設して体制を整備している。

また、摂食障害の治療を担う医療機関からの摂食障害への対応についての研修のニーズが非常に高いことが判明している。このため、令和 3 年度から全国支援センターにおいて実施している拠点が未指定の地域における医療従事者向けの治療研修を令和 7 年度も引き続き実施することとしたので、各自治体におかれては、摂食障害の治療を行っている医療機関に対して研修実施の周知方をお願いします。

また、第 8 次医療計画において、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」(令和 5 年 3 月 31 日付け医政地発 0331 第 14 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)の別紙「疾病・事業及び在宅医療に係る医療提供体制に係る指針」中「精神疾患の医療体制構築に係る指針」に基づき、地域の実情を踏まえて、摂食障害に対応できる医療機関を明確にすることが求められているところであり、「摂食障害治療支援センター設置運営事業」での多職種・他科連携や研修、摂食障害に関する知識・技術の普及啓発に係る取組等を参考にしつつ、全都道府県において摂食障害の医療連携体制が構築されるよう本事業の活用による体制の整備をお願いします。

併せて、各自治体におかれては、摂食障害に関する診療や家族等からの相談対応、教育現場での研修や普及啓発を行っていただくようお願いします。

(参考：摂食障害全国支援センターHP)

<https://edcenter.ncnp.go.jp/>

### (3) 高次脳機能障害対策について

高次脳機能障害の患者に対する支援については、平成 25 年度より都道府県地域生活支援事業の必須事業として「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業」を実施し、各都道府県に設置された「高次脳機能障害支援拠点機関」を中心に、支援コーディネーターの配置等の相談支援、普及啓発、高次脳機能障害の支援手法等の研修事業など、支援体制づくりのための取組を行っている。

一方で、患者・家族の会や有識者から、医療機関等における疾病の認知が十分とは言えず、診断、治療につながらなかつたり、診断が見逃されたりするケースがあることや、具体的な支援・サービスを行う機関（医療、リハビリ、福祉、就労支援）の不足や周知不足等より、適切な支援につながっていないと指摘されている。また、高次脳機能障害に対する支援は、医療に関するもののほか、自立訓練や就労支援などの障害福祉サービスなど幅広い施策についての知識が必要となることから、現場の支援者によっては、必ずしも個々の患者を必要とする支援に繋ぐことができていない場合があると承知している。

上記の現状を踏まえ、高次脳機能障害の当事者やその家族等の支援に資する関係機関の確保・明確化と地域支援ネットワークの構築により支援体制の充実を図るため、令和 5 年度から「高次脳機能障害及びその関連障害に対する地域支援ネットワーク構築促進事業（地域生活支援促進事業）」を実施しているため、各都道府県におかれては、本事業を積極的に活用いただきたい。

加えて、高次脳機能障害をお持ちの方が身近な場所でその特性を踏まえた支援を受けられるよう、市町村職員を含めた幅広い支援関係者に対する研修や、地域住民への普及啓発の実施などを通して、高次脳機能障害に対する理解の促進に一層努めていただくようお願いする。

また、第 8 次医療計画において、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（令和 5 年 3 月 31 日付け医政地発 0331 第 14 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）の別紙「疾病・事業及び在宅医療に係る医療提供体制に係る指針」中「精神疾患の医療体制構築に係る指針」に基づき、地域の実情を踏まえて、高次脳機能障害に対応できる医療機関を明確にすることが求められていることから、各都道府県で高次脳機能障害の医療連携体制が構築されるよう体制のさらなる充実・強化をお願いする。

なお、医療機関等における高次脳機能障害の認知不足のために早期診断や治療につながっていない可能性や、診断が見逃されている可能性が指摘されていることを踏まえ、現在、「高次脳機能障害の診療に係る実態把握と課題の検討のための研究」（厚生労働科学研究）において、適切な診断に結びつける上で課題となっている事項等を明らかにするための調査・分析を行っているところであるので御承知おきいただきたい。

（参考：高次脳機能障害情報・支援センターHP）

[https://www.rehab.go.jp/brain\\_fukyu/](https://www.rehab.go.jp/brain_fukyu/)

# てんかん地域診療連携体制整備事業

令和7年度予算案（令和6年度予算額）：30,967千円（30,967千円）

## 1 事業の目的

平成30年度からの第7次医療計画により、各都道府県において、多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築に向けて、「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」を踏まえて、多様な精神疾患等ごとに医療機能を明確化することとされており、令和6年度からの第8次医療計画においても当該方針を継続することとしている。国が国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターをてんかん全国支援センターに指定し、都道府県において、てんかんの治療を専門的に行っている医療機関のうち、1箇所をてんかん支援拠点病院として指定し、各都道府県のてんかんの医療連携体制の構築に向けて、知見の集積、還元、てんかん診療のネットワーク作り等を引き続き進めていく必要がある。

## 2 事業の概要・スキーム

### 地域

てんかんの特性や支援方法に関する知識が浸透するように取り組むとともに、市町村、医療機関等との連携を深化し、患者・家族への相談支援や啓発のための体制を充実すること等により、適切な医療につながる地域の実現を目指す。

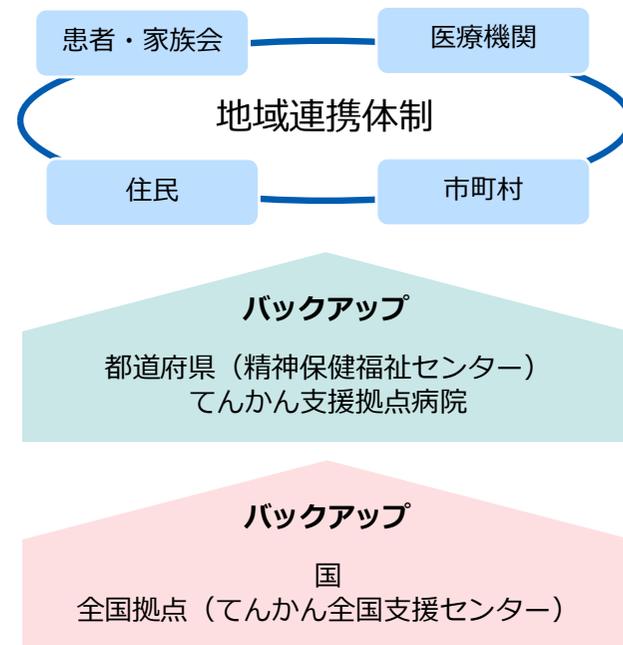
### 都道府県（精神保健福祉センター、保健所）・てんかん支援拠点病院

第7次医療計画に基づいて、「都道府県拠点機能」「地域連携拠点機能」「地域精神科医療提供機能」を有する医療機関を指定し、都道府県との協働によって、てんかんに関する知識の普及啓発、てんかん患者及びその家族への相談支援及び治療、他医療機関への助言・指導、医療従事者等に対する研修、関係機関との地域連携支援体制の構築のための協議会を開催する。また、てんかん診療支援コーディネーターを配置し、てんかん患者及びその家族に対し、相談援助を適切に実施する。

### 国・全国拠点（てんかん全国支援センター）

各てんかん支援拠点病院で得られた知見を集積し、てんかん診療における地域連携体制モデルを確立すると共に、都道府県・各支援拠点病院への技術的支援を行う。

## 3 実施主体等



## 期待される成果

1. 地域住民や医療従事者に対して、てんかんに関する正しい知識の普及
2. てんかん診療における地域連携体制構築、てんかん診療の均てん化

# 事業内容

てんかんの専門医療機関の地域数の増加、まずは三次医療圏（都道府県）の設置を目指し、てんかん支援拠点病院を設置する都道府県に対して国庫補助（1/2）を行う。

## 主な事業内容

1. てんかん患者・家族の治療及び相談支援
2. てんかん治療医療連携協議会の設置・運営、
3. てんかん診療支援コーディネーター（※）の配置
4. 医療従事者（医師、看護師等）等向け研修、
5. 市民向けの普及啓発（公開講座、講演、リーフレットの作成等）

※てんかん診療支援コーディネーター

精神障害者福祉に理解と熱意を有し、てんかん患者及びその家族に対し相談援助を適切に実施する能力を有する医療・福祉に関する国家資格を有する者

## てんかん支援拠点病院の要件

てんかんの治療を専門に行っている次に掲げる要件を全て満たす医療機関

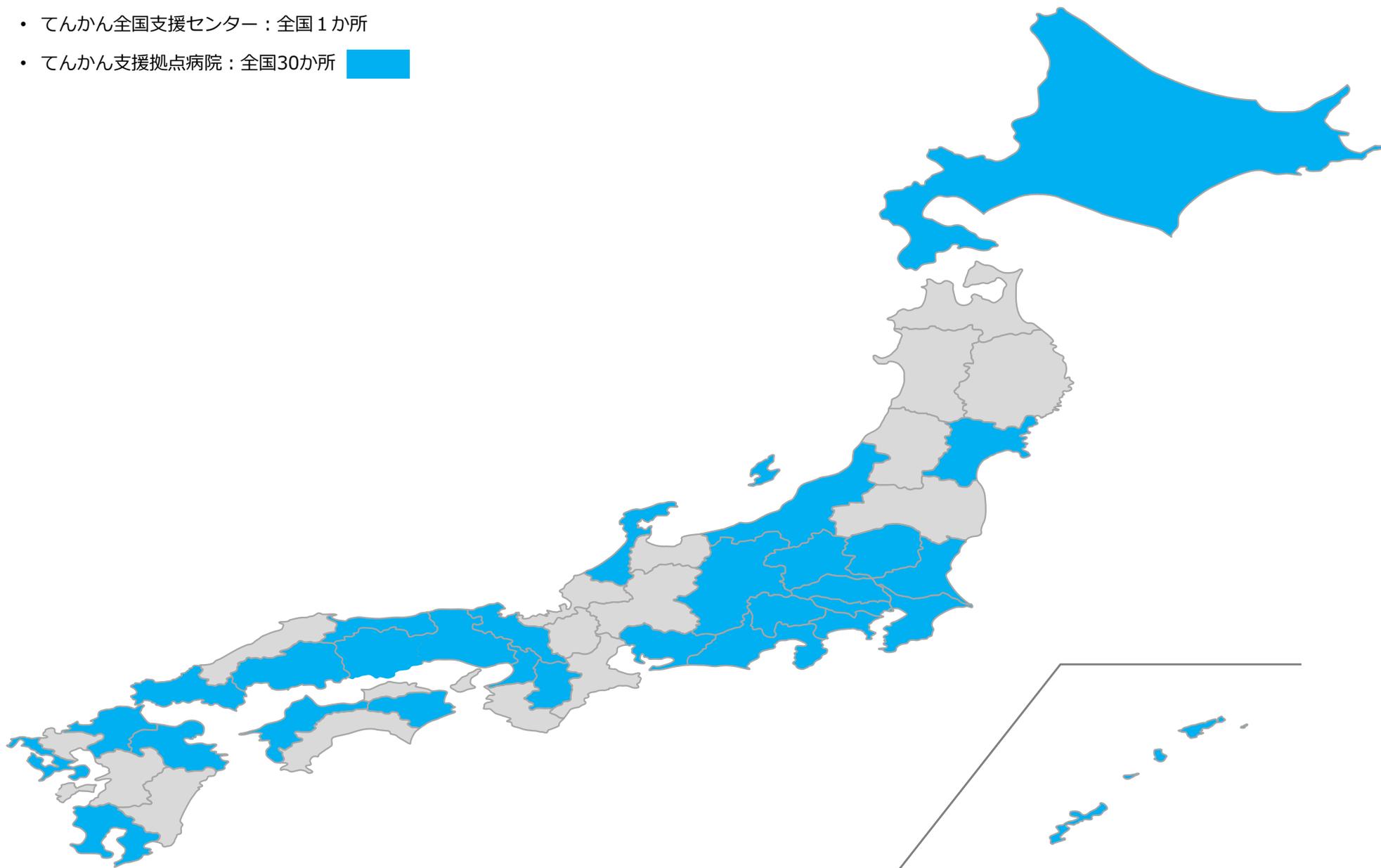
1. 日本てんかん学会、日本神経学会、日本精神神経学会、日本小児科神経学会、又は日本脳神経外科学会が定める専門医が1名以上配置されていること。
2. 脳波検査やMRIが整備されているほか、発作時ビデオ脳波モニタリングによる診断が行えること。
3. てんかんの外科治療のほか、複数の診療科による集学的治療を行えること。

## 参画医療機関（令和6年5月時点）

- てんかん全国支援センター（1か所）：国立精神・神経医療研究センター
- てんかん支援拠点病院（30か所）：  
北海道（札幌医科大学附属病院）、宮城県（東北大学病院）、茨城県（筑波大学附属病院）、栃木県（自治医科大学附属病院）、群馬県（渋川医療センター）、埼玉県（埼玉医科大学病院）、千葉県（千葉県循環器病センター）、東京都（国立精神・神経医療研究センター）、神奈川県（聖マリアンナ医科大学病院）、新潟県（西新潟中央病院）、石川県（浅ノ川総合病院）、山梨県（山梨大学医学部附属病院）、長野県（信州大学医学部附属病院）、静岡県（静岡てんかん・神経医療センター）、愛知県（名古屋大学医学部附属病院）、京都府（京都大学医学部附属病院）大阪府（大阪大学医学部附属病院）、兵庫県（神戸大学医学部附属病院）、奈良県（奈良医療センター）、鳥取県（鳥取大学医学部附属病院）、岡山県（岡山大学病院てんかんセンター）、広島県（広島大学病院）、山口県（山口県立総合医療センター）、徳島県（徳島大学病院）、愛媛県（愛媛大学医学部附属病院）、福岡県（九州大学病院）、長崎県（長崎医療センター）、大分県（大分大学病院）、鹿児島県（鹿児島大学病院）、沖縄県（沖縄赤十字病院）

# てんかん全国支援センター及びてんかん支援拠点病院（令和6年5月時点）

- てんかん全国支援センター：全国1か所
- てんかん支援拠点病院：全国30か所



# 摂食障害治療支援センター設置運営事業

令和7年度予算案（令和6年度予算額）：23,205千円（23,205千円）

## 1 事業の目的

平成30年度からの第7次医療計画障害全国支援センターとして国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターを、摂食障害支援拠点病院画により、各都道府県において、多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築に向けて、「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」を踏まえて、多様な精神疾患等ごとに医療機能を明確化することとされており、令和6年度からの第8次医療計画においても当該方針を継続することとしている。摂食を各都道府県で指定し、摂食障害の治療支援体制の構築に向けて、知見の集積、還元、診療のネットワーク作り等を引き続き進めていく必要がある。

## 2 事業の概要・スキーム

### 地域

摂食障害の特性や支援方法に関する知識・技術が浸透するように取り組むとともに、摂食障害を発症した患者に関わる機会が多くなると見込まれる機能をはじめとした関係者と医療機関との連携を深化し、患者・家族への相談支援や啓発のための体制を充実すること等により、早期発見・早期支援につながる地域の実現を目指す。

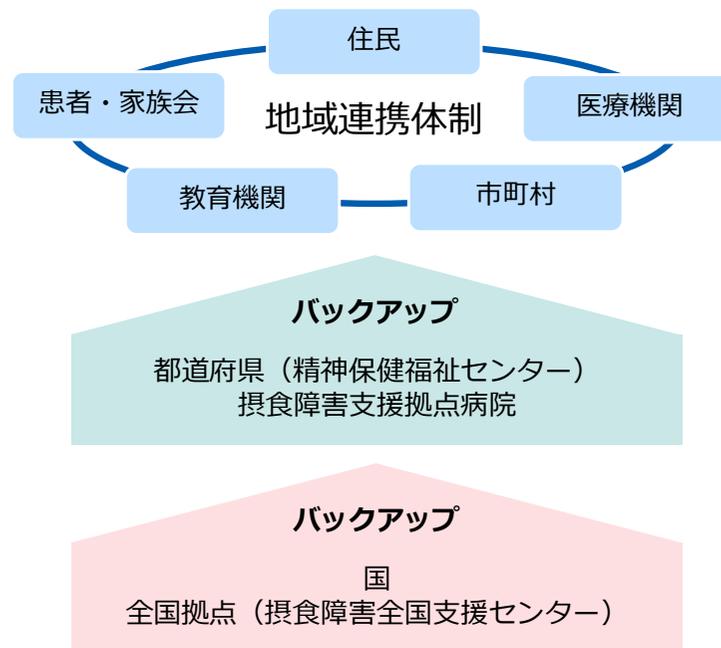
### 都道府県（精神保健福祉センター、保健所）・摂食障害支援拠点病院

第7次医療計画に基づいて、「都道府県拠点機能」「地域連携拠点機能」「地域精神科医療提供機能」を有する医療機関を指定し、都道府県との協働によって、摂食障害に関する知識・技術の普及啓発、他医療機関への研修・技術的支援、患者・家族への技術的支援、関係機関との地域連携支援体制の構築のための調整を行う。

### 国・全国拠点（摂食障害全国支援センター）

各摂食障害支援拠点病院で得られた知見を集積し、共通した有効な摂食障害支援プログラム、地域支援モデルガイドラインの開発等を行うと共に、医療従事者への治療研修など技術的支援を行う。

## 3 実施主体等



## 期待される成果

1. 摂食障害への早期発見・早期支援の実現 2. 適切な治療と支援により患者が地域で支障なく安心して暮らすことができる体制の整備の推進

# 摂食障害治療支援センター設置運営事業の目的等

## (目的)

- 摂食障害は10代～40代の女性に多い疾患といわれているが、専門の医療機関・専門医が全国的に少ないことが課題の一つ。
- 本事業は、摂食障害の専門医療機関の力所数増、まずは3次医療圏（都道府県）の設置を目指し、摂食障害支援拠点病院を設置する自治体に対して国庫補助（1/2）する。

## (事業実績)

- 令和6年度現在、摂食障害支援拠点病院は**8医療機関**。全国支援センターが1カ所。
  - \* 全国支援センター（1カ所）：国立精神・神経医療研究センター
  - \* 摂食障害支援拠点病院（8カ所）：宮城（東北大学病院）、栃木（獨協医科大学病院）、千葉（国立国際医療研究センター国府台病院）、東京（東京都立松沢病院）、石川（金沢大学附属病院）、福井（福井大学医学部附属病院）、静岡（浜松医科大学医学部附属病院）、福岡（九州大学病院）
- 主な事業内容は、以下のとおり
  - ① 摂食障害患者・家族の治療及び相談支援、
  - ② 摂食障害治療医療連携協議会の設置・運営、
  - ③ 摂食障害支援コーディネーターの配置、
  - ④ 医療従事者（医師、看護師等）等向け研修、
  - ⑤ 市民向けの普及啓発（公開講座、講演、リーフレットの作成等）

## (第8次医療計画との関係)

- 第8次医療計画において、「多様な精神疾患等に対応できる医療連携対策の構築に向けた医療機能の明確化」として、都道府県ごとに摂食障害の専門医療機関を配置することが定められている。
- 同計画中に、「摂食障害治療支援センターを参考に」とあることから、今後、未整備自治体は同事業をモデルに整備し、本事業実施自治体は同機関を指定することで整備が図られることを想定している。

# 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業 高次脳機能障害及びその関連障害に対する地域支援ネットワーク構築促進事業

## 高次脳機能障害及びその関連障害に対する 支援普及事業

### 【概要】

都道府県に高次脳機能障害者への支援拠点機関を置き、高次脳機能障害者に対する専門的な相談支援、関係機関との地域支援ネットワークの充実、高次脳機能障害に関する研修等を行い高次脳機能障害者に対して適切な支援が提供される体制を整備する。（都道府県地域生活支援事業の**必須事業**として実施）

### 【事業の具体的内容】

- 支援拠点機関に相談支援コーディネーターを配置し、専門的な相談支援、関係機関との連携、調整を行う
- 講演・シンポジウムの開催及びポスター、リーフレットの作成・配布をする等の普及啓発活動を行う
- 自治体職員、福祉事業者等を対象に高次脳機能障害支援に関する研修を行い、地域での高次脳機能障害支援体制の整備を行う
- 支援拠点等全国連絡協議会への協力
- 高次脳機能障害情報・支援センターにおいては、各都道府県拠点機関との連携、各種支援プログラムの検証と改正、取組を促す研修事業、普及啓発活動に加え、様々な情報を収集・整理・発信し、また諸機関に対する相談を実施するなど、中央拠点として総合的な支援を行う

【事業開始年度】 平成18年度

【支援拠点機関数】（令和6年4月現在）

- 高次脳機能障害情報・支援センター  
1箇所（国立障害者リハビリテーションセンター）
- 支援拠点機関  
全国123箇所（リハビリテーションセンター、大学病院、県立病院等）

【支援コーディネーター】

社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、作業療法士、心理技術者等、高次脳機能障害者に対する専門的な相談支援を行うのに適切な者

## 高次脳機能障害及びその関連障害に対する 地域支援ネットワーク構築促進事業

### 【概要】

高次脳機能障害の当事者への専門的な相談支援及び医療と福祉の一体的な支援を普及・定着させるため、高次脳機能障害の診断及びその特性に応じた支援サービスの提供を行う協力医療機関（医療機関、リハビリ機関等）及び専門支援機関（就労支援機関、教育機関等）を確保・明確化する。さらに、地域の関係機関が相互に連携・調整を図り、当事者やその家族等の支援に資する情報提供を行う地域支援ネットワークを構築し、切れ目のない充実した支援体制の促進を図ることを目的とする。（都道府県地域生活**促進事業**として開始）

### 【事業の具体的内容】

- 高次脳機能障害及びその関連障害に係る機関が集まり、今後の方針等について意見交換等を行うための協議会を開催し、支援方策を情報共有する。
- 切れ目のない地域支援ネットワークの構築を進めるために社会資源の把握・開拓を行うとともに、患者及びその家族等への支援に資する情報提供を行う。

【事業開始年度】 令和5年度

## 12. 精神障害者保健福祉手帳について

### (1) 精神障害者保健福祉手帳に基づくサービスの実施状況について

公共交通機関の運賃割引を含む精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）に基づくサービスについては、各自治体他関係者の協力により実施数が着実に増加しているところである。

しかしながら、手帳所持者に係る公共交通機関の割引制度については、これまで、公共交通機関事業者を所管する国土交通省等に対して協力依頼を行っているが、一部の公共交通機関では依然として割引の適用外となっている。

今般、各自治体で行っていただいている手帳に基づくサービスの実施状況について取りまとめたので（別添）、当該資料を参考に、手帳に基づくサービスの拡充、交通担当部局との連携による公共交通機関等への運賃割引の実施に向けた働きかけ等に、引き続き御協力をお願いする。

### (2) マイナンバーを活用した情報連携による手帳の交付手続について

令和元年10月30日付けで「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領」（平成7年9月12日健医発第1132号厚生省保健医療局長通知。以下「実施要領」という。）を一部改正し、マイナンバーを活用した情報連携により精神障害を支給事由とする実施要領第2の1（2）の②に掲げるいずれかの年金給付を現に受けていることが把握できる場合には、交付申請時に、実施要領第2の1（2）の①（医師の診断書）又は②（年金給付を現に受けていることを証する書類）の添付を不要としたので、交付手続に当たっては、当課がお示しした令和4年6月22日付け事務連絡「精神障害者保健福祉手帳の交付等の事務における年金関係情報の取扱いについての留意事項等（「情報照会マニュアル）」及び令和6年3月6日付け事務連絡「精神障害者保健福祉手帳交付等の事務における情報連携の利用推進について」等を参考にしつつ、引き続き運用変更への御協力をお願いする。

### (3) 手帳の更新手続の改善に関する総務省からのあっせんに対する対応について

平成29年9月28日、行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん（精神障害者保健福祉手帳の更新手続の改善）について、総務省行政評価局長から厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長あて通知された。

あっせん内容については、「精神障害者保健福祉手帳の交付手続きに係る調査について（依頼）」（平成29年11月27日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課心の健康支援室事務連絡）にて各都道府県・指定都市あて通知済であるが、本あっせんについては、国民からの行政苦情相談を端緒としたものであることに鑑み、各自治体におかれては、改めてあっせん内容を確認いただき、手帳事務の効率化等の見直しの参考とされたい。

また、本通知と合わせて更新手続の現状調査を行ったところ、多くの都道府県・指定都市で手帳の申請・更新者数が増加傾向にある一方、限られた体制の中で確認事務等の対応に苦慮している実態が明らかになった。

これを踏まえ、事務効率に取り組んでいる自治体の好事例について、「精神障害者保健福祉手帳の交付手続にかかる事務処理機関の短縮に向けた取組について」（平成30年3月30日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課心の健康支援室事務連絡）においてお示ししているので、事務手続の御参考とされたい。

#### 【参考】総務省からのあっせん事項

① 更新手続の処理期間が実施要領における処理期間を大きく超えている都道府県等に対して、処理手順の検証、見直し等をして短縮化を図る必要があることを周知すること。

特に、審査会や判定会議等で不備を指摘された診断書について市町村から医療機関に修正を依頼するという手順や市町村が年金事務所に障害等級を照会するという手順をとる都道府県等においては、これらの手順が市町村に第2号法定受託事務の範囲外の事務を行わせるという問題があるという観点からも、処理手順の検証等の必要があることを周知すること。

② 都道府県等に対して、更新手続に長期間を要している場合の対応の好事例として、次の取組を周知すること。

ア 手帳の有効期限到来の3か月前に案内文書を送付する、手帳のカバーに更新申請期間を記載したシールを貼る等をして、精神障害者に早期の更新申請を促して、有効期限内に手帳の更新手続が完了するようにする取組

イ 更新手続中に手帳の有効期限が到来する精神障害者への対応として、手帳の写しに更新申請の受付の証明文等を記載して交付し、又は更新申請書の写しに受付印を押して交付する等、更新手続中であることを証明する書類を交付する取組

地方公共団体における精神障害者保健福祉手帳等に基づく主なサービス一覧

令和6年12月現在

(注)本資料は、都道府県及び指定都市において把握している内容を整理したものである。

都道府県・指定都市名	精神障害者保健福祉手帳に基づくサービス例								備考	精神障害者保健福祉手帳を所持していない者も含めた精神障害者の通院やその同伴者に対する公共交通機関の運賃割引やタクシー券の交付等	精神障害者保健福祉手帳のカード化(予定含む)の状況		
	公共施設の 利用料減免	医療費助成	公営住宅の 優先入居	公共交通機関の運賃割引や 利用料金に対する助成				・駐車料金 の減額 ・パーキング パーミット					
				鉄道(※)		バス						タクシー・ ガソリン	
			公営	民営	公営	民営							
1 北海道	○	○	○			○	○	○	○	○	・医療費助成については、1級に限る。 ・バスについては、一部バス会社に限る。 ・タクシーについては、一部タクシー会社に限る。 ・民営鉄道について、令和7年4月1日より割引開始予定。	一部市町村に限り実施	予定なし
2 青森県	○	○	○			○	○	○	○	○	・各自治体等によりサービスの適用や内容は異なる。		未定
3 岩手県	○	○	○		○			○	○	○	・医療費助成は、一部市町村で実施。 ・鉄道はJRを除く。 ・タクシー運賃の割引については一部適用にならない場合あり ・パーキングパーミットは1級に限る。 ・その他、税制上の優遇措置を実施	鉄道の運賃割引は、等級によっては同伴者も対象としている。	
4 宮城県	○	○	○					○	○	○	・医療費助成については、1級に限る ・バスについては、一部バス会社に限る。 ・タクシー券の発行やガソリン助成は一部市町村に限る。 ・その他、税制上の優遇措置を実施。		未定
5 秋田県	○	○	○					○	○	○	・タクシー運賃の割引については一部適用にならない場合あり ・鉄道については、一部の民営鉄道に限る。 ・パーキングパーミットは1級に限る。 ・医療費助成については、1級かつ自立支援医療(精神通院)受給者に限る。	一部の市町村に限り実施	予定なし
6 山形県	○	○	○		○	○		○	○	○	・医療助成は1級に限る。 ・公営バスの割引、タクシー運賃及びガソリン料金の助成は一部の市町村。	バス(公営、民営)の運賃割引は同伴者1名も対象としている事例が多い。	未定
7 福島県	○	○	○		○			○	○	○	・県立施設の利用料減免 ・医療費助成制度(1級、2・3級かつ身体障害者手帳又は療育手帳所持) ・県内民営バス・県内民営鉄道・県内民営タクシーの一部で運賃割引 ・タクシー料金及び駐車料金の助成・減免は一部市町村。	一部交通機関において同伴者の運賃割引制度あり。	
8 茨城県	○	○	○		○			○	○	○	・医療費助成(1級) ・県営住宅の優先入居(1、2級) ・私鉄1社運賃割引(介護者1名も対象) ・一部の事業者において民営バス運賃割引(一部の事業者で介護者1名も対象) ・一部の市町村において、市内巡回バス(コミュニティバス)運賃の減免(一部介護者1名も対象) ・一部の市町村において、タクシー利用券を交付 ・一部の市町村において、駐車場利用券を交付 ・パーキングパーミット(1級)		未定
9 栃木県	○	○	○		○	○		○	○	○	・医療費助成(1級) ・県営住宅の優先入居(1、2級) ・私鉄4社運賃割引 ・一部のバス会社において運賃割引 ・一部の市町村において、タクシー利用券を交付 ・パーキングパーミット(1級)	一部交通機関において同伴者の運賃割引制度あり。	未定
10 群馬県	○		○		○	○		○	○	○	・鉄道はJRを除く。 ・医療費助成制度は実施しているが、障害年金等を交付条件としており、精神障害者保健福祉手帳に基づくものではない。 ・タクシー券の交付、駐車料金等の減額は一部市町村で実施。	一部交通機関において同伴者の運賃割引制度あり。	
11 埼玉県	○	○	○		○	○		○	○	○	・医療費助成については1級のみ、所得制限あり。 ・県営住宅の優遇抽選資格、障害者向け住宅への申込資格及び収入基準額の緩和については1～2級に限り、県営住宅の単身住宅への申込資格及び収入額算定での特別控除については1～3級に限る。 ・鉄道については、秩父鉄道に限る。 ・バスの運賃割引については一部市町村、バス事業者に限る。 ・タクシー券の発行やガソリン助成は一部市町村に限る。 ・駐車料金の減免等は一部市町村に限る。		
12 千葉県	○	○	○		○	○		○	○	○	・医療費助成は1級に限る。 ・鉄道、バスは、一部事業所で実施(介護者も対象)。 ・タクシーは、一部市町村で実施。	・障害者施設通所交通費の助成を一部市町村で実施。	
13 東京都	○		○		○	○		○	○	○	・鉄道(民営)は、京王電鉄、京成電鉄及び東京メトロで一部割引を実施(JR・その他私鉄は未実施)	精神障害者保健福祉手帳を持つ障害者の介護者に対する鉄道・バス運賃の一部割引を実施	令和2年10月1日～
14 神奈川県	○	○	○		○				○	○	・医療費助成は、市町村によって対象範囲が異なる。 ・タクシー券の発行やガソリン料金の助成、駐車料金の減額は一部市町村に限る。 ・パーキング・パーミット制度については、令和6年11月より実施。 ・バス運賃割引については、一部事業者での実施のため「○」を記載していない。		令和3年10月1日～



地方公共団体における精神障害者保健福祉手帳等に基づく主なサービス一覧

令和6年12月現在

(注)本資料は、都道府県及び指定都市において把握している内容を整理したものである。

都道府県・指定都市名	精神障害者保健福祉手帳に基づくサービス例									精神障害者保健福祉手帳を所持していない者も含めた精神障害者の通院やその同伴者に対する公共交通機関の運賃割引やタクシー券の交付等	精神障害者保健福祉手帳のカード化(予定含む)の状況		
	公共施設の利用料減免	医療費助成	公営住宅の優先入居	公共交通機関の運賃割引や利用料金に対する助成				・駐車料金の減額 ・パーキングパーミット	備考				
				鉄道(※)		バス						タクシー・ガソリン	
				公営	民営	公営	民営						
27 大阪府	○	○			○	○	○	○	○	○	・医療費助成については、1級が対象。(市町村によって対象者の拡充あり)。令和3年4月より精神病床への入院も対象としている。 ・パーキングパーミットについては、1級が対象。 ・鉄道・バス及びタクシーについては、一部の事業者に限る。 ・その他、府営住宅の福祉世帯向け応募の実施	一部事業者において精神障がい者保健福祉手帳を持つ障がい者の介護者等に対する運賃割引制度あり。	箕面市 令和2年10月1日～
28 奈良県	○	○	○			○	○				・医療費助成については、1級又は2級が対象。 ・公営住宅の優先入居については、精神障害者保健福祉手帳所持者を含む一般福祉世帯向け応募枠の設定による。 ・公営バスの運賃割引については、市町村独自の制度であり、一部市町村において実施。 ・民営バスの運賃割引については、バス会社独自のサービスであり、奈良交通、エヌシーバスに限る。 ・その他、県営住宅自動車駐車場料金を免除。		未定
29 和歌山県	○	○	○		○	○	○	○	○	○	・県有施設入場料・使用料の無料・減免 ・県営住居・入居所得基準の優遇(1、2級) ・県営住宅優先抽選 ・県営住宅駐車場使用料の減免 ・県立医科大学付属病院受診時の駐車場使用料免除 ・バス運賃割引(一部を除く) ・医療費助成(1級) ・鉄道については、一部の民営鉄道に限る		未定
30 鳥取県	○	○	○		○		○				・医療費助成については1級のみが対象。	・介護者(同伴者)に対して、バス運賃割引をしている事業者も一部有	検討中(開始時期未定)
31 鳥根県	○	○	○		○	○	○	○	○	○	・医療費助成(福祉医療) 別途医療証を申請し自己負担額の一部を助成(精神1級、精神2級+身体3・4級、精神2級+知的障がい)	・自立支援医療(精神通院)対象者 医療費、通院交通費(自家用車、鉄道、バス)、配食サービス	
32 岡山県	○	○	○		○		○	○	○	○	・パーキングパーミット(1級のみ) ・各自治体によりサービスの適用や内容は異なる。 ・医療費、タクシー利用料の助成は一部自治体に限る。	1級を所持している障害者の介護者について、バス運賃の割引制度あり。	未定
33 広島県	○	○	○		○	○	○	○	○	○	・医療費助成は「1級」かつ「自立支援医療受給者証(精神通院)」の両方を所持している。(入院を除く)(所得制限あり) ・タクシーについては、一部の会社のみ。		
34 山口県	○	○	○		○	○	○	○	○	○	・各自治体等によりサービスの適用や内容は異なる。	一部自治体で同伴者、介護者に対する市営バス運賃割引や施設利用料割引等あり。	
35 徳島県	○	○	○			○	○	○	○	○	・鉄道(民営)は、1会社のみ運賃割引 ・全路線バス(公営バス、民営バス)の運賃割引 ・タクシーは、1会社のみ運賃割引実施 ・パーキングパーミットは1級のみ交付 ・県が運営する駐車場は、手帳交付者が運転あるいは同乗する場合、駐車料金の減額	・バスの運賃割引は介護者も対象	開始時期未定
36 香川県	○	○	○			○	○	○	○	○	・公営バス、民営(一部バス会社)運賃割引 ・パーキングパーミット(1級に限る) ・公営住宅の申込要件(所得要件・単身入居要件)の緩和 ・公営住宅の優先入居(一般募集と別の登録制)の受付		未定
37 愛媛県	○	○	○			○	○	○	○	○	・民営(一般路線バスのみ)運賃割引 ・パーキングパーミット(1級に限る) ・公営バス、一部市町のデマンド型交通バス、コミュニティバスが該当		予定なし
38 高知県	○	○	○		○		○	○	○	○	・鉄道については、土佐くろしお鉄道に限る。 ・バスについては、全10社で割引実施。JR四国バスについては、土佐山田～大板間の利用に限る。 ・タクシーについては、等級を問わず割引。(一部事業者を除く)		予定なし
39 福岡県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・医療費助成については、1級に限る。 ・パーキングパーミット(ふくおか・まごころ駐車場制度)の利用証交付については、1級に限る。		
40 佐賀県	○	○	○		○	○	○	○	○	○	・医療費助成については1級かつ通院及び一般病床への入院に限る(令和3年4月1日～) ・鉄道は松浦鉄道・甘木鉄道2社。 ・バスは佐賀市営バス・祐徳バス・昭和バス・西肥バス・西鉄バス・JR九州バス		県内市町令和3年1月1日～受付開始
41 長崎県	○	○	○		○	○	○	○	○	○			





# 施策名：障害者自立支援給付審査支払等システム事業(自治体分)

## ① 施策の目的

本事業は、制度改正等に伴う自治体のシステム改修に必要な経費に対して補助を行うことにより、制度基盤の安定化及び適正な運営を図るもの。

## ② 対策の柱との関係

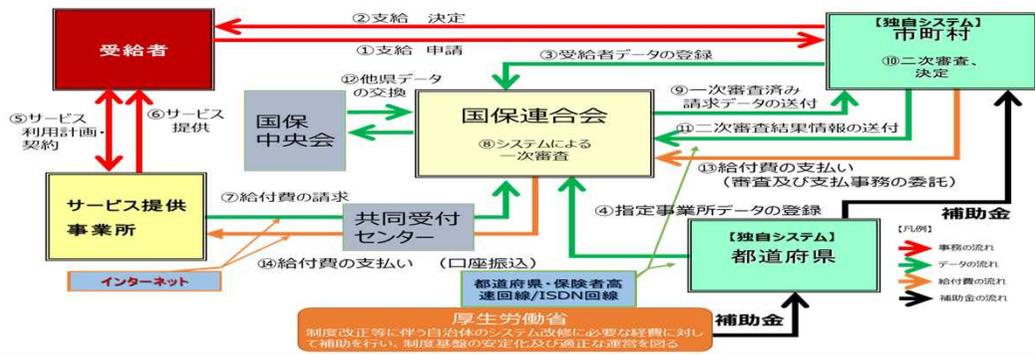
I	II	III
○		

## ③ 施策の概要

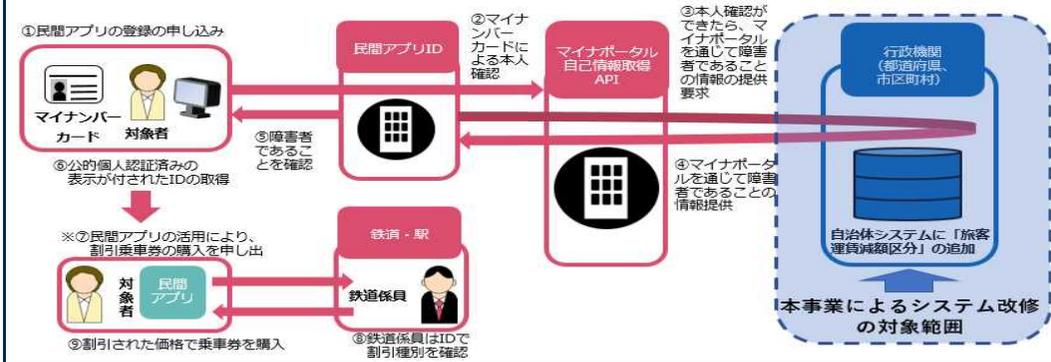
就労選択支援の創設や報酬請求システムのサービスコード修正に伴う所要の改修及び精神障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引に係るマイナンバー情報連携に伴うシステム改修が必要となり、これらに係る経費を要求するもの。

## ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

### 【1. 就労選択支援の創設に伴う改修】



### 【3. 精神障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引に係るマイナンバー情報連携に伴うシステム改修】



### 【2. 報酬請求システムのサービスコード修正に伴う改修】

○令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、事業所が報酬請求に使用するシステムのサービスコードが、報酬告示の単位数とは異なる設定(※)となっており、請求・支払額が告示の単位数より過不足が生じているため、市町村の審査システムの改修を行う。

(※) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、重度障害者等包括支援のサービス提供時間が長時間の場合の報酬単位数に1～11単位の差あり

○令和7年10月から新サービスコード(就労選択支援の創設に併せて改修)による請求を開始し、同月分の報酬支払いと同時に過去分を調整予定。  
(令和6年4月以降の調整額を国保連が計算し、対象事業所に事前通知)

(参考) 全国事業所への影響額の推計(概算)

	影響事業所数(割合)	1事業所あたり・1月分(1事業所あたり1月分収入額)
居宅介護	4,310事業所(18%)	支払いが50円不足(100万円)
重度訪問介護	4,150事業所(48%)	支払いが5,500円不足(170万円)
同行援護	2,560事業所(38%)	支払いが80円過大(30万円)
重度障害者等包括支援	6事業所(50%)	支払いが5,500円過大(410万円)

### 【対象・補助率】

- 就労選択支援の創設
  - 対象：都道府県及び市町村
  - 補助率：1/2
- 報酬請求システムのサービスコード修正に伴う改修
  - 対象：市町村
  - 補助率：1/2
- 精神障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引に係るマイナンバー情報連携に伴うシステム改修
  - 対象：都道府県及び市町村
  - 補助率：2/3

## ⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

本システムの改修を行うことで、職員の負荷軽減だけでなく、住民サービスへの時間に割り当てることが可能となるほか、精神障害者の移動及び社会参加をさらに促進する環境整備の役割を果たすことにつながる。

## ◎ 令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）（抄）

### 4 義務付け・枠付けの見直し等

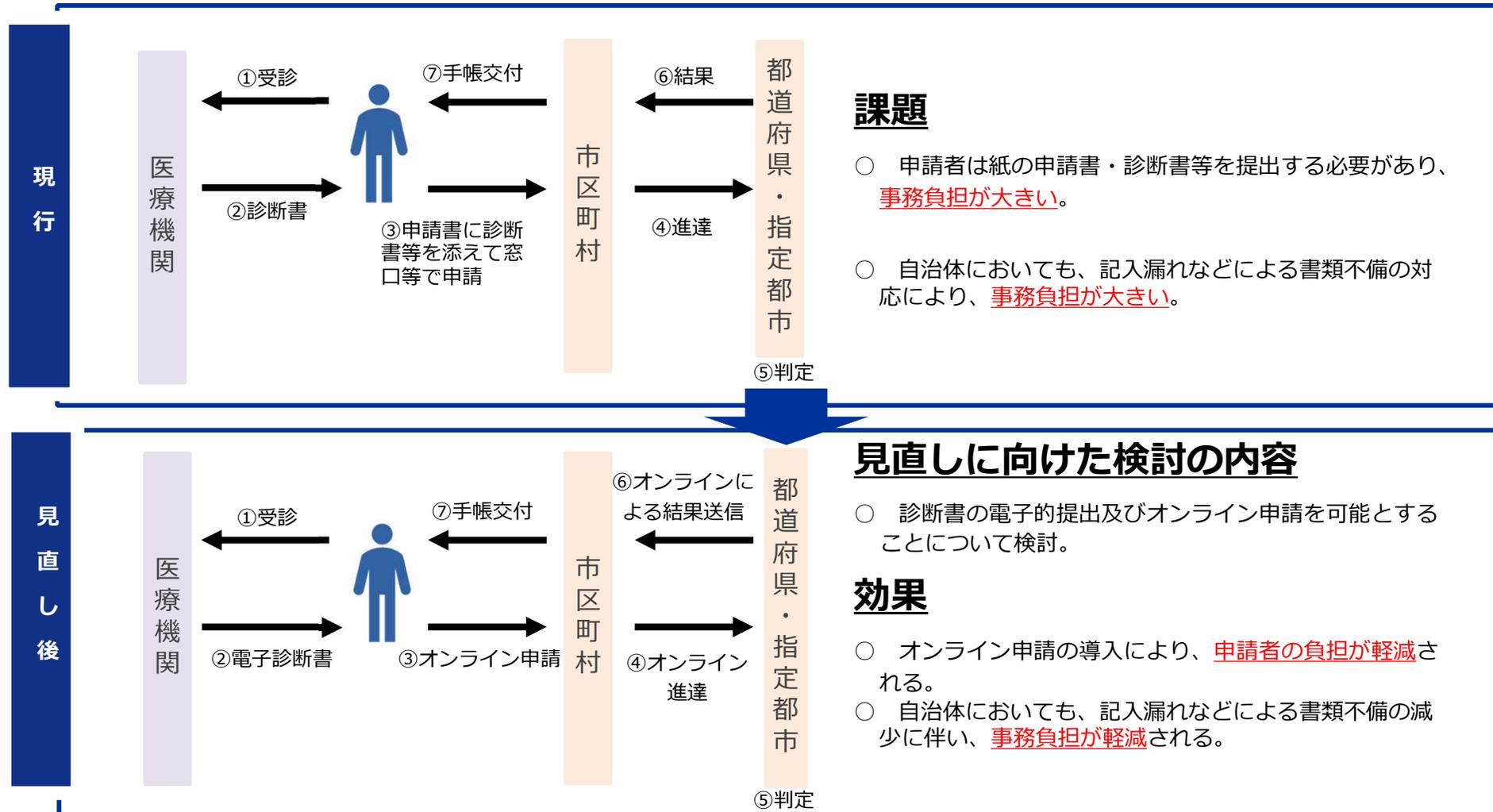
【厚生労働省】

#### **（22）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭25法123）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平17法123）**

精神障害者保健福祉手帳の交付申請（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律45条1項）及び自立支援医療費の支給認定申請（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律53条1項）に係る手続については、医師の診断書のオンラインによる提出も含め、マイナポータルによる申請を可能とすることについて検討し、令和7年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 自立支援医療、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳申請のオンライン化

○申請のオンライン化にあたっては、診断書の電子的提出などの課題があるが、今後、オンライン化に向けて、現行業務に係る課題整理や課題ごとの実現可能性を含めたオンライン化実現方式の検討を行うための調査研究等を行う予定。



① 施策の目的

・「医療DXの推進に関する工程表」(令和5年6月2日医療DX推進本部決定)等に基づき、行政手続きのオンライン化を推進する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

・自立支援医療、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳に係る各申請手続きのオンライン化に向けた検討を進めるため、現状の事務処理スキームを踏まえたオンライン化手法、診断書を電子的に提出するための仕組み、市町村から都道府県への進達の電子化の方法等に関して、調査研究を実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(調査研究の内容)



- ・ 現状の事務処理スキームを踏まえた実行可能性の検討
- ・ デジタル診断書を医療機関で作成する方法や格納方法の検討
- ・ 市町村から都道府県への進達の方法 等

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

・行政手続きをオンライン化することで、窓口や郵送での申請書類提出が不要になり、利便性が向上するとともに、郵送等のコストが低減する。

# 令和7年度精神・障害保健課 予算案の概要

厚生労働省障害保健福祉部  
精神・障害保健課

## 障害児・障害者への良質かつ適切な医療の提供

### 1. 自立支援医療 2, 569億円（2, 493億円）

心身の障害の状態を軽減し、自立した日常生活等を営むために必要な自立支援医療（精神障害者のための精神通院医療、身体障害者のための更生医療、身体障害児のための育成医療）を提供する。

また、自立支援医療の利用者負担のあり方については、引き続き検討する。

（交付先）

- ・ 精神通院医療：都道府県、指定都市
- ・ 更生医療：市町村
- ・ 育成医療：市町村

（負担率）

- ・ 精神通院医療：国 50/100、都道府県・指定都市 50/100
- ・ 更生医療：国 50/100、都道府県 25/100、市町村 25/100
- ・ 育成医療：国 50/100、都道府県 25/100、市町村 25/100

### 2. 措置入院 59億円（56億円）

精神保健福祉法の規定により、都道府県知事又は指定都市市長が入院させた精神障害者の入院に要する費用を負担する。

（交付先）都道府県・指定都市      （負担率）3/4

### 3. 医療保護入院 1.8億円（2.0億円）

琉球政府の負担において精神障害の医療を受けていた者が、復帰後も引き続き当該精神障害の医療を受けた場合における医療費を補助する。

（補助先）沖縄県      （補助率）8/10

## 地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策の推進

### 1. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進

8.4億円（8.4億円）

うち地域生活支援事業等7.7億円

#### (1) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

精神障害者等が地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、住まいの確保支援を含めた精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す。このため、障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科病院、その他医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築し、地域の課題を共有した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を実施する。

また、市町村長同意による医療保護入院者等を対象とした実効的な支援のため、都道府県等において、訪問支援員が精神科病院へ訪問し、患者の話を丁寧に聴きつつ必要な情報提供を行う体制の構築を図る。

##### ① 精神保健医療福祉体制の整備に係る事業

事業を実施する障害保健福祉圏域ごとに「保健・医療・福祉関係者による協議の場」を設置する。また、精神保健医療福祉体制の整備に向けた構築推進サポーターの活用、地域包括ケアシステムの構築状況の実態把握及び事業評価を行う。

##### ② 普及啓発に係る事業

各地域でのシンポジウムの開催等の普及啓発事業の実施により、精神疾患や精神障害、メンタルヘルスに対する地域住民の理解を深める。

##### ③ 精神障害者の住まいの確保支援に係る事業

居住支援協議会の積極的な活用及び連携等により、精神障害者の住まいの確保支援の体制整備を行う。

- ④ 当事者、家族等の活動支援及びピアサポートの活用に係る事業  
当事者や家族等が自らの経験を生かした交流活動（自助グループ）や相談、同行等の活動を促進するため、ピアサポートの活用や地域住民との交流の場の設置等の支援を行う。
- ⑤ 精神医療相談・医療連携体制の構築に係る事業  
休日、夜間における精神障害者及び家族等からの相談に対応するため、地域の実情に合わせて、精神保健福祉センター、精神科救急情報センター、医療機関等に精神医療相談窓口を設置する。精神科医療機関と他科とのネットワークの構築等、地域での支援体制の構築を図る。
- ⑥ 精神障害を有する方等の地域生活支援に係る事業  
長期在院者の地域移行に向けた包括的な相談・支援の実施や、多職種によるアウトリーチ支援等、地域生活の支援に係る取組の整備を行う。
- ⑦ 地域生活支援関係者等に対する研修に係る事業  
地域で安心して暮らすための支援体制構築に向けた地域生活支援に関わる支援者等に対する研修や措置入院者等の退院後支援を担う者に対する研修を実施する。
- ⑧ 市町村等における相談支援体制の構築に係る事業  
市町村等における相談支援体制の構築を推進するための都道府県からの専門職の派遣や相談支援技術等の市町村職員向け研修を実施する。
- ⑨ その他  
①から⑧のほか、地域包括ケアシステムの構築に資する事業を実施する。  
(補助先) 都道府県、指定都市、保健所設置市、特別区  
(補助率) 1/2

## (2) 入院者訪問支援事業

市町村長同意による医療保護入院者等を対象に、精神科病院を訪問し、本人の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う支援体制を構築する。

(補助先) 都道府県、指定都市、保健所設置市、特別区  
(補助率) 1/2

### (3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築支援事業

地域移行に実践経験のある広域アドバイザーと、都道府県等密着アドバイザーから構成されるアドバイザー委員会を国において設置し、ノウハウの共有化を図る。都道府県・保健所設置市・特別区は、広域アドバイザーのアドバイスを受けながら、都道府県等密着アドバイザーと連携し、モデル障害保健福祉圏域等（障害保健福祉圏域・保健所設置市）における、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。

また、アドバイザーの資質の向上・育成を目的としたアドバイザー向け研修の実施や、精神障害に対する理解を深めるための普及啓発イベント等を開催する。

(委託先) 一般競争入札

### (4) 心のサポーター養成事業

メンタルヘルスの不調、精神疾患等の予防や早期介入を図る観点から、メンタルヘルス・ファーストエイドの考え方を活用した「心のサポーター養成事業」を自治体等が実施するための講師のマッチングや教材提供等といった支援を行い、メンタルヘルスや、うつ病、摂食障害などの精神疾患に対する理解の促進及び地域や職場での支援を受けられる基盤整備・体制整備を推進する。

(委託先) 一般競争入札

## 2. 精神科救急医療体制の整備

18億円（18億円）

地域で生活する精神障害者の病状の急変時において、早期に対応が可能な医療体制及び精神科救急情報センターの相談体制を確保するため、引き続き地域の実情に応じた精神科救急医療体制を整備する。

また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に資する精神科救急医療体制整備を推進するとともに、依存症患者が救急医療を受けた後に適切な専門医療や支援等を継続して受けられるよう、依存症専門医療機関等と精神科救急医療施設等との連携体制を構築する。

(補助先) 都道府県・指定都市 (補助率) 1/2

### 3. 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に関する医療提供体制の整備の推進

188億円（192億円）

心神喪失者等医療観察法に基づく医療を円滑に行うために、引き続き指定入院医療機関を整備し、地域偏在の解消を進める。

また、指定医療機関の医療従事者等を対象とした研修や指定医療機関相互の技術交流等により、更なる医療の質の向上を図る。

#### 【令和6年度補正予算】

- ・心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関施設整備事業 7.3億円  
心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関の医療観察法病棟について、防災・減災の観点から、大規模修繕に必要な施設整備を実施する。

### 4. 高次脳機能障害及びその関連障害に対する地域支援ネットワーク構築の促進

地域生活支援促進事業のうち1.3億円

高次脳機能障害の当事者への専門的相談支援及び医療と福祉の一体的な支援を普及・定着させるため、高次脳機能障害の診断及びその特性に応じた支援サービスの提供を行う協力医療機関（医療機関、リハビリ機関等）及び専門支援機関（就労支援機関、教育機関等）を確保・明確化する。さらに、地域の関係機関が相互に連携・調整を図り、当事者やその家族等の支援に資する情報提供を行う地域支援ネットワークを構築し、切れ目のない充実した支援体制の促進を図る。

（補助先）都道府県（補助率）1/2

### 5. てんかんの地域診療連携体制の整備 31百万円（31百万円）

てんかんの治療を専門的に行っている医療機関を「てんかん支援拠点病院」として指定するとともに、関係機関との連携・調整等の実施及び各支援拠点病院で集積された知見の評価・検討を行うため「てんかん全国支援センター」を設け、専門的な相談支援や関係機関との連絡・調整を担う人材の確保や養成等を行い、てんかんの診療連携体制を整備する。

（補助先）てんかん全国支援センター：国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター

てんかん支援拠点病院：都道府県

（補助率）てんかん全国支援センター：定額

てんかん支援拠点病院：1/2

## 6. 摂食障害治療体制の整備

23百万円（23百万円）

摂食障害の治療を専門的に行っている医療機関を「摂食障害支援拠点病院」として指定するとともに、関係機関との連携・調整等の実施及び各支援拠点病院で集積された知見の評価・検討を行うため「摂食障害全国支援センター」を設け、摂食障害の診療連携体制を整備する。

（補助先）摂食障害全国支援センター：国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター

摂食障害支援拠点病院：都道府県

（補助率）摂食障害全国支援センター：定額

摂食障害支援拠点病院：1/2

## 7. 精神科病院等における安全な医療を提供するための研修の実施

7百万円（7百万円）

精神科病院における患者間等の暴力行為防止に対する取組に関する研修を精神科医療従事者に対して開催する。また、昨今の精神科病院における虐待事案を踏まえ、虐待防止に関する内容も含めた研修として実施する。

（補助先）公募

## 8. 都道府県・指定都市における虐待対応体制整備支援事業

地域生活支援促進事業のうち41百万円

精神科病院に対する指導監督権限を有する都道府県・指定都市において、精神科病院における虐待防止措置を支援するとともに、虐待事案に対し適切な対応をするために必要な経費について財政的支援を行うことにより、虐待の防止や障害者の保護等の対応ができる体制を整備する。

（補助先）都道府県、指定都市 （補助率）1/2

## 9. 公認心理師実習演習担当教員及び実習指導者養成講習会事業

33百万円（33百万円）

公認心理師の質の維持・向上のため、公認心理師となるために必要な科目を教授する実習演習担当教員及び実習施設において必要な科目を指導する実習指導者を養成するための講習会を実施する。

（補助先）公募 （補助率）10/10

## 10. その他

2. 4億円（2. 7億円）

### （1）精神保健福祉センターにおける特定相談等の実施

75百万円（74百万円）

精神保健福祉法の規定に基づき、精神保健福祉センターが実施する特定相談や社会復帰促進事業に係る経費について補助する。

（補助先）都道府県、指定都市 （補助率）1／3

### （2）精神保健指定医としての資質の確保に関する事業（一部デジタル庁計上）

82百万円（83百万円）

精神保健指定医の資質の確保を図るため、精神保健指定医の資格審査の効率化を図るとともに、資格審査における口頭試問等を実施する。

#### 【令和6年度補正予算】

- ・精神保健指定医資格審査システムの改修（デジタル庁計上） 1. 1億円  
デジタル社会の実現に向けた重点計画に沿って、精神保健指定資格審査システムと国家資格システムとの連携を実施する。

### （3）認知行動療法の普及の推進

45百万円（56百万円）

うつ病等の治療で有効な認知行動療法(※)の研修を実施し、基礎的知識・技法の習得を図るとともに、スーパーバイザーによる指導により、うつ病等の患者への治療の質の向上を図る。

※ものの受け取り方や考え方に働きかけて気持ちを楽にする精神療法

（補助先）公募 （補助率）定額

### （4）こころの健康づくり対策の推進

17百万円（17百万円）

犯罪・災害などによるトラウマ、被害者・被災者となることで生じる心的外傷後ストレス障害（PTSD）、児童・思春期にある児童に関連する問題などに対する精神保健福祉活動の充実に資するための研修を実施し、教育・福祉・医療などの専門職の質の向上を図る。また、災害等発生時に心のケアに関する相談に対応できる人材を確保するための研修を実施する。

（補助先）公募 （補助率）定額

**(5) 自殺未遂者等を支援する医療機関の整備 16百万円 (16百万円)**

精神保健上の問題による自殺対策のうち、自殺のハイリスク者で再企  
図の多い自殺未遂者の再企画を防ぐための医療従事者研修等を実施し、  
医療提供体制を構築する。

(補助先) 公募 (補助率) 定額

**(6) その他 (精神保健等対策費) 22百万円 (23百万円)**

**【令和6年度補正予算】**

- ・ 自立支援医療費助成制度上限額管理票オンライン化事業 (デジタル庁計上)

2.5億円

自己負担上限額管理のオンライン化に係る実証事業を行う。

- ・ 自立支援医療、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳にかかる申請手続  
きのオンライン化の推進

3.0億円

自立支援医療、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳に係る各申請手続  
きのオンライン化に向けた検討を進めるため、現状の事務処理スキームを踏まえ  
たオンライン化手法、診断書を電子的に提出するための仕組み、市町村から都道  
府県への進達の電子化の方法等に関して、調査研究を実施する。

## 依存症対策等の推進

### ○依存症対策の推進

8.4億円（8.4億円）  
及び地域生活支援事業等502億円の内数

#### 1. 全国拠点機関における依存症医療・支援体制の整備

1.5億円（1.5億円）

依存症患者やその家族等が適切な治療や必要な支援を受けられるよう、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症対策の全国拠点機関において、都道府県等の指導者の養成研修を実施し依存症に係る医療・支援体制の整備を推進する。

また、依存症の実態解明や治療・相談支援等の現状・課題に関する調査を実施する。

（補助先）独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター

（一部、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター）

（補助率）定額

#### 【令和6年度補正予算】

・依存症に係る医療の充実等を図るための支援 2.2億円  
アルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル等依存症及びゲームに関連する問題など、依存症の実態解明や地域の現状・課題に関する調査研究を実施し、依存症対策を推進する。

#### 2. 地域における依存症の支援体制の整備（一部再掲）

5.7億円（5.9億円）

依存症患者やその家族等が地域で適切な治療や必要な支援を受けられるよう、引き続き、都道府県等の人材養成、医療体制・相談体制及び包括的な連携協力体制の整備を推進する。

（補助先）都道府県、指定都市、保健所設置市、特別区（補助率）1/2、10/10

### 3. 依存症問題に取り組む民間団体の支援

**69百万円（49百万円）**

**及び地域生活支援事業等502億円の内数**

① 民間団体支援事業（全国規模で取り組む団体）

アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症患者やその家族等の支援について、全国規模で実施している自助グループ等民間団体における支援ネットワークの構築や相談支援体制の強化を図る。

（補助先）公募 （補助率）定額

② 民間団体支援事業（地域で取り組む団体）

アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症患者やその家族等の支援について、地域で実施している自助グループ等民間団体の活動（ミーティング活動や相談支援、普及啓発活動等）に関する支援を行う。

（補助先）都道府県、指定都市、保健所設置市、特別区 （補助率）1/2

### 4. 依存症に関する普及啓発事業

**49百万円（50百万円）**

依存症患者やその家族等が地域の治療や支援につながるよう、依存症に関する正しい知識と理解を広めるため普及啓発を実施する。

（委託先）公募

### ○アルコール健康障害対策

**8百万円（12百万円）**

アルコール健康障害対策基本法及びアルコール健康障害対策推進基本計画に基づき、飲酒に伴うリスクに関する知識の普及啓発や、都道府県におけるアルコール問題に関する横断的取組を支援する。

## 東日本大震災等の被災者に対する心のケア体制の整備

### 被災者支援総合交付金（77億円）の内数

東日本大震災による被災者の精神保健面の支援のため、専門職による相談支援等を実施するとともに、自主避難者等への支援などを通じて、専門的な心のケア支援を行う。

（補助先）岩手県、宮城県、福島県

（補助率）定額

#### 【令和6年度補正予算】

- 被災者への心のケアの充実を図るための支援 1.5億円  
令和6年1月の能登半島地震に加え、9月の石川県における大雨による被災者等への心のケアについて、仮設住宅や避難所等への訪問支援等の充実を図る。